

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節、第四節 (略)</p> <p>第五節 公共法人等及び公益信託に係る非課税(第五十条の二、第五十一条の五)</p> <p>第三章・第四章 (略)</p> <p>第二編 (略)</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 税額控除(第一百十條の二、第一百二十五條)</p> <p>第四章、第七章 (略)</p> <p>第二編・第四編 (略)</p> <p>第五編 雜則(第二百二十五條、第二百四十七條)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「国内」、「国外」、「居住者」、「非居住者」、「非居住者」、「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「公社債」、「預貯金」、「合同運用信託」、「貸付信託」、「投資信託」、「証券投資信託</p>	<p>目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節、第四節 (略)</p> <p>第五節 公共法人等及び公益信託に係る非課税(第五十一条、第五十一条の五)</p> <p>第三章・第四章 (略)</p> <p>第二編 (略)</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 税額控除(第一百十一條、第一百二十五條)</p> <p>第四章、第七章 (略)</p> <p>第二編・第四編 (略)</p> <p>第五編 雜則(第二百二十五條、第二百四十六條)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「国内」、「国外」、「居住者」、「非居住者」、「非居住者」、「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「公社債」、「預貯金」、「合同運用信託」、「貸付信託」、「証券投資信託」、「オーブ</p>

託、「オープン型の証券投資信託」、「公社債投資信託」、「公社債等運用投資信託」、「公募公社債等運用投資信託」、「特定目的信託」、「たな卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「各種所得」、「各種所得の金額」、「変動所得」、「臨時所得」、「純損失の金額」、「雑損失の金額」、「災害」、「障害者」、「特別障害者」、「老年者」、「寡婦」、「寡夫」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」、「扶養親族」、「特別農業所得者」、「予定納税額」、「確定申告書」、「期限後申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「確定申告期限」、「出国」、「更正」、「決定」、「源泉徴収」、「附帯税」、「充当」又は「還付加算金」とは、それぞれ所得税法（以下「法」という。）（第一条第一項（定義）に規定する国内、国外、居住者、非居住者、非居住者、内国法人、外国法人、人格のない社団等、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、オープン型の証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託、特定目的信託、たな卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、各種所得、各種所得の金額、変動所得、臨時所得、純損失の金額、雑損失の金額、災害、障害者、特別障害者、老年者、寡婦、寡夫、勤労学生、控除対象配偶者、扶養親族、特別農業所得者、予定納税額、確定申告書、期限後申告書、修正申告書、青色申告書、確定申告期限、出国、更正、決定、源泉徴収、附帯税、充当又は還付加算金をいう。

2・3 (略)

4 この政令において、「利益の配当」には、利息の配当及び商法（明治二十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百一条第一項（中間配当）又は第十二条の二

型の証券投資信託、「公社債投資信託」、「たな卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「各種所得」、「各種所得の金額」、「変動所得」、「臨時所得」、「純損失の金額」、「雑損失の金額」、「災害」、「障害者」、「特別障害者」、「老年者」、「寡婦」、「寡夫」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」、「扶養親族」、「特別農業所得者」、「予定納税額」、「確定申告書」、「期限後申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「確定申告期限」、「出国」、「更正」、「決定」、「源泉徴収」、「附帯税」、「充当」又は「還付加算金」とは、それぞれ所得税法（以下「法」という。）（第一条第一項（定義）に規定する国内、国外、居住者、非居住者、非居住者、内国法人、外国法人、人格のない社団等、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、証券投資信託、オープン型の証券投資信託、公社債投資信託、たな卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、各種所得、各種所得の金額、変動所得、臨時所得、純損失の金額、雑損失の金額、災害、障害者、特別障害者、老年者、寡婦、寡夫、勤労学生、控除対象配偶者、扶養親族、特別農業所得者、予定納税額、確定申告書、期限後申告書、修正申告書、青色申告書、確定申告期限、出国、更正、決定、源泉徴収、附帯税、充当又は還付加算金をいう。

2・3 (略)

4 この政令において、「利益の配当」には、利息の配当及び商法（明治二十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百一条第一項（中

(利益の配当に含まれる金銭の分配)に規定する金銭の分配を含むものとする。

(公社債等運用投資信託の範囲等)

第二十一条の二 法第二十一条第十五号の二(公社債等運用投資信託の意義)に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 公社債

二 手形

三 法第二十一条第十五号の二に規定する指名金銭債権

四 合同運用信託

2 法第二十一条第十五号の二に規定する政令で定めるものは、証券投資信託以外の投資信託のうち次に掲げる要件を満たすものとする。

一 その信託財産を前項第一号から第三号までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託で、その信託財産を同項各号に掲げる資産にのみ運用するものであること。

二 当該投資信託の投資信託約款(当該投資信託が、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第一条第一項(定義)に規定する委託者指図型投資信託である場合には同法第二十六条第一項(投資信託約款の内容の届出)に規定する投資信託約款をいい、同法第二十一条に規定する委託者非指図型投資信託である場合には同法第四十九条の四第一項(投資信託契約の締結)に規定する投資信託約款をいう。)その他これに類する書類(次条において「投資信託約款等」という。)に当該投資信託が前号に規定する投資信託である旨の定めがあること。

間配三)に規定する金銭の分配を含むものとする。

(新設)

(公募の要件)

第二十一条の三 法第二十一条第十五号の三(公募公社債等運用投資信託の意義)に規定する政令で定める勧誘は、同号の受託証券の募集が国内において行われる場合にあっては、当該募集に係る証券取引法第二十一条第二項(定義)に規定する勧誘(以下この条において「勧誘」という。)が同項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、投資信託約款等とその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとし、当該受託証券の募集が国外において行われる場合にあっては、当該募集に係る勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものであり、かつ、目論見書(同法第二十一条第十項に規定する目論見書をいう。)(その他これに類する書類)にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものであることを記載がなされて行われるものとする。

(有価証券に準ずるものの範囲)

第四条 法第二十一条第十七号(有価証券の意義)に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 株式の引受けによる権利及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)及び資産の流動化に関する法律又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)第一条(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利

三 (略)

(新設)

(有価証券に準ずるものの範囲)

第四条 法第二十一条第十七号(有価証券の意義)に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 株式の引受けによる権利並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利

三 (略)

(利益の配当に含まれる金銭の分配)

第十一條の二(法第一條第三項(利益の配当の範囲)に規定する政令で定める金銭の分配は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第一條(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一條第一項(中間配当)に規定する金銭の分配とする。

(用語の意義)

第二十一條 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 老人等、金融機関の営業所等、特定公募公社債等運用投資信託、有価証券預入等、非課税貯蓄申込書、合同運用信託等、額面金額等又は非課税貯蓄申告書、それぞれ法第十條第一項又は第三項(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する老人等、金融機関の営業所等、特定公募公社債等運用投資信託、有価証券、預入等、非課税貯蓄申込書、合同運用信託等、額面金額等又は非課税貯蓄申告書をいう。

- 二 預貯金等 法第十條第一項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券をいう。

三 (略)

(利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲)

第二十二條 (略)

2 (略)

(新設)

第二十一條 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 老人等、金融機関の営業所等、有価証券、預入等、非課税貯蓄申込書、額面金額等又は非課税貯蓄申告書、それぞれ法第十條第一項又は第二項(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する老人等、金融機関の営業所等、有価証券、預入等、非課税貯蓄申込書、額面金額等又は非課税貯蓄申告書をいう。

- 二 預貯金等 法第十條第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券をいう。

三 (略)

(利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲)

第二十二條 (略)

2 (略)

3| 法第十条第一項に規定する政令で定める公募公社債等運用投資信託は、本邦通貨以外の通貨により引き受けられる金銭信託に係る公募公社債等運用投資信託とする。

4| 法第十条第一項に規定する政令で定める公社債及び投資信託又は特定目的信託の受益証券は、次に掲げるもの（第一号から第五号までに掲げるものにあつては国内において発行されたものに限るものとし、第六号から第八号までに掲げるものにあつてはその募集が国内において行われる受益証券で当該受益証券に係る信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されたものに限る。）で本邦通貨で表示されたものとする。

一〜五（略）

六| 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二十八条（定義）に規定する外国投資信託（次号及び第八号において「外国投資信託」という。）を除く。）の受益証券

七| 公社債投資信託以外の証券投資信託（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八条の二第一項第一号（公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）に規定する証券投資信託に限るものとし、外国投資信託を除く。）のうち、大蔵省令で定めるものの受益証券

八| 公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する委託者指図型投資信託に限るものとし、外国投資信託を除く。）の受益証券

九| 法第一百二十四条の二第二項第六号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する社債的受益証券（当該受益証券の募集が公募（証券取引法第二十一条第二項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして大蔵

（新設）

3| 法第十条第一項に規定する政令で定める公社債及び証券投資信託の受益証券は、次に掲げるもの（第一号から第五号までに掲げるものにあつては本邦通貨で表示された債券で国内において発行されたものに限るものとし、第六号及び第七号に掲げるものにあつては第六号及び第七号の信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されたものに限る。）とする。

一〜五（略）

六| 公社債投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十九条（定義）に規定する外国証券投資信託（次号において「外国証券投資信託」という。）を除く。）の受益証券

七| 公社債投資信託以外の証券投資信託（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八条の二第一項に規定する証券投資信託に限るものとし、外国証券投資信託を除く。）のうち、大蔵省令で定めるものの受益証券

（新設）

（新設）

省令で定めるものをいう。）により行われたものに限る。）

十 外国、外国の地方公共団体その他の外国法人（大蔵省令で定める国際機関を除く。）の発行する債券のうち、その発行に際して第五号に規定する元引受契約が同号に規定する証券会社又は外国証券会社の支店により締結されたもの

（有価証券の保管の委託又は登録）

第二十七条 個人が法第十条第一項（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受けようとする有価証券（同項の規定の適用を受けようとする合同運用信託に係る無記名の貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の受益証券を含む。以下この条において同じ。）を金融機関の営業所等において取得した場合には、その者は、直ちに、その有価証券につき、次に掲げる方法のうちいずれかの方法により保管の委託をし、又は国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）若しくは社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定による登録を受けなければならない。

一～四）略）

2・3）略）

（金融機関の営業所等の長の支払事務取扱者に対する通知等）

第二十八条（略）

2 前条第一項第一号又は第四号の金融機関の営業所等の長は、次の各号に掲げる場合には、有価証券の保管者等に対し、当該各号に規定する事由が生じた都度、当該各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

八 外国、外国の地方公共団体その他の外国法人（大蔵省令で定める国際機関を除く。）の発行する本邦通貨で表示された債券のうち、その発行に際して第五号に規定する元引受契約が同号に規定する証券会社又は外国証券会社の支店により締結されたもの

（有価証券の保管の委託又は登録）

第二十七条 個人が法第十条第一項（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受けようとする有価証券（同項の規定の適用を受けようとする合同運用信託に係る無記名の貸付信託の受益証券を含む。以下この条において同じ。）を金融機関の営業所等において取得した場合には、その者は、直ちに、その有価証券につき、次に掲げる方法のうちいずれかの方法により保管の委託をし、又は国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）若しくは社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定による登録を受けなければならない。

一～四）略）

2・3）略）

（金融機関の営業所等の長の支払事務取扱者に対する通知等）

第二十八条（略）

2 前条第一項第一号又は第四号の金融機関の営業所等の長は、次の各号に掲げる場合には、有価証券の保管者等に対し、当該各号に規定する事由が生じた都度、当該各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一〇三（略）

四 第一号に規定する個人がその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して購入した前条第一項に規定する有価証券の額面金額等の合計額（法第十条第一項の規定の適用を受ける合同運用信託に係る無記名の貸付信託又は特定公算公社債等運用投資信託の受益証券については、その受益証券に係る元本と当該合同運用信託等のうち当該受益証券に係るもの以外のものの元本との合計額）が、その者がその金融機関の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申込書に記載された法第十条第二項第二号に掲げる最高限度額（同条第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額）を超えることとなり、又はその超えた後再び当該最高限度額を超えないこととなつた場合、その事実

3（略）

（非課税限度額の計算等）

第二十九条 法第十条第一項第二号（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定めるものは、投資信託（同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）については、その設定又は追加設定があつた時において当該投資信託につき信託又は追加信託がされた金額をその時における当該信託又は追加信託についての受益権の口数で除して計算した金額とし、特定目的信託については、第二十二條第四項第九号（利子所得等）について非課税とされる預貯金等の範囲（に規定する社債的受益証券に係る資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第一百七十九号）（第二十条第四号）（社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件））に規定する社債的受益権の元本の額をその受益権の口数で除して

一〇三（略）

四 第一号に規定する個人がその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して購入した前条第一項に規定する有価証券の額面金額等の合計額（法第十条第一項の規定の適用を受ける合同運用信託に係る無記名の貸付信託の受益証券については、その受益証券に係る元本と当該合同運用信託のうち当該受益証券に係るもの以外のものの元本との合計額）が、その者がその金融機関の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申込書に記載された法第十条第二項第二号に掲げる最高限度額（同条第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額）を超えることとなり、又はその超えた後再び当該最高限度額を超えないこととなつた場合、その事実

3（略）

（非課税限度額の計算等）

第二十九条 法第十条第一項第二号（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定めるものは、証券投資信託について、その設定又は追加設定があつた時において当該信託につき信託又は追加信託がされた金額をその時における当該信託又は追加信託についての受益権の口数で除して計算した金額とする。

計算した金額とする。

2・3 (略)

(同一金融機関の営業所等を経由して重ねて提出できる非課税貯蓄申告書の範囲)
第四十二条 (略)

2 信託銀行の営業所等を経由して提出する非課税貯蓄申告書に係る法第十条第二項の規定及び第四十一条第一項(非課税貯蓄限度額変更申告書)の規定の適用については、法第十条第二項第三号中「預貯金 合同運用信託 特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券」とあるのは「預貯金 合同運用信託 特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券」と、同項第四号中「既に」とあるのは「既に当該金融機関の営業所等又は他の」と、当該他の「とあるのは」当該金融機関の営業所等及び他のの「と、第四十一条第一項第七号中「他の」とあるのは「当該金融機関の営業所等又は他の」とする。

(非課税貯蓄に関する異動申告書)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、その者の法第十条第一項の規定の適用を受ける有価証券(合同運用信託に係る無記名の貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の受益証券を含む。以下この条において「特定有価証券」という。)につきその取得をし、かつ、当該特定有価証券につき第二十七条第一項の規定による保管の委託又は登録の手続をした金融機関の営業所等(以下この条において「特定営業所等」という。)に係る第二十一条に掲げる者(以下

2・3 (略)

(同一金融機関の営業所等を経由して重ねて提出できる非課税貯蓄申告書の範囲)
第四十一条 (略)

2 信託銀行の営業所等を経由して提出する非課税貯蓄申告書に係る法第十条第二項の規定及び第四十一条第一項(非課税貯蓄限度額変更申告書)の規定の適用については、法第十条第二項第三号中「預貯金 合同運用信託又は有価証券」とあるのは「預貯金 合同運用信託又は有価証券」と、同項第四号中「既に」とあるのは「既に当該金融機関の営業所等又は他の」と、当該他の「とあるのは」当該金融機関の営業所等及び他のの「と、第四十一条第一項第七号中「他の」とあるのは「当該金融機関の営業所等又は他の」とする。

(非課税貯蓄に関する異動申告書)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、その者の法第十条第一項の規定の適用を受ける有価証券(合同運用信託に係る無記名の貸付信託の受益証券を含む。以下この条において「特定有価証券」という。)につきその取得をし、かつ、当該特定有価証券につき第二十七条第一項の規定による保管の委託又は登録の手続をした金融機関の営業所等(以下この条において「特定営業所等」という。)に係る第二十一条に掲げる者(以下この項において「特定金融機関」とい

この項において「特定金融機関」という。()の特定業務(有価証券)合同運用信託等に係る無記名の貸付信託又は特定公算公社債等運用投資信託の受益証券を含む。()の当該個人による特定営業所等における購入に係る業務をいう。以下この項において同じ。()につき次に掲げる事由が生じたことにより、当該事由が生じた日から起算して一年を経過する日(当該事由が第一号に掲げるものであつて、同日前に同号の特定業務の停止につき定められた期間が終了する場合には、その終了の日)までの間に特定営業所等に対してその者の当該特定有価証券に関する事務の全部を特定営業所等以外の金融機関の営業所等(特定金融機関と特定有価証券に関する事務の移管(当該個人が特定営業所等にその取得をした特定有価証券の保管の委託をしている場合には、特定有価証券の保管の委託に係る契約の承継を含む。以下この条において同じ。))に関する契約を締結している者の営業所等」という。()に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管がされることとなつた場合において、その取得をした特定有価証券につき引き続き移管先の営業所等において法第十条第一項の規定の適用を受けようとするときは、当該個人は当該移管を依頼する際、その旨、その者の氏名、生年月日及び住所その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を特定営業所等及び移管先の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一～四 (略)

4～7 (略)

第五節 公共法人等及び公益信託に係る非課税

()の特定業務(有価証券)合同運用信託に係る無記名の貸付信託の受益証券を含む。()の当該個人による特定営業所等における購入に係る業務をいう。以下この項において同じ。()につき次に掲げる事由が生じたことにより、当該事由が生じた日から起算して一年を経過する日(当該事由が第一号に掲げるものであつて、同日前に同号の特定業務の停止につき定められた期間が終了する場合には、その終了の日)までの間に特定営業所等に対してその者の当該特定有価証券に関する事務の全部を特定営業所等以外の金融機関の営業所等(特定金融機関と特定有価証券に関する事務の移管(当該個人が特定営業所等にその取得をした特定有価証券の保管の委託をしている場合には、特定有価証券の保管の委託に係る契約の承継を含む。以下この条において同じ。))に関する契約を締結している者の営業所等」という。()に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管がされることとなつた場合において、その取得をした特定有価証券につき引き続き移管先の営業所等において法第十条第一項の規定の適用を受けようとするときは、当該個人は、当該移管を依頼する際、その旨、その者の氏名、生年月日及び住所その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を特定営業所等及び移管先の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一～四 (略)

4～7 (略)

第五節 公共法人等及び公益信託に係る非課税

(公社債等の範囲)

第五十条の二 法第十一条第一項（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する政令で定める受益証券は、次に掲げる受益証券とする。

- 一 貸付信託の受益証券
 - 二 公社債投資信託の受益証券
 - 三 租税特別措置法第八条の二第一項第一号（公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）に掲げる受益証券
 - 四 公社債等運用投資信託の受益証券
 - 五 法第一百二十四条の二第二項第六号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する社債的受益証券
- 2 法第十一条第一項に規定する政令で定める投資口は、租税特別措置法第三十七条の十五第一項第二号（公社債等の譲渡等による所得の課税の特例）に規定する特定の投資法人の同号に規定する投資口とする。

(公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額)

第五十一条 法第十一条第一項から第三項まで（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第十一条第一項若しくは第二項に規定する内国法人若しくは外国法人（以下第五十一条の三までにおいて「公共法人等」という。）又は法第十一条第三項に規定する公益信託（以下第五十一条の三までにおいて「公益信託」という。）の受託者が、その所有し、又はその公益信託の信託財産に属する法第十一

(新設)

(公社債等の利子又は収益の分配のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額)

第五十一条 法第十一条第一項から第三項まで（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第十一条第一項若しくは第二項に規定する内国法人若しくは外国法人（以下第五十一条の三までにおいて「公共法人等」という。）又は法第十一条第三項に規定する公益信託（以下第五十一条の三までにおいて「公益信託」という。）の受託者が、その所有し、又はその公益信託の信託財産に属する法第十一

条第一項に規定する公社債等（以下第五十一条の三までにおいて「公社債等」といふ。）に係る有価証券につきその利子等（同項に規定する利子等）をいふ。以下第五十一条の三までにおいて同じ。）の計算期間を通じて次条に定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けている場合、当該計算期間に対応する利子等の額

二 公共法人等又は公益信託の受託者が、その所有し、又はその公益信託の信託財産に属する公社債等に係る有価証券につきその利子等の計算期間の中途において次条に定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受け、かつ、その保管の委託をし、又は登録を受けた日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて保管の委託をし、又は登録を受けている場合、当該計算期間に対応する利子等の額に当該保管の委託をし、又は登録を受けている期間の日数を乗じ、これを当該計算期間の日数で除して計算した金額

（公社債等に係る有価証券の保管の委託又は登録）

第五十一条の二 公共法人等又は公益信託の受託者は、その所有し、又はその公益信託の信託財産に属する公社債等の利子等につき法第十一条第一項から第三項まで（公共法人等及び公益信託に係る非課税）の規定の適用を受けようとする場合には、その公社債等に係る有価証券につき、次に掲げる方法のうちいずれかの方法により保管の委託をし、又は国債に関する法律若しくは社債等登録法の規定による登録を受けなければならない。

一（略）

二 投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二系第十八項（定義）に規定する投資信託委託業者をいふ。次項において同じ。）の営業所を通

条第一項に規定する公社債等（以下第五十一条の三までにおいて「公社債等」といふ。）に係る有価証券につきその利子又は収益の分配の計算期間を通じて次条に定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けている場合、当該計算期間に対応する利子又は収益の分配の額

二 公共法人等又は公益信託の受託者が、その所有し、又はその公益信託の信託財産に属する公社債等に係る有価証券につきその利子又は収益の分配の計算期間の中途において次条に定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受け、かつ、その保管の委託をし、又は登録を受けた日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて保管の委託をし、又は登録を受けている場合、当該計算期間に対応する利子又は収益の分配の額に当該保管の委託をし、又は登録を受けている期間の日数を乗じ、これを当該計算期間の日数で除して計算した金額

（公社債等に係る有価証券の保管の委託又は登録）

第五十一条の二 公共法人等又は公益信託の受託者は、その所有し、又はその公益信託の信託財産に属する公社債等の利子又は収益の分配につき法第十一条第一項から第三項まで（公共法人等及び公益信託に係る非課税）の規定の適用を受けようとする場合には、その公社債等に係る有価証券につき、次に掲げる方法のうちいずれかの方法により保管の委託をし、又は国債に関する法律若しくは社債等登録法の規定による登録を受けなければならない。

一（略）

二 証券投資信託委託業者（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二系第十項（定義）に規定する証券投資信託委託業者をいふ。次項において同じ。）

じて金融機関の営業所等に保管を委託する方法

三・四 (略)

2 前項第一号、第二号若しくは第四号の金融機関の営業所等又は同項第二号の投資信託委託業者の営業所(次条において「金融機関等の営業所等」という。)は、保管の委託を受け、若しくは登録の取扱いをした公社債等又は保管の委託の取次ぎ若しくは登録の取次ぎをした公社債等につき、帳簿を備え、その保管の委託をし、又は登録を受けた者の各人別に口座を設け、大蔵官令で定める事項を記載しなければならない。

3 (略)

(公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出)

第五十一条の三 公共法人等又は公益信託の受託者は、その支払を受けるべき公社債等の利子等につき法第十一条第一項から第三項まで(公共法人等及び公益信託に係る非課税)の規定の適用を受けようとする場合には、当該公社債等の利子等の支払を受けるべき日の前日までに、同条第四項に規定する申告書を金融機関等の営業所等及び当該公社債等の利子等の支払をする者を経由してその支払をする者の当該利子等に係る法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(法第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(源泉徴収に係る所得税の納税地)

()の営業所を通じて金融機関の営業所等に保管を委託する方法

三・四 (略)

2 前項第一号、第二号若しくは第四号の金融機関の営業所等又は同項第二号の証券投資信託委託業者の営業所(次条において「金融機関等の営業所等」という。)は、保管の委託を受け、若しくは登録の取扱いをした公社債等又は保管の委託の取次ぎ若しくは登録の取次ぎをした公社債等につき、帳簿を備え、その保管の委託をし、又は登録を受けた者の各人別に口座を設け、大蔵官令で定める事項を記載しなければならない。

3 (略)

(公社債等の利子又は収益の分配に係る非課税申告書の提出)

第五十一条の三 公共法人等又は公益信託の受託者は、その支払を受けるべき公社債等の利子又は収益の分配につき法第十一条第一項から第三項まで(公共法人等及び公益信託に係る非課税)の規定の適用を受けようとする場合には、当該公社債等の利子又は収益の分配の支払を受けるべき日の前日までに、同条第四項に規定する申告書を金融機関等の営業所等及び当該公社債等の利子又は収益の分配の支払をする者を経由してその支払をする者の当該利子又は収益の分配に係る法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(法第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(源泉徴収に係る所得税の納税地)

第五十五条 法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとし、同条に規定する政令で定める場所は、それぞれその支払の日（支払があつたものとみなされる日を含む。）における当該各号に定める場所とする。

一～三（略）

四 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第一条第一項（定義）に規定する委託者指図型投資信託に限る。）又は特定目的信託の収益の分配 その信託を引き受けた信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む銀行を含む。）の本店又は主たる事務所の所在地

五・六（略）

（配当等の額とみなす金額の計算方法）

第六十一条（略）

2 法第二十五条第一項第四号に掲げる資産のうちその合併に係る合併法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。以下この項において同じ。）の株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条（定義）に規定する投資口（以下この項において「投資口」という。）を含む。）又は出資がある場合には、法第二十五条第一項の規定の適用については、当該株式又は出資の価額は、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。ただし、合併法人が合併により無額面株式（投資口を含む。）を発行した場合には、当該株式の価額は、その合併により増加した資本の金額（合併法人が合併により設立された法人である場合には、その設立の時ににおける資本の金額）をその合併により発行し

第五十五条 法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとし、同条に規定する政令で定める場所は、それぞれその支払の日（支払があつたものとみなされる日を含む。）における当該各号に定める場所とする。

一～三（略）

四 証券投資信託の収益の分配 当該信託を引き受けた信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む銀行を含む。）の本店又は主たる事務所の所在地

五・六（略）

（配当等の額とみなす金額の計算方法）

第六十一条（略）

2 法第二十五条第一項第四号に掲げる資産のうちその合併に係る合併法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。以下この項において同じ。）の株式（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十三条（定義）に規定する投資口（以下この項において「投資口」という。）を含む。）又は出資がある場合には、同条第一項の規定の適用については、当該株式又は出資の価額は、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。ただし、合併法人が合併により無額面株式（投資口を含む。）を発行した場合には、当該株式の価額は、その合併により増加した資本の金額（合併法人が合併により設立された法人である場合には、その設立の時ににおける資本の金額）をその合併により発行し

た株式の総数（投資口にあつては 総口数）で除して計算した金額による。

（有価証券の評価の方法）

第百五九条（略）

2 居住者の有する株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条第一項（定義）に規定する投資口を含む。）又はオープン型の投資信託（同条第一項に規定する委託者指図型投資信託のうち、元本の追加信託をすることができないものをいう。第百十條第二項（株式の分割又は併合の場合の株式等の取得価額）及び第百十七條（旧株一株の従前の取得価額）において同じ。）若しくは特定目的信託の受益権について、その年の中途において第百十條から第百十六條まで（株式の分割等の場合の株式等の取得価額）に規定する事実（以下この項において「増資等」という。）があつた場合には、当該増資等（その年中に二回以上にわたつて増資等があつた場合には、その年十一月三十一日から最も近い日における増資等）があつた日をその年一月一日とみなして、その年以後の各年における前項の規定による当該株式又は受益権の評価額の計算をするものとする。

（株式の分割又は併合の場合の株式等の取得価額）

第百十條 居住者が、その有する株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条第一項（定義）に規定する投資口）以下この項において「投資口」という。）を含む。以下この目において同じ。）について、その株式（以下この項において「旧株」という。）の分割又は併合があつた場合には、その分割又は併合があつた日の属する年以後の各年における第百五九條第一項（有価証券の評価の方法）の規定による分割又は併合後の所有株式（旧株を発行した法人の株式で

株式の総数（投資口にあつては 総口数）で除して計算した金額による。

（有価証券の評価の方法）

第百五九条（略）

2 居住者の有する株式（出資及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十一条第二項（定義）に規定する投資口を含む。）又はオープン型の証券投資信託の受益権について、その年の中途において第百十條から第百十六條まで（株式の分割等の場合の株式等の取得価額）に規定する事実（以下この項において「増資等」という。）があつた場合には、当該増資等（その年中に二回以上にわたつて増資等があつた場合には、その年十一月三十一日から最も近い日における増資等）があつた日をその年一月一日とみなして、その年以後の各年における前項の規定による当該株式又は受益権の評価額の計算をするものとする。

（株式の分割又は併合の場合の株式等の取得価額）

第百十條 居住者が、その有する株式（出資及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十一条第二項（定義）に規定する投資口）以下この項において「投資口」という。）を含む。以下この目において同じ。）について、その株式（以下この項において「旧株」という。）の分割又は併合があつた場合には、その分割又は併合があつた日の属する年以後の各年における第百五九條第一項（有価証券の評価の方法）の規定による分割又は併合後の所有株式（旧株を発行した法人の

、当該分割又は併合の直後に当該居住者が有するものをいう。以下この項において同じ。() の評価額の計算については、その計算の基礎となる分割又は併合後の所有株式の一株(出資及び投資口については一口。以下この目において同じ。() 当たりの取得価額は、旧株一株の従前の取得価額に旧株の数を乗じてこれを分割又は併合後の所有株式の数で除して計算した金額とし、かつ、その分割又は併合後の所有株式のうち旧株が含まれているときは、その旧株は、同日において取得されたものとみなす。

2 居住者がその有するオープン型の投資信託の受益権(以下この項において「旧受益権」という。() の分割により受益権を取得した場合には、その分割のあった日の属する年以後の各年における第百五十二条第一項の規定によるこれらの受益権の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧受益権及びその取得した受益権(以下この項において「新受益権」という。() の一口当たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額を旧受益権一口について取得した新受益権の数に一を加えた数で除して計算した金額とし、かつ、その旧受益権は、同日において取得されたものとみなす。

3 居住者が、その有する特定目的信託の受益権について、その受益権(以下この項において「旧受益権」という。() の分割又は併合があった場合には、その分割又は併合があった日の属する年以後の各年における第百五十二条第一項の規定による分割又は併合後の所有受益権(旧受益権を発行した特定目的信託の受益権で、当該分割又は併合の直後に当該居住者が有するものをいう。以下この項において同じ。() の評価額の計算については、その計算の基礎となる分割又は併合後の所有受益権の一口当たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額に旧受益権の数を乗じてこれを分割又は併合後の所有受益権の数で除して計算した金額とし、

株式で、当該分割又は併合の直後に当該居住者が有するものをいう。以下この項において同じ。() の評価額の計算については、その計算の基礎となる分割又は併合後の所有株式の一株(出資及び投資口については一口。以下この目において同じ。() 当たりの取得価額は、旧株一株の従前の取得価額に旧株の数を乗じてこれを分割又は併合後の所有株式の数で除して計算した金額とし、かつ、その分割又は併合後の所有株式のうち旧株が含まれているときは、その旧株は、同日において取得されたものとみなす。

2 居住者がその有するオープン型の証券投資信託の受益権(以下この項において「旧受益権」という。() の分割により受益権を取得した場合には、その分割のあった日の属する年以後の各年における第百五十二条第一項の規定によるこれらの受益権の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧受益権及びその取得した受益権(以下この項において「新受益権」という。() の一口当たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額を旧受益権一口について取得した新受益権の数に一を加えた数で除して計算した金額とし、かつ、その旧受益権は、同日において取得されたものとみなす。

(新設)

かつ、その分割又は併合後の所有受益権のうちに旧受益権が含まれているときは、その旧受益権は、同日において取得されたものとみなす。

(旧株一株の従前の取得価額)

第百十七条 居住者の有する株式又はオープン型の投資信託若しくは特定目的信託の受益権について、その年中途において第百十条から前条までに規定する事実(以下この条において「増資等」という。)があつた場合には、これらの規定の適用については、その年一月一日(同日から当該増資等があつた日までの間に他の増資等があつた場合には、当該増資等の直前の他の増資等があつた日)から当該増資等があつた日までの期間を基礎として、当該増資等があつた日において有するこれらの規定に規定する旧株又は旧受益権につきその者の採用している評価の方法により計算した当該旧株又は旧受益権の評価額に相当する金額をもつて第百十条から前条までに規定する旧株一株又は旧受益権一口の従前の取得価額とする。

(退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等)

第百五十六條 居住者が、勤労者退職金共済機構若しくは第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)に規定する特定退職金共済団体が行つ退職金共済に関する制度に該当する退職金共済契約その他これに類する契約(以下この条において「退職金共済契約等」という。)(若しくは法人税法第八十四条第二項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する適格退職年金契約(以下この条において「適格退職年金契約」という。)(その他これに類する契約(以下この条において「適格退職年金契約等」という。))を締結している場合又は厚生年金基金を設立してい

(旧株一株の従前の取得価額)

第百十七條 居住者の有する株式又はオープン型の証券投資信託の受益権について、その年中途において第百十條から前條までに規定する事實(以下この條において「増資等」という。)(があつた場合には、これらの規定の適用については、その年一月一日(同日から当該増資等があつた日までの間に他の増資等があつた場合には、当該増資等の直前の他の増資等があつた日)から当該増資等があつた日までの期間を基礎として、当該増資等があつた日において有するこれらの規定に規定する旧株又は旧受益権につきその者の採用している評価の方法により計算した当該旧株又は旧受益権の評価額に相当する金額をもつて第百十條から前條までに規定する旧株一株又は旧受益権一口の従前の取得価額とする。

(退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等)

第百五十六條 居住者が、勤労者退職金共済機構若しくは第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)に規定する特定退職金共済団体が行つ退職金共済に関する制度に該当する退職金共済契約その他これに類する契約(以下この条において「退職金共済契約等」という。)(若しくは法人税法第八十四条第二項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する適格退職年金契約(以下この条において「適格退職年金契約」という。)(その他これに類する契約(以下この条において「適格退職年金契約等」という。))を締結している場合又は厚生年金基金を設立してい

る場合における前一条の規定の適用については、次に定めるようにする。

一・二（略）

三 適格退職年金契約を締結している居住者又は厚生年金基金を設立している居住者で、その年以前の各年において前号に規定する場合に該当することとなつたことに伴い、その該当することとなつた日の属する年においてこの号の規定を適用しないで計算した場合における前条第一項第二号に定める金額（以下この号において「調整前累積限度超過額」という。）が生ずることとなつたものについては、その調整前累積限度超過額が最初に生ずることとなつた年からその年十一月三十一日におけるその年の前年から繰り越された法第五十四条第一項（退職給付引当金）に規定する退職給付引当金勘定の金額）その年における相続（包括遺贈を含む。）によつて次条第一項の規定により当該居住者が有するものとみなされた退職給付引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給付引当金勘定の金額を含む。イにおいて「繰越退職給付引当金勘定の金額」という。（）が同日におけるこの号の規定を適用しないで計算した前条第一項第二号に規定する累積限度額（以下この号において「調整前累積限度額」という。）以下となる最初の年の前年までの各年の同項第二号に規定する累積限度額は、イ又はロに掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

イ（略）

ロ その年の調整前累積限度額に、調整前累積限度超過額を七で除してこれに七から前号に規定する場合に該当することとなつた日の属する年の翌年一月一日からその年十一月三十一日までの年数に相当する数（その数が七を超えているときは七）以下この号において「経過期間の年数」という。）を控除した数を乗じて計算した金額（その該当することとなつた日の属する年の翌年

る場合における前一条の規定の適用については、次に定めるようにする。

一・二（略）

三 適格退職年金契約を締結している居住者又は厚生年金基金を設立している居住者で、その年以前の各年において前号に規定する場合に該当することとなつたことに伴い、その該当することとなつた日の属する年においてこの号の規定を適用しないで計算した場合における前条第一項第二号に定める金額（以下この号において「調整前累積限度超過額」という。）が生ずることとなつたものについては、その調整前累積限度超過額が最初に生ずることとなつた年からその年十一月三十一日におけるその年の前年から繰り越された法第五十四条第一項（退職給付引当金）に規定する退職給付引当金勘定の金額）その年における相続（包括遺贈を含む。）によつて次条第一項の規定により当該居住者が有するものとみなされた退職給付引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給付引当金勘定の金額を含む。イにおいて「繰越退職給付引当金勘定の金額」という。（）が同日におけるこの号の規定を適用しないで計算した前条第一項第二号に規定する累積限度額（以下この号において「調整前累積限度額」という。）以下となる最初の年の前年までの各年の同項第二号に規定する累積限度額は、イ又はロに掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

イ（略）

ロ その年の調整前累積限度額に、調整前累積限度超過額を七で除してこれに七から前号に規定する場合に該当することとなつた日の属する年の翌年一月一日からその年十一月三十一日までの年数に相当する数（その数が七を超えているときは七）以下この号において「経過期間の年数」という。）を控除した数を乗じて計算した金額（その該当することとなつた日の属する年の翌年

からその年までの間に支出した法人税法施行令第百五十六条の十七第五号（用語の意義）に規定する過去勤務掛金額の合計額又は同令第百五十九条第一項第六号（適格退職年金契約の要件等）に規定する過去勤務債務等の額に係る同項第一号に規定する掛金等の額の合計額が、調整前累積限度超過額に経過期間の年数を乗じて七で除して計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した残額を加算した金額（その該当することとなった日の属する年については、当該年の調整前累積限度額と調整前累積限度超過額との合計額）

（信託の設定についての所得の計算）

第百八十五条 居住者が、特定目的信託の信託契約に基づき、資産の信託による当該資産の移転を行った場合には、その移転の時に当該資産の譲渡が行われたものとして、その居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 居住者が、法人税法第八十四条第三項（適格退職年金契約等の意義）に規定する適格退職年金契約に係る信託の信託契約に基づき、法人税法施行令第百五十九条第一項（適格退職年金契約の要件等）に規定する株式の信託による当該株式の移転を行った場合には、その移転の時に当該株式の譲渡が行われたものとして、その居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

（金銭の分配の範囲）

第一百二十条の二 法第九十一条第一項（配当控除）に規定する政令で定める金銭の分配は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第一条（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

からその年までの間に支出した法人税法施行令第百五十六条の二第五号（用語の意義）に規定する過去勤務掛金額の合計額又は同令第百五十九条第一項第六号（適格退職年金契約の要件等）に規定する過去勤務債務等の額に係る同項第一号に規定する掛金等の額の合計額が、調整前累積限度超過額に経過期間の年数を乗じて七で除して計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した残額を加算した金額（その該当することとなった日の属する年については、当該年の調整前累積限度額と調整前累積限度超過額との合計額）

（信託の設定についての所得の計算）

第百八十五条 （新設）

居住者が法人税法第八十四条第三項（適格退職年金契約等の意義）に規定する適格退職年金契約に係る信託の信託契約に基づき、法人税法施行令第百五十九条第一項（適格退職年金契約の要件等）に規定する株式の信託による当該株式の移転を行った場合には、その移転の時に当該株式の譲渡が行われたものとして、その居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

（新設）

の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百一条第一項（中間配当）に規定する全銭の分配とする。

（恒久的施設を有しない非居住者の課税所得）

第二百九十一条 法第百六十四条第一項第四号（非居住者に対する課税の方法）に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる所得とする。

一・二（略）

三 内国法人の発行する株券（端株券並びに株券の発行がない株式、株式の引受けによる権利及び新株の引受権を含む。）（その他内国法人の出資者の持分）（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第一条（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一系第二項（定義）に規定する特定目的会社の出資者の持分を除く。以下この条において「株券等」という。）の譲渡による所得で次に掲げるもの

イ・ロ（略）

四・六（略）

2・5（略）

（信託財産に係る利子等の課税の特例の対象となる特定目的信託）

第二百九十九条の二 法第百七十六條第一項第一号（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する政令で定める特定目的信託は、特定目的信託のうち、当該特定目的信託の資産の流動化に関する法律第一系第十三項（定義）に規定する資産信託流動化計画において同条第一項に規定する特定資産の取得価額（当該資産信託

（恒久的施設を有しない非居住者の課税所得）

第二百九十一条 法第百六十四条第一項第四号（非居住者に対する課税の方法）に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる所得とする。

一・二（略）

三 内国法人の発行する株券（端株券並びに株券の発行がない株式、株式の引受けによる権利及び新株の引受権を含む。）（その他内国法人の出資者の持分）（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一系第二項（定義）に規定する特定目的会社の出資者の持分及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第一系第十二項（定義）に規定する投資口を除く。以下この条において「株券等」という。）の譲渡による所得で次に掲げるもの

イ・ロ（略）

四・六（略）

2・5（略）

（新設）

託流動化計画に記載された価額をいふ。以下この条において「同一」の総額のうちに有価証券の取得価額の合計額の占める割合が百分の五十を超えることとされているもの（大蔵省令で定めるものを除く。）とす。

(信託財産について納付した所得税額の控除)

第三百条 (略)

2 法第七十六條第一項の規定により控除する所得税の額は、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が法第七十六條第一項に規定する収益の分配（当該所得税の納付をした日の属する収益の分配の計算期間に対応するものに限るものとし、当該納付に係る信託財産がその受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託で大蔵省令で定めるものに係るものである場合には、信託財産を当該証券投資信託の受益証券に対する投資として運用することを目的とする租税特別措置法第八條の二第一項第一号（公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）に規定する証券投資信託の収益の分配とする。）につき法第八十一條又は第一百一十一條の規定により所得税を徴収する際、その徴収して納付すべき所得税の額から控除するものとする。

(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)

第三百二十六条 (略)

2 利子等又は配当等につき支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該旨に掲げる利子等又は配当

(信託財産について納付した所得税額の控除)

第三百条 (略)

2 法第七十六條第一項の規定により控除する所得税の額は、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が法第七十六條第一項に規定する収益の分配（当該所得税の納付をした日の属する収益の分配の計算期間に対応するものに限るものとし、当該納付に係る信託財産がその受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託で大蔵省令で定めるものに係るものである場合には、信託財産を当該証券投資信託の受益証券に対する投資として運用することを目的とする租税特別措置法第八條の二第一項（証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）に規定する証券投資信託の収益の分配とする。）につき法第八十一條又は第一百一十一條の規定により所得税を徴収する際、その徴収して納付すべき所得税の額から控除するものとする。

(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)

第三百二十六条 (略)

2 利子等又は配当等につき支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該旨に掲げる利子等又は配当

等につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

- 一 利子等又は配当等（法第二十四条第一項（配当所得）に規定する投資信託（法第二百二十四条の三第二項第五号）（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する特定株式投資信託（第四号及び第二百二十九条）（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）において「特定株式投資信託」という。）を除く。）及び特定目的信託の収益の分配に限る。以下第三号までにおいて同じ。）
につき支払を受ける者が、銀行、信託会社その他の大蔵省令で定める者の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（郵便局を含む。以下この条、第二百二十九条及び第二百二十九条の二（無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等）において「金融機関の営業所等」という。）において当該利子等又は配当等を生ずべき預貯金、合同運用信託（貸付信託を除く。）、公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券（以下この条において「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、その預入等をする際、その者の氏名又は名称及び住所を、その預入等をする金融機関の営業所等の長に告知しているとき、当該預貯金等に係る利子等又は配当等

一丁四（略）

- 五 配当等（法第二十四条第一項に規定する投資信託及び特定目的信託の収益の分配を除く。以下この号において同じ。）につき支払を受ける者が、当該配当等を生ずべき株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条（定義）に規定する投資口を含む。）若しくは法人の社員、会員、組合員その他の出資者の持分（これに類するものを含む。以下この条において「株式等」という。）を払込み（新株その他これに準ずるものが発行された場合における当該

等につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

- 一 利子等又は配当等（公社債投資信託以外の証券投資信託（租税特別措置法第三三条の二）（内国法人等）に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（第四号及び第二百二十九条）（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）において「特定株式投資信託」という。）を除く。）の収益の分配に限る。以下第三号までにおいて同じ。）
につき支払を受ける者が、銀行、信託会社その他の大蔵省令で定める者の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（郵便局を含む。以下この条、第二百二十九条及び第二百二十九条の二（無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等）において「金融機関の営業所等」という。）において当該利子等又は配当等を生ずべき預貯金、合同運用信託（貸付信託を除く。）、公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券（以下この条において「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、その預入等をする際、その者の氏名又は名称及び住所を、その預入等をする金融機関の営業所等の長に告知しているとき、当該預貯金等に係る利子等又は配当等

一丁四（略）

- 五 配当等（公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配を除く。以下この号において同じ。）につき支払を受ける者が、当該配当等を生ずべき株式（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十二条（定義）に規定する投資口を含む。）若しくは法人の社員、会員、組合員その他の出資者の持分（これに類するものを含む。以下この条において「株式等」という。）を払込み（新株その他これに準ずるものが発行された場合における当該発行に係る払込

発行に係る払込みを含む。)により取得した場合又は株式等を購入若しくは相続その他の方法により取得した場合において、当該払込みにより取得をする際又は当該株式等の名義の変更若しくは書換えの請求をする際、その者の氏名又は名称及び住所を、当該株式等に係る配当等の支払事務取扱者に告知しているとき。当該株式等に係る配当等

3・4 (略)

5 利子等又は配当等が法第九条の二第一項(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)、第十条第一項(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)、第十一条第三項(公益信託に係る非課税)若しくは第百七十六条第一項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定又は租税特別措置法第四条第一項(老人等の少額公債の利子の非課税)、第四条の二第一項(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)、第四条の三第二項(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)、第八条第一項若しくは第二項(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)若しくは第九条の三(特定の投資法人等の運用財産に係る利子等の課税の特例)の規定の適用を受けるものである場合には、当該利子等又は配当等については、第一項の規定による告知は、要しない。

(貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等)

第二百二十八条 (略)

2 (略)

3 貯蓄取扱機関等の営業所の長は、第二百二十六条第一項から第二項までの規定による告知(以下この項において「告知」という。)に係る公社債につき国債に関する法律若しくは社債等登録法の規定による登録の取次ぎをする場合又は告知

みを含む。)により取得した場合又は株式等を購入若しくは相続その他の方法により取得した場合において、当該払込みにより取得をする際又は当該株式等の名義の変更若しくは書換えの請求をする際、その者の氏名又は名称及び住所を、当該株式等に係る配当等の支払事務取扱者に告知しているとき。当該株式等に係る配当等

3・4 (略)

5 利子等又は配当等が法第九条の二第一項(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)、第十条第一項(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)、第十一条第三項(公益信託に係る非課税)若しくは第百七十六条第一項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定又は租税特別措置法第四条第一項(老人等の少額公債の利子の非課税)、第四条の二第一項(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)、第四条の三第二項(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)、第八条第一項若しくは第二項(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)若しくは第九条の三(証券投資法人の運用財産に係る利子等の課税の特例)の規定の適用を受けるものである場合には、当該利子等又は配当等については、第一項の規定による告知は、要しない。

(貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等)

第二百二十八条 (略)

2 (略)

3 貯蓄取扱機関等の営業所の長は、第二百二十六条第一項から第二項までの規定による告知(以下この項において「告知」という。)に係る公社債につき国債に関する法律若しくは社債等登録法の規定による登録の取次ぎをする場合又は告知

に係る投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条（定義）に規定する委託者指図型投資信託の受益証券若しくは投資証券（同条第二十二項に規定する投資証券をいう。）につき保管の委託の取次ぎ（大蔵省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をする場合には、その登録の取次ぎ又はその保管の委託の取次ぎをする際、当該登録の取扱いをする者又は当該保管の委託を受ける者に対し、第一項の確認をした氏名又は名称及び住所並びに当該確認した旨を、書面により通知しなければならない。

4・5（略）

（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）

第三百二十九条 国内において無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券（以下この条において「無記名公社債等」という。）に係る利子、利益の配当又は収益の分配（以下この条において「利子等」という。）につき支払を受ける者（公共法人等を除く。以下この条において同じ。）は、その無記名公社債等の利子等についてその者の氏名又は名称及び住所その他の大蔵省令で定める事項を記載した告知書を、その支払を受ける際、その支払の取扱者に提出しなければならない。

2・6（略）

7 無記名公社債等の利子等が法第十条第一項（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十一条第二項（公益信託に係る非課税）若しくは第百七十六条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定又は租税特別措置法第四条第一項（老人等の少額公債の利子の非課税）、第四条の二第一項（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の三第一項（勤労者財産形成年金貯蓄の

に係る証券投資信託の受益証券若しくは投資証券）（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十一条（定義）に規定する投資証券をいう。）につき保管の委託の取次ぎ（大蔵省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をする場合には、その登録の取次ぎ又はその保管の委託の取次ぎをする際、当該登録の取扱いをする者又は当該保管の委託を受ける者に対し、第一項の確認をした氏名又は名称及び住所並びに当該確認した旨を、書面により通知しなければならない。

4・5（略）

（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）

第三百二十九条 国内において無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券（以下この条において「無記名公社債等」という。）に係る利子、利益の配当又は収益の分配（以下この条において「利子等」という。）につき支払を受ける者（公共法人等を除く。以下この条において同じ。）は、その無記名公社債等の利子等についてその者の氏名又は名称及び住所その他の大蔵省令で定める事項を記載した告知書を、その支払を受ける際、その支払の取扱者に提出しなければならない。

2・6（略）

7 無記名公社債等の利子等が法第十条第一項（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十一条第二項（公益信託に係る非課税）若しくは第百七十六条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定又は租税特別措置法第四条第一項（老人等の少額公債の利子の非課税）、第四条の二第一項（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の三（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所

利子所得等の非課税)、第八条第一項若しくは第二項(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)若しくは第九条の三(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)の規定の適用を受けるものである場合には、当該無記名公社債等の利子等については、第一項の規定による告知書の提出は、要しない。

8 (略)

9 第三百二十七条(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定は第一項に規定する支払を受ける者が同項若しくは第二項に規定する告知書又は第四項(第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類を提出する場合について、前条の規定は無記名公社債等の利子等の支払の取扱者(第一項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む。)が当該告知書又は書類を受理した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三百二十七条第一項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三百二十九条第一項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)に規定する利子等」と、「から同条第二項までの規定による告知をする際、当該告知をする同条第一項に規定する支払事務取扱者(同条第四項第一号に掲げる金融機関の営業所等の長を含む)」とあるのは「若しくは同条第二項又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。」に規定する告知書又は書類の提出をする際、当該告知書又は書類を提出する支払の取扱者(第三百二十九条第一項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む)」と、同条第二項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三百二十九条第一項に規定する利子等」と、「から同条第二項までの規定による告知」とあるのは「若しくは同条第二項又は同条第四項に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知をする」と

得等の非課税)、第八条第一項若しくは第二項(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)若しくは第九条の三(証券投資法人の運用財産に係る利子等の課税の特例)の規定の適用を受けるものである場合には、当該無記名公社債等の利子等については、第一項の規定による告知書の提出は、要しない。

8 (略)

9 第三百二十七条(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定は第一項に規定する支払を受ける者が同項若しくは第二項に規定する告知書又は第四項(第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類を提出する場合について、前条の規定は無記名公社債等の利子等の支払の取扱者(第一項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む。)が当該告知書又は書類を受理した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三百二十七条第一項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三百二十九条第一項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)に規定する利子等」と、「から同条第二項までの規定による告知をする際、当該告知をする同条第一項に規定する支払事務取扱者(同条第四項第一号に掲げる金融機関の営業所等の長を含む)」とあるのは「若しくは同条第二項又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。」に規定する告知書又は書類の提出をする際、当該告知書又は書類を提出する支払の取扱者(第三百二十九条第一項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む)」と、同条第二項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三百二十九条第一項に規定する利子等」と、「から同条第二項までの規定による告知」とあるのは「若しくは同条第二項又は同条第四項に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知をする」と

あるのは、「当該告知書又は書類に記載された」と、前条第一項中「第二百三十六
条第一項から第二項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）
の規定による告知」とあるのは、「次条第一項若しくは第三項又は同条第四項（同
条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する
告知書又は書類の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは、「当該告知書又は
書類に記載された」と、「当該告知の際」とあるのは、「当該告知書又は書類の提
出の際」と、「告知をした者」とあるのは、「告知書又は書類の提出をした者」と
、「前条第二項」とあるのは、「次条第九項の規定により読み替えられた前条第二
項」と、同条第二項中「利子等又は配当等」とあるのは、「利子等」と、同条第二
項中「第二百二十六条第一項から第三項までの規定による告知（以下この項にお
いて「告知」という。）に係る公社債」とあるのは、「次条第三項の保管の委託を
受けた無記名公社債等」と、「告知に係る投資信託及び投資法人に関する法律第
一条第一項（定義）に規定する委託者指図型投資信託の受益証券若しくは投資証
券（同条第二十一項に規定する投資証券をいう。）」とあるのは、「同項の保管の
委託の取次ぎに係る無記名公社債等」と、同条第四項中「又は当該通知に係る書
面」とあるのは、「及び次条第一項若しくは第三項若しくは同条第四項に規定する
告知書若しくは書類又は当該通知に係る書面」と、それぞれ読み替えるものとす
る。

10 (略)

(無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等)

第二百二十九条の二 (略)

2~5 (略)

あるのは、「当該告知書又は書類に記載された」と、前条第一項中「第二百三十六
条第一項から第二項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）
の規定による告知」とあるのは、「次条第一項若しくは第三項又は同条第四項（同
条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する
告知書又は書類の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは、「当該告知書又は
書類に記載された」と、「当該告知の際」とあるのは、「当該告知書又は書類の提
出の際」と、「告知をした者」とあるのは、「告知書又は書類の提出をした者」と
、「前条第二項」とあるのは、「次条第九項の規定により読み替えられた前条第二
項」と、同条第二項中「利子等又は配当等」とあるのは、「利子等」と、同条第二
項中「第二百二十六条第一項から第三項までの規定による告知（以下この項にお
いて「告知」という。）に係る公社債」とあるのは、「次条第三項の保管の委託を
受けた無記名公社債等」と、「告知に係る証券投資信託の受益証券若しくは投資
証券（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十四項（定義）に規
定する投資証券をいう。）」とあるのは、「同項の保管の委託の取次ぎに係る無記
名公社債等」と、同条第四項中「又は当該通知に係る書面」とあるのは、「及び次
条第一項若しくは第三項若しくは同条第四項に規定する告知書若しくは書類又は
当該通知に係る書面」と、それぞれ読み替えるものとする。

10 (略)

(無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等)

第二百二十九条の二 (略)

2~5 (略)

6 第二百二十七条（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は第一項に規定する支払を受ける者が同項若しくは第二項に規定する告知書又は第二項（第四項において準用する場合を含む。）に規定する書類を提出する場合について、第二百二十八条（貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等）の規定は無記名割引債の償還金の支払の取扱者、無記名割引債の発行者又は無記名割引債の保管の委託を受けた金融機関の営業所等の長が当該告知書又は書類を受理した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二百三十七条第一項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第二百二十九条の二第一項（無記名割引債の償還金の告知書等の提出等）に規定する無記名割引債（以下この条及び次条において「無記名割引債」という。）の償還金（同項に規定する償還金をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「から同条第二項までの規定による告知をする際、当該告知をする同条第一項に規定する支払事務取扱者（同条第四項第一号に掲げる金融機関の営業所等の長を含む）」とあるのは「若しくは同条第二項又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項及び第二項において同じ。）」に規定する告知書又は書類の提出をする際、当該告知書又は書類を提出する者（同条第一項の告知書の提出にあつては同項に規定する支払の取扱者（同項の買入消却が行われる場合にあつては、その無記名割引債の発行者）を、同条第二項の告知書の提出にあつては同項に規定する保管の委託を受ける金融機関の営業所等の長を、同条第三項の書類の提出にあつては同項に規定する金融機関の営業所等の長をいふ）」と、「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所等の長」と、同条第二項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「無記名割引債の償還金」と、「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所等の長」と

6 第二百二十七条（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は第一項に規定する支払を受ける者が同項若しくは第二項に規定する告知書又は第二項（第四項において準用する場合を含む。）に規定する書類を提出する場合について、第二百二十八条（貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等）の規定は無記名割引債の償還金の支払の取扱者、無記名割引債の発行者又は無記名割引債の保管の委託を受けた金融機関の営業所等の長が当該告知書又は書類を受理した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二百三十七条第一項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第二百二十九条の二第一項（無記名割引債の償還金の告知書等の提出等）に規定する無記名割引債（以下この条及び次条において「無記名割引債」という。）の償還金（同項に規定する償還金をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「から同条第二項までの規定による告知をする際、当該告知をする同条第一項に規定する支払事務取扱者（同条第四項第一号に掲げる金融機関の営業所等の長を含む）」とあるのは「若しくは同条第一項又は同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項及び第二項において同じ。）」に規定する告知書又は書類の提出をする際、当該告知書又は書類を提出する者（同条第一項の告知書の提出にあつては同項に規定する支払の取扱者（同項の買入消却が行われる場合にあつては、その無記名割引債の発行者）を、同条第二項の告知書の提出にあつては同項に規定する保管の委託を受ける金融機関の営業所等の長を、同条第三項の書類の提出にあつては同項に規定する金融機関の営業所等の長をいふ）」と、「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所等の長」と、同条第二項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「無記名割引債の償還金」と、「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所等の長」と

、「同項から同条第二項までの規定による告知」とあるのは「第二百二十九条の第一項若しくは第二項又は同条第三項に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知をする」とあるのは「当該告知書又は書類に記載された」と、第二百二十八条第一項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「第二百二十六条第一項から第三項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定による告知」とあるのは「第二百二十九条の第一項若しくは第二項（無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等）又は同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは「当該告知書又は書類に記載された」と、「当該告知の際」とあるのは「当該告知書又は書類の提出をした者」と、「前条第二項」とあるのは「第二百二十九条の第二六項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同条第二項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「に係る利子等又は配当等」とあるのは「に係る無記名割引債の償還金」と、「当該利子等又は配当等」とあるのは「当該無記名割引債の償還金」と、同条第二項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「第二百二十六条第一項から第三項までの規定による告知（以下この項において「告知」といふ。）に係る公社債」とあるのは「第二百二十九条の第二項の保管の委託を受けた無記名割引債」と、「国債に関する法律若しくは社債等登録法」とあるのは「社債等登録法」と、「場合又は告知に係る投資信託及び投資法人に関する法律（同条第一項（定義）に規定する委託者指図型投資信託の受託証券若しくは投資証券（同条第二十一項に規定する投資証券をいふ。）につき保管の委託の取

、「同項から同条第二項までの規定による告知」とあるのは「第二百二十九条の第一項若しくは第二項又は同条第三項に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知をする」とあるのは「当該告知書又は書類に記載された」と、第二百二十八条第一項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「第二百二十六条第一項から第三項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定による告知」とあるのは「第二百二十九条の第一項若しくは第二項（無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等）又は同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは「当該告知書又は書類に記載された」と、「当該告知の際」とあるのは「当該告知書又は書類の提出をした者」と、「告知をした者」とあるのは「告知書又は書類の提出をした者」と、「前条第二項」とあるのは「第二百二十九条の第二六項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同条第二項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「に係る利子等又は配当等」とあるのは「に係る無記名割引債の償還金」と、「当該利子等又は配当等」とあるのは「当該無記名割引債の償還金」と、同条第二項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「第二百二十六条第一項から第三項までの規定による告知（以下この項において「告知」といふ。）に係る公社債」とあるのは「第二百二十九条の第二項の保管の委託を受けた無記名割引債」と、「国債に関する法律若しくは社債等登録法」とあるのは「社債等登録法」と、「場合又は告知に係る証券投資信託の受託証券若しくは投資証券（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十四項（定義）に規定する投資証券をいふ。）につき保管の委託の取次ぎ（大蔵省令で定める

次ぎ（大蔵省令で定めるものに限る。以下この項において同。）をする場合」とあるのは「場合」と、「取次ぎ又はその保管の委託の取次ぎ」とあるのは「取次ぎ」と、「取扱いをする者又は当該保管の委託を受ける者」とあるのは「取扱いをする者」と、同条第四項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「取扱いをする者及び同項に規定する保管の委託を受ける者」とあるのは「取扱いをする者」と、「預貯金又は合同運用信託の受入れに関する帳簿、株主名簿その他の有価証券の発行に関する帳簿」とあるのは「無記名割引債の保管に関する帳簿」と、「又は当該通知に係る書面」とあるのは「及び第三百二十九条の二第一項若しくは第二項若しくは同条第二項に規定する告知書若しくは書類又は当該通知に係る書面」と、同条第五項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「預貯金若しくは合同運用信託の受入れ又は有価証券の発行」とあるのは「無記名割引債の保管」と、「登録又は保管の委託」とあるのは「登録」とそれぞれ読み替へるものとする。

7 (略)

(優先出資に類する出資等)

第二百四十五条 法第百二十四条の二第二項第四号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する政令で定める優先出資に類する出資は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第一条（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十一条第二項（定義）に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利を含む。）とする。

ものに限る。以下この項において同。）をする場合」とあるのは「場合」と「取次ぎ又はその保管の委託の取次ぎ」とあるのは「取次ぎ」と、「取扱いをする者又は当該保管の委託を受ける者」とあるのは「取扱いをする者」と、同条第四項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「取扱いをする者及び同項に規定する保管の委託を受ける者」とあるのは「取扱いをする者」と、「預貯金又は合同運用信託の受入れに関する帳簿、株主名簿その他の有価証券の発行に関する帳簿」とあるのは「無記名割引債の保管に関する帳簿」と、「又は当該通知に係る書面」とあるのは「及び第三百二十九条の二第一項若しくは第二項若しくは同条第二項に規定する告知書若しくは書類又は当該通知に係る書面」と、同条第五項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「預貯金若しくは合同運用信託の受入れ又は有価証券の発行」とあるのは「無記名割引債の保管」と、「登録又は保管の委託」とあるのは「登録」とそれぞれ読み替へるものとする。

7 (略)

(新設)

- 2 法第百二十四条の三第一項第五号に規定する政令で定める要件は、当該証券投資信託の投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十六条第一項（投資信託約款の内容の届出）に規定する投資信託約款をいう。）に次の定めがあることその他大蔵官令で定める要件とする。
 - 一 信託契約期間を定めないう。
 - 二 当該証券投資信託の受益証券が証券取引法第百一十項（定義）に規定する証券取引所に上場していることであること。
 - 三 受益者は、その有する受益証券について、その信託契約期間中に当該信託契約の一部解約を請求することができないう。
 - 四 信託財産は特定の株価指数（証券取引法第百一十四項に規定する株価指数をいう。）に採用されている銘柄の株式のみに投資を行い、その信託財産中に占める各銘柄の株数の比率を当該特定の株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に維持することを目的とした運用を行うこととする。
 - 五 当該証券投資信託の設定又は追加設定に係る信託又は追加信託についての最初の受益者については、その者の氏名又は名称及び住所の受益者への登録を行った上で、受益証券の交付を行うこととする。
 - 六 収益の分配の支払は、当該収益の分配に係る計算期間の終了の日において受益者としてその氏名又は名称及び住所が受益者に登録されている者に対して行われることとする。
 - 七 受益者は、その者の有する一定口数以上の受益証券をもち、当該受益証券と当該証券投資信託の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を請求する権利を有しないこととする。

八 前号の交換の請求があつた場合には、委託者若くは受託者に対し、当該受託証券及び信託財産に属する株式のうち当該受託証券の信託財産に対する持分に相当するものの交換を求めらるる旨の指図をせよ。

(生命保険金に類する給付等)

第二百四十六条 (略)

(不動産の貸付け等の支払調書を提出すべき不動産業者)

第二百四十七条 (略)

(生命保険金に類する給付等)

第二百四十五条 (略)

(不動産の貸付け等の支払調書を提出すべき不動産業者)

第二百四十六条 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第一章 通則（第一条・第十四条の二）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章 計算期間（第十五条の二）</p> <p>第四章 納税地（第十六条・第十八条）</p> <p>第二編 内国法人の納税義務</p> <p>第一章 各事業年度の所得に対する法人税</p> <p>第一節 各事業年度の所得の金額の計算</p> <p>第一款 各事業年度の所得の金額の計算の通則（第十八条の二）</p> <p>第一款の二 益金の額の計算</p> <p>第一目、第二目（略）</p> <p>第一款、第四款（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第二節 還付（第一百五十一条・第一百五十六条）</p> <p>第一章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税</p> <p>第一節 特定信託の各計算期間の所得の金額の計算（第一百五十六条の二）</p> <p>第二節 税額の計算（第一百五十六条の三・第一百五十六条の十三）</p> <p>第二節 申告及び還付（第一百五十六条の十四・第一百五十六条の十六）</p>	<p>目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第一章 通則（第一条・第十四条）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章 納税地（第十六条・第十八条）</p> <p>第二編 内国法人の納税義務</p> <p>第一章 各事業年度の所得に対する法人税</p> <p>第一節 各事業年度の所得の金額の計算</p> <p>第一款 益金の額の計算</p> <p>第一目、第二目（略）</p> <p>第一款、第四款（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第二節 還付（第一百五十一条・第一百五十六条）</p>

第二章 退職年金等積立金に対する法人税（第百五十六條の十七、第百六十一條）

第三章・第四章（略）

第二編（略）

附則

（定義）

第一条 この政令において「国内」、「国外」、「内国法人」、「外国法人」、「公共法人」、「公益法人等」、「協同組合等」、「人格のない社団等」、「普通法人」、「同族会社」、「合併法人」、「被合併法人」、「収益事業」、「株主等」、「役員」、「資本等の金額」、「資本積立金額」、「利益積立金額」、「合併差益金」、「欠損金額」、「たな卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「損金経理」、「投資信託」、「証券投資信託」、「公社債投資信託」、「特定目的信託」、「特定信託」、「中間申告書」、「確定申告書」、「特定信託中間申告書」、「特定信託確定申告書」、「清算確定申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「中間納付額」、「清算中の予納額」、「更正」、「決定」、「附帯税」、「充当」又は「還付加算金」とは、それぞれ法人税法（以下「法」という。）（第 一 条 第 一 号 第 一 号 から 第 一 十 六 号 まで、第二十七号の二から第三十一号の三まで、第三十六号又は第三十九号から第四十七号まで）（定義）に規定する国内、国外、内国法人、外国法人、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人、同族会社、合併法人、被合併法人、収益事業、株主等、役員、資本等の金額、資本積立金額、利益積立金額、合併差益金、欠損金額、たな卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰

第二章 退職年金等積立金に対する法人税（第百五十六條の二、第百六十一條）

第三章・第四章（略）

第二編（略）

附則

（定義）

第一条 この政令において「国内」、「国外」、「内国法人」、「外国法人」、「公共法人」、「公益法人等」、「協同組合等」、「人格のない社団等」、「普通法人」、「同族会社」、「合併法人」、「被合併法人」、「収益事業」、「株主等」、「役員」、「資本等の金額」、「資本積立金額」、「利益積立金額」、「合併差益金」、「欠損金額」、「たな卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「損金経理」、「証券投資信託」、「公社債投資信託」、「中間申告書」、「確定申告書」、「清算確定申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「中間納付額」、「清算中の予納額」、「更正」、「決定」、「附帯税」、「充当」又は「還付加算金」とは、それぞれ法人税法（以下「法」という。）（第 一 条 第 一 号 第 一 号 から 第 一 十 六 号 まで、第二十八号から第三十一号まで、第三十六号又は第三十九号から第四十七号まで）（定義）に規定する国内、国外、内国法人、外国法人、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人、同族会社、合併法人、被合併法人、収益事業、株主等、役員、資本等の金額、資本積立金額、利益積立金額、合併差益金、欠損金額、たな卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、損金経理、証券投資信託、公社債投資信託、中間申告書、確定申告書、清算確定申告書、修正申告書、青

延資産、損益経理、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、特定目的信託、特定信託、中間申告書、確定申告書、特定信託中間申告書、特定信託確定申告書、清算確定申告書、修正申告書、青色申告書、中間納付額、清算中の予納額、更正、決定、附帯税、充当又は還付加算金をいう。

(有価証券に準ずるものの範囲)

第十一条 法第二十一条号(有価証券の意義)に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 株式の引受けによる権利及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等(一部を改正する法律(平成十一年法律第九十七号)第一条)特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部(改正)の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利

五 (略)

(公算等による投資信託)

第十四条の二 法第二十一条第二十九号のニイ②(公算等による投資信託)に規定する政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第二項(定義)に規定する投資信託のうち同法第二十五条第一項(委託者指図型投資信託約款の記載事項)又は第四十九条の四第一項(委託者非指図型投資信託約款の届出)に規定する投資信託約款において受託証券の発

色申告書、中間納付額、清算中の予納額、更正、決定、附帯税、充当又は還付加算金をいう。

(有価証券に準ずるものの範囲)

第十一条 法第二十一条号(有価証券の意義)に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 株式の引受けによる権利並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)の規定による優先出資の引受けによる権利

五 (略)

(新設)

行に係る募集が同法第二十一条第十三項に規定する公募により行われる旨の記載があり、かつ、受託証券の発行価額の総額のうち国内において募集される受託証券の発行価額の占める割合が百分の五十を超える旨の記載があるものとする。

第二章 計算期間

(信託の計算期間の特例)

第十五条の二 法第十五条の二第一項(計算期間)に規定する政令で定める場合は、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の各計算期間の末日につき当該末日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十二年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日又は土曜日であるときはその翌営業日を当該各計算期間の末日とする旨の定めがあるため、当該各計算期間が一年を超えることとなる場合とする。

2 前項に定める場合に該当する特定信託の計算期間の月数に関する法及びこの政令の規定の適用については、当該計算期間の月数は、十一月とみなす。

第四章 納税地

第一款 各事業年度の所得の金額の計算の通則

(金銭の分配に準ずるもの)

第十八条の二 法第二十一条第五項(資本等取引)に規定する政令で定めるものは、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第

(新設)

第二章 納税地

(新設)

一条)特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この章において「旧資産流動化法」といふ。)(第百一条第一項(中間配当)に規定する金銭の分配とする。

第一款の二 益金の額の計算

(金銭の分配に準ずるもの)

第十九条 法第二十二條第一項第一号(受取配当等の益金不算入)に規定する金銭の分配として政令で定めるものは、旧資産流動化法第百一条第一項(中間配当)に規定する金銭の分配とする。

(特定信託の収益の分配の額)

第十九条の二 法第二十二條第一項第一号(受取配当等の益金不算入)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる特定信託の収益の分配の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 特定信託の信託期間開始の時からその終了の時までの間における収益の分配当該収益の分配の額

二 特定信託の終了又は特定信託の一部の解約(以下この条において「信託の終了」といふ。)(による収益の分配 当該信託の終了により受けた金額が当該信託の終了の時におけるその元本である受取配当証券の帳簿価額と当該受取配当証券に係る元本に相当する金額とのうちいずれか多い金額を超える場合におけるその超える部分の金額

第一款 益金の額の計算

(新設)

(新設)

2| 第一百九条の二第一項第二号(総平均法)に掲げる総平均法(以下この項において「総平均法」といふ。)(によりその一単位当たりの帳簿価額を算出することとしてい前項第一号に規定する受益証券の同号に規定する帳簿価額は、信託の終了の日の属する事業年度開始の時)その時からその信託の終了の直前の時まで(間に当該受益証券に係る特定信託の一部の解約があつた場合は、当該信託の終了の直前の一部が解約があつた時)から当該信託の終了の直前の時までの期間を一事業年度とみなして総平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額にその時の当該受益証券の数を乗じて計算した金額とする。

3| 第一項第一号に規定する元本に相当する金額は、元本の追加信託をすることができる特定信託については、当該信託の終了により当該信託の受益証券を有する者に対し支払われる金額のうち当該信託の終了の時において当該信託について信託とされている金額とする。

(証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額)

第十九条の三 法第十二条第一項第二号(受取配当等の益金不算入)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる証券投資信託(公社債投資信託、法第二十一条第二十八号(定義)に規定する外国投資信託、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第二条の二(内国法人等)に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例)に規定する特定株式投資信託及び特定外貨建証券投資信託(主として外国通貨で表示される株式、債券その他の資産に運用する証券投資信託として大蔵省令で定めるもの)(以下この項において「外貨建証券投資信託」といふ。)(のうち特にこれらの資産への運用の割合が高い証券投資信託として大蔵省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(を除く。以

(証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額)

第十九条 法第十二条第一項第二号(受取配当等の益金不算入)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる証券投資信託(公社債投資信託、法第二十一条第二十八号(定義)に規定する外国証券投資信託、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第二条の二(内国法人等)に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例)に規定する特定株式投資信託及び特定外貨建証券投資信託(主として外国通貨で表示される株式、債券その他の資産に運用する証券投資信託として大蔵省令で定めるもの)(以下この項において「外貨建証券投資信託」といふ。)(のうち特にこれらの資産への運用の割合が高い証券投資信託として大蔵省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(を除く。以

下この条において同じ。）の収益の分配の区分に応じ当該各号に定める金額の二分の一（外貨建証券投資信託のうち特定外貨建証券投資信託以外のものの収益の分配については、四分の一）に相当する金額とする。

一・二（略）

2・3（略）

（株式等に係る負債の利子の額）

第二十二条 法第二十二條第三項第一号（受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該事業年度において支払う負債の利子（特定利子を除く。）の額の合計額に、第一号に掲げる金額のうち第一号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一（略）

二 前号の内国法人の当該事業年度終了の時及び当該事業年度の前事業年度終了の時における次に掲げる金額の合計額

イ 法第二十二條第三項に規定する特定株式等以外の株式及び出資（外国法人、公益法人等若しくは人格のない社団等又は資産の流動化に関する法律第一条第三項（定義）に規定する特定目的会社（次項において「特定目的会社」という。））、旧資産流動化法第二条第二項（定義）に規定する特定目的会社（次項において「旧特定目的会社」という。）若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第十九項（定義）に規定する投資法人（次項において「投資法人」という。）に係るものを除く。）並びに租税特別措置法第二条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託及び同法第六十八條の三の四第一項（特定投資信託に

下この条において同じ。）の収益の分配の区分に応じ当該各号に定める金額の二分の一（外貨建証券投資信託のうち特定外貨建証券投資信託以外のものの収益の分配については、四分の一）に相当する金額とする。

一・二（略）

2・3（略）

（株式等に係る負債の利子の額）

第二十二條 法第二十二條第三項第一号（受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該事業年度において支払う負債の利子（特定利子を除く。）の額の合計額に、第一号に掲げる金額のうち第一号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一（略）

二 前号の内国法人の当該事業年度終了の時及び当該事業年度の前事業年度終了の時における次に掲げる金額の合計額

イ 法第二十二條第三項に規定する特定株式等以外の株式及び出資（外国法人、公益法人等若しくは人格のない社団等又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一条第二項（定義）に規定する特定目的会社（次項において「特定目的会社」という。）若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十一項（定義）に規定する証券投資法人（次項において「証券投資法人」という。）に係るものを除く。）並びに租税特別措置法第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託の帳簿価額の合計額

係る課税の特例)に規定する特定投資信託(同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものを除く。)の受益証券の帳簿価額の合計額

ロ 証券投資信託(公社債投資信託 法第二十八号(定義)に規定する外国投資信託 租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託及び第十九条の三第二項(証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額)に規定する特定外貨建証券投資信託を除く。)の受益証券の帳簿価額の二分の一(同項に規定する外貨建証券投資信託のうち同項に規定する特定外貨建証券投資信託以外のものについては、四分の一)に相当する金額の合計額

2 法第二十二條第二項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該事業年度において支払う負債の利子(特定利子を除く)の額の合計額に、第一号に掲げる金額のうち第一号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 (略)

二 前項第一号の内国法人の当該事業年度終了の時及び当該事業年度の前事業年度終了の時における法第二十二條第二項に規定する特定株式等(特定目的会社、旧特定目的会社又は投資法人に係るものを除く。)の帳簿価額の合計額

3・4 (略)

(退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等)

第百八条 内国法人が、第百二十五條第一号(退職金共済の掛金の損金算入)に規定する退職金共済に関する制度に該当する退職金共済契約その他これに類する契約(以下この条において「退職金共済契約等」という。)若しくは法第八十四条

ロ 証券投資信託(公社債投資信託 法第二十八号(定義)に規定する外国証券投資信託 租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託及び第十九條第一項(証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額)に規定する特定外貨建証券投資信託を除く。)の受益証券の帳簿価額の二分の一(同項に規定する外貨建証券投資信託のうち同項に規定する特定外貨建証券投資信託以外のものについては、四分の一)に相当する金額の合計額

2 法第二十二條第二項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該事業年度において支払う負債の利子(特定利子を除く)の額の合計額に、第一号に掲げる金額のうち第一号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 (略)

二 前項第一号の内国法人の当該事業年度終了の時及び当該事業年度の前事業年度終了の時における法第二十二條第二項に規定する特定株式等(特定目的会社又は証券投資法人に係るものを除く。)の帳簿価額の合計額

3・4 (略)

(退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等)

第百八条 内国法人が、第百二十五條第一号(退職金共済の掛金の損金算入)に規定する退職金共済に関する制度に該当する退職金共済契約その他これに類する契約(以下この条において「退職金共済契約等」という。)若しくは法第八十四条

第三項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約（以下この条において「適格退職年金契約」という。）（その他これに類する契約）（以下この条において「適格退職年金契約等」という。）を締結している場合若しくは締結していた場合又は厚生年金基金を設立している場合における前条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二（略）

三 適格退職年金契約を締結している内国法人若しくは締結していた内国法人又は厚生年金基金を設立している内国法人で、当該事業年度以前の各事業年度において前号に規定する場合に該当することとなったことに伴い、その該当することとなった日の属する事業年度（以下この号において「移行年度」という。）においてこの号の規定を適用しないで計算した場合における前条第一項第一号に定める金額（以下この号において「調整前累積限度超過額」という。）が生ずることとなったものについては、その移行年度から、事業年度終了の時ににおけるその前事業年度から繰り越された法第五十四条第二項（退職給与引当金）に規定する退職給与引当金勘定の金額（当該事業年度において合併によりその合併に係る被合併法人から引き継いだ当該退職給与引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給与引当金勘定の金額を含む。イにおいて「繰越退職給与引当金勘定の金額」という。）がその時におけるこの号の規定を適用しないで計算した前条第一項第一号に規定する累積限度額（以下この号において「調整前累積限度額」という。）（以下となる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の同項第一号に規定する累積限度額は、イ又はロに掲げる金額のうちいずれか少ない金額による。）

イ（略）

第三項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約（以下この条において「適格退職年金契約」という。）（その他これに類する契約）（以下この条において「適格退職年金契約等」という。）を締結している場合若しくは締結していた場合又は厚生年金基金を設立している場合における前条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二（略）

三 適格退職年金契約を締結している内国法人若しくは締結していた内国法人又は厚生年金基金を設立している内国法人で、当該事業年度以前の各事業年度において前号に規定する場合に該当することとなったことに伴い、その該当することとなった日の属する事業年度（以下この号において「移行年度」という。）においてこの号の規定を適用しないで計算した場合における前条第一項第一号に定める金額（以下この号において「調整前累積限度超過額」という。）が生ずることとなったものについては、その移行年度から、事業年度終了の時ににおけるその前事業年度から繰り越された法第五十四条第二項（退職給与引当金）に規定する退職給与引当金勘定の金額（当該事業年度において合併によりその合併に係る被合併法人から引き継いだ当該退職給与引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給与引当金勘定の金額を含む。イにおいて「繰越退職給与引当金勘定の金額」という。）がその時におけるこの号の規定を適用しないで計算した前条第一項第一号に規定する累積限度額（以下この号において「調整前累積限度額」という。）（以下となる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の同項第一号に規定する累積限度額は、イ又はロに掲げる金額のうちいずれか少ない金額による。）

イ（略）

□ 当該事業年度の調整前累積限度額に、その移行年度の調整前累積限度超過額に八十四から移行年度の翌事業年度開始の日以後当該事業年度終了の日までの期間の月数に相当する数（その数が八十四を超えるときは、八十四以下この号において「経過期間の月数」という。）を控除した数を乗じて八十四で除して計算した金額（移行年度の翌事業年度から当該事業年度までの間に支出した第百五十六条の十七第五号（用語の意義）に規定する過去勤務掛金額の合計額又は第百五十九条第一項第六号（適格退職年金契約の要件等）に規定する過去勤務債務等の額に係る同項第二号に規定する掛金等の額の合計額が、調整前累積限度超過額に経過期間の月数を乗じて八十四で除して計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した残額）を加算した金額（移行年度については、移行年度の調整前累積限度額と調整前累積限度超過額との合計額）

2 (略)

(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)

第百十九条の三 (略)

2・3 (略)

4 内国法人がその有する投資信託又は特定目的信託の受益権（移動平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の分割により受益権を取得した場合には、所有受益権（その投資信託又は特定目的信託の受益権で、その分割の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）の一単位当たりの帳簿価額は、前条第一項第一

□ 当該事業年度の調整前累積限度額に、その移行年度の調整前累積限度超過額に八十四から移行年度の翌事業年度開始の日以後当該事業年度終了の日までの期間の月数に相当する数（その数が八十四を超えるときは、八十四以下この号において「経過期間の月数」という。）を控除した数を乗じて八十四で除して計算した金額（移行年度の翌事業年度から当該事業年度までの間に支出した第百五十六条の二第五号（用語の意義）に規定する過去勤務掛金額の合計額又は第百五十九条第一項第六号（適格退職年金契約の要件等）に規定する過去勤務債務等の額に係る同項第二号に規定する掛金等の額の合計額が、調整前累積限度超過額に経過期間の月数を乗じて八十四で除して計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した残額）を加算した金額（移行年度については、移行年度の調整前累積限度額と調整前累積限度超過額との合計額）

2 (略)

(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)

第百十九条の三 (略)

2・3 (略)

4 内国法人がその有する証券投資信託の受益権（移動平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の分割により受益権を取得した場合には、所有受益権（その証券投資信託の受益権で、その分割の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）の一単位当たりの帳簿価額は、前条第一項第一号の規定にかかわらず、そ

号の規定にかかわらず、その内国法人がその分割の直前に有していた受益権のその分割の直前の帳簿価額をその所有受益権の数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するものとする。

5・6 (略)

(信託の設定についての所得の計算)

第百二十六条の五 内国法人が、特定目的信託の信託契約に基づき、資産の信託による当該資産の移転を行った場合には、その移転の時に当該資産の譲渡が行われたものとして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算するものとする。

2 内国法人が、法第八十四条第三項（適格退職年金契約等の意義）に規定する適格退職年金契約に係る信託の信託契約に基づき、第百五十九条第一項（適格退職年金契約の要件等）に規定する株式の信託による当該株式の移転を行った場合には、その移転の時に当該株式の譲渡が行われたものとして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算するものとする。

(一株未満の株式の処理の場合等の所得計算の特例)

第百二十九条の三 内国法人が次に掲げる規定によりその株主等に交付すべきものとして収入する金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 (略)

二 商法第百七十七条第一項及び第四項（株式の併合の場合の一株未満の株式の処理）（これらの規定を次に掲げる規定において準用する場合を含む。）

の内国法人がその分割の直前に有していた受益権のその分割の直前の帳簿価額をその所有受益権の数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するものとする。

5・6 (略)

(信託の設定についての所得の計算)

第百二十六条の五 (新設)

内国法人が法第八十四条第三項（適格退職年金契約等の意義）に規定する適格退職年金契約に係る信託の信託契約に基づき、第百五十九条第一項（適格退職年金契約の要件等）に規定する株式の信託による当該株式の移転を行った場合には、その移転の時に当該株式の譲渡が行われたものとして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算するものとする。

(一株未満の株式の処理の場合等の所得計算の特例)

第百二十九条の三 内国法人が次に掲げる規定によりその株主等に交付すべきものとして収入する金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 (略)

二 商法第百七十七条第一項及び第四項（株式の併合の場合の一株未満の株式の処理）（これらの規定を同法第百二十条（株式の分割の場合における準用）

- イ 商法第一百十條（株式の分割の場合における準用）、第二百六十二條第一項（株式交換の場合における準用）、第二百七十一條第一項（株式移転の場合における準用）、第二百七十七條第一項（資本の減少に係る株式の併合の場合における準用）又は第四百十六條第三項（合併に関する準用）
- ロ 有限会社法（昭和十二年法律第七十四号）第五十八條第二項（資本減少に関する商法の規定の準用）又は第六十三條第二項（合併に関する商法の規定の準用）
- ハ 会社更生法第二百五十四條第四項（新株の発行に関する商法等の規定の特例）（会社更生法第二百五十五條第六項（新株の発行に関する商法等の規定の準用）（会社更生法第二百六十條第六項（新会社の設立に関する商法等の規定の特例））において準用する場合を含む。）、第二百五十九條第二項（新会社の設立に関する商法等の規定の特例）若しくは第二百六十條第六項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十二條第四項（新株式会社設立に関する特例）（同法第四百四十二條第六項（新株式会社の設立に関する特例））において準用する場合を含む。）、若しくは第四百六十條の百三十一條第四項（新株式会社の設立に関する特例）（同法第四百六十條の百三十一條第六項（新株式会社の設立に関する特例））において準用する場合を含む。）、において準用する場合を含む。）、
- ニ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二十一條第二項（商法等の準用）（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十四條第一項第一号又は第四号（合併に関する規定の準用））において準用する場合を含む。）、
- ホ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六條第五項（優先出資の分

- 、第二百六十二條第一項（株式交換の場合における準用）、第二百七十一條第一項（株式移転の場合における準用）、第二百七十七條第一項（資本の減少に係る株式の併合の場合における準用）若しくは第四百十六條第三項（合併に関する準用）、有限会社法（昭和十二年法律第七十四号）第五十八條第二項（資本減少に関する商法の規定の準用）若しくは第六十三條第二項（合併に関する商法の規定の準用）、会社更生法第二百五十四條第四項（新株の発行に関する商法等の規定の特例）（同法第二百五十五條第六項（新株の発行に関する商法等の規定の準用）（同法第二百六十條第六項（新会社の設立に関する商法等の規定の特例））において準用する場合を含む。）、第二百五十九條第二項（新会社の設立に関する商法等の規定の特例）若しくは第二百六十條第六項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十二條第四項（新株式会社の設立に関する特例）（同法第四百四十二條第六項（新株式会社の設立に関する特例））において準用する場合を含む。）、若しくは第四百六十條の百三十一條第四項（新株式会社の設立に関する特例）（同法第四百六十條の百三十一條第六項（新株式会社の設立に関する特例））において準用する場合を含む。）、若しくは第四百六十條の百三十一條第六項（新株式会社の設立に関する特例）（同法第四百六十條の百三十一條第六項（新株式会社の設立に関する特例））において準用する場合を含む。）、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二十一條第一項（商法等の準用）（同法第二十四條第一項第二号若しくは第四号（合併に関する規定の準用））において準用する場合を含む。）、
- 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六條第五項（優先出資の分割に関する商法の規定の準用）、保険業法第八十九條第三項（社員への株式の割当て）（同法第九十二條の六第二項（社員への完全親会社の株式の割当て）（同法第九十二條の八第二項（組織変更における株式移転））において準用する場合を含む。）、）において準用する場合を含む。）、又は金融機関等の更生手続の特例

割に関する商法の規定の準用)

へ 保険業法第八十九条第三項(社員への株式の割当て)(同法第九十二条の六第二項(社員への完全親会社の株式の割当て)(同法第九十二条の八第二項(組織変更における株式移転))において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)

ト 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十二条第五項(組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例)(同法第四百四十二条第六項において準用する場合を含む。)(又は第六百六十条の百二十五第五項(組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例)(同法第六百六十条の百三十二第六項において準用する場合を含む。))

チ 資産の流動化に関する法律第四十九条(優先出資についての商法の準用)
三 投資信託及び投資法人に関する法律第八十六条第一項(投資口の併合の場合の端数の処理)(同法第八十七条第六項(投資口の分割))において準用する場合を含む。)

2 (略)

(法人税額から控除する所得税額の計算)

第四百四十二条の二 法第六十八条第一項(所得税額の控除)の規定により法人税の額から控除する所得税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額となる。

一 公債若しくは社債(会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。第三項において同じ。)(の利子、法人から受ける利益若しくは利息の配当)
商法第二百九十二条ノ五第一項(中間配当)、資産の流動化に関する法律第百

等に関する法律第四百四十二条第五項(組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例)(同法第四百四十二条第六項において準用する場合を含む。)(若しくは第六百六十条の百二十五第五項(組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例)(同法第六百六十条の百三十二第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)

(新設)

2 (略)

(法人税額から控除する所得税額の計算)

第四百四十二条の二 法第六十八条第一項(所得税額の控除)の規定により法人税の額から控除する所得税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額となる。

一 公債若しくは社債(会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。第三項において同じ。)(の利子、法人から受ける利益若しくは利息の配当)
商法第二百九十二条ノ五第一項(中間配当)又は特定目的会社による特定資産

「一条第一項（中間配当）又は旧資産流動化法第百二条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。」（若しくは剰余金の分配（法第二十四条（配当等の額とみなす金額）の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配の額とみなされるものを除く。）又は投資信託若しくは特定目的信託の収益の分配（以下この条において「利子配当等」という。）に対する所得税 その元本を所有していた期間に対応するものとして計算される所得税の額

二（略）

2 前項第一号に定める所得税の額は、利子配当等に対する所得税の額（その内国法人が元本を所有していなかった期間についてのみ課される所得税の額を除く。次項において同じ。）に、当該利子配当等の計算の基礎となつた期間（当該利子配当等が商法第 二百九十二条ノ五第一項、資産の流動化に関する法律第百二条第一項又は旧資産流動化法第百二条第一項に規定する金銭の分配を行う法人から受けるものである場合において、当該利子配当等が当該金銭の分配であるときは当該法人の当該金銭の分配に係る事業年度開始の日からこれらの規定に規定する一定の日までの期間とし、当該利子配当等が利益の配当であるときは当該一定の日の翌日から当該金銭の分配に係る事業年度終了の日までの期間とする。次項において同じ。）の月数のうちにその内国法人がその元本を所有していた期間の月数（株式移転（商法第 二百六十四条第一項（株式移転）の株式移転をいう。第四項までにおいて同じ。）により設立された完全親会社（同法第 二百五十一条第一項（株式交換）に規定する完全親会社をいう。第四項までにおいて同じ。）が当該株式移転に係る完全子会社（同条第一項に規定する完全子会社をいう。第四項第四号において同じ。）から当該設立の日後最初に受ける利益の配当（以下この項及び次項第一号において「株式移転後の初回配当」という。）にあつては、当

の流動化に関する法律第百二条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）（若しくは剰余金の分配（法第二十四条（配当等の額とみなす金額）の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配の額とみなされるものを除く。）又は証券投資信託の収益の分配（以下この条において「利子配当等」という。）に対する所得税 その元本を所有していた期間に対応するものとして計算される所得税の額

二（略）

2 前項第一号に定める所得税の額は、利子配当等に対する所得税の額（その内国法人が元本を所有していなかった期間についてのみ課される所得税の額を除く。次項において同じ。）に、当該利子配当等の計算の基礎となつた期間（当該利子配当等が商法第 二百九十二条ノ五第一項又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百二条第一項に規定する金銭の分配を行う法人から受けるものである場合において、当該利子配当等が当該金銭の分配であるときは当該法人の当該金銭の分配に係る事業年度開始の日からこれらの規定に規定する一定の日までの期間とし、当該利子配当等が利益の配当であるときは当該一定の日の翌日から当該金銭の分配に係る事業年度終了の日までの期間とする。次項において同じ。）の月数のうちにその内国法人がその元本を所有していた期間の月数（株式移転（商法第 二百六十四条第一項（株式移転）の株式移転をいう。第四項までにおいて同じ。）により設立された完全親会社（同法第 二百五十一条第一項（株式交換）に規定する完全親会社をいう。第四項までにおいて同じ。）が当該株式移転に係る完全子会社（同条第一項に規定する完全子会社をいう。第四項第四号において同じ。）から当該設立の日後最初に受ける利益の配当（以下この項及び次項第一号において「株式移転後の初回配当」という。）にあつては、当該株式移

該株式移転後の初回配当の計算の基礎となつた期間の開始の日から当該設立の日の前日までその元本のすべてを所有していたものとみなして計算した月数)の占める割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次項において同じ。)を乗する方法により計算する。

3 内国法人は、第一項第一号に定める所得税の額を前項に規定する方法により計算することに代えて、その所得税の額に係る利子配当等の元本を公債及び社債、株式及び出資又は投資信託及び特定目的信託の受益証券の三種類に区分し、さらにその元本を当該利子配当等の計算の基礎となつた期間が一年を超えるものと一年以下のものとに区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごと、その所得税の額に、第一号に掲げる数のうちに第一号に掲げる数の占める割合を乗する方法により計算することができる。

一・二(略)

4 (略)

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。ただし、投資信託若しくは特定目的信託の終了又は投資信託若しくは特定目的信託の一部の解約による収益の分配により委託者又は投資信託若しくは特定目的信託の契約若しくは当該契約に係る約款に基づき委託者若しくは受託者が指定する証券取引法第一条第八項(定義)に規定する証券業を営む法人若しくは同法第六十五條第一項各号(銀行等の業務)に掲げる有価証券若しくは取引につき当該取引に定める行為を行う回項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の受ける収益の分配については、その所有した期間の全期間が十五日以下であるときは、これを切り捨てる。

転後の初回配当の計算の基礎となつた期間の開始の日から当該設立の日の前日までその元本のすべてを所有していたものとみなして計算した月数)の占める割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次項において同じ。)を乗する方法により計算する。

3 内国法人は、第一項第一号に定める所得税の額を前項に規定する方法により計算することに代えて、その所得税の額に係る利子配当等の元本を公債及び社債、株式及び出資又は証券投資信託の受益証券の三種類に区分し、さらにその元本を当該利子配当等の計算の基礎となつた期間が一年を超えるものと一年以下のものとに区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごと、その所得税の額に、第一号に掲げる数のうちに第一号に掲げる数の占める割合を乗する方法により計算することができる。

一・二(略)

4 (略)

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。ただし、証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約による収益の分配により委託者又は証券投資信託約款に基づき委託者が指定する証券取引法第一条第八項(定義)に規定する証券業を営む法人の受ける収益の分配については、その所有した期間の全期間が十五日以下であるときは、これを切り捨てる。

第二章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節 特定信託の各計算期間の所得の金額の計算

(特定信託に係る所得の金額の計算)

第百五十六條の二 特定信託の受託者である内国法人のその特定信託の各計算期間の所得の金額につき、法第八十二條の三第一項（特定信託の各計算期間の所得の金額の計算）の規定により次の表の上欄に掲げる法の規定に準じて計算する場合には、同欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第二十一條第一項及び第二項（各事業年度の所得の金額の計算）</p>	<p>資本等取引 元本等取引</p>
<p>第二十二條第一項（受取配当等の益金不算入）</p>	<p>特定株式等以外の株式等 株式等 金額及び特定株式等に係る配当等の額 金額</p>
<p>第二十二條第二項</p>	<p>次に掲げる金額の合計額 第一号に掲げる金額</p>

(新設)

	特定株式等以外の株式等	株式等
第二十二系第五項及び第八項	確定申告書	特定信託確定申告書
第二十八系第一項（還付金等の益金不算入）	第七十九条（確定申告による所得税額等の還付）、第一百二十条（継続等の場合の所得税額等の還付）、第三百二十二条（確定申告に係る更正による所得税額等の還付）又は第三百二十七条（継続等の場合の更正による所得税額等の還付）	第八十二条の十三（特定信託に係る所得税額等の還付）又は第三百二十四条の三（特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等の還付）
第二十六系第一項	第八十一条	第八十二条の十五（特定信託に係る）
第二十一条第一項	その内国法人が当該事業年	その

<p>(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)</p>	<p>度においてその償却費として損金経理をした金額のうち、その</p>	<p>金額(特定信託の決算において償却費として計上されている金額を限度とする。) Japan</p>
<p>第二十一条第一項</p>	<p>償却費として損金経理をした金額には</p>	<p>特定信託の決算において償却費として計上されている金額には</p>
<p>第二十一条第一項 (繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)</p>	<p>において償却費として損金経理をした金額</p>	<p>の特定信託の決算において償却費として計上されている金額</p>
<p>第二十一条第一項 (繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)</p>	<p>その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額のうち、その</p>	<p>その</p>
<p>金額とする</p>	<p>金額とする</p>	<p>金額(特定信託の決算にお</p>

		償却費として計上され ている金額を限度とする。) Up to
第二十二系第 一 項 償却費として損失経理をし た金額には	において償却費として損失 経理をした金額	特定信託の決算において償 却費として計上されている 金額には
第二十二系第 一 項 (資産の評価損の 損失不算入等)	損失経理によりその 部分の金額	その 部分の金額(特定信託の決 算において費用又は損失と して計上されている金額を 限度とする。)
第二十七系第 一 項 (寄附金の損失不 算入)	確定した決算 利益又は剰余金の処分によ る経理(利益積立金額を	決算 利益処分計算として計上さ れているとき(信託利益積

<p>第四十一条（法人 税額から控除する 外国税額の損金不 入）</p>	<p>第六十八条第一項（ 額から控除する所 得税額の損金不 算）</p>	<p>第七十九条第一項（ ）</p>	<p>第八十二条の六第一項（特 定信託に係る）</p>	<p>確定申告書</p>	<p>第三十七条第八項 及び第九項</p>	<p>第三十七条第二項</p>	<p>資本等の金額</p>	<p>経理をした</p>	<p>充てる経理</p>	<p>立金額が</p>
<p>第二百二十二条第一項（ ）</p>	<p>第二百二十四条の二第一項（ 特定信託の）</p>	<p>第八十二条の七第一項（特 定信託に係る）</p>	<p>特定信託に係る</p>	<p>確定申告書</p>	<p>第三十七条第八項 及び第九項</p>	<p>第三十七条第二項</p>	<p>資本等の金額</p>	<p>経理をした</p>	<p>充てる経理</p>	<p>立金額が</p>
<p>第八十二条の七第一項（特 定信託に係る）</p>	<p>第二百二十四条の二第一項（ 特定信託の）</p>	<p>第八十二条の十二第一項（ 特定信託に係る）</p>	<p>特定信託に係る</p>	<p>確定申告書</p>	<p>第三十七条第八項 及び第九項</p>	<p>第三十七条第二項</p>	<p>資本等の金額</p>	<p>経理をした</p>	<p>充てる経理</p>	<p>立金額が</p>

算入)	第七十九条第一項)	第八十二条の十二第一項) 特定信託に係る
第四十七条第一項 及び第一項(保険 金等で取得した固 定資産等の圧縮額 の損金算入)	第三百三十二条第一項) 損金経理により減額し、又 は 政令で定める方法	第三百三十四条の二第一項) 特定信託の 減額したとき若しくは 引当金勘定に繰り入れる方 法
	ときは、その減額し又は経 理した金額に相当する金額	ときは又はその圧縮限度額以 下の金額がその特定信託の 決算において積立金として 計上されているときは、そ の減額し若しくは経理した 金額に相当する金額)その 特定信託の決算において費 用又は損失として計上され ている金額を限度とする。)又はその計上されている 金額に相当する金額

第四十七条第二項	確定申告書	特定信託確定申告書
減額し又は経理した金額に 相当する金額	減額し若しくは経理した金額に相当する金額又は計上されている金額に相当する金額	金額
第四十七条第四項	確定申告書	特定信託確定申告書
第四十八条第一項 (保険差益等に係る特別勘定の金額 の損金算入)	当該事業年度の確定した決算においてその 相当する金額	その 相当する金額(その特定信託の決算において特別勘定として計上されている金額を限度とする。)
第四十八条第四項 及び第五項	確定申告書	特定信託確定申告書
第四十九条第一項 (特別勘定を設け	損金経理により減額し、又は は)	減額したとき若しくは

<p>第四十九條第一項</p>	<p>確定申告書</p> <p>減額し又は経理した金額に 相当する金額</p>	<p>特定信託確定申告書</p> <p>減額し若しくは経理した金額に 相当する金額又は計上 されている金額に相当する 金額</p>	<p>た場合の保険金等 で取得した固定資 産等の圧縮額の損 金算入)</p>	<p>政令で定める方法</p> <p>ときは、その減額し又は経 理した金額に相当する金額</p>	<p>引当金勘定に繰り入れる方 法</p> <p>ときは又はその圧縮限度額以 下の金額がその特定信託の 決算において積立金として 計上されているときは、そ の減額し若しくは経理した 金額に相当する金額(その 特定信託の決算において費 用又は損失として計上され ている金額を限度とする。)又はその計上されている 金額に相当する金額</p>
-----------------	---	---	--	--	---

第四十九條第二項	確定申告書	特定信託確定申告書
第五十條第一項（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）	損金経理により減額した 相当する金額	減額した 相当する金額（その特定信託の決算において費用又は損失として計上されている金額を限度とする。）
第五十條第二項及び第四項	確定申告書	特定信託確定申告書
第五十一條第一項（貸倒引当金）	において損金経理により までの金額	において までの金額（特定信託の決算において費用又は損失として計上されている金額を限度とする。）
第五十一條第二項及び第四項	確定申告書	特定信託確定申告書
第五十七條第一項	確定申告書	特定信託確定申告書

<p>(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)</p>	<p>第八十一条)</p>	<p>第八十二条の十五(特定信託に係る</p>
<p>第五十七条第二項</p>	<p>確定申告書</p>	<p>特定信託確定申告書</p>
<p>第五十八条第一項 (青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)</p>	<p>確定申告書 第八十一条)</p>	<p>特定信託確定申告書 第八十二条の十五(特定信託に係る</p>
<p>第五十八条第二項</p>	<p>確定申告書</p>	<p>特定信託確定申告書</p>
<p>第六十一条第一項 (長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)</p>	<p>確定した決算において 費用の額は</p>	<p>において 費用の額(その特定信託の決算において収益の額及び費用の額として計上されている金額を限度とする)は</p>
<p>場合は</p>	<p>場合は又はその特定信託の決</p>	

	算において収益の額及び費用の額として計上されなかつた場合は
その経理しなかつた	その経理しなかつた、又は計上されなかつた

2 前項の規定により読み替えられた法の規定における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 元本等取引 特定信託の元本の金額の増加又は減少を生ずる取引及び特定信託の収益の分配をいふ。

二 信託利益積立金額 イに掲げる金額がロに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいふ。この場合において、法人税（法第二十八条第一項第三号（損金に算入される法人税）に掲げる法人税及び附帯税を除く。）として納付すべき金額並びに地方税法の規定により当該法人税に係る道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）として納付すべき金額は、イに規定する留保している金額には含まれない。

イ 次に掲げる金額のうち特定信託の信託財産に留保している金額の合計額

(1) 各計算期間の所得の金額

(2) 法第八十一条の二第一項の規定により法第二十三条又は第二十六条の規定に準じて各計算期間の所得の金額を計算する場合における当該各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額

(3) 法第八十一条の二第一項の規定により法第五十七条又は第五十八条の規

定に準じて各計算期間の所得の金額を計算する場合における当該各計算期間の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

ロ 各計算期間の欠損金額の合計額（元本の金額により補てんされた金額を除く）

3 特定信託の各計算期間の所得の金額につき、法第八十二条の三第一項の規定により前章第一節（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第二十一条第一項（株式等に係る負債の利子の額）</p>	<p>確定した決算（法第七十二条第一項第一号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算。第二十八条第一項第一号（棚卸資産の切放し低価格）を除き、以下この節において同様。）</p>	<p>決算</p>
<p>損金経理（法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、</p>	<p>減額する</p>	

<p>第二十五条(外国 税額の還付金のつ た利益金の額に算入 されないもの)</p>	<p>第六十九条第一項から第三 項まで)</p>	<p>第八十二条の七第一項から 第二項まで(特定信託に係 る)</p>	<p>第二十一条第二項</p>	<p>前項</p>	<p>第一項</p>	<p>同項に規定する期間に係る 決算において費用又は損失 として経理することをいう 。以下この節において同じ 。)により減額する</p>	<p>引当金勘定</p>	<p>損金経理により引当金勘定</p>	<p>積立金として</p>	<p>決算に</p>	<p>確定した決算に</p>
			<p>次の各号に掲げる法人の区 分に応じ当該各号に定める もの</p>	<p>第二号イから八までに掲げ るもの</p>	<p>積立金として</p>	<p>決算に</p>	<p>確定した決算に</p>	<p>利益若しくは剰余金の処分 により</p>	<p>損金経理により引当金勘定</p>	<p>積立金として</p>	<p>利益若しくは剰余金の処分 により</p>

第二十五条の二第一項（控除対象外国法人税の額が減額された部分の金額のうち益金の額に算入するもの等）	第六十九条第一項の減額に係る事業年度	適用事業年度
	第百五十条第一項	
第二十五条の二第一項	減額に係る事業年度	減額に係る計算期間
	第百五十六条の十三第一項	
第二十八条第一項（棚卸資産の評価の方法）	確定した決算	決算
	その採用	その特定信託の名称 其の採用

<p>第七十八條の二第七項</p>	<p>第七十四條第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（同日の属する法第七十一條第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に規定する期間）について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）</p>	<p>第八十二條の十第一項（特定信託に係る確定申告）の規定による申告書の提出期限</p>
<p>第二十九條第一項（棚卸資産の評価の方法の選定）</p>	<p>掲げる法人 第七十四條第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（第一号又は第三号に掲げる内国法人がこれらの号に掲げる日の属する法第七十一條第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に規定する期間）について同項各号に掲げ</p>	<p>掲げる場合 第八十二條の十第一項（特定信託に係る確定申告）の規定による申告書の提出期限</p>

<p>る事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限)</p>	<p>新たに設立した内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）</p>	<p>設立の日</p>	<p>新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等及び人格のない社団等</p>	<p>新たに収益事業を開始した日</p>	<p>設立後</p>
<p>新たな特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約）以下この項において同じ。）を締結した場合</p>	<p>新たな特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約）以下この項において同じ。）を締結した場合</p>	<p>その締結の日</p>	<p>特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなった場合</p>	<p>その該当することとなった日</p>	<p>新たな特定信託の契約を締結した後</p>

<p>第四十八条の二第一項（減価償却費）</p>	<p>その採用</p>	<p>その特定信託の名称、その採用</p>
<p>第三十条第五項</p>	<p>終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日）</p>	<p>終了の日</p>
<p>第三十条第一項（棚卸資産の評価の方法の変更手続）</p>	<p>その旨</p>	<p>その特定信託の名称、新たな評価の方法を採用しようとする旨</p>
<p>変更した内国法人</p>	<p>変更した内国法人</p>	<p>変更した場合</p>
<p>事業（前号に掲げる内国法人については、収益事業。以下この号において同じ。）</p>	<p>事業（前号に掲げる内国法人については、収益事業。以下この号において同じ。）</p>	<p>事業</p>
<p>内国法人については、新たに収益事業を開始した後</p>	<p>内国法人については、新たに収益事業を開始した後</p>	<p>場合については、新たに特定信託に該当することとなった後</p>

<p>産の特別な償却の方法)</p>		
<p>第四十八条の二第七項</p>	<p>第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限(同日の属する法第七十一条第一項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)に規定する期間)について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限)</p>	<p>第八十二条の十第一項(特定信託に係る確定申告)の規定による申告書の提出期限</p>
<p>第四十九条第二項(取替資産に係る償却の方法の特例)</p>	<p>で当該事業年度において損金経理をしたもの</p>	<p>(当該計算期間の特定信託の決算において費用又は損失として計上されている金額を限度とする。)</p>
<p>第四十九条第四項</p>	<p>第一項の規定</p>	<p>その特定信託の名称 第一項の規定</p>
<p>第四十九条第七項</p>	<p>終了の日(当該事業年度に</p>	<p>終了の日</p>

<p>第五十条第二項) 特別な償却率による償却の方法)</p>	<p>同項</p>	<p>その特定信託の名称 同項</p>
<p>第五十一条第二項 (減価償却資産の償却の方法の選定)</p>	<p>掲げる法人</p> <p>第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限(第一号又は第三号から第五号までに掲げる内国法人がこれらの号に定める日の属する法第七十二条第一項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)に規定する期間)について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告</p>	<p>掲げる場合</p> <p>第八十二条の十第一項(特定信託に係る確定申告)の規定による申告書の提出期限</p>

書(の提出期限)	新たに設立した内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。)		新たな特定信託の契約(一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約 以下この項において同じ。)を締結した場合。
設立の日	新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等及び人格のない社団等	その締結の日	特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなった場合
設立後	新たに収益事業を開始した内国法人については、新たに収益事業を開始した後	新たな特定信託の契約を締結した後	場台については、新たに特定信託に該当することとな
新たに収益事業を開始した日	新たに収益事業を開始した日	その該当することとなった日	

第五十一条第一項 (減価償却資産の 償却の方法の変更)	その旨	船舶を取得した日	法人 新たに船舶を取得した内国	事業所を設けた日	選定しているもの	選定しようとするもの	法人 新たに事業所を設けた内国	取得した内国法人	つた後
		船舶を有することとなつた日	新たに船舶を有することとなつた場合	事業所を有することとなつた日	選定している場合	選定しようとする場合	新たに事業所を有することとなつた場合	取得した場合	
その旨	その特定信託の名称、新たな償却の方法を採用しようとする旨								

<p>（手続）</p>		
<p>第五十二条第五項</p>	<p>終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日）</p>	<p>終了の日</p>
<p>第五十七条第二項 （耐用年数の短縮）</p>	<p>同項</p>	<p>その特定信託の名称 同項</p>
<p>第五十八条第一項 （減価償却資産の償却限度額）</p>	<p>確定した決算に基づく償却費として損金経理をした</p>	<p>その特定信託の決算において償却費として計上された</p>
<p>第五十九条第一項 （事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例）</p>	<p>でその取得価額につき当該事業年度において損金経理をしたもの</p>	<p>（その取得価額につき当該計算期間の決算において費用又は損失として計上されているものに限り。）</p>

<p>第六十条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）</p>	<p>第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（法第七十一条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）</p>	<p>第八十二条の十第一項（特定信託に係る確定申告）の規定による申告書の提出期限</p>
<p>第六十条の二第二項（陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例）</p>	<p>同項</p>	<p>その特定信託の名称 同項</p>
<p>第六十一条第四項（減価償却資産の償却可能限度額）</p>	<p>前日までに</p>	<p>前日までに、その特定信託の名称</p>
<p>第六十二条第一項（減価償却に関する）</p>	<p>においてその有する</p>	<p>の決算においてその信託財産に属する</p>

る明細書の添付)	償却費として損金経理を した	償却費として計上されてい る	確定申告書(当該事業年度 の中間申告書で法第七十二 条第一項各号(仮決算をし た場合の中間申告書の記載 事項)に掲げる事項を記載 したものを提出する場合に は、その中間申告書)	特定信託確定申告書
第六十二系第一項 第六十七系第一項 (繰延資産の償却 に関する明細書の 添付)	償却費として損金経理をし た	償却費として計上されてい る	においてその有する の決算においてその信託財 産に属する	特定信託確定申告書
確定申告書(当該事業年度 の中間申告書で法第七十二 条第一項各号(仮決算をし	特定信託確定申告書			

	<p>た場合の中間申告書の記載事項)に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書)</p>	
<p>第六十七條第一項</p>	<p>確定申告書</p>	<p>特定信託確定申告書</p>
<p>第六十八條第一号 (資産の評価損の計上ができる場合)</p>	<p>有価証券(第百十九條の二第一項第一号)有価証券の 一 単位当たりの帳簿価額の算出の方法)に掲げる株式 又は出資に該当するものを除く)</p>	<p>有価証券</p>
<p>第七十二條第一項 (寄附金の損全算入限度額)</p>	<p>次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等) 次号に掲げるものを除く。 。 次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額</p>	<p>次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額とする。</p> <p>一 当該計算期間終了の時に於ける元本の金額を十で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額の千分の二・五に相当する金額</p>

一 当該事業年度終了の 時における資本等の金 額を十二で除し、これ に当該事業年度の月数 を乗じて計算した金額 の千分の二・五に相当 する金額	二 当該計算期間の所得の 金額の百分の二・五に相 当する金額
口 当該事業年度の所得 の金額の百分の二・五 に相当する金額	
二 普通法人、協同組合等 及び人格のない社団等の うち資本の金額又は出資 金額を有しないもの並び に大蔵省令で定める法人 当該事業年度の所得の 金額の百分の二・五に相 当する金額	
三 公益法人等（大蔵省令 で定める法人を除く。以 下この号において同じ。 ）次に掲げる法人の区 分に応じそれぞれ次に定	

める金額

イ 私立学校法第二条（定義）に規定する学校法人（同法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人で学校教育法第八十一条の二（専修学校）に規定する専修学校を設置しているものを含む。）
、社会福祉法第二十一条（定義）に規定する社会福祉法人又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第一条第六項（定義）に規定する更生保護法人
当該事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年一百万円に満たない場合には、年一百万

	<p>円)</p> <p>ロ イに掲げる法人以外の の公益法人等 当該事 業年度の所得の全額の 百分の二十に相当する 金額</p>	第七十二系第二項	前項各号	第七十二系第二項	<p>第一項各号</p> <p>確定申告書（当該事業年度 の中間申告書で法第七十二 条第一項各号（仮決算をし た場合の中間申告書の記載 事項）に掲げる事項を記載</p>
		<p>次に掲げる規定 次に掲げる規定及び租税特 別措置法第六十八条の三の 八第一項（法人税額から控 除する特定外国子会社等の 外国税額の益金算入）の規 定</p>	前項第一号	<p>第一項第一号</p> <p>特定信託確定申告書</p>	

	<p>したものを提出する場合には、その中間申告書、次項において同様。）</p>	
<p>第七十七条の二第六項</p>	<p>確定申告書</p>	<p>特定信託確定申告書</p>
<p>第八十八条第一項（代替資産の取得に係る期限の延長の手續）</p>	<p>までに、同項</p>	<p>までに、その特定信託の名称、同項</p>
<p>第九十条（保険差益等に係る特別勘定の全額の取崩し）</p>	<p>三 指定期間内に解散（合併による解散を除く。）をした場合において、特別勘定の金額を有しているとき、当該特別勘定の金額</p>	<p>三 指定期間内に信託を終了した場合において、特別勘定の金額を有しているとき、当該特別勘定の金額</p>
<p>第九十六条第一項第一号（貸倒引当金算定への繰入限度額）</p>	<p>当該内国法人の設立（合併による設立を除く。）の日（公益法人等及び人格のない社団等にあつては、新</p>	<p>当該特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合）には、その最初の契約</p>

<p>第九十六条第一項 第二号</p>	<p>に収益事業を開始した日。 次号において「設立の日」といふ。）</p>	<p>（の締結の日）（特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなった場合には、その該当することとなつた日。次号において「締結の日」といふ。）</p>
<p>第九十六条第一項 第二号</p>	<p>設立の日</p>	<p>締結の日</p>
<p>第一百十九条の二第一項（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法）</p>	<p>次に掲げる</p>	<p>第一号に掲げる</p>
<p>第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（同日の属する法律第七十一条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に規定する期間）</p>	<p>第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（同日の属する法律第七十一条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に規定する期間）</p>	<p>第八十二条の十第一項（特定信託に係る確定申告）の規定による申告書の提出期限</p>

<p>事項を記載した中間申告書を提出する場合に於て、その中間申告書の提出期限)</p>	<p>第百十九条の六第一項(有価証券の単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更の手續)</p>	<p>第百十九条の六第五項</p> <p>終了の日(当該事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日)</p>	<p>第百十九条の十五第二項(売買目的有価証券の評価益又は評価損の翌事業年度における処理等)</p> <p>損金経理によりその</p>
	<p>その特定信託の名称、新たな単位当たりの帳簿価額の算出の方法を採用しようとする旨</p>	<p>終了の日</p>	<p>その</p>

<p>第百二十一条の四 第一項（繰延ヘツジ処理における特別な有効性判定方法等）</p>	<p>その採用</p>	<p>その特定信託の名称 その採用</p>
<p>第百二十一条の三 （外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の期末時換算）</p>	<p>及び第百十九条の二第二項 第二号（有価証券の単位当たりの帳簿価額の算出の方法）に掲げる株式又は出資に該当するものを除く</p>	<p>を除く</p>
<p>第百二十一条の五 （外貨建資産等の期末換算の方法の選定の手続）</p>	<p>第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（同日の属する法第七十一条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）</p>	<p>第八十二条の十第一項（特定信託に係る確定申告）の規定による申告書の提出期限</p>

<p>第百一十條の六 第一項（外貨建資 産等の期末換算の 方法の変更の手續 ）</p>	<p>その旨</p>	<p>その特定信託の名称、新たな換算の方法を採用しようとする旨</p>
<p>第百一十條の六 第五項</p>	<p>終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日）</p>	<p>終了の日</p>
<p>第百一十條の十 第一項（為替予約 差額の一括計上の 方法の選定の手続 ）</p>	<p>第七十四條第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該事業年度の中間申告書で法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書の提出期限）</p>	<p>第八十二條の十第一項（特定信託に係る確定申告）の規定による申告書の提出期限</p>

<p>第百二十五条(延 私算準の方法によ り経理しなかつた 場合の処理)</p>	<p>第百二十五条の十 一第一項(為替予 約差額の一括計上 の方法の変更の手 続)</p>	<p>「新たな 」</p>	<p>「は、新たな 」</p>
<p>第百二十二条(少 場合において、その内国法 場合には)</p>	<p>「第百二十二条の十第一項 」</p>	<p>「は、第百二十二条の十第 一項」</p>	<p>「は、名称、新たな 換算の方法を採用」とある のは「名称、同項に規定す る方法を変更」</p>
<p>確定した決算において同項 に</p>	<p>同項に</p>	<p>同項に</p>	<p>同項に</p>
<p>場合には</p>	<p>場合には</p>	<p>場合又はその特定信託の決 算において収益の額及び費 用の額として計上されなか つた場合には</p>	<p>場合又はその特定信託の決 算において収益の額及び費 用の額として計上されなか つた場合には</p>
<p>その経理しなかつた</p>	<p>その経理しなかつた</p>	<p>その経理しなかつた、又は その計上されなかつた</p>	<p>その経理しなかつた、又は その計上されなかつた</p>

<p>額の減価却資産 の取得価額の損金 算入)</p>	<p>人か</p>	<p>につきその事業の用に供し た日の属する事業年度にお いて損金経理をしたときは 、その損金経理をした金額 は、当該事業年度の所得の 金額の計算上、損金の額に 算入する</p>	<p>は、当該計算期間の所得の 金額の計算上、損金の額に 算入する。ただし、その取 得価額につき特定信託の決 算において費用又は損失と して計上されている金額が その取得価額に満たない場 合には、この限りでない</p>
<p>第二百二十二条の二 第一項（一括償却 資産の損金算入）</p>	<p>その内国法人が当該一括償 却資産の取得価額の合計額 （以下この条において「一 括償却対象額」という。） の全部又は一部につき損金 経理をした金額のうち、当 該一括償却対象額</p>	<p>当該一括償却資産の取得価 額の合計額（以下この条に おいて「一括償却対象額 」 という。）</p>	<p>金額（特定信託の決算にお いて費用又は損失として計 上されている金額を限度と する。）となる</p>
<p>金額とする</p>	<p>金額（特定信託の決算にお いて費用又は損失として計 上されている金額を限度と する。）となる</p>		

<p>第百二十二条の二 第二項</p>	<p>規定する損金経理をした金額</p>	<p>規定する特定信託の決算において費用又は損失として計上されている金額</p>
<p>第百二十二条の二 第五項</p>	<p>確定申告書(その事業の用に供した日の属する中間期間について中間申告書を提出する場合)は、その中間申告書() 額</p>	<p>特定信託確定申告書 の特定信託の決算において費用又は損失として計上されている金額</p>
<p>第百二十二条の二 第八項</p>	<p>各事業年度 損金経理をした</p>	<p>その特定信託の各計算期間の決算 費用又は損失として計上されている</p>
<p>確定申告書(当該事業年度の中間申告書を提出する場合)</p>	<p>特定信託確定申告書</p>	

	<p>合には、その中間申告書)</p>	
<p>第百二十四条(繰延資産となる費用のうち少額のもの)の損金算入)</p>	<p>場合において ものにつき、その支出する日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は算入する</p>	<p>ものは</p>
<p>第百二十九条の二第二項(償還有価証券の調整差益又は調整差損の益金又は損金算入)</p>	<p>取得事業年度</p>	<p>算入する。ただし、その支出した金額につき特定信託の決算において費用として計上されている金額がその支出した金額に満たない場合は、この限りでない</p>
<p>第百二十九条の四</p>	<p>場合において</p>	<p>取得計算期間</p>
<p>場合において</p>		

<p>第一項及び第二項 (資産に係る控除 対象外消費税額等 の損金算入)</p>	<p>合計額につき、その内国法人が当該事業年度において損金経理をしたときは、当該損金経理をした金額は算入する</p>	<p>合計額は 算入する。ただし、その生じた控除対象外消費税額等の合計額につき特定信託の決算において費用又は損失として計上されている金額がその生じた控除対象外消費税額等の合計額に満たない場合には、この限りでない</p>
<p>第二百二十九条の四 第二項及び第四項</p>	<p>その内国法人が当該繰延消費税額等につき当該事業年度において損金経理をした金額のうち、当該金額とする</p>	<p>当該金額(特定信託の決算において費用又は損失として計</p>

		<p>上_レつれて_レいる金額を限度とす_レる。)と_レなる</p>
<p>第百二十九条の四 第五項</p>	<p>内国法人が</p>	<p>特定信託の受託者である内国法人の特定信託の計算期間を</p>
	<p>につき同法</p>	<p>として同法</p>
	<p>受ける場合</p>	<p>受けると仮定した場合</p>
<p>第百二十九条の四 第八項</p>	<p>損金経理をした金額には</p>	<p>費用又は損失として計上されて_レいる金額には</p>
	<p>において損金経理をした金額</p>	<p>の特定信託の決算において費用又は損失として計上されて_レいる金額</p>
<p>第百二十九条の五 (資産に係る控除 対象外消費税額等 の損金算入に關する 明細書の添付)</p>	<p>各事業年度 損金経理をした</p>	<p>その特定信託の各計算期間の決算 費用又は損失として計上されて_レいる</p>

	<p>確定申告書（当該事業年度の中間申告書で法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書）</p>	<p>特定信託確定申告書</p>
--	---	------------------

第一節 税額の計算

（同族関係者の範囲等）

第百五十六條の三 第四條第一項及び第二項（同族関係者の範囲）の規定は、法第八十二条の五第一項（同族特定信託の特別税率）に規定する政令で定める特殊の関係のある個人及び法人について準用する。この場合において、第四條第一項中「株主等」とあるのは「受益権を有する者」と、同條第二項第一号中「株主等」とあるのは「受益権を有する者」と、「他の会社」とあるのは「会社」と、同項第二号及び第三号中「株主等」とあるのは「受益権を有する者」と読み替えるものとする。

2 同一の個人又は法人と前項において準用する第四條第二項に規定する特殊の関係のある二以上の会社が、法第八十二条の五第一項に規定する同族特定信託であるかどうかを判定しようとする特定信託の受益権を有する者である場合には、そ

（新設）

の二以上の会社は、相互に前項において準用する第四条第二項に規定する特殊の
関係のある会社であるものとみなす。

- 3 法第八十一條の五第一項に規定する政令で定める特定信託は、受益権を有する
者（同族会社でない法人を除く。）の三人以下並びにこれらと同項に規定する特
殊の関係のある個人及び法人（同族会社でない法人を除く。）が有する受益権の
口数（特定目的信託にあつては、資産の流動化に関する法律第六十五條第一項
第二号ロ（資産信託流動化計画）に規定する元本持分（以下この項において「元
本持分」という。）とする。）の合計がその特定信託の受益権の総口数（特定目
的信託にあつては、総元本持分）の百分の五十以上に相当する特定信託とする。
- 4 資産の流動化に関する法律第八十一條第一項（決議の方法）に規定する議決
権を行使することのできない受益証券の権利者が有する元本持分は、これを前項
の元本持分に算入しない。

（所得等の金額）

第五十八條の四 法第八十二條の五第三項（同族特定信託の特別税率）に規定す
る当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計
額とする。

- 一 当該計算期間の所得の金額
- 二 法第八十二條の三第一項（特定信託の各計算期間の所得の金額の計算）の規
定により次に掲げる規定に準じて当該計算期間の所得の金額を計算する場合に
おける次に定める金額の合計額
- イ 法第二十二條（受取配当等の益金不算入） 当該計算期間の所得の金額の
計算上益金の額に算入されなかつた金額

（新設）

ロ 法第二十六条（還付金等の益金不算入） 当該計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額（同条第一項第一号の規定に準じて当該計算期間の所得の金額を計算する場合において益金の額に算入されなかつた金額のうち、第二百五十六条の第二項第一号（信託利益積立金額）に規定する法人税並びに同号に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）

ハ 法第五十七条及び第五十八条（繰越欠損金の損金算入） 当該計算期間の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

（留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）

第二百五十六条の五 法第八十二条の五第三項（同族特定信託の特別税率）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、法第八十二条の四（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率）の規定により計算した法人税の額（租税特別措置法第六十八条の三の三第五項（特定目的信託に係る課税の特例）、同条第六項において準用する同法第六十二条の三第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）、同法第六十八条の三の三第七項、同法第六十八条の三の四第五項（特定投資信託に係る課税の特例）、同条第六項において準用する同法第六十一条の三第八項又は同法第六十八条の三の四第七項の規定の適用がある場合には、それぞれ法第八十一条の四及び租税特別措置法第六十八条の三の三第五項、同条第六項において準用する同法第六十一条の三第八項、同法第六十八条の三の三第七項、同法第六十八条の三の四第五項、同条第六項において準用する同法第六十一条の三第八項又は同法第六十八条の三の四第七項の規定により計算した法人税の額とし、法第八十一条の七（特定信託に係る外国税額控除）の規定により控除す

（新設）

る金額がある場合には、これらの法人税の額から当該金額を控除した金額とする。
。）に百分の二十・七を乗じて計算した金額とする。

（法人税額から控除する所得税額の計算）

第百五十六條の六 第百四十條の二（法人税額から控除する所得税額の計算）の規定は、法第八十一條の六第一項（特定信託に係る所得税額の控除）の規定により法人税の額から控除する所得税の額の計算について準用する。この場合において、第百四十條の二第一項中「法第二十四條（配当等の額とみなす金額）の規定により」とあるのは、「法第八十一條の三第一項（特定信託の各計算期間の所得の金額の計算）の規定により法第二十四條（配当等の額とみなす金額）の規定に準じて各計算期間の所得の金額を計算する場合における当該各計算期間の所得の金額の計算上」と、同条第二項中「内国法人が」とあるのは、「特定信託の受託者である内国法人がその特定信託の信託財産につき」と、同条第三項中「内国法人は」とあるのは、「特定信託の受託者である内国法人は」と、「内国法人が」とあるのは、「特定信託の受託者である内国法人がその特定信託の信託財産につき」と、「内国法人の」とあるのは、「特定信託の受託者である内国法人の」と読み替えるものとする。

（控除限度額の計算）

第百五十六條の七 法第八十一條の七第一項（特定信託に係る外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の特定信託の受託者である内国法人の各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の額（法第八十二條の五から第八十一條の七まで（同族特定信託の特別税率及び税額控除）並びに

（新設）

（新設）

租税特別措置法第六十八条の三の三第五項（特定目的信託に係る課税の特例）、同条第六項において準用する同法第六十二条の三第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）、同法第六十八条の三の三第七項、同法第六十八条の三の四第五項（特定投資信託に係る課税の特例）、同条第六項において準用する同法第六十二条の三第八項及び同法第六十八条の三の四第七項の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税を除く。）に、当該計算期間の所得金額のうち、に当該計算期間の国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 前項に規定する当該計算期間の所得金額は、法第八十二条の三第一項（特定信託の各計算期間の所得の金額の計算）の規定により法第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定に準じて当該計算期間の所得の金額を計算する場合におけるこれらの規定を適用しないで計算した場合の当該計算期間の所得の金額（以下この条及び次条において「当該計算期間の所得金額」といふ。）とする。

3 第一項に規定する当該計算期間の国外所得金額は、当該計算期間において生じた法第二百二十八条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得（第六項において「国内源泉所得」といふ。）（以外の所得（以下この条において「国外源泉所得」といふ。）に係る所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該計算期間の所得の金額（第四百十一条第一項（外国法人税の範囲）に規定する外国法人税（第五百五十六条の十三までにおいて「外国法人税」といふ。）が課されない国外源泉所得がある場合には、当該金額から当該外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額の三分の二に相当する金額を控除した金額）に相当する金額とする。ただし、当該金額が当該計算期間の所得金額の百分

の九十に相当する金額を超える場合には、当該計算期間の所得金額の百分の九十に相当する金額とする。

4 前項の規定を適用する場合において、棚卸資産（動産に限る。以下この項において同じ。）の譲渡により生ずる所得又は第百七十六条第五項（国内において行う事業から生ずる所得）に規定する行為により生ずる所得が国外源泉所得に係る所得に該当するかどうかについては、次に定めることによる。

一 棚卸資産の譲渡により生ずる所得については、第百七十六条第四項の規定にかかわらず、次に定めることによる。

イ 当該資産を国内において譲渡したものとして第百七十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定を適用したならばこれらの規定により同条第一項又は第二項に規定する国内において行う事業から生ずる所得となるべき所得以外の所得に該当するものは、国外源泉所得に係る所得に該当するものとする。

ロ 当該資産の譲渡により生ずる所得に対して外国法人税が課されるときは、特定信託の受託者である内国法人の選択により、当該資産を国外において譲渡したものとして、イの規定を適用することができる。

二 第百七十六条第五項に規定する行為により生ずる所得については、同項の規定にかかわらず、国外源泉所得に係る所得に該当するものとする。

5 第三項に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得とは、特定信託の国外源泉所得のうち、当該国外源泉所得を生じた国又は地域が当該国外源泉所得につき外国法人税を課さないこととしている場合（当該国外源泉所得につき第百五十六条の九第三項（控除対象外国法人税の額とされないもの）に規定するみなし納付外国法人税の額がある場合を除く。）における当該国外源泉所得をいう。

6 第三項の規定を適用する場合において、当該計算期間の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうち法第二十一條第三項第一号（各事業年度の所得の金額の計算）に規定する販売費、一般管理費その他の費用で国内源泉所得に係る所得を生ずべき業務と国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この条において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額は、収入金額、資産の価額その他の基準のうち当該特定信託の信託財産の運用の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により国内源泉所得に係る所得及び国外源泉所得に係る所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

7 第三項の規定を適用する場合において、同項に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得があるときは、前項の規定により国外源泉所得に係る所得の金額の計算上の損金の額に配分される共通費用の額は、同項に規定する合理的と認められる基準に準じて外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得とそれ以外の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

（控除限度額の計算の特例）

第百五十六條の八 前條の規定を適用する場合において、特定信託の各計算期間における第一号に掲げる金額が当該計算期間の所得金額の百分の五十に相当する金額を超える場合には、当該特定信託の受託者である内国法人は、当該特定信託につき当該計算期間の所得金額から第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した金額をもつて同條第二項に規定する当該計算期間の所得金額の百分の九十に相当する金額とすることができる。

一 当該計算期間における次のイ及びロに掲げる金額の合計額（当該計算期間に

（新設）

おいて次の八からホまでに掲げる金額がある場合には、八からホまでに掲げる金額の合計額を控除した残額)

イ 法第八十一條の七第一項(特定信託に係る外国税額の控除)に規定する控除対象外国法人税の額(当該控除対象外国法人税の額に次条第二項に規定するみなし納付外国法人税の額に係る額が含まれているときは、その額を控除した残額)

ロ 租税特別措置法第六十八條の三の八第一項(特定信託に係る特定外国子会社の留保金額の益金算入)の規定により当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託につき納付する控除対象外国法人税の額とみなされる金額

ハ 第四百五十六條の十三第一項(外国法人税が減額された場合の特例)に規定する減額控除対象外国法人税額(当該減額控除対象外国法人税額に次条第三項に規定するみなし納付外国法人税の額に係る額が含まれているときは、その額を控除した残額)

二 租税特別措置法施行令第三十九條の三十五の十一第五項(特定外国子会社等の課税対象留保金額に係る外国法人税額の計算等)の規定により控除対象外国法人税の額が減額されたものとみなされる部分の金額

ホ 租税特別措置法施行令第三十九條の三十五の十一第一項の規定により控除対象外国法人税の額が減額されたものとみなされる部分の金額

二 当該計算期間の所得金額から前号に掲げる金額を控除した残額

三 当該計算期間の所得金額に百分の十を乗じて計算した金額を第一号に掲げる金額で除して計算した割合

(控除対象外国法人税の額とされないもの)

第五百五十六条の九 法第八十二条の七第一項（特定信託に係る外国税額の控除）に

（新設）

規定するその所得に対する負担が高率な部分として政令で定める金額（以下この条において「所得に対する負担が高率な部分の金額」という。）は、同項に規定する特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託につき納付することとなる外国法人税の額のうち当該外国法人税を課す国又は地域において当該外国法人税の課税標準とされる金額に百分の五十を乗じて計算した金額を超える部分の金額とする。

2 特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託につき納付することとなる所得税法第二十二条第一項（利子所得）に規定する利子等（貸付金その他これに準ずるものの利子を含む。以下この項において「利子等」という。）の収入金額を課税標準として同法第一条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収の方法に類する方法により課される外国法人税（当該外国法人税が課される国又は地域において、当該外国法人税以外の外国法人税の額から控除されるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、当該外国法人税の額のうち当該利子等の収入金額の百分の十に相当する金額を超える部分の金額が所得に対する負担が高率な部分の金額に該当するものとする。

3 外国法人税の額に我が国が法第二百二十九条（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する条約（以下この項において「租税条約」という。）を締結している相手国の法律又は当該租税条約の規定により軽減され、又は免除された当該相手国の租税の額で当該租税条約の規定により特定信託の受託者である内国法人が各特定信託につき納付したものとみなされるものの額（以下この項において「みなし納付外国法人税の額」という。）が含まれているときは、当該外国法人税の額のうち所得に対する負担が高率な部分の金額は、まずみなし納付

外国法人税の額から成るものとする。

(地方税控除限度額)

第百五十六條の十 法第八十二條の七第二項(特定信託に係る外国税額の控除)に規定する地方税控除限度額として政令で定める金額は、地方税法施行令第九條の七第四項(道府県民税からの外国法人税額の控除)の規定による限度額と同令第四十八條の十三第五項(市町村民税からの外国法人税額の控除)の規定による限度額との合計額(同令第五十七條の二(法人等の市町村民税に関する規定の都への準用)の規定の適用がある場合には、同条において準用する同項の規定による限度額)とする。

(新設)

(繰越控除限度額等)

第百五十六條の十一 法第八十二條の七第二項(特定信託に係る外国税額の控除)に規定する当該計算期間に繰り越される部分として政令で定める金額は、当該計算期間開始の日前三年以内に開始した各計算期間の国税の控除余裕額又は地方税の控除余裕額を最も古い計算期間のものから順次に、かつ、同一計算期間のものについては国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額の順に、同項に規定する当該計算期間の控除限度超過額に充てるものとした場合に当該控除限度超過額に充てられることとなる当該国税の控除余裕額の合計額に相当する金額とする。

(新設)

2 前項の場合において、同項の当該計算期間開始の日前三年以内に開始した各計算期間のうちいずれかの計算期間において納付することとなつた法第八十二條の七第一項に規定する控除対象外国法人税の額(第百五十六條の十三までにおいて「控除対象外国法人税の額」といふ。)を当該計算期間の所得の金額の計算上損

金の額に算入したときは、当該計算期間以前の計算期間の国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額は、同項に規定する国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額に含まれないものとする。

3 法第八十一條の七第一項の規定の適用を受けることができる計算期間後の各計算期間に係る第一項及び次条第一項の規定の適用については、第一項の規定により当該適用を受けることができる計算期間の控除限度超過額に充てられることとなる国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額並びにこれらの金額の合計額に相当する金額の当該控除限度超過額は、ないものとみなす。

4 前三項に規定する国税の控除余裕額とは、各計算期間において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該計算期間の国税の控除限度額（法第八十二條の七第一項に規定する控除限度額をいう。以下この条において同じ。）に満たない場合における当該国税の控除限度額から当該控除対象外国法人税の額を控除した金額に相当する金額をいう。

5 第一項から第三項までに規定する地方税の控除余裕額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

- 一 各計算期間において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該計算期間の国税の控除限度額を超えない場合、当該計算期間の地方税の控除限度額（前条に規定する合計額をいう。以下この条において同じ。）に相当する金額
- 二 各計算期間において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該計算期間の国税の控除限度額を超え、かつ、その超える部分の金額が当該計算期間の地方税の控除限度額に満たない場合、当該地方税の控除限度額から当該超える部分の金額を控除した金額に相当する金額

6 第一項及び第二項に規定する控除限度超過額とは、各計算期間において納付す

ることとなる控除対象外国法人税の額が当該計算期間の国税の控除限度額と地方税の控除限度額との合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額をいふ。

(繰越控除対象外国法人税額等)

第百五十六条の十一 法第八十一条の七第三項(特定信託に係る外国税額の控除)に規定する当該計算期間に繰り越される部分として政令で定める金額は、当該計算期間開始の日前二年内に開始した各計算期間の控除限度超過額(前条第六項に規定する控除限度超過額をいふ。以下この条において同じ。)を最も古い計算期間のものから順次法第八十一条の七第三項に規定する当該計算期間の国税の控除余裕額(前条第四項に規定する国税の控除余裕額をいふ。以下この条において同じ。)に充てるものとした場合に当該国税の控除余裕額に充てられることとなる当該控除限度超過額の合計額に相当する金額とする。

2 前条第一項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額」とあるのは、「控除限度超過額」と読み替えるものとする。

3 法第八十一条の七第三項の規定の適用を受けることができる計算期間後の各計算期間に係る第一項及び前条第一項の規定の適用については、第一項の規定により当該適用を受けることができる計算期間の国税の控除余裕額に充てられることとなる控除限度超過額及びこれに相当する金額の当該国税の控除余裕額はないものとする。

4 地方税法施行令第九条の七第二項(道府県民税からの外国法人税額の控除)の規定の適用を受けることができる計算期間(同令第四十八条の十三第二項)市町

(新規)

村民税からの外国法人税額の控除)の規定の適用をも受けることができる計算期間を除く。)又は同令第四十八条の十三第二項の規定の適用を受けることができる計算期間後の各計算期間に係る第一項及び前条第一項の規定の適用については、それぞれ、同令第九条の七第二項又は第四十八条の十三第二項の規定により当該適用を受けることができる計算期間において課された外国の法人税等の額とみなされる金額に相当する控除限度超過額(当該控除限度超過額のうちに第一項の規定により当該適用を受けることができる計算期間の国税の控除余裕額に充てられることとなるものがある場合には、当該充てられることとなる部分を除く。)及びこれに相当する金額の当該適用を受けることができる計算期間の前条第五項に規定する地方税の控除余裕額は、ないものとみなす。

(外国法人税が減額された場合の特例)

第百五十六条の十二 特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託につき法第八十二条の七第一項から第三項まで(特定信託に係る外国税額の控除)の規定の適用を受けた計算期間後の計算期間において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額が減額された場合には、その特定信託のその減額されることとなつた日の属する計算期間(以下この条において「減額に係る計算期間」という。)以後の各計算期間については、当該減額に係る計算期間においてその特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について納付することとなる控除対象外国法人税の額(以下この条において「納付控除対象外国法人税額」という。)から減額控除対象外国法人税額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につきこれらの規定を適用する。

2 前項に規定する減額控除対象外国法人税額とは、減額に係る計算期間において

(新規)

法第八十二条の三第一項（特定信託の各計算期間の所得の金額の計算）の規定により第二十五条（外国税額の還付金のうち益金の額に算入されないもの）の規定に準じて当該計算期間の所得の金額を計算する場合における同条の規定により外国法人税の額が減額されることとなつた部分の金額のうち控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額をいう。

3 第一項の場合において、減額に係る計算期間の納付控除対象外国法人税額がないとき、又は当該納付控除対象外国法人税額が減額控除対象外国法人税額に満たないときは、減額に係る計算期間開始の日前三年以内に開始した各計算期間の第二百五十六条の十一第六項（繰越控除限度額等）に規定する控除限度超過額（同条第二項又は前条第二項若しくは第四項の規定により減額に係る計算期間前の各計算期間においてないものとみなされた部分の金額を除く。以下この項において「控除限度超過額」という。）から、それぞれ当該減額控除対象外国法人税額的全額又は当該減額控除対象外国法人税額のうち当該納付控除対象外国法人税額を超える部分の金額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき法第八十二条の七第二項の規定を適用する。この場合において、二以上の計算期間につき控除限度超過額があるときは、まず最も古い計算期間の控除限度超過額から当該控除を行い、なお控除しきれない金額があるときは順次新しい計算期間の控除限度超過額から当該控除を行う。

4 特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の各計算期間の納付控除対象外国法人税額につき法第八十二条の七の規定の適用を受ける場合において、当該計算期間開始の日前三年以内に開始した各計算期間（当該各計算期間のうちいずれかの計算期間の納付控除対象外国法人税額を当該いずれかの計算期間の所得の金額の計算上損金の額に算入した場合）には、その損金の額に算入した計算期間以

前の計算期間を除く。以下この条において「前一年以内の各計算期間」という
（）において生じた減額控除対象外国法人税額のうち第一項の規定による納付控除
対象外国法人税額からの控除又は前項の規定による控除限度超過額からの控除に
充てることができる部分がなかった部分の金額があるときは、当該金額のうち当該計算期
間の納付控除対象外国法人税額に達するまでの金額（当該減額控除対象外国法人
税額が前一年以内の各計算期間のうち異なる計算期間において生じたものである
ときは、最も古い計算期間において生じた減額控除対象外国法人税額から順次計
算して当該納付控除対象外国法人税額に達するまでの金額）を当該計算期間にお
いて生じた減額控除対象外国法人税額とみなして、第一項の規定を適用する。

5 前項の規定の適用がある場合において、前一年以内の各計算期間において生じ
た減額控除対象外国法人税額で同項の規定により当該計算期間において生じた減
額控除対象外国法人税額とみなされる金額と当該計算期間において新たに生じた
減額控除対象外国法人税額とがあるときは、第一項の規定による納付控除対象外
国法人税額からの控除は、まず、前項の規定により当該計算期間において生じた
減額控除対象外国法人税額とみなされる金額から行つものとする。

第二節 申告及び還付

（特定信託に係る中間申告）

第百五十八条の十四 法第八十一條の八第一項（特定信託に係る中間申告）に規定
する政令で定める場合は、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託
の各計算期間の末日につき当該末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定す
る休日、十一月二十九日から翌年の一月二日までの日又は土曜日であるときはそ

（新設）

の翌営業日を当該各計算期間の末日とする旨の定めがあるため、当該各計算期間が六月を超えることとなる場合とする。

(所得税額等の還付手続等)

第百五十六條の十五 法第八十一條の十三第一項(特定信託に係る所得税額等の還付)の規定の適用に係る事項については、第百五十一條から第百五十二條まで(所得税額等の還付手続等)の規定を準用する。この場合において、第百五十一條中「第七十四條第一項第二号」とあるのは「第八十二條の十第一項第二号」と、「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「第七十九條第一項」とあるのは「第八十二條の十二第一項」と、「第百五十一條の二中「第七十九條第一項」とあるのは「第八十二條の十三第一項」と、「事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」と、第百五十二條中「第七十九條第一項」とあるのは「第八十二條の十二第一項」と、「第六十八條及び第六十九條」とあるのは「第八十二條の六及び第八十二條の七」と読み替えるものとする。

(中間納付額の還付手続等)

第百五十六條の十六 法第八十一條の十四第一項及び第二項(特定信託に係る中間納付額の還付)の規定の適用に係る事項については、第百五十二條及び第百五十四條(中間納付額の還付手続等)の規定を準用する。この場合において、第百五十二條中「第七十四條第一項第五号」とあるのは「第八十二條の十第一項第五号」と、「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「第八十條第一項又は第二項」とあるのは「第八十二條の十四第一項又は第二項」と、「第百五十四條第一項中「第八十條第一項又は第二項」とあるのは「第八十二條の十四第一項

(新設)

(新設)

又は第二項」と、「事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」と、同条第一項中「事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」と、「第七十九条第一項」とあるのは「第八十一条の十三第一項」と、「第八十条第一項又は第二項」とあるのは「第八十一条の十四第一項又は第二項」と、「第五十一条の二第一号」とあるのは「第五十六条の十五（所得税額等の還付手続等）において準用する第五十一条の二第一号」と読み替えるものとする。

2 第五十五条第一項（中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の額の計算）の規定は、法第八十一条の十四第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第五十五条第一項第一号中「第八十条第一項」とあるのは「第八十一条の十四第一項」と、「中間申告書」とあるのは「特定信託中間申告書」と、同項第二号中「第八十条第一項」とあるのは「第八十一条の十四第一項」と、「事業年度の確定申告書」とあるのは「計算期間の特定信託確定申告書」と、「第七十四条第一項第一号（各事業年度）」とあるのは「第八十一条の十一第一項第一号（各計算期間）」と、「前条第一項第一号」とあるのは「第五十六条の十六第一項（中間納付額の還付手続等）」において準用する前条第一項第一号」と読み替えるものとする。

3 第五十五条第二項の規定は、法第八十一条の十四第一項の規定による還付金について還付加算金の額を計算する場合について準用する。この場合において、第五十五条第二項中「中間申告書」とあるのは「特定信託中間申告書」と、「前条第一項第一号又は第二号」とあるのは「第五十六条の十六第一項（中間納付額の還付手続等）」において準用する前条第一項第一号又は第二号」と、「第八十条第二項」とあるのは「第八十一条の十四第三項において準用する法第八十条第二項」と読み替えるものとする。

(用語の意義)

第百五十六條の十七 (略)

(信託に係る退職年金等積立金額の計算)

第百五十七條 法第八十四條第二項第一号イ(退職年金等積立金額の計算)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの適格退職年金契約に係る信託財産について、その時までに到来した最終の財産計算時(信託法第二十九条第一項(財産目録の作成の時期)に規定する時期をいう。以下この条において同じ。)における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 (略)

三 当該契約に係る信託財産からの収益の分配でその計算期間(適格退職年金契約に係る信託の計算期間をいう。)が当該財産計算時に於いて終了するもの額

四 (略)

2・3 (略)

4 法第八十四條第二項第一号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る信託財産について、その時までに到来した最終の財産計算時における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除した金額に、調整割合を乗じ

(用語の意義)

第百五十六條の二 (略)

(信託に係る退職年金等積立金額の計算)

第百五十七條 法第八十四條第二項第一号イ(退職年金等積立金額の計算)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの適格退職年金契約に係る信託財産について、その時までに到来した最終の財産計算時(信託法第二十九条第一項(財産目録の作成の時期)に規定する時期をいう。以下この条において同じ。)における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 (略)

三 当該契約に係る信託財産からの収益の分配でその計算期間が当該財産計算時に於いて終了するもの額

四 (略)

2・3 (略)

4 法第八十四條第二項第一号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る信託財産について、その時までに到来した最終の財産計算時における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除した金額に、調整割合を乗じ

て計算した金額とする。

一・二 (略)

三 当該契約に係る信託財産からの収益の分配でその計算期間(勤労者財産形成
給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る信託の計算期間をいう)が
当該財産計算時において終了するものの額

5~7 (略)

(特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額に係る延滞税の還付
金額及び還付加算金の額の計算等)

第七百七十四条の二 前条第一項の規定は、法第百三十四条の四第二項(特定信託の
確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)に規定する政令で定める
ところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第一項第
一号中「第百三十四条第一項又は第二項」とあるのは「第百三十四条の四第一項
又は第二項」と、「中間申告書」とあるのは「特定信託中間申告書」と、「第八
十条第二項」とあるのは「第八十一条の十四第二項」と、「第百三十四条第二項
」とあるのは「第百三十四条の四第二項」と、同項第二号中「第八十条第一項又
は第百三十四条第一項若しくは第二項」とあるのは「第八十一条の十四第一項又
は第百三十四条の四第一項若しくは第二項」と、「第七十七条第一項第一号(各
事業年度」とあるのは「第八十二条の十第一項第一号(各計算期間」と、「第三
項」とあるのは「次条第二項」と読み替えるものとする。

2 前条第一項の規定は、法第百三十四条の四第一項又は第二項の規定による還付
金について還付加算金の額を計算する場合について準用する。この場合において
、前条第一項中「中間申告書」とあるのは「特定信託中間申告書」と、「第八十

て計算した金額とする。

一・二 (略)

三 当該契約に係る信託財産からの収益の分配でその計算期間が当該財産計算時
において終了するものの額

5~7 (略)

(新設)

条第二項」とあるのは「第八十二条の十四第三項において準用する法第八十条第三項」と、「第百二十四条第一項若しくは第二項」とあるのは「第百二十四条の四第一項若しくは第二項」と、「次項」とあるのは「次条第三項」と、「第百二十四条第四項」とあるのは「第百二十四条の四第四項において準用する法第百二十四条第四項」と読み替えるものとする。

3 第百五十一条の二（還付すべき所得税額等の充当の順序）及び第百五十四条（還付すべき中間納付額の充当の順序）の規定は、法第百二十四条の二第一項（特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等の還付）の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）又は法第百二十四条の四第一項から第三項までの規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合について準用する。この場合において、第百五十一条の二中「第七十九条第一項」とあるのは「第百二十四条の三第一項」と、「事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」と、第百五十四条第一項中「第八十条第一項又は第二項」とあるのは「第百二十四条の四第一項から第三項まで」と、「事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」と、「第七十九条第一項」とあるのは「第百二十四条の三第一項」と、「第八十条第一項又は第二項」とあるのは「第百二十四条の四第一項から第三項まで」と、「第百五十一条の二第一号」とあるのは「第百五十六条の十五（所得税額等の還付手続等）において準用する第百五十一条の二第一号」と読み替えるものとする。

（国内業務に係る使用料等）

第百八十一条 法第百二十八条第七号八（国内源泉所得）に規定する政令で定める

（国内業務に係る使用料等）

第百八十一条 法第百二十八条第七号八に規定する政令で定める用具は、車両、運

用具は、車両、運搬具、工具、器具及び備品とする。

2 (略)

第一節 課税標準及び税額の計算

(恒久的施設を有しない外国法人の課税所得)

第八十七条 法第四十一条第四号(外国法人に係る法人税の課税標準)に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる所得とする。

一・二 (略)

三 内国法人の発行する株券(端株券並びに株券の発行がない株式、株式の引受けによる権利及び新株の引受権を含む。)その他内国法人の出資者の持分(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第一一条(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一一条第二項(定義)に規定する特定目的会社の出資者の持分を除く。以下この条において「株券等」という。)の譲渡による所得で次に掲げるもの

イ・ロ (略)

四・五 (略)

2~6 (略)

搬具、工具、器具及び備品とする。

2 (略)

第一節 課税標準及びその計算

(恒久的施設を有しない外国法人の課税所得)

第八十七条 法第四十一条第四号(外国法人に係る法人税の課税標準)に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる所得とする。

一・二 (略)

三 内国法人の発行する株券(端株券並びに株券の発行がない株式、株式の引受けによる権利及び新株の引受権を含む。)その他内国法人の出資者の持分(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一一条第二項(定義)に規定する特定目的会社の出資者の持分及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十二条(定義)に規定する投資口を除く。以下この条において「株券等」という。)の譲渡による所得で次に掲げるもの

イ・ロ (略)

四・五 (略)

2~6 (略)

改正案	現行
<p>(特定株式投資信託の要件)</p> <p>第一条 法第二条の二に規定する政令で定める要件は、当該証券投資信託の投資信託約款(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十六条第一項に規定する投資信託約款をいう。)に次の定めがあることその他大蔵省令で定める要件とする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>(国外公社債等の利子等の分離課税等)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>5 法第二条の三第六項に規定する公団法人等又は金融機関若しくは証券業者等(以下第七項までにおいて「公団法人等又は金融機関等」という。)は、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む法第二条の三第六項に規定する金融機関が支払を受けるもので大蔵省令で定めるものを除く。)(につき同条第六項の規定の適用を受けようとする場合には、大蔵省令で定めるところにより、その適用を受けようとする利子等を生ずべき公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受取証券(当該公団法人等又は金融機関等が所有するものに限る。)(を同項の支払の取扱者に保管の委託をし、又は当該支払の取扱者を通じて当該支払の取扱者が指定する他の者に</p>	<p>(特定株式投資信託の要件)</p> <p>第一条 法第二条の二に規定する政令で定める要件は、当該証券投資信託の信託約款(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十六条第一項に規定する信託約款をいう。)に次の定めがあることその他大蔵省令で定める要件とする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>(国外公社債等の利子等の分離課税等)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>5 法第二条の三第六項に規定する公団法人等又は金融機関若しくは証券業者等(以下第七項までにおいて「公団法人等又は金融機関等」という。)は、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む法第二条の三第六項に規定する金融機関が支払を受けるもので大蔵省令で定めるものを除く。)(につき同条第六項の規定の適用を受けようとする場合には、大蔵省令で定めるところにより、その適用を受けようとする利子等を生ずべき公社債又は公社債投資信託の受取証券(当該公団法人等又は金融機関等が所有するものに限る。)(を同項の支払の取扱者に保管の委託をし、又は当該支払の取扱者を通じて当該支払の取扱者が指定する他の者に保管の委託をしななければならない。</p>

保管の委託をしなければならない。

6 (略)

7 法第三条の二第六項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 公共法人等又は金融機関等が、その所有する国外公社債等の利子等に係る公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券をその利子又は収益の分配の計算期間を通じて引き続きその支払の取扱者に第五項の規定による保管の委託をしている場合、当該計算期間に対応する利子又は収益の分配の額

二 公共法人等又は金融機関等が、その所有する前号の公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券をその利子又は収益の分配の計算期間の途中においてその支払の取扱者に第五項の規定による保管の委託をし、かつ、当該保管の委託をした日から当該利子又は収益の分配の計算期間の末日まで引き続き当該支払の取扱者に保管の委託をしている場合、当該計算期間に対応する利子又は収益の分配の額に当該保管の委託をしている期間の日数を乗じこれを当該計算期間の日数で除して計算した金額

8 (略)

9 法第三条の二第二項及び第三項の規定は、所得税法第七十六條第一項に規定する内国法人である信託会社が、同項各号に掲げる信託の信託財産に属する法第三条の二第一項に規定する公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託（以下この条において「国外発行公社債等」という。）の国外公社債等の利子等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行公社債等が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該

6 (略)

7 法第三条の二第六項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 公共法人等又は金融機関等が、その所有する国外公社債等の利子等に係る公社債又は公社債投資信託の受益証券をその利子又は収益の分配の計算期間を通じて引き続きその支払の取扱者に第五項の規定による保管の委託をしている場合、当該計算期間に対応する利子又は収益の分配の額

二 公共法人等又は金融機関等が、その所有する前号の公社債又は公社債投資信託の受益証券をその利子又は収益の分配の計算期間の途中においてその支払の取扱者に第五項の規定による保管の委託をし、かつ、当該保管の委託をした日から当該利子又は収益の分配の計算期間の末日まで引き続き当該支払の取扱者に保管の委託をしている場合、当該計算期間に対応する利子又は収益の分配の額に当該保管の委託をしている期間の日数を乗じこれを当該計算期間の日数で除して計算した金額

8 (略)

9 法第三条の二第二項及び第三項の規定は、所得税法第七十六條第一項に規定する内国法人である信託会社が、同項各号に掲げる信託の信託財産に属する法第三条の二第一項に規定する公社債又は公社債投資信託（以下この項及び次項において「国外発行公社債等」という。）の国外公社債等の利子等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行公社債等が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該国外発行公社債等について

国外発行公社債等についてその登載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外公社債等の利子等については、適用しない。

10 法第二条の二第二項及び第三項の規定は、法第九条の三第一項第一号に掲げる投資法人又は同項第二号に掲げる特定目的会社が、その資産として運用している国外発行公社債等の国外公社債等の利子等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行公社債等が当該投資法人又は特定目的会社の運用に係る資産である旨その他大蔵省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該国外発行公社債等についてその登載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外公社債等の利子等については、適用しない。

11 法第二条の二第二項及び第三項の規定は、法第九条の三第一項に規定する内国法人である信託会社が、同項に規定する証券投資信託以外の投資信託の信託財産に属する国外発行公社債等の国外公社債等の利子等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行公社債等が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該国外発行公社債等についてその登載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外公社債等の利子等については、適用しない。

12 (略)

(財産形成住宅貯蓄に係る金融機関等及び財産形成住宅貯蓄の範囲)

第一条の五 (略)

2 法第四条の二第一項に規定する預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるものは、所得税法施行令第三十一条第一号に掲げる者若しくは国に対する預貯金)

その登載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外公社債等の利子等については、適用しない。

10 法第二条の二第二項及び第三項の規定は、法第九条の三に規定する証券投資法人が、その資産として運用している国外発行公社債等の国外公社債等の利子等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行公社債等が当該証券投資法人の運用に係る資産である旨その他大蔵省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該国外発行公社債等についてその登載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外公社債等の利子等については、適用しない。

(新規)

11 (略)

(財産形成住宅貯蓄に係る金融機関等及び財産形成住宅貯蓄の範囲)

第一条の五 (略)

2 法第四条の二第一項に規定する預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるものは、所得税法施行令第三十一条第一号に掲げる者若しくは国に対する預貯金)

当座預金及び同号に掲げる者が同条第一号に掲げる者として受入れをするものを除く。）、合同運用信託若しくは同令第三十三条第四項の規定に該当する公社債及び証券投資信託の受益証券又は勤労者財産形成促進法第六条第四項第二号に掲げる生命保険契約等に基づく生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金若しくは同項第三号に掲げる損害保険契約に基づく損害保険の保険料とする。

(財産形成年金貯蓄の範囲)

第一条の二十七 法第四条の二第一項に規定する預貯金 合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるものは、所得税法施行令第三十一条第一号に掲げる者若しくは国に対する定期預金若しくは定額郵便貯金(定期貯金 定期郵便貯金その他大蔵省令で定める預貯金を含むものとし、同号に掲げる者が同条第一号に掲げる者として受入れをする預貯金を除く。）、合同運用信託若しくは同令第三十三条第四項の規定に該当する公社債及び証券投資信託の受益証券(同項第一号から第七号までに掲げるものに限る。）、又は勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号に規定する生命保険契約等に基づく生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金若しくは同項第二号に規定する損害保険契約に基づく損害保険の保険料とする。

(その受ける利子所得について源泉徴収されない金融機関等)

第二条の三 (略)

2 (略)

3 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める利子は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む法第八条

当座預金及び同号に掲げる者が同条第一号に掲げる者として受入れをするものを除く。）、合同運用信託若しくは同令第三十三条第三項の規定に該当する公社債及び証券投資信託の受益証券又は勤労者財産形成促進法第六条第四項第二号に掲げる生命保険契約等に基づく生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金若しくは同項第三号に掲げる損害保険契約に基づく損害保険の保険料とする。

(財産形成年金貯蓄の範囲)

第一条の二十七 法第四条の二第一項に規定する預貯金 合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるものは、所得税法施行令第三十一条第一号に掲げる者若しくは国に対する定期預金若しくは定額郵便貯金(定期貯金 定期郵便貯金その他大蔵省令で定める預貯金を含むものとし、同号に掲げる者が同条第一号に掲げる者として受入れをする預貯金を除く。）、合同運用信託若しくは同令第三十三条第三項の規定に該当する公社債及び証券投資信託の受益証券(同項第一号から第七号までに掲げるものに限る。）、又は勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号に規定する生命保険契約等に基づく生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金若しくは同項第二号に規定する損害保険契約に基づく損害保険の保険料とする。

(その受ける利子所得について源泉徴収されない金融機関等)

第二条の三 (略)

2 (略)

3 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める利子は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む法第八条

第一項に規定する金融機関の登録した公社債でその引き受けた証券投資信託、証券投資信託以外の投資信託（所得税法第百七十六条第一項に規定する特定投資信託以外の投資信託又は法第九条の第三項に規定する証券投資信託以外の投資信託に該当するものに限る。）、所得税法第百七十六条第一項第一号に掲げる特定目的信託及び合同運用信託の信託財産以外の信託財産に属するもの利子とする。

4・5（略）

(公算投資信託等の配当等の分離課税等)

第二条の四 法第八条の第一項第一号に規定する政令で定める勧誘は、同項の受益証券の募集が国内において行われる場合にあつては、当該募集に係る証券取引法第二条第二項に規定する勧誘（以下この条において「勧誘」という。）が同項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第一項に規定する投資信託約款その他これに類する書類にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとし、当該受益証券の募集が国外において行われる場合にあつては、当該募集に係る勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものであり、かつ、目論見書（証券取引法第二十条第十項に規定する目論見書をいふ。）（その他これに類する書類にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われるもの）をいふ。

(国外投資信託等の配当等の分離課税等)

第四条

第一項に規定する金融機関の登録した公社債でその引き受けた合同運用信託及び証券投資信託の信託財産以外の信託財産に属するもの利子とする。

4・5（略）

(証券投資信託の配当等の分離課税等)

第二条の四 法第八条の第一項に規定する政令で定める勧誘は、同項の受益証券の募集が国内において行われる場合にあつては、当該募集に係る証券取引法第二条第二項に規定する勧誘（以下この条において「勧誘」という。）が、同項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十六条第一項に規定する信託約款にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとし、当該受益証券の募集が国外において行われる場合にあつては、当該募集に係る勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものであり、かつ、目論見書（証券取引法第二十条第十項に規定する目論見書をいふ。）（その他これに類する書類にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われるもの）をいふ。

(国外証券投資信託の配当等の分離課税等)

第四条 法第八条の第三項に規定する政令で定める勧誘は、同項の受益証券の募

法第八条の二第一項に規定する政令で定める支払の取扱者は、同条第二項に規定する国外投資信託等の配当等(以下この条において「国外投資信託等の配当等」という。)の支払を受ける者の当該国外投資信託等の配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理(業務として又は業務に関連して国内においてするものに限る。)をやる者とする。

2 | 法第八条の二第四項に規定する政令で定める外国所得税は、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により国外投資信託等の配当等を課税標準として課される税(所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税に該当するものを除く。)(で同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税に相当するものとする。

3 | (略)

4 | 法第八条の二第二項及び第三項の規定は、所得税法第十一条第二項に規定する公益信託の信託財産に属する法第八条の二第二項に規定する投資信託又は特定目的信託(以下この条において「国外発行投資信託等」という。)(の受益証券の収益の分配については、適用しない。

5 | 法第八条の二第二項及び第三項の規定は、所得税法第七十六条第一項に規定する内国法人である信託会社が、同項各号に掲げる信託の信託財産に属する国外発行投資信託等の国外投資信託等の配当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、

集に係る証券取引法第二条第二項に規定する勧誘(以下この項において「勧誘」
という。)(が、同条第二項第一号に掲げる場合に該当するものに相当するものであ
り、かつ、目録見書(同条第十項に規定する目録見書をいう。)(その他これに
類する書類)その勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである
旨の記載がなされて行われるものとする。

2 | 法第八条の二第一項に規定する政令で定める支払の取扱者は、同条第二項に規
定する国外証券投資信託の配当等(以下この条において「国外証券投資信託の配
当等」という。)(の支払を受ける者の当該国外証券投資信託の配当等の受領の媒
介、取次ぎ又は代理(業務として又は業務に関連して国内においてするものに限
る。)をやる者とする。

3 | 法第八条の二第四項に規定する政令で定める外国所得税は、外国の法令に基づ
き外国又はその地方公共団体により国外証券投資信託の配当等を課税標準として
課される税(所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税に該当するものを
除く。)(で同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税に相当
するものとする。

4 | (略)

5 | 法第八条の二第二項及び第三項の規定は、所得税法第十一条第二項に規定する
公益信託の信託財産に属する法第八条の二第二項に規定する証券投資信託(公社
債投資信託を除く。次項及び第七項において「国外発行証券投資信託」とい
う。)(の受益証券の収益の分配については、適用しない。

6 | 法第八条の二第二項及び第三項の規定は、所得税法第七十六条第一項に規定
する内国法人である信託会社が、同項各号に掲げる信託の信託財産に属する国外
発行証券投資信託の国外証券投資信託の配当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿

当該国外発行投資信託等が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該国外発行投資信託等についてその記載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外投資信託等の配当等については、適用しない。

6 | 法第八条の二第一項及び第二項の規定は、法第九条の三第一項第一号に掲げる投資法人又は同項第二号に掲げる特定目的会社が、その資産として運用している国外発行投資信託等の国外投資信託等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行投資信託等が当該投資法人又は特定目的会社の運用に係る資産である旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該国外発行投資信託等についてその記載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外投資信託等の配当等については、適用しない。

7 | 法第八条の三第一項及び第二項の規定は、法第九条の三第二項に規定する内国法人である信託会社が、同項に規定する証券投資信託以外の投資信託の信託財産に属する国外発行投資信託等の国外投資信託等の配当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行投資信託等が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該国外発行投資信託等についてその記載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外投資信託等の配当等については、適用しない。

8 | 居住者が法第八条の二第一項第一号に掲げる国外投資信託等の配当等につき国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合及び同項に規定する内国法人が国外投資信託等の配当等につき国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、所得税法第百二十四条第一項から第三項までの規定の適用についてはこれらの国外投資信託等の配当等を国内において支払を受ける配当

に、当該国外発行証券投資信託が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該国外発行証券投資信託についてその記載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外証券投資信託の配当等については、適用しない。

7 | 法第八条の二第一項及び第二項の規定は、法第九条の三に規定する証券投資法人が、その資産として運用している国外発行証券投資信託の国外証券投資信託の配当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行証券投資信託が当該証券投資法人の運用に係る資産である旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該国外発行証券投資信託についてその記載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外証券投資信託の配当等については、適用しない。

(新設)

8 | 居住者が法第八条の三第一項第一号に掲げる国外証券投資信託の配当等につき国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合及び同項に規定する内国法人が国外証券投資信託の配当等につき国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、所得税法第百二十四条第一項から第三項までの規定の適用についてはこれらの国外証券投資信託の配当等を国内において支払を受け

等と、これらの支払の取扱者をこれらの国外投資信託等の配当等の支払をする者
とみなす。同法第一百二十五条第一項の規定の適用についてはこれらの支払の取
扱者を同項第一号の国内における支払の取扱者とみなす。法第二条の二の規定の
適用についてはこれらの国外投資信託等の配当等を国内において支払すべき配当
等と、これらの支払の取扱者をこれらの国外投資信託等の配当等の支払をする者
とみなす。

9 法第八条の二第六項の規定により法第八条の六の規定の適用を受ける法第八条
の二第二項第一号に掲げる国外投資信託等の配当等（次項において「国外私募投
資信託等の配当等」という。）に係る第四条の四第二項の規定の適用については
、支払の取扱者を同項に規定する支払をする者とみなす。

10 法第八条の二第六項の規定により法第八条の六第一項の規定の適用を受ける国
外私募投資信託等の配当等につきその支払の際に徴収された法第八条の二第四項
に規定する外国所得税の額がある場合における所得税法第九十五条の規定の適用
については、当該外国所得税の額は、同条第一項に規定する外国所得税の額に該
当しないものとみなす。

（特定投資法人の投資口の配当等の分離課税等）

第四条の二 法第八条の四第一項に規定する政令で定める勧誘は、同項の投資口の
募集に係る証券取引法第一条第二項に規定する勧誘（以下この条において「勧誘
という。）が、同項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、投資信託及び投資法人
に関する法律第七十一条第一項に規定する投資口申込証にその勧誘が同号に掲げ
る場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとする。

る配当等と、これらの支払の取扱者をこれらの証券投資信託の配当等の支払をする
者とみなす。同法第一百二十五条第一項の規定の適用についてはこれらの支払
の取扱者を同項第一号の国内における支払の取扱者とみなす。法第二条の二の規
定の適用についてはこれらの国外証券投資信託の配当等を国内において支払うべ
き配当等と、これらの支払の取扱者をこれらの国外証券投資信託の配当等の支払
をする者とみなす。

9 法第八条の二第六項の規定により法第八条の六の規定の適用を受ける法第八条
の二第二項第一号に掲げる国外証券投資信託の配当等（次項において「私募国外
証券投資信託の配当等」という。）に係る第四条の四第二項の規定の適用につい
ては、支払の取扱者を同項に規定する支払をする者とみなす。

10 法第八条の二第六項の規定により法第八条の六第一項の規定の適用を受ける私
募国外証券投資信託の配当等につきその支払の際に徴収された法第八条の二第四
項に規定する外国所得税の額がある場合における所得税法第九十五条の規定の適
用については、当該外国所得税の額は、同条第一項に規定する外国所得税の額に
該当しないものとみなす。

（特定証券投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等）

第四条の二 法第八条の四第一項に規定する政令で定める勧誘は、同項の投資口の
募集に係る証券取引法第一条第二項に規定する勧誘（以下この条において「勧誘
という。）が、同項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、証券投資信託及び証
券投資法人に関する法律第七十一条第一項に規定する投資口申込証にその勧誘が
同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとする。

(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)

第四条の三 (略)

- 2 前項各号に掲げる配当等については、その計算の基礎となつた期間が一年以上であるものとし、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十二条ノ五第一項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第百一条第一項又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第九十七号)第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この項において「旧資産流動化法」といふ。)第百一条第一項に規定する金銭の分配に係る配当等及び当該金銭の分配に係る事業年度の利益の配当に係る配当等については、その計算の基礎となつた期間が一年未満であるものとして法第八条の五第一項第二号の規定を準用するものとし、当該金銭の分配に係る配当等が同項第一号に掲げる配当等に該当するかどうかは 商法第二百九十二条ノ五第一項、資産の流動化に関する法律第百一条第一項又は旧資産流動化法第百一条第一項に規定する一定の日において判定するものとする。

3~9 (略)

(確定申告を要しない配当所得)

第四条の四 法第八条の六第一項第一号に規定する政令で定める投資信託又は特定目的信託の収益の分配に係る配当等は、法第八条の二第一項に規定する公募投資信託等の収益の分配に係る配当等及び所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で国内において発行された投資信託又は特定目的信託の受益証券の収益の分配に係るもの(国外において支払われるものに限るものとし、国内に恒久的施設を

(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)

第四条の三 (略)

- 2 前項各号に掲げる配当等については、その計算の基礎となつた期間が一年以上であるものとし、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十二条ノ五第一項又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第百一条第一項に規定する金銭の分配に係る配当等及び当該金銭の分配に係る事業年度の利益の配当に係る配当等については、その計算の基礎となつた期間が一年未満であるものとして法第八条の五第一項第二号の規定を準用するものとし、当該金銭の分配に係る配当等が同項第一号に掲げる配当等に該当するかどうかは、 商法第二百九十二条ノ五第一項又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百一条第一項に規定する一定の日において判定するものとする。

3~9 (略)

(確定申告を要しない配当所得)

第四条の四 法第八条の六第一項第一号に規定する政令で定める証券投資信託の収益の分配に係る配当等は、法第八条の二第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等及び所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で国内において発行された証券投資信託の受益証券の収益の分配に係るもの(国外において支払われるものに限るものとし、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受け

有する非居住者が支払を受けるものを除く。()並びに法第八条の三第一項に規定する国外公算投資信託等の配当等()国内における同項に規定する支払の取扱者()以下この項において「支払の取扱者」という。()を通じて交付を受けるものに限るものとし、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものを除く。()及び同条第二項に規定する国外投資信託等の配当等()国内における支払の取扱者を通じて交付を受けるもの及び国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものを除く。()並びに法第二条の二に規定する特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等とする。

2 (略)

(配当控除の特例)

第四条の五 法第九条第一項第二号に規定する信託財産を主として外国通貨で表示される株式、債券その他の資産に運用する証券投資信託として政令で定めるものは、証券投資信託のうち投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第一項に規定する投資信託約款()これに類する書類を含む。以下この項において「約款」という。()において当該証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債券その他の資産()以下この項において「外貨建資産」という。()に運用する旨が記載され、かつ、当該外貨建資産の額が当該信託財産の総額のうちに占める割合()以下この項において「外貨建資産割合」という。()が百分の五十以下に定められているもの以外のものとし、法第九条第一項第二号に規定する特に外国通貨で表示される資産への運用の割合が高い証券投資信託として政令で定めるものは、同項に規定する外貨建証券投資信託のうちその約款において外貨建資産割合が百分の七十五以下に定められているもの以外のものとする。

るもので大蔵省令で定めるものを除く。()並びに法第八条の三第一項に規定する公算国外証券投資信託の配当等()国内における同項に規定する支払の取扱者()以下この項において「支払の取扱者」という。()を通じて交付を受けるものに限る。()及び同条第一項に規定する国外証券投資信託の配当等()国内における支払の取扱者を通じて交付を受けるもの及び国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもので大蔵省令で定めるものを除く。()並びに法第二条の二に規定する特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等とする。

2 (略)

(配当控除の特例)

第四条の五 法第九条第二項に規定する信託財産を主として外国通貨で表示される株式、債券その他の資産に運用する証券投資信託として政令で定めるものは、証券投資信託のうち証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十六条第一項に規定する信託約款()これに類する書類を含む。以下この条において「約款」という。()において当該証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債券その他の資産()以下この条において「外貨建資産」という。()に運用する旨が記載され、かつ、当該外貨建資産の額が当該信託財産の純資産総額のうちに占める割合()以下この条において「外貨建資産割合」という。()が百分の五十以下に定められているもの以外のものとし、法第九条第二項において読み替えて適用する所得税法第九十二条第一項に規定する特にこれらの資産への運用割合が高い証券投資信託として政令で定めるものは、同項に規定する外貨建証券投資信託のうちその約款において外貨建資産割合が百分の七十五以下に定めら

2 法第九條第一項第四号に規定する適格機関投資家私募として政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第二一条第十四項に規定する適格機関投資家私募（以下この項において「適格機関投資家私募」という。）のうち、その勧誘に係る受益証券の募集が主として国内において行われる場合に該当し、かつ、投資信託約款（その信託が、同条第一項に規定する委託者指図型投資信託である場合には同法第二十六条第一項に規定する投資信託約款をいい、同法第二十一条第一項に規定する委託者非指図型投資信託である場合には同法第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいふ。）にその勧誘が適格機関投資家私募である旨の記載がなされて行われるものとする。

3 法第九條第一項第六号に規定する政令で定める法人は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十一条に規定する特定目的会社とする。

（国外株式の配当等の源泉徴収等の特例）

第四條の六（略）

2と4（略）

5 法第九條の二第一項及び第二項の規定は、所得税法第七十六條第一項に規定する内国法人である信託会社が、同項各号に掲げる信託の信託財産に属する法第九條の二第一項に規定する株式（以下この条において「国外発行株式」という。）の国外株式の配当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行株式が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合に

れているもの以外のものとする。

（新設）

（新設）

（国外株式の配当等の源泉徴収等の特例）

第四條の六（略）

2と4（略）

5 法第九條の二第一項及び第二項の規定は、所得税法第七十六條第一項に規定する内国法人である信託会社が、同項各号に掲げる信託の信託財産に属する法第九條の二第一項に規定する株式（以下この項及び次項において「国外発行株式」という。）の国外株式の配当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行株式が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けてい

は、当該国外発行株式についてその登載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外株式の配当等については、適用しない。

6 法第九条の二第一項及び第二項の規定は、法第九条の三第一項第一号に掲げる投資法人又は同項第二号に掲げる特定目的会社が、その資産として運用している国外発行株式の国外株式の配当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行株式が当該投資法人又は特定目的会社の運用に係る資産である旨その他大蔵省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該国外発行株式についてその登載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外株式の配当等については、適用しない。

7 法第九条の二第一項及び第二項の規定は、法第九条の三第一項に規定する内国法人である信託会社が、同項に規定する証券投資信託以外の投資信託の信託財産に属する国外発行株式の国外株式の配当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行株式が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該国外発行株式についてその登載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外株式の配当等については、適用しない。

- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)

(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)

第四条の七 法第九条の二第一項第一号に規定する政令で定める投資法人は、同号に規定する投資法人のうち、当該投資法人の投資信託及び投資法人に関する法

る場合には、当該国外発行株式についてその登載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外株式の配当等については、適用しない。

6 法第九条の二第一項及び第二項の規定は、法第九条の三に規定する証券投資法人が、その資産として運用している国外発行株式の国外株式の配当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行株式が当該証券投資法人の運用に係る資産である旨その他大蔵省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該国外発行株式についてその登載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当該国外株式の配当等については、適用しない。

(新設)

- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)

(新設)

律第六十七条第一項に規定する規約においてその資産の総額の二分の一を超える額を有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十年政令第百七十号）第三条第一号に掲げる有価証券指数等先物取引に係る権利その他大蔵省令で定めるものを除く。）に対する投資として運用する「J」を目的とする「J」となっているものをいう。

2 法第九条の三第一項第一号ロに規定する政令で定める勧誘は、同号ロの投資口の募集に係る証券取引法第三条第二項に規定する勧誘（以下この項において「勧誘」という。）が同条第三項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第一項に規定する投資口申込証にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとする。

3 法第九条の三第一項第一号に規定する政令で定める特定目的会社は、同号に規定する特定目的会社のうち、当該特定目的会社の資産の流動化に関する法律第一条第四項に規定する資産流動化計画において同条第一項に規定する特定資産の取得価額（当該資産流動化計画に記載された取得価格をいう。以下この項において同じ。）の総額のうち有価証券の取得価額の合計額の占める割合が百分の五十を超えることとされているもの（大蔵省令で定めるものを除く。）をいう。

（短期譲渡所得の課税の特例）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 法第二十一条第一項に規定する政令で定める譲渡は、次に掲げる株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資口を含む。以下この項において同じ。）又は特定信託（法第二十一条第一項に規定する特定

（短期譲渡所得の課税の特例）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 法第二十一条第一項に規定する政令で定める譲渡は、次に掲げる株式（出資を含む。以下この項において同じ。）の譲渡とする。

信託をいう。以下この項、次項及び第七項において同じ。）の受託証券（特定目的信託にあつては、資産の流動化に関する法律第百六十五条第一項第三号ロに規定する元本持分（次項及び第七項において「元本持分」という。）を有する種類の収益権に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の譲渡とする。

一 その有する資産の価額の総額のうちを占める短期保有土地等（当該法人がその取得をした日から引き続き所有していた法第二十一条第一項に規定する土地等（以下この項において「土地等」といふ。））の取得をした日の翌日から当該株式の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有期間が五年以下であるもの及び土地等で当該株式の譲渡をした日の属する年において当該法人が取得をしたものをいう。）の価額の合計額の割合が百分の七十以上である法人の株式

二 その有する資産の価額の総額のうちを占める土地等の価額の合計額の割合が百分の七十以上である法人の株式のうち、次に掲げる株式に該当するもの

イ・ロ（略）

三 その信託財産に属する資産の価額の総額のうちを占める短期保有土地等（当該特定信託の信託財産に属するもの）となつた日から引き続きその信託財産に属してつた土地等がこの属するもの）となつた日の翌日から当該受託証券の譲渡をした日の属する年の一月一日までの期間が五年以下であるもの及び土地等がこの受託証券の譲渡をした日の属する年の一月一日までの期間が五年以下であるもの）となつたものをいふ。）の価額の合計額の割合が百分の七十以上である特定信託の受託証券

一 その有する資産の価額の総額のうちを占める短期保有土地等（当該法人がその取得をした日から引き続き所有していた法第二十一条第一項に規定する土地等）でその取得をした日の翌日から当該株式の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有期間が五年以下であるもの及び同項に規定する土地等で当該株式の譲渡をした日の属する年において当該法人が取得をしたものをいう。）の価額の合計額の割合が百分の七十以上である法人の株式

二 その有する資産の価額の総額のうちを占める法第二十一条第一項に規定する土地等の価額の合計額の割合が百分の七十以上である法人の株式のうち、次に掲げる株式に該当するもの

イ・ロ（略）

（新設）

四 その信託財産に属する資産の価額の総額のついでに占める土地等の価額の合計額の割合が百分の七十以上である特定信託の受益証券のうち、次に掲げる受益証券に該当するもの

イ その年一月一日において当該個人がその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間（第二十条第一項第三号に規定する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得をした受益証券については、同日に掲げる日の翌日から当該贈与、相続、遺贈又は譲渡があつた日までの期間を含む。）が五年以下である受益証券

ロ その年中に取得をした受益証券（第二十条第二項第三号に規定する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得をした受益証券については、同号に規定する者がその取得をした日の翌日からその年一月一日までの期間が五年を超えるものを除く。）

5 法第三十一条第一項に規定する政令で定める株式又は受益証券の譲渡は、次に掲げる譲渡とする。

一 次に掲げる要件に該当する場合のその年におけるロの株式又は出資の譲渡

イ その年以前二年内のいずれかの時において、その株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資口を含む。以下この号及びび次項において同じ。）又は出資に係る発行人の特殊関係株主等がその発行人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の三十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者がその特殊関係株主等であること。

ロ その年において、その株式又は出資の譲渡をした者を含むイの発行人の特殊関係株主等がその発行人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五

（新設）

5 法第三十一条第一項に規定する政令で定める株式の譲渡は、次に掲げる要件に該当する場合のその年における第二号の株式又は出資の譲渡とする。

一 その年以前二年内のいずれかの時において、その株式又は出資に係る発行人の特殊関係株主等がその発行人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の三十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者がその特殊関係株主等であること。

二 その年において、その株式又は出資の譲渡をした者を含む前号の発行人の特殊関係株主等がその発行人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五以上（相当する数又は金額の株式又は出資の譲渡をし、かつ、その年以前二年内において、その発行人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資の譲渡をしたこと）

以上に相当する数又は金額の株式又は出資の譲渡をし、かつ、その年以前三年内において、その発行人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資の譲渡をしたこと。

二 次に掲げる要件に該当する場合その年におけるロの特定信託の受益証券の譲渡

イ その年以前二年内のいずれかの時において、その受益証券に係る特定信託の特殊関係受益権者がその特定信託の受益権の総口数（特定目的信託にあつては、総元本持分）の百分の三十以上に相当する数（特定目的信託にあつては、元本持分）の受益権に係る受益証券を有し、かつ、その受益証券の譲渡をした者がその特殊関係受益権者であること。

ロ その年において、その受益証券の譲渡をした者を令びイの特定信託の特殊関係受益権者がその特定信託の受益権の総口数（特定目的信託にあつては、総元本持分）の百分の五以上に相当する数（特定目的信託にあつては、元本持分）の受益権に係る受益証券の譲渡をし、かつ、その年以前二年内において、その特定信託の受益権の総口数（特定目的信託にあつては、総元本持分）の百分の十五以上に相当する数（特定目的信託にあつては、元本持分）の受益権に係る受益証券の譲渡をしたこと。

6 前項第一号ロの場合において、同号ロの譲渡は、次に掲げる株式の譲渡を含まないものとする。

一〜四（略）

7 第五項第一号並びに前項第二号及び第四号に規定する特殊関係株主等とは、これらの規定に規定する発行人の法人税法第一条第十四号に規定する株主等その他当該株主等と法人税法施行令第四条に規定する特殊の関係その他これに準ずる

6 前項第一号の場合において、同号の譲渡は、次に掲げる株式の譲渡を含まないものとする。

一〜四（略）

7 第五項並びに前項第二号及び第四号に規定する特殊関係株主等とは、これらの規定に規定する発行人の法人税法第一条第十四号に規定する株主等その他当該株主等と法人税法施行令第四条に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係の

関係のある者をいい、第五項第一号に規定する特殊関係受益権者とは、同号の特
定信託の受益権（特定目的信託にあつては、元本持分を有する種類の受益権に限
る。）を有する者その他その者と同令第五十六条の二第一項の規定により読み
替えられた同令第四系第一項及び第一項に規定する特殊の関係その他これに準ず
る関係のある者をこい。

8 | 法第二十一系第一項第一号に規定する政令で定める出資は、特定目的会社によ
る特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前に設けら
れた同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関
する法律（以下この項において「旧資産流動化法」といふ。）第一系第一項に規
定する特定目的会社であつて法第六十七条の十四第九項において準用する同条第
一項第一号ロ①若しくは②に掲げるもの又は同号ロ③若しくは④に掲げるもの（
法人税法第二系第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当す
るものの旧資産流動化法第二系第二項に規定する優先出資及び同条第四項に規定す
る特定出資とよる。

9 | (略)

10 | (略)

11 | 第九項において準用する第二十系第二項の規定により読み替えられた所得税法
第四百四十条第一項又は第四百四十一条第一項の規定の適用がある場合における所得
税等負担軽減措置令第五条第一項の規定の適用については、同項中「及び第二項
とあるのは」「(租税特別措置法施行令第二十一系第九項において準用する同令
第二十系第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び同法第百
四十条第一項と、「第四百四十一条第一項の」とあるのは「同法第四百四十一条第
一項(同令第二十一系第九項において準用する同令第二十系第二項の規定により

ある者をこい。

(新設)

8 | (略)

9 | (略)

10 | 第八項において準用する第二十系第二項の規定により読み替えられた所得税法
第四百四十条第一項又は第四百四十一条第一項の規定の適用がある場合における所得
税等負担軽減措置令第五条第一項の規定の適用については、同項中「及び第二項
とあるのは」「(租税特別措置法施行令第二十一系第八項において準用する同令
第二十系第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び同法第百
四十条第一項と、「第四百四十一条第一項の」とあるのは「同法第四百四十一条第
一項(同令第二十一系第八項において準用する同令第二十系第二項の規定により

読み替えて適用される場合を含む。）」となる。

- 12 第九項において準用する第二十条第四項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百七十二条第二項の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置令第五条第二項の規定の適用については、同項中「の規定の適用」とあるのは、「(租税特別措置法施行令第二十一条第九項において準用する同令第二十条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定の適用」と、「同項」とあるのは「所得税法施行令第二百七十二条第二項」となる。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第二十五条の八 (略)

- 2 法第三十七条の十第一項に規定する政令で定める株式は、店頭売買登録銘柄(株式) 投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資口を含む。) で、証券業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買値段を発表し、かつ、当該株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録をしたものをいう。次項において同じ。) として登録された株式とする。

3～6 (略)

- 7 法第三十七条の十第二項第四号に規定する政令で定める出資は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十一条に規定する優先出資 (優先出資の引取りによる権利を含む。) となる。

読み替えて適用される場合を含む。) の」となる。

- 11 第八項において準用する第二十条第四項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百七十二条第二項の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置令第五条第二項の規定の適用については、同項中「の規定の適用」とあるのは、「(租税特別措置法施行令第二十一条第八項において準用する同令第二十条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定の適用」と、「同項」とあるのは「所得税法施行令第二百七十二条第二項」となる。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第二十五条の八 (略)

- 2 法第三十七条の十第一項に規定する政令で定める株式は、店頭売買登録銘柄(株式) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十三条に規定する投資口を含む。) で、証券業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買値段を発表し、かつ、当該株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録をしたものをいう。次項において同じ。) として登録された株式とする。

3～6 (略)

- 7 法第三十七条の十第二項第五号に規定する政令で定める勧誘は、同項の受託証券の募集が国内において行われる場合にあつては、当該募集に係る証券取引法第二条第二項に規定する勧誘 (以下この項において「勧誘」といふ。) が、同条第三項第一号に掲げの場合に該当し、かつ、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十六条第一項に規定する信託約款にその勧誘が同号に掲げの場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとして、当該証券の募集が

8～10 (略)

11| (略)
12| (略)
13| (略)

(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)

第二十五条の十一 (略)

2～4 (略)

国外において行われる場合にあつては、当該募集に係る勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものであり、かつ、目論見書(証券取引法第一一条第十項に規定する目論見書をこじ)その他「これに類する書類」その勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われるもの^①。

8～10 (略)

11| 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、法第三十七条の十第二項第五号に掲げる特定株式投資信託の受益証券(以下この項において「特定株式投資信託の受益証券」といふ。)又は同号に掲げる私募証券投資信託の受益証券(以下この項において「私募証券投資信託の受益証券」といふ。)の譲渡をした場合において、当該譲渡に係る同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等について同項の規定の適用を受けるときは、当該譲渡に係る特定株式投資信託の受益証券又は私募証券投資信託の受益証券については、所得税法第二百一十四条の三第二項第一号に掲げるものに該当するものとみなして、同条及び同法第二百一十五条並びに法第二十八条の規定を適用する。

12| (略)
13| (略)
14| (略)

(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)

第二十五条の十一 (略)

2～4 (略)

5 第二十五条の八第十一項から第十三項までの規定は、法第三十七条の十一第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二十五条の八第十一項から第十三項までの規定中「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十一第一項」と、「株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」とあるのは「(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)」と、「株式等に係る課税譲渡所得等の金額(以下「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」といふ。）」及び課税山林所得金額の見積額につき第二章(税額の計算)及び同項」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(同条第四項において準用する同法第三十七条の十第七項第五号)(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)の規定により適用される第七十一条(雑損控除)(、第七十八条(寄付金控除)、第八十六条(基礎控除)及び第八十七条(所得控除の順序)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)以下「株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得の金額」といふ。）」及び課税山林所得金額の見積額につき第三章(税額の計算)及び同法第三十七条の十一第一項」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額(以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」といふ。))とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(以下「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」といふ。))と、「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、「株式等に係る課税譲渡所得等の金額(以下「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」といふ。))とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(同条第四項において準用する同法第三十七条の十第七項第五号)(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)の規定により適用される法第七十一条(雑損控除)、第七十八

5 第二十五条の八第十一項から第十四項までの規定は、法第三十七条の十一第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二十五条の八第十一項中「係る同条第一項」とあるのは「係る第三十七条の十一第一項」と、「株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、第二十五条の八第十二項から第十四項までの規定中「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十一第一項」と、「株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」とあるのは「(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)」と、「株式等に係る課税譲渡所得等の金額(以下「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」といふ。))及び課税山林所得金額の見積額につき第二章(税額の計算)及び同項」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(同条第四項において準用する同法第三十七条の十第七項第五号)(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)の規定により適用される第七十一条(雑損控除)、第七十八条(寄付金控除)、第八十六条(基礎控除)及び第八十七条(所得控除の順序)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)以下「株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得の金額」といふ。))及び課税山林所得金額の見積額につき第三章(税額の計算)及び同法第三十七条の十一第一項」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額(以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」といふ。))とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(以下「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」といふ。))と、「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、「株式等に係る課税譲渡所得等の金額(以下「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」といふ。))とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の課税譲渡所得等の金額」といふ。))とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所

条（寄付金控除）、第八十六条（基礎控除）及び第八十七条（所得控除の順序）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額 以下「株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得の金額」という。）と、「税率」及び同項」とあるのは「税率」及び租税特別措置法第三十七条の十一第一項」と読み替えるものとする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第二十五条の十一（略）

21（略）

22 法第三十七条の十二第四項の規定の適用がある場合における第二十五条の八第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十条第一項第一号、第百二十二条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条並びに第百三十一条に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、これらの規定にかかわらず、法第三十七条の十二第四項の規定の適用後の金額とする。

23（略）

24 法第三十七条の十の規定の適用があり、かつ、法第三十七条の十二第四項の規定の適用がある場合又は同条第八項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、第二十五条の八第十二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

得の金額（同条第四項において準用する同法第三十七条の十第七項第五号（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定により適用される法第七十二条（雑損控除）、第七十八条（寄付金控除）、第八十六条（基礎控除）及び第八十七条（所得控除の順序）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額 以下「株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得の金額」という。）と、「税率」及び同項」とあるのは「税率」及び租税特別措置法第三十七条の十一第一項」と読み替えるものとする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第二十五条の十一（略）

21（略）

22 法第三十七条の十二第四項の規定の適用がある場合における第二十五条の八第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十条第一項第一号、第百二十二条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条並びに第百三十一条に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、これらの規定にかかわらず、法第三十七条の十二第四項の規定の適用後の金額とする。

23（略）

24 法第三十七条の十の規定の適用があり、かつ、法第三十七条の十三第四項の規定の適用がある場合又は同条第八項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、第二十五条の八第十三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第一項	(略)	(略)
第十一条の二第一項及び第十七条第五号	(略)	(略)
第九十七条第一項	(略)	(略)
第七十九條第一号イ及び第 号イ、第八十條第一項第一号、第一〇四條第一項第一号、第一百五條並びに第一百十九條第一項第一号	(略)	(略)
第一百十二條第一項	(略)	(略)
第一百十二條第二項	(略)	(略)
第一百五十八條第一項	(略)	(略)

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)
第二百五十八條第二項 第一号及び第二号	(略)	(略)	(略)
第一百六十一條第一号	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
第一百六十條	(略)	(略)	(略)
第一百六十六條	(略)	(略)	(略)

25 法第二十七條の十二第四項の規定の適用がある場合における第二十五條の八第一十二項の規定により読み替えられた災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第一條の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第二十七條の十二

		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

25 法第二十七條の十二第四項の規定の適用がある場合における第二十五條の八第一十四項の規定により読み替えられた災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第一條の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第二十七條の十二

第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」とする。

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例)

第二十五条の十四

第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」とする。

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例)

第二十五条の十四 法第二十七条の十五第一項第二号に規定する政令で定める勧誘は、同号の受益証券の募集が国内において行われる場合にあつては、当該募集に係る証券取引法第二十条第二項に規定する勧誘(以下この項及び次項において「勧誘」といふ。)が、同条第二項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十六条第一項に規定する信託約款にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとして、当該受益証券の募集が国外において行われる場合にあつては、当該募集に係る勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものであり、かつ、目録見書(証券取引法第二十条第十項に規定する目録見書をいう。)(その他これに類する書類にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われるものとする。

法第二十七条の十五第一項第二号に規定する政令で定める勧誘は、同号の投資口の募集に係る証券取引法第二十条第二項に規定する勧誘(以下この項において「勧誘」といふ。)(が同条第二項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第一項に規定する投資口申込証にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとする。

2 法第二十七条の十五第一項第二号に規定する政令で定める投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十九項に規定する投資法人のうち、当該投資法人の同法第六十七条第一項に規定する規約においてその資産の総額の二分の

2 法第三十七条の十五第一項第二号に規定する政令で定める勧誘は、同号の投資口の募集に係る勧誘が、証券取引法第二十条第二項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第七十一条第一項に規定する投資口申込証にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとする。

(新設)

「を超える額を有価証券（第四条の七第一項に規定する有価証券をいう。）に対
する投資として適用する」を目的とするものとする。

3 法第三十七条の十五第二項に規定する政令で定めるところにより行われる交換
は、特定株式投資信託（同項に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条に
おいて同じ。）の投資信託約款（第一条に規定する投資信託約款をいう。）に定
めるところにより行われる当該特定株式投資信託の受益証券と当該特定株式投資
信託の信託財産に属する株式との交換とする。

4 (略)

(特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算)

第二十五条の二十 (略)

2~4 (略)

5 法第四十条の四第二項第一号に規定する欠損の金額に係る調整を加えた金額は
、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、第一項若し
くは第二項又は第三項の規定により算出される所得の金額（以下この項及び第七
項において「調整所得金額」という。）から当該各事業年度開始の日前五年内
に開始した事業年度（昭和五十三年四月一日前に開始した事業年度及び特定外国
子会社等（法第六十六条の六第一項又は法第六十八条の三の七第一項に規定する
特定外国子会社等を含む。）に該当しなかつた事業年度を除く。）において生じ
た欠損金額（この項の規定により当該各事業年度前の事業年度において控除され
たものを除く。）の合計額（当該合計額が当該各事業年度の調整所得金額を超え
る場合には、当該調整所得金額）に相当する金額を控除した金額とする。

6~8 (略)

3 法第三十七条の十五第二項に規定する政令で定めるところにより行われる交換
は、特定株式投資信託（同項に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条に
おいて同じ。）の信託約款（第一条に規定する信託約款をいう。）に定めるところ
により行われる当該特定株式投資信託の受益証券と当該特定株式投資信託の信
託財産に属する株式との交換とする。

4 (略)

(特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算)

第二十五条の二十 (略)

2~4 (略)

5 法第四十条の四第二項第一号に規定する欠損の金額に係る調整を加えた金額は
、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、第一項若し
くは第二項又は第三項の規定により算出される所得の金額（以下この項及び第七
項において「調整所得金額」という。）から当該各事業年度開始の日前五年内
に開始した事業年度（昭和五十三年四月一日前に開始した事業年度及び特定外国
子会社等（法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等を含む。）に該
当しなかつた事業年度を除く。）において生じた欠損金額（この項の規定により
当該各事業年度前の事業年度において控除されたものを除く。）の合計額（当該
合計額が当該各事業年度の調整所得金額を超える場合には、当該調整所得金額）
に相当する金額を控除した金額とする。

6~8 (略)

(特定外国子会社等の事業の判定等)

第二十五条の二十一 法第四十条の四第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第四十条の四第二項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等に係る法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の発行済株式等の百分の五十以上に相当する株式の数又は出資の金額を有する者(当該特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号若しくは法第六十六条の六第一項各号に掲げる者又は法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人(当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。)に該当する者を除く。)

二 法第四十条の四第二項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等に係る同条第一項各号若しくは法第六十六条の六第一項各号に掲げる者又は法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人(当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。)(当該特定外国子会社等に係る間接保有の株式等を有する場合における当該間接保有の株式等に係る前条第二項第一号に規定する他の外国法人又は同項第一号に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人

三 (略)

2 法第四十条の四第二項第一号に規定する政令で定める場合は、同項に規定する特定外国子会社等の各事業年度において行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合とする。

一 卸売業 当該各事業年度の棚卸資産(法人税法第二十一条に規定する棚卸資産をいふ。以下この号において同じ。)の販売に係る収入金額(当該各

(特定外国子会社等の事業の判定等)

第二十五条の二十一 法第四十条の四第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第四十条の四第二項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等に係る法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の発行済株式等の百分の五十以上に相当する株式の数又は出資の金額を有する者(当該特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号又は法第六十六条の六第一項各号に掲げる者)に該当する者を除く。)

二 法第四十条の四第二項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等に係る同条第一項各号又は法第六十六条の六第一項各号に掲げる者(当該特定外国子会社等に係る間接保有の株式等を有する場合における当該間接保有の株式等に係る前条第二項第一号に規定する他の外国法人又は同項第一号に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人

三 (略)

2 法第四十条の四第二項第一号に規定する政令で定める場合は、同項に規定する特定外国子会社等の各事業年度において行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合とする。

一 卸売業 当該各事業年度の棚卸資産(法人税法第二十一条に規定する棚卸資産をいふ。以下この号において同じ。)の販売に係る収入金額(当該各

事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基因となった売買の取引金額を含む。以下この号において「販売取扱金額」という。）の合計額のうちに関連者（当該特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号及び法第六十六条の六第一項各号に掲げる者、法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）並びに前項各号に掲げる者をいう。以下次項までにおいて同じ。）以外の者との間の取引に係る販売取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合又は当該各事業年度において取得した棚卸資産の取得価額（当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基因となった売買の取引金額を含む。以下この号において「仕入取扱金額」という。）の合計額のうちに関連者以外の者との間の取引に係る仕入取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

一丁六（略）

3～5（略）

（償還差益に対する所得税額の法人税額からの控除）

第二十六条の十一（略）

2（略）

3 前項の規定は、法人税法第二十九条の三に規定する特定信託の各計算期間の所得の金額の計算について準用する。この場合において、同項中「法人が」とあるのは「特定信託（法人税法第二十九条の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である内国法人がその特定信託の信託

事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基因となった売買の取引金額を含む。以下この号において「販売取扱金額」という。）の合計額のうちに関連者（当該特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号、法第六十六条の六第一項各号及び前項各号に掲げる者をいう。以下次項までにおいて同じ。）以外の者との間の取引に係る販売取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合又は当該各事業年度において取得した棚卸資産の取得価額（当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基因となった売買の取引金額を含む。以下この号において「仕入取扱金額」という。）の合計額のうちに関連者以外の者との間の取引に係る仕入取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

一丁六（略）

3～5（略）

（償還差益に対する所得税額の法人税額からの控除）

第二十六条の十一（略）

2（略）

（新設）

「含む事業年度」とあるのは「含む法人税法第十五条の二第一項から第二項までに規定する計算期間（以下「項」において「計算期間」という。）」と、「法人税法第六十八条」とあるのは「同法第八十二条の六」と「この事業年度」とあるのは「この計算期間」と読み替えるものとする。

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第三十八条の四

第六十一条の二第二項第一号イに規定する地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものは、法人税法施行令第二百二十八条第一項の規定に該当する場合における当該行為として、同号イに規定する土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定める行為は、同号イに規定する土地等（以下この節において「土地等」という。）の売買又は交換の代理又は媒介に関し宅地建物取引業法第四十六条第一項に規定する報酬の額を超える報酬を受ける行為（以下この条において「仲介行為」という。）とする。

2 第六十一条の二第二項第一号ロに規定する政令で定める譲渡は、次に掲げる譲渡とする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合の当該事業年度における株式又は出資の譲渡（第二十一条第六項各号に掲げる株式の譲渡を除く。ロに同じ同条）

イ 当該事業年度終了の日以前三年内のいずれかの時において、土地所有法人

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第三十八条の四 第六十一条の二第二項第一号イに規定する地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものは、法人税法施行令第二百二十八条第一項の規定に該当する場合における当該行為とする。

2 第六十一条の二第二項第一号イに規定する土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定める行為は、同号イに規定する土地等（以下この節において「土地等」という。）の売買又は交換の代理又は媒介に関し宅地建物取引業法第四十六条第一項に規定する報酬の額を超える報酬を受ける行為（以下この条において「仲介行為」という。）とする。

（新設）

(その有する資産の価額の総額のうち土地等の価額の合計額の占める割合が百分の七十以上である法人をいう。以下この号において同じ。)の特に関係株主等(その土地所有法人の法人税法第二十一条第十四号に規定する株主等及び当該株主等と法人税法施行令第四条に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。)があるとする当該土地所有法人の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該土地所有法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の三十以上であり、かつ、当該土地所有法人の株式又は出資の譲渡をした者がその特に関係株主等であること。

ロ 当該事業年度において、当該土地所有法人の株式又は出資の譲渡をした者を含む当該土地所有法人の特に関係株主等が当該土地所有法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した数又は金額以上に相当する数又は金額の当該土地所有法人の株式又は出資の譲渡をし、かつ、当該事業年度終了の日以前三年内において、当該土地所有法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の十五以上に相当する数又は金額の当該土地所有法人の株式又は出資の譲渡をしたこと。

二 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合の当該事業年度における法人税法第二十一条第三号の規定する特定信託(以下この号及び次条第一項において「特定信託」といふ。)の受取証券の譲渡

イ 当該事業年度終了の日以前三年内のいずれかの時において、土地所有特定信託(その信託財産に属する資産の価額の総額のうち土地等の価額の合計額の占める割合が百分の七十以上である特定信託をいふ。以下この号において同じ。)の受益権(法人税法第二十一条第三号の規定する特定目的信

託（以下この号及び次条第一項において「特定目的信託」といふ。）にありては、資産の流動化に関する法律第百六十五条第一項第三号ロに規定する元本持分（以下この号において「元本持分」といふ。）を有する種類の受益権に限る。以下この号及び次条第一項において同じ。）を有する者（その者と法人税法施行令第百五十六条の第三項の規定により読み替えられた同令第四條第一項及び第一項に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者を含む。以下この号及び次条第一項において「特殊関係受益権者」といふ。）が有する当該土地所有特定信託の受益権の口数（特定目的信託にあつては、元本持分。以下この号及び次条第一項において同じ。）の合計が当該土地所有特定信託の受益権の総口数の百分の三十以上であり、かつ、当該土地所有特定信託の受益権の譲渡をした者がその特殊関係受益権者であること。

ロ 当該事業年度において、当該土地所有特定信託の受益権の譲渡をした者を含む当該土地所有特定信託の特殊関係受益権者が当該土地所有特定信託の受益権の総口数の百分の五に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した口数以上に相当する口数の当該土地所有特定信託の受益権の譲渡をし、かつ、当該事業年度終了の日以前二年内において、当該土地所有特定信託の受益権の総口数の百分の十五以上に相当する口数の当該土地所有特定信託の受益権の譲渡をしたこと。

3 法第六十一条の第三項第一号ロ①に規定する政令で定める出資は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前に設立された同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下この項において「旧資産流動化法」といふ。）第一條第一項に規定する特定目的会社であつて法第六十七条の第十四項において準用す

3 法第六十二条の第三項第一号ロに規定する政令で定める譲渡は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合の当該事業年度における株式又は出資の譲渡（第二十一条第六項後面に掲げる株式の譲渡を除く。）をいふ。

一 当該事業年度終了の日以前三年内のいずれかの時にあつて、土地所有法人（その有する資産の価額の総額の十以上土地等の価額の合計額の五割を占める割合が百

る同条第一項第一号ロ①若しくは②に掲げるもの又は同条ロ③若しくは④に掲げるもの（法人税法第二十条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するものの旧倉庫流動化法第二十条第二項に規定する優先出資及び同条第四項に規定する特定出資である。

4 第六十一条の三第二項第一号に規定する収益の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、当該収益の額につき法人税法第六十一条第一項に規定する延払基準の方法により経理しているときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額によるものとする。

一 第六十二条の三第二項第一号イに掲げる行為をした場合、同号イに掲げる土地等の譲渡の対価の額（当該譲渡の日前二年以内に地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で第一項の規定に該当しないものを行い、その対価として権利金その他の一時金を收受している場合に

分の七十以上である法人をいう。以下この項において同じ。）の特に関係株主等（その土地所有法人の法人税法第十四号に規定する株主等及び当該株主等と法人税法施行令第四条に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）が有する当該土地所有法人の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該土地所有法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の三十以上であり、かつ、当該土地所有法人の株式又は出資の譲渡をした者がその特に関係株主等であること。

二 当該事業年度において、当該土地所有法人の株式又は出資の譲渡をした者を含む当該土地所有法人の特に関係株主等が当該土地所有法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した数又は金額以上に相当する数又は金額の当該土地所有法人の株式又は出資の譲渡をし、かつ、当該事業年度終了の日以前三年内において、当該土地所有法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の十五以上に相当する数又は金額の当該土地所有法人の株式又は出資の譲渡をしたこと。

4 第六十一条の三第二項第一号に規定する収益の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、当該収益の額につき法人税法第六十一条第一項に規定する延払基準の方法により経理しているときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額によるものとする。

一 第六十一条の三第二項第一号イに掲げる行為をした場合、同号イに掲げる土地等の譲渡の対価の額（当該譲渡の日前二年以内に地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で第一項の規定に該当しないものを行い、その対価として権利金その他の一時金を收受している場合に

は、当該権利金その他の一時金の額を加算した金額とし、同号イに規定する特定目的信託の設定をした場合には、その時における当該設定に係る土地等の価額とし、仲介行為をした場合には、当該行為に係る土地等の売買の代金の額又は交換時の価額（次項第一号において「仲介取引額」といふ。）に当該行為により受けた報酬の額を加算した金額とする。）

二 法第六十二条の三第二項第一号ロに掲げる行為をした場合 同号ロに規定する株式（出資を含む。以下この項から第六項までにおいて同じ。）又は受託証券の譲渡の対価の額

三 五（略）

5 法第六十一条の三第二項第一号に規定する原価の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、当該原価の額につき法人税法第六十一条第一項に規定する延払基準の方法により経理しているときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額によるものとする。

一 法第六十二条の三第二項第一号イに掲げる行為をした場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ・ロ（略）

ハ 法第六十一条の三第二項第一号イに規定する特定目的信託の設定をした場合 当該特定目的信託の設定に係る土地等の当該特定目的信託の設定直前の帳簿価額

二（略）

二 法第六十二条の三第二項第一号ロに掲げる行為をした場合 同号ロに規定する株式又は受託証券の譲渡直前の帳簿価額

は、当該権利金その他の一時金の額を加算した金額とし、仲介行為をした場合には、当該行為に係る土地等の売買の代金の額又は交換時の価額（次項第一号において「仲介取引額」といふ。）に当該行為により受けた報酬の額を加算した金額とする。）

二 法第六十二条の三第二項第一号ロに掲げる行為をした場合 同号ロに規定する株式（出資を含む。以下この項から第六項までにおいて同じ。）の譲渡の対価の額

三 五（略）

5 法第六十一条の三第二項第一号に規定する原価の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、当該原価の額につき法人税法第六十一条第一項に規定する延払基準の方法により経理しているときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額によるものとする。

一 法第六十二条の三第二項第一号イに掲げる行為をした場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ・ロ（略）

ハ（略）

二 法第六十二条の三第二項第一号ロに掲げる行為をした場合 同号ロに規定する株式の譲渡直前の帳簿価額

三二五（略）

6 第六十二条の三第二項第一号に規定する直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。
この場合において、当該土地等の譲渡に係る収益の額及び費用の額につき法人税法第六十二条第一項に規定する延払基準の方法により経理しているときは、当該合計額につき当該方法を適用した場合の金額とする。

一 第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等（以下この条において「土地の譲渡等」といふ。）に係る土地等又は株式若しくは受益証券を取得した日（同号二に掲げる行為に係る土地等については、その合併に係る被合併法人が当該土地等を取得した日。以下この項において「取得日」といふ。）から当該土地の譲渡等をした日（以下この号において「譲渡日」といふ。）までの期間（以下この号において「保有期間」といふ。）内において当該資産の保有のために要した負債の利子の額として、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額に百分の六の割合を乗じて計算した金額

イ〜ハ（略）

二（略）

7 第二項第一号ロ及び第三号ロ並びに前項第一号の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8（略）

9 第六十二条の三第二項に規定する事業の用に供されたものとして政令で定めるものは、当該法人がその取得をした日から譲渡（同項に規定する賃借権の設定等及び特定目的信託の設定を含む。次項及び第十一項において同じ。）をした日までの間において当該法人の事業の用（当該法人が建設した居住用家屋の譲渡に

三二五（略）

6 第六十二条の三第二項第一号に規定する直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。
この場合において、当該土地等の譲渡に係る収益の額及び費用の額につき法人税法第六十二条第一項に規定する延払基準の方法により経理しているときは、当該合計額につき当該方法を適用した場合の金額とする。

一 第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等（以下この条において「土地の譲渡等」といふ。）に係る土地等又は株式を取得した日（同号二に掲げる行為に係る土地等については、その合併に係る被合併法人が当該土地等を取得した日。以下この項において「取得日」といふ。）から当該土地の譲渡等をした日（以下この号において「譲渡日」といふ。）までの期間（以下この号において「保有期間」といふ。）内において当該資産の保有のために要した負債の利子の額として、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額に百分の六の割合を乗じて計算した金額

イ〜ハ（略）

二（略）

7 第二項第一号ロ及び前項第一号の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8（略）

9 第六十二条の三第二項に規定する事業の用に供されたものとして政令で定めるものは、当該法人がその取得をした日から譲渡（同項に規定する賃借権の設定等を含む。次項及び第十一項において同じ。）をした日までの間において当該法人の事業の用（当該法人が建設した居住用家屋の譲渡に伴い貸し付けたその敷地

件い貸し付けたその敷地につき、当該譲渡に係る契約書にその譲受人の買取りの申出に応じ当該法人がこれを譲渡する旨の定めがある場合の当該貸付けの用を除く。）に供したことがある土地等とする。

10～35（略）

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第三十八条の五 法第六十二条第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法第六十一条の三第二項第一号イに規定する賃借権の設定等及び特定目的信託の設定（当該法人が他の者から取得をした土地でその取得をした日から引き続き所有していたものその他の取得をした日の翌日から当該賃借権の設定等又は当該特定目的信託の設定をした日の属する年の一月一日までの期間が五年以下であるもの）当該賃借権の設定等又は当該特定目的信託の設定をした日の属する年において取得をしたものを含む。）に係るものに限る。）並びに前条第一項に規定する仲介行為

二（略）

三 法第六十一条の三第二項第一号ロに掲げる行為のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合の当該事業年度における特定信託の受益取組券の譲渡

イ 当該事業年度終了の日以前二年以内の時において、次に掲げる条件に適合する特定信託の特殊関係者権者が有する当該特定信託の受益権の口数の合計が当該特定信託の受益権の総口数の百分の三十以下であり、かつ、当該受益権の譲渡を受けた者がその特殊関係者権者ではないこと。

(1) 上の信託は、譲渡の受益権の総額の百分の五十以上を当該特定信託の受益

につき、当該譲渡に係る契約書にその譲受人の買取りの申出に応じ当該法人がこれを譲渡する旨の定めがある場合の当該貸付けの用を除く。）に供したことがある土地等とする。

10～35（略）

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第三十八条の五 法第六十二条第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法第六十一条の三第二項第一号イに規定する賃借権の設定等（当該法人が他の者から取得をした土地でその取得をした日から引き続き所有していたものその他の取得をした日の翌日から当該賃借権の設定等をした日の属する年の一月一日までの期間が五年以下であるもの）当該賃借権の設定等をした日の属する年において取得をしたものを含む。）に係るものに限る。）及び前条第一項に規定する仲介行為

二（略）

（新設）

産に属するものとなりなかつた日から引を繰りその信託財産に属してゐた土地等
で 所有期間（その属するものとなりなかつた日の翌日から当該受益権の譲渡を
つた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が五年以内である
もの（当該受益権の譲渡を つた日の属する年の三月三十一日以前に当該信託の信託
財産に属するものとなりなかつたものを除く。）の価額の合計額の占める割合が
百分の七十以上である特定信託の受益権

② その信託財産に属する資産の価額の総額のつち土地等の価額の合計額
の占める割合が百分の七十以上である特定信託の受益権で、当該受益権の
譲渡をした法人がその取得をした日から引を繰り所有してゐたもの（うち
所有期間（その取得をした日の翌日から当該受益権の譲渡をした日の属す
る年の一月一日までの所有期間とする。）が五年以内であるもの）当該受
益権の譲渡をした日の属する年において取得をしたものを含むものとして
合併により取得した受益権で当該合併に係る被合併法人のその取得をした
日の翌日以後の所有期間と当該合併に係る合併法人の所有期間（当該合併
の日から当該受益証券の譲渡の日の属する年の一月一日までの所有期間と
する。）とを合計した期間が五年を超えるものその他大蔵省令で定めるも
のを除く。）

ロ 当該事業年度に於いて、イの各号に掲げる受益権の譲渡をした者を含む
イの特定信託の特殊関係受益権者がその特定信託の受益権の総口数の百分の
五以上当該事業年度の月数を乗つた積を十一で除して計算した口数以上（相
対的）口数の当該受益権の譲渡をうける、当該事業年度終了の日以前二年
に亘る間に、その特定信託の受益権の総口数の百分の十五以上（相対的）口
数の当該特定信託の受益権の譲渡をうける。

- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 2 前項第 三号及び第二号の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 3 (略)
- 4 前条第六項から第八項までの規定は、法第六十二條第二項第二号に規定する直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第六項第一号中、「取得した日」とあるのは、「取得した日とし、株式又は受取証券を取得した日が当該土地の譲渡等をした日の属する年の五年前の年の一月一日前の日である場合には、同年の一月一日とする。」と読み替へるものとする。
- 5 22 (略)
- 23 前条第二十九項の規定は、法第六十二條第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、前条第二十九項第一号中、「平成四年一月一日」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号。以下この項において「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日」と、同号イ中、「平成三年十二月三十一日」とあるのは、「昭和四十八年改正法の施行の日の前日」と、同号ロ中、「土地等のうち」とあるのは、「土地等で被合併法人の所有期間（その取得の日の翌日から当該合併の日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が五年以下であるもの（当該合併の日の属する年において取得したものを含む。）のうち」と、同項第七号中、「土地等」とあるのは、「次条第一項第四号に規定する短期所有土地等」と読み替へるものとする。

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 2 前項第 三号の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 3 (略)
- 4 前条第六項から第八項までの規定は、法第六十二條第二項第二号に規定する直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第六項第一号中、「取得した日」とあるのは、「取得した日とし、株式を取得した日が当該土地の譲渡等をした日の属する年の五年前の年の一月一日前の日である場合には、同年の一月一日とする。」と読み替へるものとする。
- 5 22 (略)
- 23 前条第二十九項の規定は、法第六十二條第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、前条第二十九項第一号中、「平成四年一月一日」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号。以下この項において「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日」と、同号イ中、「平成三年十二月三十一日」とあるのは、「昭和四十八年改正法の施行の日の前日」と、同号ロ中、「土地等のうち」とあるのは、「土地等で被合併法人の所有期間（その取得の日の翌日から当該合併の日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が五年以下であるもの（当該合併の日の属する年において取得したものを含む。）のうち」と、同項第七号中、「土地等」とあるのは、「次条第一項第三号に規定する短期所有土地等」と読み替へるものとする。

24・25 (略)

(国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例)

第三十九条の十三 (略)

2～20 (略)

21 法第六十六条の五第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第十一十一条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中、「額の合計額」とあるのは、「額の合計額(租税特別措置法第六十六条の五第一項(国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例)の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した金額)」と、「第一号に掲げる金額」とあるのは、「第一号に掲げる金額(同項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十二号)第二十九条の十二第三項(国外支配株主等に支払う負債の利子の損金不算入額の計算)に規定する平均負債残高超過額に相当する金額を控除した金額)」と、同条第四項中「合計額(以下」とあるのは、「合計額(租税特別措置法第六十六条の五第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した金額 以下)」と、「同条第三項第一号」とあるのは、「法第二十二條第三項第一号」である。

(特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算)

第三十九条の十五 (略)

2～4 (略)

5 法第六十六条の六第一項第一号に規定する欠損の金額に係る調整を加えた金額

24・25 (略)

(国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例)

第三十九条の十三 (略)

2～20 (略)

21 法第六十六条の五第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第十一十一条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中、「額の合計額」とあるのは、「額の合計額(租税特別措置法第六十六条の五第一項(国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例)の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した金額)」と、「第一号に掲げる金額」とあるのは、「第一号に掲げる金額(同項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、租税特別措置法施行令第三十九条の十三第三項(国外支配株主等に支払う負債の利子の損金不算入額の計算)に規定する平均負債残高超過額に相当する金額を控除した金額)」と、同条第四項中「合計額(以下」とあるのは、「合計額(租税特別措置法第六十六条の五第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した金額 以下)」と、「同条第三項第一号」とあるのは、「法第二十二條第三項第一号」とする。

(特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算)

第三十九条の十五 (略)

2～4 (略)

5 法第六十六条の六第一項第一号に規定する欠損の金額に係る調整を加えた金額

は、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、第一項若しくは第二項又は第三項の規定により算出される所得の金額（以下この項及び第七項において「調整所得金額」という。）から当該各事業年度開始の日前五年内に開始した事業年度（昭和五十三年四月一日前に開始した事業年度及び特定外国子会社等（法第四十条の四第一項又は法第六十八条の三の七第一項に規定する特定外国子会社等を含む。）に該当しなかつた事業年度を除く。）において生じた欠損金額（この項の規定により当該各事業年度の事業年度において控除されたものを除く。）の合計額（当該合計額が当該各事業年度の調整所得金額を超える場合には、当該調整所得金額）に相当する金額を控除した金額とする。

6〇8（略）

（特定外国子会社等の事業の判定等）

第三十九条の十七 法第六十六条の六第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第六十六条の六第二項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等に係る同条第一項各号に掲げる内国法人の発行済株式等の百分の五十以上に相当する株式の数又は出資の金額を有する者（当該特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号若しくは法第六十六条の六第一項各号に掲げる者又は法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人）
（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）に該当する者を除く。）
- 二 法第六十六条の六第二項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号若しくは法第六十六条の六第一項各号に掲げる者又は法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である

は、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、第一項若しくは第二項又は第三項の規定により算出される所得の金額（以下この項及び第七項において「調整所得金額」という。）から当該各事業年度開始の日前五年内に開始した事業年度（昭和五十三年四月一日前に開始した事業年度及び特定外国子会社等（法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等を含む。）に該当しなかつた事業年度を除く。）において生じた欠損金額（この項の規定により当該各事業年度前の事業年度において控除されたものを除く。）の合計額（当該合計額が当該各事業年度の調整所得金額を超える場合には、当該調整所得金額）に相当する金額を控除した金額とする。

6〇8（略）

（特定外国子会社等の事業の判定等）

第三十九条の十七 法第六十六条の六第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第六十六条の六第二項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等に係る同条第一項各号に掲げる内国法人の発行済株式等の百分の五十以上に相当する株式の数又は出資の金額を有する者（当該特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号又は法第六十六条の六第一項各号に掲げる者又は法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる者）
（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）に該当する者を除く。）
- 二 法第六十六条の六第二項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号若しくは法第六十六条の六第一項各号に掲げる者又は法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である

内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）が当該特定外国子会社等に係る間接保有の株式等を有する場合における当該間接保有の株式等に係る前条第五項第一号に規定する他の外国法人又は同項第二号に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人

三（略）

2 法第六十六条の六第二項第一号に規定する政令で定める場合は、同項に規定する特定外国子会社等の各事業年度において行つた主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合とする。

一 卸売業 当該各事業年度の棚卸資産（法人税法第二十一条に規定する棚卸資産をいう。以下この号において同じ。）の販売に係る収入金額（当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基因となつた売買の取引金額を含む。以下この号において「販売取扱金額」という。）の合計額のうちに関連者（当該特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号及び法第六十六条の六第一項各号に掲げる者、法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）並びに前項各号に掲げる者をいう。以下次項までにおいて同じ。）以外の者との間の取引に係る販売取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合又は当該各事業年度において取得した棚卸資産の取得価額（当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基因となつた売買の取引金額を含む。以下この号において「仕入取扱金額」という。）の合計額のうちに関連者以外の者との間の取引に係る仕入取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

間接保有の株式等に係る前条第五項第一号に規定する他の外国法人又は同項第二号に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人

三（略）

2 法第六十六条の六第二項第一号に規定する政令で定める場合は、同項に規定する特定外国子会社等の各事業年度において行つた主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合とする。

一 卸売業 当該各事業年度の棚卸資産（法人税法第二十一条に規定する棚卸資産をいう。以下この号において同じ。）の販売に係る収入金額（当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基因となつた売買の取引金額を含む。以下この号において「販売取扱金額」という。）の合計額のうちに関連者（当該特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号、法第六十六条の六第一項各号及び前項各号に掲げる者をいう。以下次項までにおいて同じ。）以外の者との間の取引に係る販売取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合又は当該各事業年度において取得した棚卸資産の取得価額（当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基因となつた売買の取引金額を含む。以下この号において「仕入取扱金額」という。）の合計額のうちに関連者以外の者との間の取引に係る仕入取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

二丁六 (略)

3~5 (略)

(特定目的会社に係る課税の特例)

第三十九条の三十二の二 (略)

2| 法第六十七条の十四第一項第一号八に規定する募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものは、資産の流動化に関する法律(以下この条において「資産流動化法」といふ。)第五条第一項に規定する資産流動化計画においてその発行をする特定社債券(同号ロ①)に規定する特定社債券をいふ。以下この項及び第五項において同じ。)又は優先出資証券(同号ロ②)に規定する優先出資証券をいふ。以下この項において同じ。)の発行価額の総額のうち国内において募集される特定社債券又は優先出資証券の発行価額の占める割合がそれぞれ百分の五十を超える旨の記載があるものとする。

3| 法第六十七条の十四第一項第一号二に規定する政令で定める要件は、同項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」といふ。)の法人税法第十二条第一項に規定する営業年度等が一年を超えないものであることとする。

4| 法第六十七条の十四第一項第一号ホに規定する配当可能所得の金額として政令で定める金額は、同項の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得の金額(第一号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合には当該所得の金額から当該超える部分の金額を控除した金額とし、同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合には当該所得の金額に当該超える部分の金額を加えた金額)のホの金額をいふ。

一 法人税法第六十一条の三第二項、第六十一条の四第一項、第六十一条の五第

二丁六 (略)

3~5 (略)

(特定目的会社に係る課税の特例)

第三十九条の三十二の二 (略)

(新設)

2| 法第六十七条の十四第一項第一号八に規定する政令で定める要件は、同項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」といふ。)の法人税法第十二条第一項に規定する営業年度等が一年を超えないものであることとする。(新設)

一 項及び第六十一条の九第二 項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたこれらの規定に規定する評価益、利益の額及び差額とこれらの規定により当該事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する評価損、損失の額及び差額との合計額

二 前号に規定する規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する評価損、損失の額及び差額とこれらの規定により当該事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたこれらの規定に規定する評価益、利益の額及び差額との合計額

5 | 法第六十七条の十四第一 項第一 号ホに規定する配当可能所得の金額として政令で定める金額から控除することとされる同号ホに規定する政令で定める金額は、当該特定目的会社が発行した特定社債券の当該事業年度終了の日における残高の百分の五に相当する金額から当該事業年度開始の日における利益積立金額に相当する金額を控除した残額（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額が当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される減価償却資産に係る償却費の額を超えるときには、当該残額と当該超える部分の金額に相当する金額に二を乗じて計算した金額との合計額）とする。

一 当該事業年度において資産流動化法第二 条第一 項に規定する特定資産の譲渡（法第六十二条の三第三 項第一 号イに規定する賃借権の設定等を含む。）又は新たな特定社債券の発行、資産流動化法第二 条第九 項に規定する特定約束手形の発行若しくは借入れ（以下この号において「特定譲渡等」といふ。）が行われた場合、当該事業年度において償却をした特定社債券の額の合計額から当該

3 | 法第六十七条の十四第一 項第一 号ホに規定する配当可能所得の金額として政令で定める金額は、同項の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得の金額とし、当該金額から控除することとされる同号ホに規定する政令で定める金額は、当該特定目的会社が発行した同項第一 号ロ①に規定する特定社債券（以下この項において「特定社債券」といふ。）の当該事業年度終了の日における残高の百分の五に相当する金額から当該事業年度開始の日における利益積立金額に相当する金額を控除した残額（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額が当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される減価償却資産に係る償却費の額を超えるときには、当該残額と当該超える部分の金額に相当する金額に二を乗じて計算した金額との合計額）とする。

一 当該事業年度において特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下この条において「資産流動化法」といふ。）第二 条第一 項に規定する特定資産の譲渡（法第六十二条の三第三 項第一 号イに規定する賃借権の設定等を含む。）又は新たな特定社債券の発行、資産流動化法第二 条第七 項に規定する特定約束手形の発行若しくは借入れ（以下この号において「特定譲渡等」といふ）

特定譲渡等により調達された資金のうち特定社債券の償還に充てられた金額を控除した金額

二 (略)

6 法第六十七条の第十四第一項第一号へに規定する政令で定める要件は、次に掲げるべき要件とする。

一 法第六十七条の第十四第一項第一号イに規定する資産流動化計画に記載された同号八に規定する特定資産以外の資産(資産流動化法第四十一条に規定する資産の流動化に係る業務及びその附帯業務を行うために必要と認められる資産並びに資産流動化法第五十二条各号に掲げる方法による余裕金の運用に係る資産を除く。)を保有していないこと。

二 特定目的会社が資産流動化法第十一条第一項に規定する特定目的借入れを行っている場合には、その特定目的借入れが証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家からのものであり、かつ、当該特定目的会社に対して資産流動化法第二条第八項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

7 資産流動化法第十一条第一項に規定する新計画届出又は資産流動化法第一百八条の(第二項若しくは第三項の規定による資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画の変更を行った特定目的会社)についての法第六十七条の第十四第一

。 () が行われた場合、当該事業年度において償還をした特定社債券の額の合計額から当該特定譲渡等により調達された資金のうち特定社債券の償還に充てられた金額を控除した金額

二 (略)

4 法第六十七条の第十四第一項第一号へに規定する政令で定める要件は、同号イに規定する資産流動化計画に記載された同号八に規定する特定資産以外の資産(資産流動化法第四十一条に規定する特定資産の流動化に係る業務及びその附帯業務を行うために必要と認められる資産並びに資産流動化法第五十二条各号に掲げる方法による余裕金の運用に係る資産を除く。)を保有していないこととする。(新設)

5 資産流動化法第十一条第一項の変更登録を受けた特定目的会社についての法第六十七条の第十四第一項第一号に掲げる要件の判定は、当該変更登録後の状況によるものとする。

項第一号に掲げる要件の判定は、当該新計画届出後又は当該資産流動化計画の変更後の状況によるものとする。

8 | 特定目的会社に対する法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十二条第一項	(略)	(略)
第四百二十一条第一項	所得に対する法人税の額（法第六十七條から第七十條まで（同族会社の特別税率及び税額控除）並びに	所得の金額（租税特別措置法第六十七條の第十四第一項（特定目的会社に係る課税の特例）の規定の適用を受ける資産の流動化に関する法律第一条第三項（定義）に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）にあつては、租税特別措置法第六十七條の第十四第一項の規定を適用しないで計算した所得の金額）につき法第六十六条第一項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定を適用し、かつ、

6 | 特定目的会社に対する法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十二条第一項	(略)	(略)
第四百二十一条第一項	所得に対する法人税の額（法第六十七條から第七十條まで（同族会社の特別税率及び税額控除）並びに	所得の金額（租税特別措置法第六十七條の第十四第一項（特定目的会社に係る課税の特例）の規定の適用を受ける特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第一項（定義）に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）にあつては、租税特別措置法第六十七條の第十四第一項の規定を適用しないで計算した所得の金額）につき法第六十六条第一項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定を適用し、かつ、

				(略)	(略)
第百四十一條第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第百四十一條第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第百四十一條第三項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第百四十一條第四項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

9 | 法第六十七條の十四第九項において旧特定目的会社（同項に規定する旧特定目的会社をいう。以下この項において同じ。）の各事業年度分の法人税及び法人が旧特定目的会社から支払を受ける利益の配当の額について同条第一項から第四項まで及び同条第六項から第八項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十七條の十四第一項(各言列記以外の部分に限る。)	資産の流動化に関する法律(以下「この項において「資産流動化法」という。) 第二條第二項に規定する特定	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)
----------------------------	---	--

				(略)	(略)
第百四十二條第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第百四十二條第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第百四十二條第三項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第百四十二條第四項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

	<p>目的会社（以下この条において「特定目的会社」といふ。）</p>	<p>の施行の日前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社における特定資産の流動化に関する法律（以下この項において「旧資産流動化法」といふ。）第一条第一項に規定する特定目的会社（以下この条において「旧特定目的会社」といふ。）</p>
<p>第六十七条の十四 第一項第一号</p>	<p>（資産流動化法） すべての要件</p>	<p>（旧資産流動化法） すべての要件（八に掲げるものを除く。）</p>
<p>資産流動化法第八条第一項の特定目的会社名簿に記載されている</p>	<p>旧資産流動化法第二条の登録を受けている</p>	
<p>資産流動化法第二十一条第八項</p>	<p>旧資産流動化法第二十一条第六項</p>	

<p>第八十七条の十四 第一項第号</p>	<p>資産流動化法</p>	<p>旧資産流動化法</p>
	<p>資産の流動化</p>	<p>特定資産の流動化</p>
<p>第八十七条の十四 第一項</p>	<p>特定資産（同条第四項各号「に掲げる資産に限る。」）</p>	<p>特定資産</p>
	<p>特定目的会社</p>	<p>旧特定目的会社</p>
<p>第八十七条の十四 第一項</p>	<p>特定目的会社に対する</p>	<p>旧特定目的会社に対する</p>
	<p>資産の流動化に関する法律 第二条第二項（定義）に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十七号）の施行の日前に設立された同法第一条（特定目的会社）による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第一項（定義）に規定する特</p>

	<p>定目的会社（以下「旧特定目的会社」といふ。）</p>
<p>特定目的会社を除く。）</p>	<p>旧特定目的会社を除く。）</p>
<p>第六十七条の十四第一項（特定目的会社に係る課税の特例）</p>	<p>第六十七条の十四第九項（旧特定目的会社に係る課税の特例）において準用する同条第一項</p>
<p>受ける特定目的会社</p>	<p>受ける旧特定目的会社</p>
<p>特定目的会社に対する</p>	<p>旧特定目的会社に対する</p>
<p>第六十七条の十四第二項</p> <p>資産の流動化に関する法律第一二条第三項に規定する特定目的会社（第六十一条の四第一項において「特定目的会社」といふ。）</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十七号）の施行の日前に設立された同法第一二条の規定による改正前の特定目的会社における特定資産の流動化に関する法律第一二条第一項に規定す</p>

			特定目的会社を除く	特定目的会社(以下「旧特定目的会社」という。)
	第六十七條の十四第一項に規定する特定目的会社が行つ譲渡で同項第一号	旧特定目的会社が行つ譲渡で第六十七條の十四第九項において準用する同条第一項第一号	旧特定目的会社を除く	
第六十七條の十四第四項	特定目的会社	旧特定目的会社		
第六十七條の十四第六項	同項第一号口及びひハ	同項第一号口		

10| 第一項 第二項から第六項まで及び第八項の規定は、法第六十七條の十四第九項において準用する同条第一項から第四項まで及び同条第六項から第八項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄「掲げる字句」を、それぞれ同表の下欄「掲げる字句」読み替へるものとする。

第二項	同項に規定する特定目的会	同条第九項に規定する旧特
-----	--------------	--------------

(新設)

	社（以下「 <u>新会社</u> 」 として）の条において「 <u>特定目的会社</u> 」	定目的会社（以下「 <u>新会社</u> 」 として）の条に おいて「 <u>旧特定目的会社</u> 」
第五項	当該特定目的会社	当該旧特定目的会社
発行した特定社債券	発行した特定社債券（特定 目的会社による特定資産の 流動化に関する法律等の一 部を改正する法律第一条の 規定による改正前の特定目 的会社による特定資産の流 動化に関する法律（以下「 <u>新 会社</u> 」 として）の条において「 <u>旧資 産流動化法</u> 」 といたす。） （第一条第 六項に規定する特定社債券 をいう。以下この項におい て「 <u>旧社債券</u> 」 といたす。）	発行した特定社債券（特定 目的会社による特定資産の 流動化に関する法律等の一 部を改正する法律第一条の 規定による改正前の特定目 的会社による特定資産の流 動化に関する法律（以下「 <u>新 会社</u> 」 として）の条において「 <u>旧資 産流動化法</u> 」 といたす。） （第一条第 六項に規定する特定社債券 をいう。以下この項におい て「 <u>旧社債券</u> 」 といたす。）
資産流動化法第一条第一項	旧資産流動化法第一条第一 項	旧資産流動化法第一条第一 項
資産流動化法第二条第九項	旧資産流動化法第二条第七 項	旧資産流動化法第二条第七 項

第八項	次に掲げるすべての要件	第一号に掲げる要件
第八項	資産流動化法第四十一条	旧資産流動化法第四十一条
資産の流動化	特定資産の流動化	特定資産の流動化
資産流動化法第五十二条各号	旧資産流動化法第五十二条各号	旧資産流動化法第五十二条各号
特定目的会社に対する	旧特定目的会社に対する	旧特定目的会社に対する
第六十七条の十四第一項（特定目的会社に係る課税の特例）	第六十七条の十四第九項（旧特定目的会社に係る課税の特例）において準用する同条第一項	第六十七条の十四第九項（旧特定目的会社に係る課税の特例）において準用する同条第一項
資産の流動化に関する法律第二十条第二項（定義）に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」	同条第九項に規定する旧特定目的会社（以下「旧特定目的会社」	同条第九項に規定する旧特定目的会社（以下「旧特定目的会社」

租税特別措置法第六十七 条の十四第一項	同項において準用する同 条第一項
及び租税特別措置法第六十 七条の十四第一項	及び租税特別措置法第六十 七条の十四第九項において 準用する同条第一項
租税特別措置法第六十七 条の十四第一項の規定の適用 を受ける特定目的会社	租税特別措置法第六十七 条の十四第九項において準用 する同条第一項の規定の適 用を受ける旧特定目的会社

(投資法人に係る課税の特例)

第三十九条の三十二の三 (略)

- 2 | 第六十七条の十五第一項第一号八に規定する投資口に係る募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「投資法人法」という。)(第六十七条第一項に規定する規約においてその発行をする投資口(同法第①に規定する投資口をいう。以下この項において同じ。))の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が百分の五十を超える旨の記載があるものとする。
- 3 | 第六十七条の十五第一項第一号二に規定する政令で定める要件は、投資法人法第一条第十九項に規定する投資法人(以下この条において「投資法人」という

(証券投資法人に係る課税の特例)

第三十九条の三十二の三 (略)

(新設)

- 2 | 第六十七条の十五第一項第一号八に規定する政令で定める要件は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第一条第十一項に規定する証券投資法人(以

。の法人税法第十三条第一項に規定する営業年度等が一年を超えないものであることとする。

4 | (略)

5 | 当該事業年度において第一号に掲げる金額がある場合における当該事業年度以後の各事業年度の法第六十七条の十五第一項第一号ホに掲げる要件は、当該各事業年度に係る投資法人法第百二十六条第一項の規定による金銭の分配の額（以下この項において「金銭の分配の額」という。）が配当可能額（前項の規定により計算した当該各事業年度の所得の金額に第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額を加えた金額をいう。以下この項において同じ。）の百分の九十に相当する金額を超えていることとする。

一 当該各事業年度に係る金銭の分配の額のうち投資法人法第百二十六条第二項に規定する利益を超えて投資主に分配された金額

二 当該事業年度前の各事業年度に係る前号に掲げる金額（当該各事業年度において配当可能額の計算上既に控除された金額に相当する金額を除く。）のうち当該事業年度において出資総額に戻し入れた金額として大蔵官令で定める金額
6 | 法第六十七条の十五第一項第一号へに規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 投資法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していることとする。

二 投資法人が借入れを行っている場合には、その借入れが証券取引法第一条第

下この条において「証券投資法人」という。）の法人税法第十三条第一項に規定する営業年度等が一年を超えないものであることとする。

3 | (略)

4 | 法第六十七条の十五第一項第一号へに規定する政令で定める要件は、証券投資法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していることとする。

(新設)

(新設)

三項第一号に規定する資格機関投資家からのものであること。

7 投資法人が、事業年度終了の時ににおいて投資法人法第百三十二条第一項に規定する財産（法人税法第六十一条の三第一項第一号に規定する売買目的有価証券以外のものに限り、）を有するときは、当該財産を同号に規定する売買目的有価証券とみなして法人税法第六十一条の三の規定を適用し、投資法人法第百三十二条第二項に規定する特定取引（法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に該当しないものに限り、）のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、当該特定取引を法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引とみなして同条の規定を適用する。

8 投資法人に対する法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十二条第一項	次に掲げる規定	次に掲げる規定及び租税特別措置法第六十七条の十五第一項（投資法人に係る課税の特例）の規定
第四十一条第一項	所得に対する法人税の額（法第六十七条から第七十条まで）（同族会社の特別税率及び税額	所得の金額（租税特別措置法第六十七条の十五第一項）（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける投資信託及び投資法人に関する法律（昭和三十九年（定義）に規定する

5 証券投資法人が、事業年度終了の時ににおいて証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第百三十二条第一項に規定する財産（法人税法第六十一条の三第一項第一号に規定する売買目的有価証券以外のものに限り、）を有するときは、当該財産を同号に規定する売買目的有価証券とみなして法人税法第六十一条の三の規定を適用し、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第百三十二条第二項に規定する特定取引（法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に該当しないものに限り、）のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、当該特定取引を法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引とみなして同条の規定を適用する。

6 証券投資法人に対する法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十二条第一項	次に掲げる規定	次に掲げる規定及び租税特別措置法第六十七条の十五第一項（証券投資法人に係る課税の特例）の規定
第四十一条第一項	所得に対する法人税の額（法第六十七条から第七十条まで）（同族会社の特別税率及び税額	所得の金額（租税特別措置法第六十七条の十五第一項）（証券投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第

		第百四十一條第一項	第百四十一條第一項		
	(略)	金額	(略)	(略)	控除)並びに
	(略)	金額(租税特別措置法第六十七條の十五第一項の規定を受ける投資法人にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額とし、	(略)	(略)	投資法人(以下「投資法人」という。)にあつては、租税特別措置法第六十七條の十五第一項の規定を適用しないで計算した所得の金額)につき法第六十六條第一項(各事業年度の所得に対する法人税の税率)の規定を適用し、かつ、

		第百四十一條第二項	第百四十一條第二項		
	(略)	金額	(略)	(略)	控除)並びに
	(略)	金額(租税特別措置法第六十七條の十五第一項の規定を受ける証券投資法人にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額とし、	(略)	(略)	百九十八号)第二條第十一項(定義)に規定する証券投資法人(以下「証券投資法人」という。)にあつては、租税特別措置法第六十七條の十五第一項の規定を適用しないで計算した所得の金額)につき法第六十六條第一項(各事業年度の所得に対する法人税の税率)の規定を適用し、かつ、

第四百十一條の三 第四項	()の規定	()及び第六十七條の十五第一項(投資法人に係る課税の特例)の規定
-----------------	--------	-----------------------------------

(特定目的信託に係る課税の特例)

第三十九條の二十五の三 第六十八條の三の三第一項に規定する利益の分配の額として政令で定める金額は、資産の流動化に関する法律(以下この条において「資産流動化法」といふ。)第六十一條に規定する特定目的信託契約に基づき行われる受益証券の権利者に対する金銭の分配の額(第九項において「金銭の分配の額」といふ。)のうち、資産流動化法第二十一條第一項に規定する特定資産の管理又は処分により得られる利益の分配の額として大蔵省令で定める金額とする。

2 第六十八條の三の三第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、同項の規定並びに法人税法第八十二條の三第一項の規定により同法第五十七條第一項及び第五十八條第一項の規定に準じて当該計算期間(同法第十五條の二第一項から第二項までに規定する計算期間をいう。以下この項、第八項及び第九項において同様。)の所得の金額を計算する場合におけるこれらの規定を適用しない(以下「同項。’)の所得の金額とする。

3 第六十八條の三の三第一項第一号八に規定する受益証券の募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものは、資産流動化法第六十五條第一項に規定する資産信託流動化計画(以下この項において「計画」といふ。)が発行する受益証券の発行価額の総額のうち国内において募集される受益証券の発行価額の占める割合が百分の五十を超えない(以下「国内割合’)とする。

第四百十二條の三 第四項	()の規定	()及び第六十七條の十五第一項(証券投資法人に係る課税の特例)の規定
-----------------	--------	-------------------------------------

(新設)

- 4 | 法第六十八條の三の三第一項第一号に規定する政令で定める要件は、法人税法第十五條の二第一項に規定する政令で定める場合を除き、法第六十八條の三の三第一項に規定する特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）の契約に定める信託の計算期間（その信託の最初の計算期間のみが一年を超え、かつ、一年に満たないものであるときは、その最初の計算期間を除く。）が一年を超えないものであることとする。
- 5 | 法人税法施行令第五百五十六條の三第一項の規定は、法第六十八條の三の三第一項第一号に規定する政令で定める特殊の関係のある個人及び法人について、同令第五百五十六條の三第一項の規定は、同号に規定する同族特定信託であるかどうかの判定について、それぞれ準用する。
- 6 | 法第六十八條の三の三第一項第一号に規定する政令で定める特定信託は、法人税法第二條第二十九号の三に規定する特定信託のうち、受益権を有する者の三人以下並びにこれらと同項第一号に規定する特殊の関係のある個人及び法人が有する受益権の口数（特定目的信託にあつては、資産流動化法第六十五條第一項第二号に規定する元本持分）以下この項において「元本持分」という。）と（一）の合計がその特定信託の受益権の総口数（特定目的信託にあつては、総元本持分）の百分の五十以上に相当するものとする。
- 7 | 資産流動化法第八十一條第一項に規定する議決権を行使することのできない受益証券の権利者が有する元本持分は、これを前項の元本持分に算入しない。
- 8 | 法第六十八條の三の三第一項第一号に規定する分配可能所得の金額として政令で定める金額は、同項の規定を適用しないで計算した場合の当該計算期間の所得の金額とする。
- 9 | 当該計算期間において第一号に規定する金額がある場合における当該計算期間以

後の各計算期間の法第六十八条の三の三第一項第二号に掲げる要件は、当該各計算期間に係る金銭の分配の額が分配可能額（前項の規定により計算した当該各計算期間の所得の金額に第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額を加えた金額をいふ。以下この項において同じ。）の百分の九十に相当する金額を超えていなければならない。

一 当該各計算期間に係る金銭の分配の額のうち元本を取り崩して金銭の分配に充てた金額として大蔵省令で定める金額

二 当該計算期間前の各計算期間に係る前号に掲げる金額（当該各計算期間において分配可能額の計算上既に控除された金額に相当する金額を除く。）のうち当該計算期間において元本に戻し入れた金額として大蔵省令で定める金額

10| 法第六十八条の三の三第一項第二号八に規定する政令で定める要件は、特定目的信託の受託者である資産流動化法第二系第十五項に規定する受託信託会社等が当該特定目的信託の信託事務を処理するために資金の借入れを行っている場合におけるその借入れが証券取引法第二系第二項第一号に規定する適格機関投資家からのものであることである。

11| 法第六十八条の三の三第六項において法第六十一条の三第四項から第十二項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十一条の三第四項	法人が	第六十八条の三の三第一項に規定する特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」といふ。）の受
------------	-----	--

	<p>その有する</p>	<p>託者である内国法人が</p>
<p>第六十二條の二第 五項</p>	<p>法人</p>	<p>特定目的信託の受託者である内国法人</p>
<p>第六十二條の二第 八項</p>	<p>その有する</p>	<p>その特定目的信託の信託財産に屬する</p>
<p>事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税する法人税の額は、法人税第六十六條第一項から第三項まで（これらの規定を同法第一百一條第一号第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九條、第一百十五條及び第四百二十三條第一項から第二項まで並びに第四十二條の六第八項、第四十一條の七第</p>	<p>特定目的信託の計算期間（法人税法第十五條の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）の所得に対する法人税の額は、同法第八十二條の四</p>	

	<p>六項、第四十二條の八第六項、第四十一條の十第五項、第四十二條の十二第六項、第六十二條第一項、第六十八條第一項、第六十七條の二第一項及び第六十八條の二第一項</p>	
<p>第六十條の二第九項</p>	<p>法人が</p>	<p>特定目的信託の受託者である内国法人が</p>
<p>法人税法第五十條若しくは第五十一條の規定又は第六十四條から第六十五條の五まで、第六十五條の七から第六十五條の十四まで若しくは第六十六條</p>	<p>法人税法第八十二條の二第一項の規定により同法第五十條の規定に準じて当該計算期間の所得の金額を計算する場合における同条</p>	
<p>(第六十五條の六の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額以下</p>	<p>(以下</p>	

<p>当該事業年度の譲渡利益金額から控除するものとして、当該土地等の譲渡につき第六十四条の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七第四項（第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第三項若しくは第四項、第六十五条の十一第四項若しくは第五項（第六十五条の十四第五項において準用する場合を含む。）又は第六十五条の十四第四項の規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額に加算するものとする。</p>	<p>当該計算期間の譲渡利益金額から控除する</p>
--	----------------------------

<p>第六十二条の三第 十一項第一号</p>	<p>第六十七条</p>	<p>第八十二条の五</p>
<p>前条第一項又は第二項</p>	<p>前条</p>	
<p>第六十一条の三第一項又は 第八項</p>	<p>第六十八条の三の三第五項 (土地の譲渡等がある場合) の特別税率)又は同条第六 項において準用する同法第 六十一条の三第八項</p>	
<p>同条第二項</p>	<p>同条第二項</p>	
<p>第六十一条の三第一項又は 第八項</p>	<p>第六十八条の三の三第五項 又は同条第六項において準 用する同法第六十一条の三 第八項</p>	

12 法第六十八条の三の三第六項において準用する法第六十二条の三第四項から第
十二項までの規定の適用に係る事項については、第三十八条の四第十一項から第
三十項まで、第二十一項及び第三十三項の規定を準用する。この場合において、
次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字
句にそれぞれ読み替へるものとする。

<p>第三十八條の四第 二十八項</p>	<p>事業年度において同条第五 項</p>	<p>計算期間（法人税法第十五 条の二第一項から第二項ま でに規定する計算期間をい う。以下この条において同 じ。）において法第六十八 条の三の三第六項において 準用する法第六十一條の三 第五項</p>
<p>第三十八條の四第 三十項</p>	<p>当該金額を控除した金額と し、同項の規定により加算 されるべき金額があるとき は当該金額を加算した金額 とする</p>	<p>、当該金額を控除した金額 とする</p>
<p>第三十八條の四第 三十項</p>	<p>とし、同条第九項の規定に より譲渡利益金額に加算す る金額は、当該土地等の譲 渡につき同項の規定により 既に譲渡利益金額から控除 された金額を限度とする</p>	<p>とする</p>

第二千八条の四第 三十二項	事業年度	計算期間
------------------	------	------

13) 法第六十八条の三の三第五項又は同条第六項において準用する法第六十一条の三第八項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八十条の八第 一項第一号	掲げる金額	掲げる金額（租税特別措置法第六十八条の三の三第五項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は同条第六項において準用する同法第六十一条の三第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）
第八十一条の十第 一項第一号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の三の三第五項（土地の譲

第六十二條第四項	法人	第六十八條の三の三第一項
<p>14 法第六十八條の三の三第八項において法第六十二條第三項から第七項までの規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。</p>		
第八十一條の十五 第一項	加算した金額	<p>加算した金額とし、租税特別措置法第六十八條の三の三五項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は同条第六項において準用する同法第六十一條の三第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）</p>
		<p>渡等がある場合の特別税率）及び同条第六項において準用する同法第六十一條の三第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）</p>
<p>加算した金額とし、租税特別措置法第六十八條の三の三五項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は同条第六項において準用する同法第六十一條の三第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額</p>		

<p>同条第九項中「第六十五条の七から」とあるのは「第六十五条の十から」と、「第六十五条の七第四項（第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。）第六十五条の八第二項若しくは第四項、第六十五条の十一第四項」とあるのは「第六十五条の十一第四項</p>	<p>に規定する特定目的信託の受託者である内国法人</p>
<p>、第六十五条の八第二項若しくは第四項、第六十五条の十一第四項」とあるのは「第六十五条の十一第四項</p>	<p>前条第九項中「法人が」とあるのは「第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託の受託者である内国法人が」と、「法人税法第五十条若しくは第五十一条の規定又は第六十四条から第六十五条の五まで、第六十五条の七から第六十五条の十四まで若しくは第六十六条」とあるのは「法人税法第八十二条の三第一項の規定により同法第五十条の規定に準じて当該計算期間（同法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をこぎ、以下この項において「同法」）の所得の金額を計算する場合における同法「七」（第六</p>

第十五条の六の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下「U.S. net」(以下「U.S. net」)とし、当該事業年度の譲渡利益金額から控除するものとす。当該土地等の譲渡につき第六十四条の二第二項若しくは第四項(以下「規定」)を第六十五条第二項において準用する場合を含む。

()、第六十五条の七第四項(第六十五条の八第六項において準用する場合を含む)。

()、第六十五条の八第二項若しくは第四項、第六十五条の十一第四項若しくは第五項(第六十五条の十四第五項において準用する場合を含む)又は第六十五条の十四第四項の規定により益金の額に算入された金

	第六十二條第五項	
	<p>第一項</p> <p>「租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十二條第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、「租税特別措置法第六十二條の三第三項又は第八項」「とあるのは「「租税特別措置法第六十二條第一項」「と、「第六十二條第一項」「と、「第六十二條の三並びに」とあるのは「第六十二條並び</p>	<p>第六十八條の三の三第七項</p> <p>「第六十七條」とあるのは「第八十二條の五」と、「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条」と、「第六十二條の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」とあるのは「第六十八條の三の三第七項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、「同条第一項」とあるのは「同条第三項」と、「第六十二條の三第一項又は第八項」とあ</p>

	「と」	るのは「第六十八条の三の 三第七項」「と
--	-----	-------------------------

15| 法第六十八条の三の三第八項において準用する法第六十二条第三項から第七項までの規定の適用に係る事項については、第三十八条の五第五項から第二十一項までの規定を準用する。

16| 第三十八条の四第二十九項の規定は、法第六十八条の三の三第七項の規定を適用する場合について準用する。

17| 第三十八条の四第二十項の規定は、法第六十八条の三の三第八項において準用する法第六十二条第四項において準用する法第六十二条の三第九項の規定により法第六十八条の三の三第七項の譲渡利益金額から控除する金額について準用する。この場合において、第三十八条の四第二十項中「と」と、同条第九項の規定により譲渡利益金額に加算する金額は、当該土地等の譲渡につき同項の規定により既に譲渡利益金額から控除された金額を限度とする。「とあるのは」とする「と読み替えるものとする。

18| 第十二項の規定は、法第六十八条の三の三第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第十三項の表中「第六十八条の三の三第五項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は同条第六項において準用する同法第六十二条の三第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」とあるのは「第六十八条の三の三第七項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、並びに租税特別措置法第六十八条の三の三第五項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）及び同条第六項において準用する同法第六十二条の三第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八

条の三の三第七項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と読み替えるものとする。

19 法第六十八條の三の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる回令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第百五十六条の二 第二項の表の第七 十二条第一項の項</p>	<p>及び租税特別措置法</p>	<p>並びに租税特別措置法第六十八條の三の三第一項（特定目的信託に係る課税の特例）及び</p>
<p>第百五十六条の七 第一項</p>	<p>所得に対する法人税の額（法第八十二条の五から第八十二条の七まで（同族特定信託の特別税率及び税額控除）並びに</p>	<p>所得の金額（租税特別措置法第六十八條の三の三第一項（特定目的信託に係る課税の特例）の規定の適用を受ける特定目的信託にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額）につき法第八十二条の四第一項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率）の規定を適用し、かつ、</p>

	法人税の額とし	法人税の額)
第百五十六条の七 第一項)の規定)及び租税特別措置法第六 十八条の三の三第一項の規 定)
第百五十六条の七 第二項	金額)	金額(租税特別措置法第六 十八条の三の三第一項の規 定の適用を受ける特定目的 信託にあつては、同項の規 定を適用しないで計算した 所得の金額とし、
	金額)	金額とする。)

(特定投資信託に係る課税の特例)

第三十九条の三五の四、法第六十八条の三の四第一項に規定する収益の分配の額として政令で定める金額は、当該計算期間(法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この項、次項及び第六項において同じ)に係る投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「投資信託法」という。)(第十五条第一項又は第四十九条の四第一項に規定する投資信託

(新設)

約款（以下「約款」といふ。）に基づき行われる収益の分配の額（以下「分配額」といふ。）から当該総分配額のうち当該計算期間において元本を取り崩して収益の分配に充てた金額として大蔵省令で定める金額（第六項において「元本取崩額」といふ。）を控除した金額とす。

2 法第六十八条の三の四第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、同項の規定並びに法人税法第八十一条の三第一項の規定により同法第五十七条第一項及び第五十八条第一項の規定に準じて当該計算期間の所得の金額を計算する場合における「わろ」の規定を適用しないで計算した場合の当該計算期間の所得の金額とす。

3 法第六十八条の三の四第一項第一号ロに規定する適格機関投資家私募により行われるものとして政令で定めるものは、投資信託約款において受益証券の発行に係る募集が投資信託法第二十一条第十四項に規定する適格機関投資家私募により行われる旨の記載があるものとす。

4 法第六十八条の三の四第一項第一号ハに規定する受益証券の発行に係る募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものは、投資信託約款においてその受益証券の発行価額の総額のうち国内において募集される発行価額の占める割合が百分の五十を超える旨の記載があるものとす。

5 法第六十八条の三の四第一項第一号ニに規定する政令で定める要件は、法人税法第十五条の二第一項に規定する政令で定める場合を除き、法第六十八条の三の四第一項に規定する特定投資信託（以下「約款」の条に於て「特定投資信託」といふ。）の投資信託約款に定める信託の計算期間（その信託の最初の計算期間のみが一年を超え、かつ、一年に満たないものであるときは、その最初の計算期間を除

く)が一年を超えないものであること。

6 第六十八条の三の四第一項第一号ロに規定する収益の分配の額の分配可能所得の金額に占める割合として政令で定める割合は、第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に占める割合とする。

一 当該計算期間に係る総分配額

二 第六十八条の三の四第一項の規定を適用しないで計算した場合の当該計算期間の所得の金額にイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額を加えた金額

イ 元本取崩額

ロ 当該計算期間前の各計算期間に係るイに掲げる金額(当該計算期間においてこの号の金額の計算上既に控除された金額に相当する金額を除く。)のうち当該計算期間において元本に戻し入れた金額として大蔵省令で定める金額

7 第六十八条の三の四第一項第一号ハに規定する政令で定める要件は、次に掲げるすべての要件とする。

一 特定投資信託の信託財産に同一の法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上に相当する数又は全額の株式又は出資が含まれているものではないこと

二 特定投資信託の受託者である投資信託法第四条に規定する信託会社等が当該特定投資信託に必要な資金の借入れを行っている場合には、その借入れが証券取引法第一條第二項第一号に規定する適格機関投資家からのものであること

8 前条第十一項の規定は、第六十八条の三の四第六項において第六十二条の三第四項から第十二項までの規定を準用する場合について準用する。この場合ロ)

において、前条第十一項の表中「第六十八条の三の三第一項」とあるのは「第六十八条の三の四第一項」と、「特定目的信託」とあるのは「特定投資信託」と、「第六十八条の三の三第五項」とあるのは「第六十八条の三の四第五項」と読み替えるものとする。

9| 前条第十一項の規定は、法第六十二条の三の四第六項において準用する法第六十一条の三第四項から第十二項までの規定を適用する場合について準用する。

10| 前条第十二項の規定は、法第六十八条の三の四第五項又は同条第六項において準用する法第六十条の三第八項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第十三項の表中「第六十八条の三の三第五項」とあるのは、「第六十八条の三の四第五項」と読み替えるものとする。

11| 前条第十四項の規定は、法第六十八条の三の四第八項において法第六十二条第三項から第七項までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第十四項の表中「第六十八条の三の三第一項」とあるのは「第六十八条の三の四第一項」と、「特定目的信託」とあるのは「特定投資信託」と、「第六十八条の三の三第七項」とあるのは「第六十八条の三の四第七項」と読み替えるものとする。

12| 前条第十五項の規定は、法第六十八条の三の四第八項において準用する法第六十二条第三項から第七項までの規定を適用する場合について準用する。

13| 第三十八条の四第二十九項の規定は、法第六十八条の三の四第七項の規定を適用する場合について準用する。

14| 第三十八条の四第二十項の規定は、法第六十八条の三の四第八項において準用する法第六十二条第四項において準用する法第六十一条の三第九項の規定により法第六十八条の三の四第七項の譲渡利益金額から控除する金額について準用する

。この場合において、第三十八条の四第三十項中「とし、同条第九項の規定により譲渡利益金額に加算する金額は、当該土地等の譲渡につき同項の規定により既に譲渡利益金額から控除された金額を限度とする」とあるのは、「とする」と読み替えるものとする。

15| 前条第十八項の規定は、法第六十八条の三の四第七項の規定の適用がある場合について準用する。

16| 法第六十八条の三の四第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第百五十六条の二 第二項の表の第七 十二条第二項の項</p>	<p>及び租税特別措置法</p>	<p>並びに租税特別措置法第六 十八条の三の四第一項（特 定投資信託に係る課税の特 例）及び</p>
<p>第百五十六条の七 第一項</p>	<p>所得に対する法人税の額（ 法第八十二条の五から第八 十一条の七まで（同族特定 信託の特別税率及び税額控 除）並びに</p>	<p>所得の金額（租税特別措置 法第六十八条の三の四第一 項（特定投資信託に係る課 税の特例）の規定の適用を 受ける特定投資信託（法第 八十二条第二十九号の三イ（定 義）に掲げる信託をこぼし 第二項において同イ。）に</p>

		<p>あつては、租税特別措置法第六十八条の三の四第一項の規定を適用しないで計算した所得の金額)につき法第八十二條の四第一項(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率)の規定を適用し、かつ、</p>
<p>第百五十八條の七 第一項</p>	<p>法人税の額とし</p>	<p>法人税の額)</p>
<p>第百五十八條の七 第二項</p>	<p>(の規定</p>	<p>)及び租税特別措置法第六十八條の三の四第一項の規定</p>
<p>金額)</p>	<p>金額)</p>	<p>金額(あつては、)</p>
		<p>金額(租税特別措置法第六十八條の三の四第一項の規定の適用を受ける特定投資信託にあつては、同項の規定を適用しなごで計算した所得の金額)及び</p>

(特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例)

第三十九条の二十五の五、法第六十八条の三の五第一項に規定する政令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

(新設)

一 特定信託(法人税法第二十一条第二十九号の三に規定する特定信託をいづ。以下この条において同じ。)の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として外国法人の発行済株式の総数又は出資金額(以下この条において「発行済株式等」といふ。)の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係

二 外国法人が特定信託の特定信託持分の合計の百分の五十以上の特定信託持分を直接又は間接に保有する関係(前号に掲げる関係に該当するものを除く。)

三 外国法人及び特定信託が同一の者(当該者が個人である場合には、当該個人及びこれと法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある個人)によつて当該外国法人の発行済株式等の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額及び当該特定信託の特定信託持分の合計の百分の五十以上の特定信託持分を直接又は間接に保有される関係(前号に掲げる関係に該当するものを除く。)

四 次に掲げる事実その他これに類する事実が存在することにより外国法人又は特定信託のいずれか一方が他方の特定信託又は外国法人の事業の方針又は信託財産の運用の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係(前二号に掲げる関係に該当するものを除く。)

イ 当該外国法人又は特定信託のいずれか一方がその事業活動又は信託財産の運用の相当部分を当該他方の外国法人又は特定信託との取引に依存して行つてゐる。

ロ 当該外国法人又は特定信託のいずれか一方がその事業活動又は信託財産の運用に必要なとされる資金の相当部分を当該他方の外国法人又は特定信託から借入れにより、又は当該他方の外国法人又は特定信託の保証を受けて調達することをいう。

2 前項第一号の場合において、特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として当該外国法人の発行済株式等の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該特定信託の当該外国法人に係る直接保有の株式等の保有割合(当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する当該外国法人の株式の数又は出資の金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。)と当該特定信託の当該外国法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合)をいう。

一 前項の外国法人の株主等(法人税法第一一条第十四号に規定する株主等)特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産につき当該株主等に該当する場合においては、当該特定信託(をいう。次号において同じ。)である法人の発行済株式等の百分の五十以上の株式の数若しくは出資の金額又は特定信託の特定信託持分の合計の百分の五十以上の特定信託持分が同項の特定信託の受託者である内国法人により当該特定信託の信託財産として所有されている場合、当該株主等である法人又は特定信託の有する当該外国法人の株式の数又は出資の金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合(当該株主等

である法人又は特定信託が「以上ある場合」には、当該「以上の株主等である法人又は特定信託につきそれぞれ計算した割合の合計割合」)

- 二 前項の外国法人の株主等である法人又は特定信託(前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人又は特定信託を除く。)と同項の特定信託との間にこれらの者と発行済株式等又は特定信託持分の所有を通じて連鎖関係にある「又は「以上の法人又は特定信託(以下この号において「出資関連法人等」という。))が介在している場合(出資関連法人等及び当該株主等である法人又は特定信託がそれぞれその発行済株式等又は特定信託持分の合計の百分の五十以上の株式の数若しくは出資の金額又は特定信託持分を当該特定信託の受託者である内国法人によつて当該特定信託の信託財産として所有され、又は当該出資関連法人等(その発行済株式等又は特定信託持分の合計の百分の五十以上の株式の数若しくは出資の金額又は特定信託持分が当該特定信託の受託者である内国法人によつて当該特定信託の信託財産として所有され、又は他の出資関連法人等によつて所有されているものに限る。))によつて所有されている場合に限る。)
- (当該株主等である法人又は特定信託の有する当該外国法人の株式の数又は出資の金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合)(当該株主等である法人又は特定信託が「以上ある場合」には、当該「以上の株主等である法人又は特定信託につきそれぞれ計算した割合の合計割合」)

4 | 前三項に規定する特定信託持分とは、次の各号に掲げる特定信託の区分に心して、それぞれ当該各号に定めるものをいふ。

- 一 法人税法第 二 条 第 十 九 号 の 三 に 掲 げ る 信 託 (当 該 信 託 の 受 益 権 の 口 数
 - 二 法人税法第 二 条 第 十 九 号 の 三 に 掲 げ る 特 定 目 的 信 託 (当 該 特 定 目 的 信 託
- の受益権に係る元本持分(資産の流動化に関する法律第百六十五条第一項第三

- 号口に規定する元本持分をいう。)
- 5 第一項及び第二項の規定は、第一項第一号及び第三号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。
- 6 法第六十八条の三の五第一項に規定する政令で定める取引は、同項に規定する国外関連者が法人税法第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得(第一条の二第一項第二号に規定する租税条約の規定により法人税が軽減され、又は免除される所得を除く。)に係る取引とする。
- 7 法第六十八条の三の五第一項第一号口に規定する政令で定める通常の利益率は、同条第一項に規定する国外関連取引(以下この条において「国外関連取引」という。)(に係る棚卸資産)同号に規定する棚卸資産をいう。以下この条において同じ。(と同種又は類似の棚卸資産を、特殊の関係(法第六十八条の三の五第一項に規定する特殊の関係をいう。)(にない者)以下この項及び次項において「非関連者」という。)(から購入した者)以下この項において「再販売者」という。(が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引)以下この項において「比較対象取引」という。)(に係る当該再販売者の売上総利益の額)当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売による収入金額の合計額から当該比較対象取引に係る棚卸資産の原価の額の合計額を控除した金額をいう。(の当該収入金額の合計額に対する割合とする。ただし、比較対象取引と当該国外関連取引に係る棚卸資産の両手が当該棚卸資産を非関連者に対して販売した取引とが売手の果たす機能その他において差異がある場合は、その差異により生じる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合とする。
- 8 法第六十八条の三の五第一項第一号に規定する政令で定める通常の利益率は

、国外関連取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）、製造その他の行為により取得した者（以下この項において「販売者」といふ。）が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（以下この項において「比較対象取引」といふ。）に係る当該販売者の売上総利益の額（当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売による収入金額の合計額から当該比較対象取引に係る棚卸資産の原価の額の合計額を控除した金額をいふ。）の当該原価の額の合計額に対する割合とする。ただし、比較対象取引と当該国外関連取引とが売手の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異により生じる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合とする。

9 法第六十八条の三の五第一項第一号ニに規定する政令で定める方法は、国外関連取引に係る棚卸資産の同条第一項の特定信託又は当該特定信託に係る同項に規定する国外関連者による購入、製造、販売その他の行為に係る所得が、当該棚卸資産に係るこれらの行為のためにこれらの者が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他これらの者が当該所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因に依りて当該特定信託及び当該国外関連者に帰属するものとして計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法とする。

10 法第六十八条の三の五第五項に規定する政令で定める場合は、同項の特定信託の受託者である内国法人と、当該特定信託につき、同項の非関連者（以下この項及び次項において「非関連者」といふ。）との間の取引の対象となる資産が同条第五項の当該特定信託に係る国外関連者に販売、譲渡、貸付け又は提供されること（当該取引を行った時において契約その他によりあらかじめ定められている場合）で、かつ、当該販売、譲渡、貸付け又は提供に係る対価の額が当該特定信託の受託者である内国法人と当該国外関連者との間で実質的に決定されていると認めら

れる場合及び同項の当該特定信託に係る国外関連者と非関連者との間の取引の対象となる資産が同項の特定信託に販売、譲渡、貸付け又は提供されることが当該取引を行った時において契約その他によりあらかじめ定められている場合並びにかつ、当該販売、譲渡、貸付け又は提供に係る対価の額が当該特定信託の受託者である内国法人と当該国外関連者との間で実質的に決定されていると認められる場合における。

11 第六十八条の三の五第五項の規定により国外関連取引とみなされた取引に係る同条第一項に規定する独立企業間価格とは、同条第一項の規定にかかわらず、当該取引が前項の特定信託の受託者である内国法人と、当該特定信託につき、同項の当該特定信託に係る国外関連者との間で行われたものとみなして同条第一項の規定を適用した場合に算定される金額に、当該特定信託の受託者である内国法人と、当該特定信託につき、当該国外関連者との取引が非関連者を通じて行われることにより生じる対価の額の差につき必要な調整を加えた金額とする。

12 第六十八条の三の五第六項に規定する売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合とは、同項に規定する同種の運用を行う法人又は内国法人が受託した特定信託の信託財産の運用規模その他の運用の内容が類似するものの同項の国外関連取引が行われた日を含む事業年度若しくは当該特定信託に係る計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）又はこれに準ずる期間内の当該運用に係る売上総利益の額（当該事業年度若しくは当該計算期間又はこれに準ずる期間内の棚卸資産の販売による収入金額の合計額）当該運用が棚卸資産の販売に係る運用以外の運用である場合には、当該運用に係る収入金額の合計額、以下この項において「総収入金額」といふ。）から当該棚卸資産の原価の額の合計額（当該運用が棚卸資産の販売に係る運用以

外の運用である場合は、これに準ずる原価の額又は費用の額の合計額（以下この項において「総原価の額」という。）を控除した金額をいう。）の総収入金額又は総原価の額に対する割合とする。

13 法第六十八条の三の五第十八項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第六十八条の三の五第十八項に規定する国外関連取引に係る同項に規定する独立企業間価格につき大蔵大臣が同項に規定する租税条約の我が国以外の締約国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたこと。

二 前号の我が国以外の締約国が、同号の合意に基づき法第六十八条の三の五第十八項に規定する国外関連者に係る租税を減額し、かつ、その減額により還付をする金額に、還付加算金に相当する金額のうちその計算の基礎となる期間で大蔵大臣と当該我が国以外の締約国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さないこと。

14 法第六十八条の三の五第十八項に規定する納付すべき法人税に係る延滞税は、同条第一項の規定を適用した場合に納付すべき法人税の額から同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付すべき法人税の額に相当する金額を控除した金額に係る延滞税とする。

15 法第六十八条の三の五第一項、第二項第一号イ若しくはロ若しくは第五項の規定又は第七項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する特殊の關係が存在するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。

（特定信託に係る特定国外受取金等に係る負債の利子の課税の特例）

（新設）

第三十九条の二十五の六、法第六十八条の三の六第一項に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。

2 法第六十八条の三の六第一項に規定する政令で定める国内源泉所得は、同項に規定する特定国外受益者等（以下この条において「特定国外受益者等」といふ。）が法人税法第百四十一条第一号から第二号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該特定国外受益者等これらの規定に定める国内源泉所得（第一条の第二項第一号に規定する租税条約の規定により法人税が軽減され、又は免除される所得を除く。）とする。

3 法第六十八条の三の六第一項に規定する負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定信託（法人税法第二十一条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の当該計算期間（法人税法第十五条の第二項から第二項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）の負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額とする。

4 法第六十八条の三の六第一項の規定を適用する場合において、特定国外受益者等に対する負債（同項に規定する利子（同項に規定する法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。以下この条において「利子」といふ。）の支払の要因となるものに限る。）以下この条において同じ。）及び特定国外受益者等に支払う負債の利子は、当該特定信託に係る特定国外受益者等が第三者を通じて当該特定信託の信託財産に対して供したと認められる資金に係る負債及びその負債の利子を含むものとする。

5 法第六十八条の三の六第一項に規定する信託財産の額として政令で定めるところ

るにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額（以下この条において「元本の額」といふ。）とす。

一 当該特定信託の当該計算期間の総資産の帳簿価額（固定資産の帳簿価額を減額することによって引当金勘定に繰り入れている金額を除く。）の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

二 当該特定信託の当該計算期間の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

6 第二項及び前項の帳簿価額は、当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託に係る会計帳簿に記載した資産又は負債の金額によるものとする。

7 当該特定信託と当該特定信託に係る特定国外受益者等との間に当該特定信託の受益者である内国法人、他の特定信託又は出資関連内国法人等（それぞれ第十項に規定する内国法人、他の特定信託又は出資関連内国法人等をいう。以下この項及び次項において同じ。）が介在している場合において、当該特定信託の当該計算期間終了の日における元本の額に当該内国法人、当該他の特定信託又は当該出資関連内国法人等の当該特定信託に係る持分割合（受益者の有する特定信託持分（法第六十八条の三の六第三項に規定する特定信託持分をいう。以下この条において同じ。））がその特定信託に係る特定信託持分の合計のうちを占める割合をいう。第十項において同じ。）を乗じて計算した金額が当該内国法人、当該他の特定信託又は当該出資関連内国法人等の同日における資本等の金額（法人税法第二十一条第十六号に規定する資本等の金額をいう。）又は元本の額を超えるときは、当該特定信託に係る第五項の元本の額は、当該元本の額から、その超える金額と当該内国法人、当該他の特定信託又は当該出資関連内国法人等の同日における当該特定国外受益者等に対する負債の額とのいずれか少ない金額（次項において「控

除対象金額」といふ。)を控除した金額とする。

8 前項に規定する場合において、同項の出資関連内国法人等が当該特定信託であるとした場合に当該出資関連内国法人等に係る控除対象金額があるときは、当該出資関連内国法人等の同項の資本等の金額又は元本の額は、当該資本等の金額又は元本の額から当該控除対象金額を控除した金額とし、当該出資関連内国法人等の同項の特定国外受益者等に対する同項の負債の額は、当該負債の額に当該控除対象金額を加算した金額とする。

9 法第六十八条の三の六第一項に規定する信託財産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額は、当該特定信託の当該計算期間に係る元本の額に、当該計算期間終了の日において特定国外受益者等の有する当該特定信託に係る直接及び間接保有の特定信託持分が当該特定信託の特定信託持分の合計のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

10 前項に規定する直接及び間接保有の特定信託持分とは、当該特定信託に係る特定国外受益者等が直接に所有する当該特定信託の特定信託持分及び当該特定国外受益者等が間接に所有する当該特定信託の特定信託持分(当該特定信託の特定信託持分の合計に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合)当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合)を乗じて計算した特定信託持分をいふ。(を合計した特定信託持分をいふ。)

一 当該特定信託の受益者である内国法人又は他の特定信託の発行済株式の総数又は出資金額(以下この条において「発行済株式等」といふ。)又は特定信託持分の全部又は一部が当該特定信託に係る特定国外受益者等により所有されている場合、当該特定国外受益者等の当該内国法人に係る持株割合(法人税法第

「一条第十四号に規定する株主等の有する株式の数又は出資の金額（以下この条において「株式等」という。）が発行済株式等のうちに占める割合をいう。次号において同じ。」又は当該他の特定信託の持分割合に当該内国法人又は他の特定信託の当該特定信託に係る持分割合を乗じて計算した割合（当該特定信託の受益者等である内国法人又は他の特定信託が「以上ある場合」には、当該「以上」の内国法人又は他の特定信託につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

「二 当該特定信託と当該特定信託に係る特定国外受益者等によりその発行済株式等又は特定信託持分の全部又は一部が所有されている内国法人又は他の特定信託との間に「又は」以上の内国法人又は特定信託（以下この項において「出資関連内国法人等」という。）が介在している場合であつて、当該特定国外受益者等、当該内国法人又は他の特定信託、当該出資関連内国法人等及び当該特定信託が発行済株式等又は特定信託持分の所有を通じて連鎖関係にある場合、当該特定国外受益者等の当該内国法人に係る持分割合又は当該他の特定信託に係る持分割合、当該内国法人又は他の特定信託の当該出資関連内国法人等に係る持分割合又は持分割合、当該出資関連内国法人等の当該他の出資関連内国法人等に係る持分割合又は持分割合及び出資関連内国法人等の当該特定信託に係る持分割合を順次乗じて計算した割合（当該連鎖関係が「以上ある場合」には、当該「以上」の連鎖関係につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

11 当該特定信託と当該特定信託に係る特定国外受益者等とが第十八項第二号に掲げる関係にある場合において、同号に規定する同一の者が法第一條第一項第二号の「に規定する居住者又は内国法人若しくは他の特定信託であるときは、当該同一の者を当該特定信託に係る特定国外受益者等とみなして、前二項の規定を適用するものとする。」

- 12 法第六十八条の三の六第一項に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産につき当該計算期間において当該特定国外受益者等に支払う負債の利子の額^イ、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額（次項において「平均負債残高超過額」といふ。）を第一号に掲げる金額で除して得た割合を乗じて計算した金額とする。
- 一 当該特定信託の当該計算期間の当該特定国外受益者等に対する負債に係る平均負債残高（法第六十八条の三の六第一項に規定する平均負債残高をいふ。次項及び第十五項において同じ。）
- 二 当該特定信託の当該計算期間に係る法第六十八条の三の六第一項に規定する特定国外受益者等の元本持分（第十五項において「特定国外受益者等の元本持分」といふ。）に三（当該特定信託が同条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する倍数。次項において同じ。）を乗じて計算した金額
- 13 当該特定信託の当該計算期間の法第六十八条の三の六第一項に規定する総負債に係る平均負債残高から当該特定信託の当該計算期間に係る元本の額に二を乗じて得た金額を控除した残額が、当該特定信託の当該計算期間に係る平均負債残高超過額よりも少ない場合には、前項の平均負債残高超過額は、当該控除した残額^イとする。
- 14 法第六十八条の三の六第一項の規定を適用する場合において、当該計算期間において当該特定国外受益者等に支払う負債の利子の額は、当該計算期間において費用として計上される金額^イとするものとする。
- 15 当該特定信託に係る特定国外受益者等が二以上ある場合における法第六十八条の三の六第一項の規定の適用については、特定国外受益者等に対する負債に係る

平均負債残高、特定国外受益者等の元本持分又は特定国外受益者等に支払う負債の利子の額は、それぞれ特定国外受益者等に対する負債に係る平均負債残高、特定国外受益者等の元本持分又は特定国外受益者等に支払う負債の利子の額を合計した金額とするものとする。

16| 第六十八條の三の六第一項に規定する政令で定める比率は、同項の運用規模その他の状況が類似する内国法人又は内国法人が受託した特定信託の各事業年度又は各計算期間終了の日における総負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限る。）の額の回りにおける資本金、法定準備金及び剰余金の合計額又は信託財産の額に対する比率とする。この場合において、当該比率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

17| 第六十八條の三の六第二項に規定する特定信託に係る持分として政令で定めるものは、次の各号に掲げる特定信託の区分に依り、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法人税法第二十九号の三イに掲げる信託、当該信託の受益権の口数
- 二 法人税法第二十九号の三ロに掲げる特定目的信託、当該特定目的信託の受益権に係る元本持分（資産の流動化に関する法律第六十五條第一項第三号ロに規定する元本持分をいう。）

18| 第六十八條の三の六第三項に規定する政令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 当該特定信託がその特定信託持分の合計の百分の五十以上の特定信託持分を直接又は間接に保有される関係
- 二 当該特定信託と外国法人が同一の者（当該者が個人である場合には、当該個人と法人税法施行令第四條第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）

によつてそれぞれその特定信託持分の合計又は発行済株式等の百分の五十以上の特定信託持分又は株式等を直接又は間接に保有される場合における当該特定信託と当該外国法人の關係（前号に掲げる關係に該当するものを除く。）

三 当該特定信託と非居住者（法第六十六条の五第三項に規定する非居住者をいふ。）又は外国法人（以下この号において「非居住者等」といふ。）との間に次に掲げる事実その他これに類する事実が存在することにより、当該非居住者等が当該内国法人の事業の方針又は信託財産の運用の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる關係（前号に掲げる關係に該当するものを除く。）

イ 当該特定信託がその信託財産の運用の相当部分を当該非居住者等との取引に依存して行つてゐる。

ロ 当該特定信託がその信託財産の運用に必要とされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより、又は当該非居住者等の保証を受けて調達してゐる。

19 前条第一項及び第二項の規定は、前項第一号及び第二号の特定信託持分の合計又は発行済株式等の百分の五十以上の特定信託持分又は株式等を直接又は間接に保有されるかどうかの判定について準用する。

20 法第六十八条の三の六第一項の規定の適用がある場合において法人税法第八十一条の三第一項の規定により法人税法施行令第二十一条の規定に準じて当該特定信託の計算期間の所得の金額を計算するときは、同条第一項及び第二項中「の額の合計額」とあるのは「の額の合計額（相続特別措置法第六十八条の三の六第一項（特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債の利子の課税の特例）の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」及び「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額（同項の規定に

より損金の額に算入されない金額がある場合には、租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）第三十九条の三十五の六第十二項（特定信託に係る特定国外受益者等に支払つ負債の利子の損金不算入額の計算）に規定する平均負債残高超過額に相当する金額を控除した金額）の」と読み替へるものとする。

（特定外国大会社等の範囲）

第三十九条の三十五の七、法第六十八条の三の七第一項に規定する政令で定める外国関係会社は、次に掲げるものとする。

（新設）

一 法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社（法第六十八条の三の七第一項第一号に規定する外国関係会社をいう。第三十九条の三十五の十三までにおいて同じ。）

二 その各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の百分の二十五以下である外国関係会社

2 外国関係会社が前項第一号の外国関係会社に該当するかどうかの判定については、次に定めるところによる。

一 前項第一号の所得の金額は、当該外国関係会社の当該各事業年度の決算に基づき、つく所得の金額につき、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（第三十九条の三十五の十一までにおいて「本店所在地」という。）の外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。第三十九条の三十五の十一までにおいて同じ。）に関する法令（当該外国法人税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令をいう。以下この項において「本店所在地国の法令」という。）の規定により計算した所得の金額に当該所得の金額に係るイからホまでに掲げる金額の合計額を加算した

金額から当該所得の金額に係るへに掲げる金額を控除した残額とする。

イ その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額（次に掲げる金額を除く。）

(1) その本店所在地国に所在する法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額（法第六十八条の三の九第一項第二号及び第三号に定める金額を含む。以下この項において「配当等の額」といふ。）

(2) その本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額でその有する株式の数又は出資の金額の当該法人の発行済株式の総数又は出資金額（第三十九条の三十五の十一までにおいて「発行済株式等」といふ。）のうちに占める割合が当該本店所在地国の法令に定められた割合以上であることを要件として課税標準に含まれないこととされるもの

ロ その支払う配当等の額で損金の額に算入している金額

ハ その納付する外国法人税の額で損金の額に算入している金額

ニ その積み立てた法第五十七条の五第一項又は第五十七条の六第一項の異常危険準備金に類する準備金（以下この条及び次条において「保険準備金」といふ。）の額のうち損金の額に算入している金額で法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されないこととなる金額に相当する金額

ホ その積み立てた保険準備金（法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に積み立てられるものに限る。）につき益金の額に算入した金額が法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に益金の額に算入すべき金額に相当する金額に満たない場合に「おけるその満たない部分の金額」

へ その還付を受ける外国法人税の額で益金の額に算入している金額

二 前項第一号の租税の額は、当該外国関係会社の当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国又は本店所在地国以外の国又は地域において課される外国法人税の額（その本店所在地国の法令により当該外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるものを含むものとし、前号イ②に掲げる金額に対して課されるものを除く。）と同一

三 その本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に心じて高くなる場合には、前号の外国法人税の額は、これらの税率をこれらの税率のうち最も高い税率であるものとして算定した外国法人税の額とすることができる。

四 前項第一号の所得の金額が欠損の金額となる場合には、その行つたる事業に係る収入金額（当該収入金額が第一号イ①又は②に掲げる金額である場合には、当該収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとした場合にその所得に対して適用されるその本店所在地国の外国法人税の税率により判定するものとする。

（特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算）

第三十九条の二十五の八、法第六十八条の三の七第二項第二号に規定する政令で定める基準により計算した金額は、同条第一項に規定する特定外国子会社等（第二十九条の三十五の十一までにおいて「特定外国子会社等」として。）の各事業年度の決算に基づく所得の金額に係る第一号に掲げる金額及び第二号に掲げる金額の合計額から当該所得の金額に係る第二号に掲げる金額を控除した残額（当該所得の金額に係る第一号に掲げる金額が欠損の金額である場合には、当該所得の金

（新設）

額に係る第二号に掲げる金額から当該欠損の金額と当該所得の金額に係る第二号に掲げる金額との合計額を控除した残額)とする。

一 当該各事業年度の決算に基づき所得の金額につき、法人税法第一編第一章第一節第一款から第七款まで(第二十三条、第二十六条、第二十八条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十七條から第五十九條までを除く。)の規定並びに法第四十二條、第四十五條の二、第四十九條、第五十二條の二、第五十五条の二、第五十七條の五、第五十七條の六、第五十七條の八、第五十七條の九、第六十一條の四、第六十五條の七から第六十五條の九まで(第六十五條の七、第六十一條の表の第二十四号に係る部分に限る。)及び第六十六條の四第二項の規定(以下この号において「本邦法令の規定」という。)の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額(当該特定外国子会社等に係る法第六十八條の三の七第一項各号に掲げる特定信託(法人税法第一系第二十九號の三に規定する特定信託をいう。第三十九條の三十五の十二までにおいて同じ。)(との間の取引につき法第六十八條の三の五第一項の規定の適用がある場合には、当該取引が同項に規定する独立企業間価格で行われたものとして本邦法令の規定の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額)

二 当該各事業年度において納付する法人所得税(本店所在地国若しくは本店所在地国以外の国若しくは地域又はこれらの国若しくは地域の地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税)(これらの国若しくは地域又はこれらの国若しくは地域の地方公共団体により課される法人税法施行令第四十一条第一項各号に掲げる税を含む。)及びこれに附帯して課される法人税法第一系第四十五号に規定する附帯税(利子税を除く。)(「相当する税その他当該附帯税に相当する税」類の税をこす)。第三十九條の三十五の十二までにおいて

同(イ)の額

三 当該各事業年度において還付を受ける法人所得税の額

- 2 法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人は、前項の規定にかかわらず、当該特定信託に係る特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、当該特定外国子会社等の本店所在地国の法人所得税に関する法令（当該法人所得税に関する法令が「以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令をいう。以下この項において「本店所在地国の法令」という。）の規定により計算した所得の金額（当該特定外国子会社等と当該特定信託との間の取引につき法第六十八条の三の五第一項の規定の適用がある場合には、当該取引が同項に規定する独立企業間価格で行われたものとして本店所在地国の法令の規定により計算した場合に算出される所得の金額）に当該所得の金額に係る第一号から第十一号までに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該所得の金額に係る第十二号及び第十四号に掲げる金額の合計額を控除した残額（本店所在地国の法令の規定により計算した金額が欠損の金額となる場合には、当該計算した金額に係る第一号から第十一号までに掲げる金額の合計額から当該欠損の金額に当該計算した金額に係る第十三号及び第十四号に掲げる金額の合計額を加算した金額を控除した残額）をもって法第六十八条の三の七第一項第一号に規定する政令で定める基準により計算した金額とすることができる。
- 一 その本店所在地国の法令により当該各事業年度の法人所得税の課税標準に含まれなごじとされる所得の金額
- 二 その支払う利益の配当又は剰余金の分配の額（法第六十八条の三の九第一項第一号及び第二号に掲げる金額を含む。次項において「配当等の額」といふ。）及び当該事業年度の損金の額に算入している金額

- 三 その有する減価償却資産につきその償却費として当該各事業年度の損金の額に算入している金額が法人税法施行令第四十八条第一項第六号に規定する方法を用いて計算されたものである場合において、その損金の額に算入している金額のうち法人税法第三十一条の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されることとなる金額に相当する金額を超える部分の金額
- 四 その有する資産の評価換えにより当該各事業年度の損金の額に算入している金額で法人税法第三十二条の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されることとなる金額に相当する金額
- 五 その役員に対して支給する報酬、賞与又は退職給与の額のうち、当該各事業年度の損金の額に算入している金額で法人税法第三十四条から第二十六条までの規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されないこととなる金額に相当する金額
- 六 その特殊関係係使用人（法人税法第三十六条の二に規定する特殊関係係使用人をいう。）に対して支給する給与（同条に規定する給与をいう。）又は退職給与の額のうち、当該各事業年度の損金の額に算入している金額で同条又は同法第三十六条の三の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されないこととなる金額に相当する金額
- 七 その支出する寄附金（その本店所在地国又はその地方公共団体に対する寄附金で法人税法第二十七条第三項第一号に規定する寄附金に相当するものを除く。）の額のうち、当該各事業年度の損金の額に算入している金額で同条第一項及び第一項並びに法第六十六条の四第二項の規定の例に準ずるものとした場合に損金の額に算入されないこととなる金額に相当する金額
- 八 その納付する法人所得税の額で当該各事業年度の損金の額に算入している金

額

九 その本店所在地国の法令の法人税法第五十七条から第五十九条までの規定に相当する規定により、当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損の金額で当該各事業年度の損金の額に算入している金額

十 その積み立てた保険準備金の額のうち、当該各事業年度の損金の額に算入している金額で法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されないこととなる金額に相当する金額

十一 その積み立てた保険準備金（法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に積み立てられるものに限る。）につき当該各事業年度の益金の額に算入した金額が法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に益金の額に算入すべき金額に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額

十二 その支出する法第六十一条の四第一項に規定する交際費等に相当する費用の額のうち、当該各事業年度の損金の額に算入している金額で同条の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されないこととなる金額に相当する金額

十三 その還付を受ける法人所得税の額で当該各事業年度の益金の額に算入している金額

十四 その有する資産の評価換えにより当該各事業年度の益金の額に算入している金額で法人税法第二十五条の規定の例によるものとした場合に益金の額に算入されないこととなる金額に相当する金額

3 | 法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託に係る特定外国子会社等の各事業年度につき控除対象配当等の額（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該

各号に定める金額に相当する金額をいふ。）がある場合には、同条第一項第三号に規定する政令で定める基準により計算した金額は、第一項又は前項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から当該控除対象配当等の額を控除した残額となる。

一 当該特定外国子会社等が当該各事業年度において当該特定信託に係る他の特定外国子会社等から受ける配当等の額が当該他の特定外国子会社等の当該配当等の額の計算の基礎となつた事業年度（以下この項において「配当事業年度」といふ。）の配当可能金額のうち当該特定外国子会社等が受ける配当等の額に充つるべき部分の金額（以下この項において「出資対応配当可能金額」といふ。）を超えない場合であつて、当該配当事業年度が法第六十八条の三の七第一項に規定する課税対象留保金額（第三十九条の二十五の二）までにおいて「課税対象留保金額」といふ。）の生じる事業年度である場合、当該配当等の額

二 当該特定外国子会社等が当該各事業年度において当該特定信託に係る他の特定外国子会社等から受ける配当等の額が当該配当等の額に係る配当事業年度の出資対応配当可能金額を超える場合、当該他の特定外国子会社等の配当事業年度以前の各事業年度の出資対応配当可能金額をそれぞれ最も新しい事業年度のものから順次当該配当等の額に充てるものとして当該配当等の額を出資対応配当事業年度の出資対応配当可能金額に充てし、それぞれ事業年度ごとに区分した場合において、課税対象留保金額の生じる事業年度の出資対応配当可能金額から充てるものとされた配当等の額の合計額

4 | 前項第一号に規定する配当可能金額とは、特定外国子会社等の各事業年度の法第六十八条の三の七第一項に規定する未処分所得の金額（前項に規定する控除対

家配当等の額がある場合又は当該特定外国子会社等に係る同条第一項各号に掲げる特定信託との間の取引につき法第六十八条の三の五第一項の規定の適用がある場合において第一項若しくは第二項の規定による減額をされる所得の金額のうち当該特定信託に支払われない金額があるときは、これらの金額を加算した金額（から次に掲げる金額の合計額を控除した残額）（第一号に規定する還付を受けることとなる法人所得税の額が同号に規定する納付をすることとなる法人所得税の額を超える場合には、当該未処分所得の金額にその超える部分の金額を加算した金額から第一号及び第二号に掲げる金額の合計額を控除した残額）をいふ。

一 当該各事業年度において納付をすることとなる法人所得税の額（当該各事業年度において還付を受けることとなる法人所得税の額がある場合には、当該還付を受けることとなる法人所得税の額を控除した残額）

二 当該各事業年度の利益又は剰余金の処分により支出される金額（法人所得税の額及び利益の配当又は利益の配当又は剰余金の分配の額を除く。）

三 当該各事業年度の費用として支出された金額（法人所得税の額及び利益の配当又は剰余金の分配の額を除く。）のうち第一項若しくは第二項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつたため又は同項の規定により所得の金額に加算されたため当該各事業年度の法第六十八条の三の七第一項に規定する未処分所得の金額に含まれた金額

5 法第六十八条の三の七第一項第二号に規定する欠損の金額に係る調整を加えた金額は、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、第一項若しくは第二項又は第三項の規定により算出される所得の金額（以下この項及び第七項において「調整所得金額」といふ。）から当該各事業年度開始の日前五
年以内に開始した事業年度（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律

等の一部を改正する法律の施行の日前に開始した事業年度及び特定外国子会社等（法第四十条の四第一項又は第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等を含む。）に該当しなかつた事業年度を除く。）において生じた欠損金額（この項の規定により当該各事業年度前の事業年度において控除されたものを除く。）の合計額（当該合計額が当該各事業年度の調整所得金額を超える場合には、当該調整所得金額）に相当する金額を控除した金額とする。

6 前項に規定する欠損金額とは、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額について第一項若しくは第二項又は第三項の規定を適用した場合において計算される欠損の金額をいふ。

7 第一項第一号の計算をする場合において、同項の規定によりその例に準ずるものとされる法人税法第四十一条から第五十四条までの規定並びに法第四十二条、第四十五条の二、第四十九条、第五十一条の二、第五十五条の二、第五十七条の五、第五十七条の六、第五十七条の八及び第六十五条の七から第六十五条の九まで（第六十五条の七第一項の表の第二十四号に係る部分に限る。）の規定により当該各事業年度において損金の額に算入されることとなる金額があるときは、当該各事業年度に係る法第六十八条の三の七第四項の規定により読み替えて適用される法第六十六条の六第四項の特定信託確定申告書に当該金額の損金算入に関する明細書の添付がある場合に限る。当該金額を当該各事業年度の調整所得金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その添付がなかつたことについて税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたことにより「J」の限らばす。

8 その特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づき所得の金額の計算につき第一項の規定の適用があつた特定信託がその適用があつた当該特定信託の計算期間

(法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。第三十九条の三十五の十一までにおいて同じ。) 後の計算期間において当該特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づいて所得の金額の計算につき第二項の規定の適用を受けようとする場合又はその特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額の計算につき同項の規定の適用があつた特定信託がその適用があつた計算期間後の計算期間において当該特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額の計算につき第一項の規定の適用を受けようとする場合には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

(特定信託に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算等)

第三十九条の三十五の九 法第六十八条の三の七第一項に規定する当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額は、特定外国子会社等の各事業年度の同項に規定する未処分所得の金額(以下この項において「未処分所得の金額」という。)から次に掲げる金額の合計額を控除した残額(第一号に規定する還付を受けることとなる法人所得税の額が同号に規定する納付をすることとなる法人所得税の額を超えることとなる場合には、未処分所得の金額にその超える部分の金額を加算した金額から第二号に掲げる金額を控除した残額)とする。

一 当該各事業年度において納付をすることとなる法人所得税の額(当該各事業年度において還付を受けることとなる法人所得税の額がある場合には、当該還付を受けることとなる法人所得税の額を控除した残額)

二 当該各事業年度に係る利益の配当又は剰余金の分配の額(当該各事業年度に係る利益の配当又は剰余金の分配の額の全部又は一部が当該特定信託に係る外

(新設)

国関係会社)当該特定信託に係る特定外国子会社等を除く。次項第一号から第三号までにおいて同じ。)でその受ける利益の配当又は剰余金の分配の額につきその本店所在地国において課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低い税の負担として大感算で定める基準(第二十九条の二十五の十一までにおいて「軽課税基準」といふ。)以下のもの又は当該特定信託に係る他の特定外国子会社等に支払われた場合における当該事業年度に係る利益の配当又は剰余金の分配の額の全額を除く。)

2 法第六十八条の三の七第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項各号に掲げる特定信託に係る特定外国子会社等の各事業年度の同項に規定する適用対象留保金額(第二十九条の二十五の十一までにおいて「適用対象留保金額」といふ。)(に、当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了の時ににおける発行済株式等(同項に規定する請求権のない株式)以下この項及び次項並びに第二十九条の二十五の十一第一項において「請求権のない株式」といふ。)(に係るものを除く。)(のうちに当該各事業年度終了の時ににおける当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の法第六十八条の三の七第一項に規定する直接及び間接保有の株式等(以下この項において「直接及び間接保有の株式等」といふ。)(の占める割合を乗じて計算した全額)(当該特定信託の同条第一項の規定の適用に係る各計算期間)(当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了の日の翌日から当該特定信託の当該各計算期間終了の日までの期間内に限る。)(において、当該特定外国子会社等につき第一号から第三号までに掲げる事実が生じた場合又は当該特定信託に係る外国関係会社(当該特定外国子会社等)に係る控除未済課税済配当等の額を有するものに限る。)(につき第四号に掲げる事実が生じた場合同様、当該計算した金額からそれ

それこれらの号に定める金額を控除した残額)とする。

一 法第六十八条の三の九第一項第一号に掲げる事実(当該特定外国子会社等の当該適用対象留保金額の計算上控除されなかつた利益の配当又は剰余金の分配の額の支払に限る。) 当該利益の配当又は剰余金の分配の額) 当該利益の配当又は剰余金の分配の額が当該適用対象留保金額を超える場合(以下、当該適用対象留保金額に相当する金額)に当該適用対象留保金額に係る事業年度終了の時における当該特定外国子会社等の発行済株式等(請求権のない株式に係るものを除く。)(のうちに当該事業年度終了の時における当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等(当該特定信託に係る外国関係会社でその受ける当該利益の配当又は剰余金の分配の額につきその本店所在地において課される税の負担が軽減税基準以下のもの及び当該特定信託に係る他の特定外国子会社等を通じて保有する間接保有の株式等(第五項に規定する間接保有の株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。)を除く。)(の占める割合を乗じて計算した金額

二 法第六十八条の三の九第一項第二号に掲げる事実 同号に掲げる金額のうち当該特定信託に対して交付をした金額で法人税法第二十四条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされるものと同号に掲げる金額に当該事実が生じた時における当該特定外国子会社等の発行済株式等(請求権のない株式に係るものを除く。)(のうちに当該事実が生じた時における当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の間接保有の株式等(請求権のない株式に係るものを除くものとして同号に掲げる金額が当該特定信託に係る外国関係会社でその受ける金額として

きその本店所在地国において課される税の負担が軽減税基準以下のもの及び当該特定信託に係る他の特定外国子会社等に対して交付された場合における当該外国関係会社及び当該他の特定外国子会社等を通じて保有する間接保有の株式等を除く。()の占める割合を乗じて計算した金額との合計額

三 法第六十八条の三の九第一項第二号に掲げる事実 同号に掲げる金額に当該事実が生じた時における当該特定外国子会社等の発行済株式等(請求権のない株式に係るものを除く。()のうちに当該事実が生じた時における当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等) 同号に掲げる金額のうち当該事実が生じた時において当該特定信託に係る外国関係会社が有する当該特定外国子会社等の株式(出資を含むものとし、利益をもつてする株式の消却の場合にあつては、消却されなかつた株式とする。()に対応する部分の金額につきその本店所在地国において課される税の負担が軽減税基準以下である場合における当該外国関係会社及び当該特定信託に係る他の特定外国子会社等を通じて保有する間接保有の株式等を除く。()の占める割合を乗じて計算した金額

四 法第六十八条の三の九第一項第四号に掲げる事実 同号に掲げる金額(当該金額が他の特定外国子会社等に該当する外国関係会社から受けたものである場合には、当該金額から当該他の特定外国子会社等に係る適用対象留保金額又は課税対象留保金額の計算上控除される金額と当該事実が生じたことにより同項の規定により損金の額に算入される金額との合計額に相当する金額を控除した残額)のうち控除未済課税済分配等の額に達するまでの金額

3 | 前項に規定する控除未済課税済分配等の額とは、当該特定信託に係る外国関係会社が同項第四号に掲げる事実が生じた日前一年以内の期間において当該特定信

託に係る特定外国子会社等から受けた利益の配当又は剰余金の分配の額（法第六十八条の三の九第一項第一号及び第三号に掲げる金額を含む。）で当該特定外国子会社等に係る前項の規定による課税対象留保金額の計算上控除されないもの（当該特定外国子会社等に係る第二十九條の三十五の十一第一項の規定により算定した法第六十八條の三の九第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に含まれないものを含む。）のうち、当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として当該外国関係会社を通じて保有する当該特定外国子会社等の間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）に対応する部分の金額（既に前項及び同条第一項の規定の適用に充てられた部分の金額を除く。）をこへ。

4 第一項の規定による同項各号に定める金額の控除については、同項第一号に定める金額、同項第二号に定める金額、同項第三号に定める金額及び同項第四号に定める金額の順に控除を行うものとする。

5 法第六十八條の三の七第一項第二号に規定する間接に有するものとして政令で定める外国法人の株式の数又は出資の金額は、外国法人の発行済株式等に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合に於て、当該各号に定める割合の合計割合）を乗じて計算した株式の数又は出資の金額（第二十九條の三十五の十一までにおいて「間接保有の株式等」といふ。）とす。

一 当該外国法人の法人税法第十四号に規定する株主等（以下この号において「株主等」といふ。）である他の外国法人の発行済株式等の全部又は一部が個人若しくは内国法人により所有され、又は特定信託の受託者である内国法人により当該特定信託の信託財産として所有されている場合、当該個人若しく

は内国法人又は当該特定信託の当該他の外国法人に係る持株割合（株主等の有する株式の数又は出資の金額がその発行法人の発行済株式等のうちに占める割合をいふ。以下この項において同じ。）に当該他の外国法人の当該外国法人に係る持株割合を乗じて計算した割合（当該他の外国法人が二以上ある場合には、当該二以上の他の外国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 当該外国法人と他の外国法人（その発行済株式等の全部又は一部が個人若しくは内国法人により所有され、又は特定信託の受託者である内国法人により当該特定信託の信託財産として所有されているものに限る。）との間に二又は二以上の外国法人（以下この号において「出資関連外国法人」といふ。）が介在している場合であつて、当該個人若しくは内国法人又は当該特定信託、当該他の外国法人、出資関連外国法人及び当該外国法人が発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある場合、当該個人若しくは内国法人又は当該特定信託の当該他の外国法人に係る持株割合、当該他の外国法人の出資関連外国法人に係る持株割合、出資関連外国法人の他の出資関連外国法人に係る持株割合及び出資関連外国法人の当該外国法人に係る持株割合を順次乗じて計算した割合（当該連鎖関係が二以上ある場合には、当該二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

6 法第六十八条の三の七第二項第四号に規定する特殊の関係のある者は、法人税法施行令第四条に規定する個人又は法人とする。

（特定外国子会社等の事業の判定等）

第三十九条の三十五の十 法第六十八条の三の七第二項第一号に規定する政令で定

める者は、次に掲げる者とする。

（新設）

-
- 一 法第六十八条の三の七第三項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等に係る同条第一項各号に掲げる特定信託の特定信託持分の合計の百分の五十以上に相当する特定信託持分を有する者(当該特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号若しくは法第六十六条の六第一項各号に掲げる者又は法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人)〔当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。〕に該当する者を除く。
 - 二 法第六十八条の三の七第二項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号若しくは法第六十六条の六第一項各号に掲げる者又は法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人(当該特定外国子会社等に係る間接保有の株式等を有する場合に限る。)が当該特定外国子会社等に係る前条第五項第一号に規定する他の外国法人又は同項第一号に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人
 - 三 次に掲げる者と法第六十八条の三の七第二項第四号に規定する政令で定める特殊の関係のある者(同条第二項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号、法第六十六条の六第一項各号及び前号に掲げる者に該当する者を除く。)
 - イ 法第六十八条の三の七第三項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等
 - ロ 法第六十八条の三の七第三項第一号に掲げる事業を主として行う特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号又は法第六十六条の六第一項各号に掲げる者
 - 八 前号に掲げる者
-

- 2 | 前項に規定する特定信託分とは、次の各号に掲げる特定信託の区分に応じ当該各号に定める持分をいう。
 - 一 | 法人税法第二十一条第二十九号の三イに掲げる信託 当該信託の受益権の口数
 - 二 | 法人税法第二十一条二十九号の三口に掲げる特定目的信託 当該特定目的信託の受益権に係る元本持分（資産の流動化に関する法律第六十五条第一項第三号ロに規定する元本持分をいう。）
- 3 | 第六十八条の三の七第二項第一号に規定する政令で定める場合は、同項に規定する特定外国株式会社等の各事業年度において行つたたる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合とする。
 - 一 | 卸売業 当該各事業年度の棚卸資産（法人税法第二十一条第二十一号に規定する棚卸資産をいう。）以下この号において同じ。）の販売に係る収入金額（当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基因となつた売買の取引金額を含む。）以下この号において「販売取扱金額」という。）の合計額のつちに関連者（当該特定外国株式会社等に係る第四十条の四第一項各号及び第六十六条の六第一項各号に掲げる者、第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）並びに第一項各号に掲げる者をいう。次項までにおいて同じ。）以外の者との間の取引に係る販売取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合又は当該各事業年度において取得した棚卸資産の取得価額（当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合）は、その手数料を受け取る基因となつた売買の取引金額を含む。以下この号において「仕入取扱金額」という。）の合計額のつちに関連者以外の者との間の取引に係る仕

- 入取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合
- 二 銀行業 当該各事業年度の受入利息の合計額のうち当該受入利息で関連者以外の者から受けるもの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合又は当該各事業年度の支払利息の合計額のうち当該支払利息で関連者以外の者に対して支払ったもの合計額が百分の五十を超える場合
- 三 信託業 当該各事業年度の信託報酬の合計額のうち当該信託報酬で関連者以外の者から受けるもの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合
- 四 証券業 当該各事業年度の受入手数料（有価証券の売買による利益を含む。）の合計額のうち当該受入手数料で関連者以外の者から受けるもの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合
- 五 保険業 当該各事業年度の収入保険料の合計額のうち当該収入保険料で関連者以外の者から収入するもの（当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。）の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合
- 六 水運業又は航空運送業 当該各事業年度の船舶の運航及び貸付け又は航空機の運航及び貸付けによる収入金額の合計額のうち当該収入金額で関連者以外の者から収入するもの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合
- 4 前項に規定する特定外国子会社等と当該特定外国子会社等に係る関連者との間の取引が、当該特定外国子会社等に係る関連者以外の者（以下この項において「非関連者」といふ。）を介在させて間接的に行われている場合には、当該非関連者を介在させることについて相当の理由があると認められる場合を除き、当該特定外国子会社等と当該非関連者との間の取引は、当該特定外国子会社等と当該関連

連者との間において直接行われたものとみなして、前項各号の規定を適用する。

5 法第六十八条の三の七第二項第一号に規定する政令で定める水域は、同号に規定する国又は地域に係る内水及び領海並びに排他的経済水域又は大陸棚に相当する水域とする。

6 法第六十八条の三の七第二項第一号に規定する政令で定める場合は、同項に規定する特定外国子会社等の各事業年度において行つた主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合とする。

一 不動産業 主として本店所在地国にある不動産（不動産の上に存する権利を含む。以下この号において同じ。）の売買、貸付け（当該不動産を使用させる行為を含む。）、当該不動産の売買又は貸付けの代理又は媒介及び当該不動産の管理を行つている場合

二 物品賃貸業 主として本店所在地国において使用に供される物品の貸付けを行つている場合

三 第二項及び前号に掲げる事業以外の事業 主として本店所在地国において行つている場合

（特定外国子会社等の課税対象留保金額に係る外国法人税額の計算等）

第三十九条の三十五の十一 法第六十八条の三の八第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する特定外国子会社等につきその適用対象留保金額を有する事業年度（第四項までにおいて「課税対象年度」といふ。）の所得に対して課される外国法人税の額に、当該課税対象年度に係る適用対象留保金額（第三十九条の三十五の八第三項に規定する控除対象配当等の額がある場合には、当該金額を加算した金額）と利益の配当又は剰余金の分配の額（当該

（新設）

適用対象留保金額の計算上控除されない金額を除く。()との合計額のうち「法第六十八条の三の八第一項に規定する特定信託に係る課税対象留保金額の占める割合を乗じて計算した金額(当該金額が当該課税対象留保金額を超える場合には、当該課税対象留保金額に相当する金額)とする。

2| 特定外国子会社等につきその課税対象年度の所得に対して「以上の外国法人税が課され、又は「回以上にわたつて外国法人税が課された場合において、当該特定外国子会社等に係る特定信託の受託者である内国法人がその特定信託の「以上の計算期間において当該外国法人税の額につき法第六十八条の三の八第一項の規定の適用を受けるときは、当該「以上の計算期間のうち最初の計算期間以外の計算期間に係る同項の規定の適用については、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をもつて前項に規定する計算した金額とする。

一| その適用を受ける計算期間終了の日までに当該課税対象年度の所得に対して課された外国法人税の額(第四項の規定により法第六十八条の三の八第一項の規定の適用を受けることを選択したものに限る。次号において同じ。)の合計額について前項の規定により計算した金額

二| その適用を受ける計算期間の前計算期間終了の日までに当該課税対象年度の所得に対して課された外国法人税の額の合計額について前項の規定により計算した金額

3| 特定外国子会社等につきその課税対象年度の所得に対して課された外国法人税の額のうち、法第六十八条の三の八第一項の規定により当該特定外国子会社等に係る特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託について納付する同項に規定する控除対象外国法人税の額(以下この条において「控除対象外国法人税の額」といふ。)とみなされる金額は、次の各号に掲げる外国法人税の区分に心しそ

れぞれその特定信託の当該各号に定める計算期間において当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託について納付することとなるものとみなす。

一 当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定外国子会社等の当該課税対象年度の課税対象留保金額につき法第六十八条の三の七第一項の規定の適用を受ける計算期間終了の日以前に当該課税対象年度の所得に対して課された外国法人税 その適用を受ける計算期間

二 当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定外国子会社等の当該課税対象年度の課税対象留保金額につき法第六十八条の三の七第一項の規定の適用を受ける計算期間終了の日後に当該課税対象年度の所得に対して課された外国法人税 その課された日の属する計算期間

4 特定外国子会社等につきその課税対象年度の所得に対して二以上の外国法人税が課され、又は一回以上にわたつて外国法人税が課された場合には、当該特定外国子会社等の当該課税対象年度の課税対象留保金額につき法第六十八条の三の七第一項の規定の適用を受ける特定信託の受託者である内国法人は、その適用を受ける課税対象留保金額に係るそれぞれの外国法人税の額につき、法第六十八条の三の八第一項の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができる。

5 特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託に係る特定外国子会社等の所得に対して課された外国法人税の額につき法第六十八条の三の八第一項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた計算期間（以下この項において「適用計算期間」といふ。）後の計算期間において当該外国法人税の額が減額されたときは、当該外国法人税の額のうち同条第一項の規定により当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託について納付する控除対象外国法人税の額とみなされた部分の金額につき、その減額されることとなつた日において、第一号

に掲げる金額から第 号に掲げる金額を控除した残額に相当する金額の減額があつたものとみなす。

一 当該外国法人税の額のうち適用計算期間において当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託について納付する控除対象外国法人税の額とみなされた部分の金額

二 当該減額があつた後の当該外国法人税の額につき適用計算期間において法第六十八条の三の八第一項の規定を適用したならば当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託について納付する控除対象外国法人税の額とみなされる部分の金額

6 前項の規定により控除対象外国法人税の額が減額されたものとみなされた場合における法人税法第八十一条の七第四項の規定の適用については、法人税法施行令第五十六条の十二(第二項を除く。)に定めるところによる。この場合において、同条第一項中「の額」とあるのは、「の額(租税特別措置法第六十八条の三の八第一項(特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)の規定によりその特定信託の受託者である内国法人がその特定信託について納付するものとみなされる金額を含む。）」とある。

7 法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上同項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該益金の額に算入された金額は、当該特定信託の当該各計算期間に係る法人税法第八十一条の七第一項に規定する控除限度額の計算については、法人税法施行令第五十六条の七第二項本文に規定する国外所得金額に含まれるものとする。ただし、当該特定信託に係る特定外国子会社等の本店所在地が、当該特定外国子会社等の所得に対して同令第四百四十一条第一項に規定する外国法人税を課さない国又は

地域である場合には、当該国外所得金額に含まれる金額は、当該益金の額に算入された金額の三分の一に相当する金額とする。

8 第三項各号に掲げる外国法人税の額のうち法第六十八条の三の八第一項の規定により特定外国子会社等に係る特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託について納付する控除対象外国法人税の額とみなされる金額は、当該特定信託の当該各号に定める計算期間に係る法人税法第八十一条の七第一項に規定する控除限度額の計算については、法人税法施行令第百五十六條の七第二項本文に規定する国外所得金額に含まれるものとする。

9 第五項の規定により控除対象外国法人税の額が減額されたものとみなされた金額のうち、第六項の規定により法人税法施行令第百五十六條の十三第一項の規定による同項に規定する納付控除対象外国法人税額からの控除又は同条第二項の規定による同項に規定する控除限度超過額からの控除に充てられることとなる部分の金額に相当する金額は、第五項に規定する特定信託のこれらの控除をすることとなる計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該損金の額に算入する金額は、同令第百五十六條の七第二項本文に規定する国外所得金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

10 法第六十八條の三の八第一項に規定する政令で定める計算期間は、特定外国子会社等の所得に対して課された外国法人税の額が第三項各号のいずれに該当するかに応じて当該各号に定める計算期間とする。

11 法第六十八條の三の九第一項に規定する特定信託に係る特定外国子会社等又は当該特定信託に係る外国関係会社につき同項各号に掲げる事実が生じた日を含む当該特定信託の計算期間において同項の規定により当該特定信託の当該計算期間の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する課税済留保金額があ

る場合において、その損金の額に算入された当該課税済留保金額のうち法第六十八条の三の八第一項の規定により当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託について納付する控除対象外国法人税の額とみなされた当該特定外国子会社等に係る外国法人税の額で同項の規定により法人税法第八十一条の七第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたものに係る課税対象留保金額から成る金額が含まれているときは、当該計算の基礎となつた当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託について納付する控除対象外国法人税の額とみなされた特定外国子会社等に係る外国法人税の額のうち当該課税対象留保金額から成る金額に対応する部分の金額は、当該計算期間終了の日において減額されたものとみなす。この場合においては、同条第四項中「額の全部」とあるのは、「額（租税特別措置法第六十八条の三の八第一項（特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定によりその特定信託の受託者である内国法人がその特定信託について納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部」と、「減額された場合」とあるのは、「減額された場合（租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の十一第一項（特定外国子会社等の課税対象留保金額に係る外国法人税額の計算等）の規定により減額されたものとみなされた場合を含む。）」として、同項の規定を適用する。

12 第六項の規定は、前項の規定により控除対象外国法人税の額が減額されたものとみなされる場合について準用する。

13 第十一項に規定する特定信託の受託者である内国法人が法第六十八条の三の八第一項の規定により当該特定信託について納付する控除対象外国法人税の額とみなされた外国法人税の額のうち第十一項の規定により減額されたものとみなされ

る部分の金額に相当する金額は、当該特定信託の同項に規定する計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該損金の額に算入する金額は、法人税法施行令第百五十六条の七第二項本文に規定する国外所得金額の計算上の損金の額として配分するものとする。

14| 前項に規定する特定信託が同項の規定の適用を受ける場合において法人税法第八十二条の三第二項の規定により法人税法施行令第七十三条の規定に準じて当該計算期間の所得の金額を計算するときは、同条第二項第九号中、「益金算入」とあるのは、「益金算入」及び租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）第三十九条の三十五の十一第十二項（特定外国子会社等の課税対象留保金額に係る外国法人税額の計算等）」と読み替えるものとする。

15| 法第六十八条の三の九第一項及び第二項の規定は、第十二項の規定を適用する場合について準用する。

16| 法第六十八条の三の九第一項に規定する特定信託に係る特定外国子会社等又は当該特定信託に係る外国関係会社につき同項各自に掲げる事実が生じた日を含む当該特定信託の計算期間において同項の規定により当該特定信託の当該計算期間の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合における当該特定信託の当該計算期間に係る法人税法第八十二条の七第一項に規定する控除限度額の計算については、当該損金の額に算入された金額は、法人税法施行令第百五十六条の七第二項本文に規定する国外所得金額の計算上の損金の額として配分するものとする。ただし、当該特定外国子会社等の本店所在地が当該特定外国子会社等の所得に対して同令第四百四十一条第一項に規定する外国法人税を課さない国又は地域である場合は、当該国外所得金額の計算上の損金の額として配分する金額は、当該損金の額に算入された金額の三分の一に相当する金額とする。

(特定外国子会社等の課税済配当等の額の計算)

第三十九条の二十五の十二 法第六十八条の三の九第一項に規定する外国関係会社のうち政令で定めるものは、同項に規定する特定外国子会社等に係る第二十九条の三十五の九第二項に規定する控除未済課税済配当等の額(次項において「控除未済課税済配当等の額」といふ。)を有する外国関係会社とする。

2 法第六十八条の三の九第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(第二号から第四号までに定める金額については、同項に規定する特定外国子会社等に係る第三十九条の三十五の九第一項の規定による課税対象留保金額の計算上控除される金額を除く。)となる。

一 法第六十八条の三の九第一項に規定する特定信託に係る特定外国子会社等につき同項第一号に掲げる事実が生じた場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額にイに掲げる金額の計算の基礎となつた事業年度(以下この号において「配当事業年度」といふ。)(終了の時に於ける当該特定外国子会社等の発行済株式等(請求権のない株式に係るものを除く。)(のうちに当該配当事業年度終了の時に於ける当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の法第六十八条の三の七第一項に規定する直接及び間接保有の株式等(第二号において「直接及び間接保有の株式等」といふ。)(イに掲げる利益の配当又は剰余金の分配の額が当該特定信託に係る外国関係会社(当該特定信託に係る特定外国子会社等を除く。第三号及び四号において同いふ。))による受ける利益の配当又は剰余金の分配の額につきその本店所在地国において課せられる税の負担が軽減税基準以下のもの及び当該

(新設)

該特定信託に係る他の特定外国子会社等に支払われた場合における当該外国関係会社及び当該他の特定外国子会社等を通じて保有する間接保有の株式等を除く。) の占める割合を乗じて計算した金額

イ 法第六十八条の三の九第一項第一号に掲げる利益の配当又は剰余金の分配の額

ロ 配当事業年度の第三十九条の三十五の八第四項に規定する未処分所得の金額 (当該配当事業年度において還付を受けることとなる法人所得税の額がある場合) は、当該還付を受けることとなる法人所得税の額を含む。) から当該配当事業年度において納付をすることとなる法人所得税の額を控除した残額

二 法第六十八条の三の九第一項に規定する特定信託に係る特定外国子会社等につき同項第一号に掲げる事実が生じた場合 同号に掲げる金額のうち当該特定信託に対して交付をした金額で法人税法第八十一条の三第一項において適用される同法第二十四条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされるものと同号に掲げる金額に当該事実が生じた時における当該特定外国子会社等の発行済株式等 (請求権のない株式に係るものを除く。) のうちに当該事実が生じた時における当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の間接保有の株式等 (請求権のない株式に係るものを除くものと) 同号に掲げる金額が当該特定信託に係る外国関係会社でその受ける金額につきその本店所在地国において課される税の負担が軽減税基準以下のもの及び当該特定信託に係る他の特定外国子会社等に対して交付された場合における当該外国関係会社及び当該他の特定外国子会社等を通じて保有する間接保有の株式等を除く。) の占める割合を乗じて計算

した金額との合計額

三 法第六十八条の三の九第一項に規定する特定信託に係る特定外国子会社等につき同項第二号に掲げる事実が生じた場合、同号に掲げる金額に当該事実が生じた時における当該特定外国子会社等の発行済株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）のつちに当該事実が生じた時における当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等（同号に掲げる金額のつち当該事実が生じた時において当該特定信託に係る外国関係会社が有する当該特定外国子会社等の株式（出資を含むものとし、利益をもつてする株式の消却の場合にあつては、消却されなかつた株式とする。）に対応する部分の金額につきその本店所在地国において課される税の負担が軽減税基準以下である場合における当該外国関係会社及び当該特定信託に係る他の特定外国子会社等を通じて保有する間接保有の株式等を除く。）の占める割合を乗じて計算した金額

四 法第六十八条の三の九第一項に規定する特定信託に係る外国関係会社につき同項第四号に掲げる事実が生じた場合、同号に掲げる金額（当該金額が他の特定外国子会社等に該当する外国関係会社から受けたものである場合には、当該金額から当該他の特定外国子会社等に係る適用対象留保金額又は課税対象留保金額の計算上控除される金額と当該事実が生じたことにより同項の規定により損金の額に算入される金額との合計額に相当する金額を控除した残額）のつち控除未済課税済配当等の額に達するまでの金額

(外国関係会社の判定)

第三十九条の二五の十三 法第六十八条の三の七第一項の場合において、外国法

(新設)

人が外国関係会社に該当するかどうかの判定は、当該外国法人の各事業年度終了の時の現況によるものとし、特定信託が同項各号に掲げる特定信託に該当するかどうかの判定は、当該各号に規定する外国関係会社の各事業年度終了の時の現況による。

2 法第六十八条の三の七第一項の規定があつた特定信託の同項の規定により益金の額に算入された金額は、法人税法第八十二条の五第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれないものとする。

四 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

改正案	現行
<p>（修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収の猶予を認めない場合等） 第六条の九の二（略）</p> <p>2 法第十五条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第十五条の四第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項第一号の申告書若しくは同項第三号の修正申告書の提出があつた時まで又は同項第二号の更正の通知を受けた日までに、当該申告書、修正申告書又は更正に係る事業年度又は計算期間に係る法第五十三条第一項若しくは第二項の申告書、第三百二十一条の八第一項若しくは第二項の申告書又は法第七十二条の二十五第五項（法第七十二条の二十八第二項、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十第二項、第七十二条の三十一第二項又は第七十二条の三十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二十六第四項の申告書（第四号において「事業税の申告書」という。）に係る税額が完納されていないとき。</p> <p>二 法第十五条の四第一項第一号に該当する場合において、同号の申告書の提出があつた時まで当該申告書に係る事業年度又は計算期間に係る法第五十三条第一項若しくは第二項又は第三百二十一条の八第一</p>	<p>（修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収の猶予を認めない場合等） 第六条の九の二（略）</p> <p>2 法第十五条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第十五条の四第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項第一号の申告書若しくは同項第三号の修正申告書の提出があつた時まで又は同項第二号の更正の通知を受けた日までに、当該申告書、修正申告書又は更正に係る事業年度に係る法第五十三条第一項若しくは第二項の申告書、第三百二十一条の八第一項若しくは第二項の申告書又は法第七十二条の二十五第五項（法第七十二条の二十八第二項、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十第二項、第七十二条の三十一第二項又は第七十二条の三十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二十六第四項の申告書（第四号において「事業税の申告書」という。）に係る税額が完納されていないとき。</p> <p>二 法第十五条の四第一項第一号に該当する場合において、同号の申告書の提出があつた時まで当該申告書に係る事業年度に係る法第五十三条第一項若しくは第二項又は第三百二十一条の八第一項若しくは第</p>

項若しくは第二項の申告書が提出されていないとき。

三 法第十五条の四第一項第二号（道府県民税に係る部分に限る。）に該当する場合において、同号の更正の通知を受けた日までに当該更正に係る事業年度又は計算期間に係る事業税につき法第七十二条の三十三第二項の修正申告書（当該事業税に係る法第七十二条の四十八第二項に規定する分割基準である従業者の数に誤りがあつたことによるものに限る。）が提出されていないとき。

四 法第十五条の四第一項第三号に該当する場合において、同号の修正申告書の提出があつた時までに当該修正申告書に係る事業年度又は計算期間に係る事業税の申告書が提出されていないとき、又は法第七十二条の三十三第二項の規定による修正申告書の提出が同条第三項の規定による修正申告書を提出しなかつたことに基づくとき。

（法第二十三条第一項第十四号イの利子等）

第七条の三の二 略

（削る）

（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）

第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

一～五（略）

二項の申告書が提出されていないとき。

三 法第十五条の四第一項第二号（道府県民税に係る部分に限る。）に該当する場合において、同号の更正の通知を受けた日までに当該更正に係る事業年度に係る事業税につき法第七十二条の三十三第二項の修正申告書（当該事業税に係る法第七十二条の四十八第二項に規定する分割基準である従業者の数に誤りがあつたことによるものに限る。）が提出されていないとき。

四 法第十五条の四第一項第三号に該当する場合において、同号の修正申告書の提出があつた時までに当該修正申告書に係る事業年度に係る事業税の申告書が提出されていないとき、又は法第七十二条の三十三第二項の規定による修正申告書の提出が同条第三項の規定による修正申告書を提出しなかつたことに基づくとき。

（法第二十三条第一項第十四号の利子等の範囲）

第七条の三の二 略

2| 法第二十三条第一項第十四号八に規定する政令で定める勧誘は、租税特別措置法施行令第三条の四に規定するものとする。

（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）

第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

一～五（略）

六 所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託の収益の分配のうち投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律）昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者であつて、同条第十六項に規定する投資信託委託業者を営むものをいう。次号及び第十二号並びに次項第三号、第四号及び第八号並びに第九条の十一において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該収益の分配の支払の事務

七 所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託の収益の分配のうち投資信託委託業者又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律）昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。第十二号及び第九条の十一において同じ。）（第十二号並びに次項第四号及び第八号において「委託者非指図型投資信託の受託信託会社」という。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該収益の分配の支払の事務

八～十一（略）

十二 法第二十三条第一項第十四号八に掲げる配当等のうち投資信託委託業者、委託者非指図型投資信託の受託信託会社又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二条第十二項に規定する特定目的信託の受託者である信託会社）（次項第八号において「特定目的信

六 所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託の収益の分配のうち証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者）（第十一号、次項第三号及び第七号並びに第九条の十一において「証券投資信託委託業者」という。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該収益の分配の支払の事務

（新設）

七～十（略）

十一 法第二十三条第一項第十四号八に掲げる配当等のうち証券投資信託委託業者の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該配当等の支払の事務

託の受託信託会社」という。)の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該配当等の支払の事務

十三(十七) (略)

2 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者(当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。)とする。

一・二 (略)

三 所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託の収益の分配(前項第六号に掲げる収益の分配を除く。)

投資信託委託業者から委託を受けて当該収益の分配の支払をする証券会社又は証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関(次号及び第八号並びに第九条の十一において「登録金融機関」という。)(当該収益の分配の支払の取次ぎをする金融機関で自治省令で定めるもの又は証券会社がある場合にあつては、当該金融機関又は証券会社)

四 所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託の収益の分配(前項第七号に掲げる収益の分配を除く。)

投資信託委託業者又は委託者非指図型投資信託の受託信託会社から委託を受けて当該収益の分配の支払をする証券会社又は登録金融機関(当該収益の分配の支払の取次ぎをする金融機関で自治省令で定めるもの又は証券会社がある場合にあつては、当該金融機関又は証券会社)

五 預金保険法第八十一条の二第一項の規定による買取りの対価(前項第十号に掲げる対価を除く。)

又は同条第二項ただし書の規定による

十二(十六) (略)

2 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者(当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。)とする。

一・二 (略)

三 所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託の収益の分配(前項第六号に掲げる収益の分配を除く。)

証券投資信託委託業者から委託を受けて当該収益の分配の支払をする証券会社又は証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関(第七号及び第九条の十一において「登録金融機関」という。)(当該収益の分配の支払の取次ぎをする金融機関で自治省令で定めるもの又は証券会社がある場合にあつては、当該金融機関又は証券会社)

(新設)

四 預金保険法第八十一条の二第一項の規定による買取りの対価(前項第九号に掲げる対価を除く。)

又は同条第二項ただし書の規定による

支払（前項第十号に掲げる支払を除く。） 同法第三十五条第一項の規定により預金保険機構の業務の一部の委託を受けた日本銀行又は同法第二条第一項に規定する金融機関

六 農水産業協同組合貯金保険法第六十八条第一項の規定による買取りの対価（前項第十一号に掲げる支払を除く。）又は同条第二項ただし書の規定による支払（前項第十一号に掲げる支払を除く。） 同法第三十五条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構の業務の一部の委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関

七 略

八 法第二十三条第一項第十四号八に掲げる配当等（前項第十二号に掲げる配当等を除く。） 投資信託委託業者、委託者非指図型投資信託の受託信託会社又は特定目的信託の受託信託会社から委託を受けて当該配当等の支払をする証券会社又は登録金融機関（当該配当等の支払の取次ぎをする金融機関で自治省令で定めるもの又は証券会社がある場合にあつては、当該金融機関又は証券会社）

九 法第二十三条第一項第十四号二に掲げる国外公募投資信託等の配当等 租税特別措置法第八条の三第一項に規定する支払の取扱者

十 法第二十三条第一項第十四号ホに掲げる特定投資法人の投資口の配当等 租税特別措置法第八条の四第一項に規定する特定投資法人から委託を受けて当該配当等の支払をする投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十七項に規定する一般事務受託者

3
(略)

支払（前項第九号に掲げる支払を除く。） 同法第三十五条第一項の規定により預金保険機構の業務の一部の委託を受けた日本銀行又は同法第二条第一項に規定する金融機関

五 農水産業協同組合貯金保険法第六十八条第一項の規定による買取りの対価（前項第十号）に掲げる支払を除く。）又は同条第二項ただし書の規定による支払（前項第十号）に掲げる支払を除く。） 同法第三十五条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構の業務の一部の委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関

六 略

七 法第二十三条第一項第十四号八に掲げる配当等（前項第十一号に掲げる配当等を除く。） 証券投資信託委託業者から委託を受けて当該配当等の支払をする証券会社又は登録金融機関（当該配当等の支払の取次ぎをする金融機関で自治省令で定めるもの又は証券会社がある場合にあつては、当該金融機関又は証券会社）

八 法第二十三条第一項第十四号二に掲げる公募国外証券投資信託の配当等 租税特別措置法第八条の三第一項に規定する支払の取扱者

九 法第二十三条第一項第十四号ホに掲げる特定証券投資法人の投資口の配当等 租税特別措置法第八条の四第一項に規定する特定証券投資法人から委託を受けて当該配当等の支払をする証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する一般事務受託者

3
(略)

(信託会社等が支払を受ける利子等)

第七条の四の五 法第二十五条の二第三項に規定する信託会社が支払を受ける利子等又は配当等で政令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二条の二第九項若しくは第十一項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する国外公社債等の利子等又は同令第四条第五項若しくは第七項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する国外投資信託等の配当等とする。

2 法第二十五条の二第三項に規定する租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる法人が支払を受ける利子等又は配当等で政令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二条の二第十項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する国外公社債等の利子等又は同令第四条第六項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する国外投資信託等の配当等とする。

3 (略)

(法第五十三条第一項前段の法人税割額)

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する政令で定めるところにより計算した法人税割額(以下本条において「予定申告に係る法人税割額」という。)は、同項に規定する予定申告法人(以下本条において「予定申告法人」という。)(の当該道府県民税の申告書に係る事業年度又は計算期間開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分又は前計算期間分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額(これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、

(信託会社等が支払を受ける利子等)

第七条の四の五 法第二十五条の二第三項に規定する信託会社が支払を受ける利子等又は配当等で政令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二条の二第九項の規定の適用を受ける同項の国外公社債等の利子等又は同令第四条第六項の規定の適用を受ける同項の国外証券投資信託の配当等とする。

2 法第二十五条の二第三項に規定する証券投資法人が支払を受ける利子等又は配当等で政令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二条の二第十項の規定の適用を受ける同項の国外公社債等の利子等又は同令第四条第七項の規定の適用を受ける同項の国外証券投資信託の配当等とする。

3 (略)

(法第五十三条第一項前段の法人税割額)

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する政令で定めるところにより計算した法人税割額(以下本条において「予定申告に係る法人税割額」という。)は、同項に規定する予定申告法人(以下本条において「予定申告法人」という。)(の当該道府県民税の申告書に係る事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額(これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二

第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六を乗じて得た金額を前事業年度又は前計算期間の月数で除して得た金額とする。

2・3 (略)

4 前三項の場合において、当該予定申告法人又は被合併法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有するものであるときは、前事業年度分又は前計算期間分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額は、関係道府県ごとの前事業年度分又は前計算期間分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額とし、被合併法人の確定法人税割額は、関係道府県ごとの被合併法人の確定法人税割額とする。

5 (略)

(道府県民税の中間納付額の還付の手続)

第九条の二 法第五十三条第五項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額(以下「道府県民税の中間納付額」という。)の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第五十五条の規定による更正又は決定によつて道府県民税の中間納付額が還付

二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2・3 (略)

4 前三項の場合において、当該予定申告法人又は被合併法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有するものであるときは、前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額は、関係道府県ごとの前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額とし、被合併法人の確定法人税割額は、関係道府県ごとの被合併法人の確定法人税割額とする。

5 (略)

(道府県民税の中間納付額の還付の手続)

第九条の二 法第五十三条第五項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額(以下「道府県民税の中間納付額」という。)の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第五十五条の規定による更正又は決定によつて道府県民税の中間納付額が還付

されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 請求をする法人の名称〔法人税法第八十二条の八第一項の規定による申告書に係る法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割に係る道府県民税の中間納付額の還付の請求にあつては、当該法人及び特定信託（同法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。第九条の九の二第一項第一号において同じ。）の名称〕及び当該道府県内の主たる事務所又は事業所の所在地

二 四（略）

2・3（略）

（道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付）

第九条の三 道府県知事は、前条の規定によつて道府県民税の中間納付額を還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち前条第二項又は第三項の規定により還付すべき金額（次条第一号若しくは第二号又は第九条の九の三第一項第二号の規定により充当される金額があるときは、これを控除した金額）の占める割合を乗じて得た金額をあわせて還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 請求をする法人の名称及び当該道府県内の主たる事務所又は事業所の所在地

二 四（略）

2・3（略）

（道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付）

第九条の三 道府県知事は、前条の規定によつて道府県民税の中間納付額を還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち前条第二項又は第三項の規定により還付すべき金額（次条第一号若しくは第二号又は第九条の九の三第一項第二号の規定により充当される金額があるときは、これを控除した金額）の占める割合を乗じて得た金額をあわせて還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

- 一 (略)
- 二 当該道府県民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度又は計算期間の法第五十三条第一項若しくは第二項の申告書(法人税法第七十四条第一項、第八十二条の十第一項及び第四百四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)に記載された道府県民税額又は当該還付の基因となつた更正若しくは決定に係る道府県民税額(次条第一項第一号の規定により充当される金額があるときは、これを加算した金額)に達するまで順次求めた各道府県民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

(還付すべき道府県民税の中間納付額の充当)

第九条の四 前二条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額(次条の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当するものとする。

- 一 還付すべき道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は計算期間分の道府県民税額で法第五十三条第七項若しくは第八項の規定により納付すべきもの又は法第五十六条の規定により徴収すべきものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。
- 二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、当該事業年度分又は計算期間分の道府県民税の中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の道府県民税の中間納付額に充当する。

- 一 (略)
- 二 当該道府県民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度の法第五十三条第一項若しくは第二項の申告書(法人税法第七十四条第一項及び第四百四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)に記載された道府県民税額又は当該還付の基因となつた更正若しくは決定に係る道府県民税額(次条第一項第一号の規定により充当される金額があるときは、これを加算した金額)に達するまで順次求めた各道府県民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

(還付すべき道府県民税の中間納付額の充当)

第九条の四 前二条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額(次条の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当するものとする。

- 一 還付すべき道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の道府県民税額で法第五十三条第七項若しくは第八項の規定により納付すべきもの又は法第五十六条の規定により徴収すべきものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。
- 二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、当該事業年度分の道府県民税の中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の道府県民税の中間納付額に充当する。

三 (略)

2 (略)

(道府県民税の中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の五 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額(法第五十三条第二項の規定による道府県民税の申告書に係るものを除く。以下本条において同じ。)の還付をする場合においては、当該道府県民税の中間納付額(道府県民税の中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合においては、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る道府県民税の中間納付額から、当該還付すべき道府県民税の中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の道府県民税の中間納付額の金額に達するまで順次さかのぼって求めた道府県民税の中間納付額の金額とする。)に、当該道府県民税の中間納付額の納付の日(当該道府県民税の中間納付額が法第五十三条第一項の規定による当該道府県民税の中間納付額に係る申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限)の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日までの期間(第九条の二第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分又は計算期間分の道府県民税の法第五十三条第一項の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除くものとし、法第五十五条第二項の規定による決定又は当該決定に係る同条第三項の規定による更正に

三 (略)

2 (略)

(道府県民税の中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の五 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額(法第五十三条第二項の規定による道府県民税の申告書に係るものを除く。以下本条において同じ。)の還付をする場合においては、当該道府県民税の中間納付額(道府県民税の中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合においては、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る道府県民税の中間納付額から、当該還付すべき道府県民税の中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の道府県民税の中間納付額の金額に達するまで順次さかのぼって求めた道府県民税の中間納付額の金額とする。)に、当該道府県民税の中間納付額の納付の日(当該道府県民税の中間納付額が法第五十三条第一項の規定による当該道府県民税の中間納付額に係る申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限)の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日までの期間(第九条の二第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除くものとし、法第五十五条第二項の規定による決定又は当該決定に係る同条第三項の規定による更正により還付する場

より還付する場合においては、当該期限の翌日から当該決定があつた日までの期間を除くものとする。）の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。ただし、前条の規定により当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は計算期間分の道府県民税に充当する場合には、この限りでない。

2 (略)

(道府県民税の中間納付額に係る延滞金の免除)

第九条の六 第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額を当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は計算期間分の未納の道府県民税額に充当するとき、又は法第五十三条第二項の規定による道府県民税の申告書に係る道府県民税の中間納付額で未納のものに充当するときは、道府県知事は、当該充当に係る未納の道府県民税額についての延滞金を免除する。

(外国の法人税等の額の控除)

第九条の七 法第五十三条第九項に規定する外国の法人税等（以下本条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第八十二条の七第一項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各計算期間において課された外国の法人税等の額が当

合においては、当該期限の翌日から当該決定があつた日までの期間を除くものとする。）の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。ただし、前条の規定により当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の道府県民税に充当する場合には、この限りでない。

2 (略)

(道府県民税の中間納付額に係る延滞金の免除)

第九条の六 第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額を当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の未納の道府県民税額に充当するとき、又は法第五十三条第二項の規定による道府県民税の申告書に係る道府県民税の中間納付額で未納のものに充当するときは、道府県知事は、当該充当に係る未納の道府県民税額についての延滞金を免除する。

(外国の法人税等の額の控除)

第九条の七 法第五十三条第九項に規定する外国の法人税等（以下本条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の法

該事業年度又は計算期間の法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額又は同法第八十二条の七第一項に規定する控除限度額（以下本条、第四十八条の十三及び第五十七条の二において「国税の控除限度額」という。）及び第四項の規定により計算した額（以下本条、第四十八条の十三及び第五十七条の二において「道府県民税の控除限度額」という。）の合計額に満たない場合において、当該事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は当該計算期間の開始の日前三年以内に開始した各計算期間（これらの事業年度又は計算期間のうちその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度又は計算期間があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は当該損金に算入した計算期間以前の計算期間を除くものとし、当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人の当該合併の日以前に終了した各事業年度を含む。以下本条及び第四十八条の十三において「前三年以内の各事業年度又は各計算期間」という。）において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度前の事業年度又は当該計算期間前の計算期間において法人税法第六十九条及び第八十二条の七の規定並びに法第五十三条第九項及び法第二百一十一条の八第九項の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い事業年度又は計算期間のものから順次当該事業年度又は計算期間に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は計算期間において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該超える部分の額は、法第五

人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額（以下本条、第四十八条の十三及び第五十七条の二において「国税の控除限度額」という。）及び第四項の規定により計算した額（以下本条、第四十八条の十三及び第五十七条の二において「道府県民税の控除限度額」という。）の合計額に満たない場合において、当該事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度（これらの事業年度のうちその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度を除くものとし、当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人の当該合併の日以前に終了した各事業年度を含む。以下本条及び第四十八条の十三において「前三年以内の各事業年度」という。）において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度前の事業年度において法人税法第六十九条、法第五十三条第九項及び法第二百一十一条の八第九項の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い事業年度のものから順次当該事業年度に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該超える部分の額は、法第五十三条第九項の規定の適用については、当該事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

十三条第九条の規定の適用については、当該事業年度又は計算期間において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第五十三条第九項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 (略)

二 租税特別措置法第六十六条の六第一項又は第六十八条の三の七第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係るこれらの規定に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらの規定に規定する課税対象留保金額に対応するものとして同法第六十六条の七第一項又は第六十八条の三の八第一項の規定の例により計算した金額

4 (略)

5 各事業年度又は各計算期間において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は計算期間の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の十三第五項の規定により計算した額(以下本条、第四十八条の十三及び第五十七条の二において「市町村民税の控除限度額」という。)の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各計算期間につき法第五十三条第九項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうち当該前三年以内の各事業年度又は各計算期間の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は計算期間に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第五十三条第九項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 (略)

二 租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項に規定する課税対象留保金額に対応するものとして同法第六十六条の七第一項の規定の例により計算した金額

4 (略)

5 各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の十三第五項の規定により計算した額(以下本条、第四十八条の十三及び第五十七条の二において「市町村民税の控除限度額」という。)の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度につき法第五十三条第九項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうち当該前三年以内の各事業年度の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度の道府県民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度の法人税法施行

度又は計算期間の道府県民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各計算期間の法人税法施行令第四百四十四条第四項に規定する国税の控除余裕額又は同令第五百五十六条の十一第四項に規定する国税の控除余裕額（同令第四百四十五条第三項又は第五百五十六条の十二第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。以下本条及び第四十八条の十三において「国税の控除余裕額」という。）、外国の法人税等のうち法第五十三条第九項の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下本条及び第四十八条の十三において「道府県民税の控除余裕額」という。）又は外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第九項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下本条及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」という。）を前三年以内の各事業年度のうち最も古い事業年度又は前三年以内の各計算期間のうち最も古い計算期間のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は計算期間のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は計算期間において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は計算期間の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業

令第四百四十四条第四項に規定する国税の控除余裕額（同令第四百四十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。以下本条及び第四十八条の十三において「国税の控除余裕額」という。）、外国の法人税等のうち法第五十三条第九項の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下本条及び第四十八条の十三において「道府県民税の控除余裕額」という。）又は外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第九項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下本条及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」という。）を前三年以内の各事業年度のうち最も古い事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度において本項の規定により当該前三年以内の各事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、本項の規定の適用については、ないものとみなす。

年度又は各計算期間において本項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各計算期間の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、本項の規定の適用については、ないものとみなす。

6 法第五十三条第九項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十二条の七の規定により同条の外国の法人税の額を控除する計算期間に係る法人税割額についてするものとする。

7 法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年以内の各事業年度又は各計算期間における法人税割額の計算上法第五十三条第九項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度又は前計算期間以前の計算期間の法人税割額について控除されなかつた部分の額は、当該法人の当該事業年度又は計算期間の当該法人税割額から控除するものとする。

8 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第九項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は計算期間に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は計算期間の道府県民税の控除限度額の計算

6 法第五十三条第九項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同法同条の外国の法人税の額を控除する事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

7 法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年以内の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第九項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度の法人税割額について控除されなかつた部分の額は、当該法人の当該事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

8 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第九項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について第四項ただし書の

について第四項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は計算期間分の法人税割の税率に相当する割合として自治省令で定める割合を乗じて得た数を百分の五で除して得た数）にあん分して計算した額とする。

9 法第五十三条第九項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項又は第二項に規定する申告書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書）で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載があるものを提出した場合（第二項、第五項又は第七項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度又は当該規定の適用を受けようとする金額の生じた計算期間以後の各計算期間について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該申告書を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、道府県知事において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（法人税割額から控除する利子割額の計算）

第九条の九 法第五十三条第十一項の規定により法人税割額から控除する利子割額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債（第三項において、「公社債」という。）の利子、同条第一項第十二号の二に規定する投資

規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として自治省令で定める割合を乗じて得た数を百分の五で除して得た数）にあん分して計算した額とする。

9 法第五十三条第九項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項又は第二項に規定する申告書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書）で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載があるものを提出した場合（第二項、第五項又は第七項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該申告書を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、道府県知事において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（法人税割額から控除する利子割額の計算）

第九条の九 法第五十三条第十一項の規定により法人税割額から控除する利子割額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債（第三項において、「公社債」という。）の利子、同条第一項第十三号に規定する証券投資

信託（以下本条において「投資信託」という。）若しくは同項第十五号の四に規定する特定目的信託（以下本条において「特定目的信託」という。）の収益の分配又は法第二十三条第一項第十四号ホに掲げる特定投資法人の投資口の配当等（以下本条において「公社債利子等」という。）に対する利子割 その元本を所有していた期間に対応するものとして計算される利子割額（以下本条において「控除対象利子割額」という。）

二（略）

2（略）

3 法人は、控除対象利子割額を前項に規定する方法により計算することに代えて、その利子割額に係る公社債利子等の元本を公社債、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券又は租税特別措置法第八条の四第一項に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口の三種類に区分し、更にその元本を当該公社債利子等の計算の基礎となつた期間が一年を超えるものと一年以下のものとに区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごとに、その利子割額に、第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗ずる方法により計算することができる。

一・二（略）

4（略）

5 第二項の場合における月数は、曆に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。ただし、投資信託若しくは特定目的信託の終了又は投資信託若しくは特定目的信託の一部の解約による収益の分

信託（以下本条において「証券投資信託」という。）の収益の分配又は法第二十三条第一項第十四号ホに掲げる特定証券投資法人の投資口の配当等（以下本条において「公社債利子等」という。）に対する利子割 その元本を所有していた期間に対応するものとして計算される利子割額（以下本条において「控除対象利子割額」という。）

二（略）

2（略）

3 法人は、控除対象利子割額を前項に規定する方法により計算することに代えて、その利子割額に係る公社債利子等の元本を公社債、証券投資信託の受益証券又は租税特別措置法第八条の四第一項に規定する特定証券投資法人の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十三項に規定する投資口の三種類に区分し、更にその元本を当該公社債利子等の計算の基礎となつた期間が一年を超えるものと一年以下のものとに区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごとに、その利子割額に、第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗ずる方法により計算することができる。

一・二（略）

4（略）

5 第二項の場合における月数は、曆に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。ただし、証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約による収益の分配により委託者又は証券投資信託約

配により委託者又は投資信託若しくは特定目的信託の契約若しくは当該契約に係る約款に基づき委託者若しくは受託者が指定する証券取引法第二条第八項に規定する証券業を営む法人若しくは同法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券若しくは取引につき当該各号に定める行為を行う同項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の受ける収益の分配については、その所有した期間の全期間が十五日以下であるときは、これを切り捨てる。

(利子割額の控除不足額の還付の手続)

第九条の九の二 法第五十三条第十九項の規定によつて法人税割額の計算上控除しきれなかつた金額(以下「利子割額の控除不足額」という。)の還付を受けようとする法人は、当該利子割額の控除不足額に係る申告書の提出と同時に、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出しなければならない。ただし、法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正によつて利子割額の控除不足額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

- 一 請求をする法人の名称(法人税法第八十二条の十一項の規定による申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に係る利子割額の控除不足額の還付の請求にあつては、当該法人及び特定信託の名称)及び主たる事務所又は事業所の所在地

款に基づき委託者が指定する証券取引法第二条第八項に規定する証券業を営む法人の受ける収益の分配については、その所有した期間の全期間が十五日以下であるときは、これを切り捨てる。

(利子割額の控除不足額の還付の手続)

第九条の九の二 法第五十三条第十九項の規定によつて法人税割額の計算上控除しきれなかつた金額(以下「利子割額の控除不足額」という。)の還付を受けようとする法人は、当該利子割額の控除不足額に係る申告書の提出と同時に、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出しなければならない。ただし、法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正によつて利子割額の控除不足額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

- 一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二丁四 (略)

2・3 (略)

(還付すべき利子割額の控除不足額の充当)

第九条の九の三 前条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額(次条の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当するものとする。

一 還付すべき利子割額の控除不足額に係る事業年度分又は計算期間分の道府県民税額で法第五十三条第七項若しくは第八項の規定により納付すべきもの又は法第五十六条の規定により徴収すべきものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、当該事業年度分又は計算期間分の道府県民税の中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の道府県民税の中間納付額に充当する。

三 (略)

2 (略)

(利子割額の控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九の四 道府県知事は、第九条の九の二の規定により利子割額の控除不足額(法人税法第百四条第一項の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人が申告納付すべき法人税割額に係る利子割額の控除不足額(当該法人税割額の更正により増加した利子割額の控除不足額

二丁四 (略)

2・3 (略)

(還付すべき利子割額の控除不足額の充当)

第九条の九の三 前条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額(次条の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当するものとする。

一 還付すべき利子割額の控除不足額に係る事業年度分の道府県民税額で法第五十三条第七項若しくは第八項の規定により納付すべきものは法第五十六条の規定により徴収すべきものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、当該事業年度分の道府県民税の中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の道府県民税の中間納付額に充当する。

三 (略)

2 (略)

(利子割額の控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九の四 道府県知事は、第九条の九の二の規定により利子割額の控除不足額(法人税法第百四条第一項の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人が申告納付すべき法人税割額に係る利子割額の控除不足額(当該法人税割額の更正により増加した利子割額の控除不足額

を含む。第九条の九の五において「清算確定申告の控除不足額」という。
。）を除く。以下本条において同じ。）の還付をする場合には、
当該利子割額の控除不足額に、当該利子割額の控除不足額に係る第九条
の九の二の規定による請求書（法第五十五条第一項又は第三項の規定に
よる更正によつて利子割額の控除不足額が還付されることとなつた場合
には、当該利子割額の控除不足額に係る申告書）の提出のあつた日（同
日）が当該利子割額の控除不足額に係る申告書の提出期限前である場合に
は、その提出期限）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前
条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとな
つた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パー
セントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額
に加算しなければならない。ただし、前条の規定により当該利子割額の
控除不足額に係る事業年度分又は計算期間分の道府県民税に充当する場
合には、この限りでない。

2 (略)

(利子割額の控除不足額に係る延滞金の免除)

第九条の九の五 第九条の九の二の規定により利子割額の控除不足額の還
付をする場合において、当該利子割額の控除不足額を当該利子割額の控
除不足額に係る事業年度分又は計算期間分の未納の道府県民税額に充当
するとき、又は清算確定申告の控除不足額に係る申告書に係る道府県民
税の中間納付額で未納のものに充当するときは、道府県知事は、当該充
当に係る未納の道府県民税額についての延滞金を免除する。

を含む。第九条の九の五において「清算確定申告の控除不足額」という
。）を除く。以下本条において同じ。）の還付をする場合には、
当該利子割額の控除不足額に、当該利子割額の控除不足額に係る第九条
の九の二の規定による請求書（法第五十五条第一項又は第三項の規定に
よる更正によつて利子割額の控除不足額が還付されることとなつた場合
には、当該利子割額の控除不足額に係る申告書）の提出のあつた日（同
日）が当該利子割額の控除不足額に係る申告書の提出期限前である場合に
は、その提出期限）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前
条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとな
つた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パー
セントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額
に加算しなければならない。ただし、前条の規定により当該利子割額の
控除不足額に係る事業年度分の道府県民税に充当する場合には、この限
りでない。

2 (略)

(利子割額の控除不足額に係る延滞金の免除)

第九条の九の五 第九条の九の二の規定により利子割額の控除不足額の還
付をする場合において、当該利子割額の控除不足額を当該利子割額の控
除不足額に係る事業年度分の未納の道府県民税額に充当するとき、又は
清算確定申告の控除不足額に係る申告書に係る道府県民税の中間納付額
で未納のものに充当するときは、道府県知事は、当該充当に係る未納の
道府県民税額についての延滞金を免除する。

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)
第九条の九の七 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をすることに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第十五項(同条第十六項(同条第十七項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第十七項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する当該更正の日の属する事業年度又は計算期間開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度又は計算期間の同条第一項の申告書(法人税法第七十四条第一項又は第八十二条の十第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)が提出された日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合にあつては当該申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日

二 (略)
2 (略)

(信託財産について納付した利子割額の控除)

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)
第九条の九の七 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をすることに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第十五項(同条第十六項(同条第十七項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第十七項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度の同条第一項の申告書(法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)が提出された日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合にあつては当該申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日

二 (略)
2 (略)

(信託財産について納付した利子割額の控除)

第九条の十一 法第七十一条の七第一項の規定により控除する利子割の額は、信託会社、証券会社、投資信託委託業者又は登録金融機関が同項に規定する収益の分配（当該利子割が徴収された日の属する収益の分配の計算期間に対応するものに限るものとし、当該徴収に係る信託財産がその受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託で自治省令で定めるものに係るものである場合には、信託財産を当該証券投資信託の受益証券に対する投資として運用することを目的とする租税特別措置法第八条の二第一項第一号に規定する証券投資信託の収益の分配とする。）につき法第七十一条の十第二項の規定により利子割を徴収する際、その徴収して納入すべき利子割の額から控除するものとする。

（外国税額控除の対象となる外国所得税）

第九条の十二 法第七十一条の八に規定する政令で定める外国所得税は、同条の規定する国外公社債等の利子等については租税特別措置法施行令第二条の二第三項に規定するものとし、法第七十一条の八に規定する国外公募投資信託等の配当等については同令第四条第二項に規定するものとする。

（法第七十二条の十三第十項の政令で定める場合）

第九条の十一 法第七十一条の七第一項の規定により控除する利子割の額は、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）、証券会社、証券投資信託委託業者又は登録金融機関が法第七十一条の七第一項に規定する収益の分配（当該利子割が徴収された日の属する収益の分配の計算期間に対応するものに限るものとし、当該徴収に係る信託財産がその受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託で自治省令で定めるものに係るものである場合には、信託財産を当該証券投資信託の受益証券に対する投資として運用することを目的とする租税特別措置法第八条の二第一項に規定する証券投資信託の収益の分配とする。）につき法第七十一条の十第二項の規定により利子割を徴収する際、その徴収して納入すべき利子割の額から控除するものとする。

（外国税額控除の対象となる外国所得税）

第九条の十二 法第七十一条の八に規定する政令で定める外国所得税は、同条の規定する国外公社債等の利子等については租税特別措置法施行令第二条の二第三項に規定するものとし、法第七十一条の八に規定する公募国外証券投資信託の配当等については同令第四条第三項に規定するものとする。

第二十条の二 法第七十二条の十三第十項に規定する政令で定める場合は、特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下本節において同じ。）の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の各計算期間の末日につき当該末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日又は土曜日であるときは、その翌営業日を当該各計算期間の末日とする旨の定めがあるため、当該各計算期間が一年を超えることとなる場合とする。

2] 前項に定める場合に該当する特定信託の計算期間の月数に関する法及びこの政令の規定の適用については、当該計算期間の月数は、十二月とみなす。

（繰越欠損金の損金算入の特例）

第二十一条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得又は各特定信託の各計算期間の所得を法第七十二条の十四第一項本文又は第二項の規定によつて当該法人の当該各事業年度又は各計算期間の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する場合において、当該法人が当該各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度又は当該各計算期間開始の日前五年以内に開始した計算期間において生じた欠損金額につき法人税法第八十一条（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）又は第八十二条の十五の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得又は各特定信託の各計算期間の所得の計算上損金の額に算入すべき金額は、同法第

（繰越欠損金の損金算入の特例）

第二十一条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の十四第一項本文の規定によつて当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する場合において、当該法人が当該各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額につき法人税法第八十一条（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額に算入すべき金額は、同法第五十七条第一項本文（同法第百四十二条の規定により同法第五十七条第一項本文の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の

五十七条第一項本文（同法第八十二条の三第一項又は第四百二十二条の規定により同法第五十七条第一項本文の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得又はその欠損金額の生じた計算期間以後の計算期間の所得の計算上、損金の額に算入されなかつた欠損金額に相当する金額とする。

（損金の額に算入した所得税額がある法人の所得の算定の特例）

第二十一条の二 法第七十二条の十四第一項本文又は第二項の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得又は各特定信託の各計算期間の所得を算定する場合において、当該法人が当該事業年度又は計算期間において所得税法の規定により課された所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項（同法第四百四十四条（租税特別措置法第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。））において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第八十二条の六第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）又は租税特別措置法第六十八条の二の規定の適用を受けないときは、当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の算定については、当該所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（寄附金の損金算入限度額）

事業年度の所得の計算上、損金の額に算入されなかつた欠損金額に相当する金額とする。

（損金の額に算入した所得税額がある法人の所得の算定の特例）

第二十一条の二 法第七十二条の十四第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項（同法第四百四十四条（租税特別措置法第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。））において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）又は租税特別措置法第六十八条の二の規定の適用を受けないときは、当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の算定については、当該所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（寄附金の損金算入限度額）

第二十一条の三 法第七十二条の第十四第一項の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同項の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第二項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十四条の規定による寄附金の損金算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金算入限度額とされた額とする。

2| 法第七十二条の第十四第二項の規定によつて法人の事業税の課税標準である各特定信託の各計算期間の所得を算定する場合において、同項の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十二条の三第一項の規定により準ずることとされる同法第三十七条第二項の規定及び法人税法施行令第一百五十六条の二第三項において読み替えて適用する同令第七十条の三の規定による寄附金の損金算入限度額は、当該計算期間に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金算入限度額とされた額とする。

(内国法人又は個人の外国税額の損金の額又は必要経費算入)

第二十一条の五 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人で、各事業年度又は各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において外国の法令により法人税に相当する税を課されたものに係る事業税の課税標準である各事業年度の所得又は各特定信託の各計算期間の所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

第二十一条の三 法第七十二条の第十四第一項の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同項の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第二項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十四条の規定による寄附金の損金算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金算入限度額とされた額とする。

(内国法人又は個人の外国税額の損金の額又は必要経費算入)

第二十一条の五 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は個人で外国の法令により法人税又は所得税に相当する税を課されたものに係る事業税の課税標準である所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税又は所得税に相当する税の額のうち、当該法人又は個人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額又は必要な経費に算入する。

2| 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で外国の法令により所得税に相当する税を課されたものに係る事業税の課税標準である所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の所得税に相当する税の額のうち、当該個人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、必要な経費に算入する。

(法第七十二条の十四第五項の収入金額の範囲)

第二十二條 法第七十二条の十四第五項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

一〜九 (略)

(貯蓄保険の範囲)

第二十二條の二 法第七十二条の十四第六項第二号に規定する貯蓄を主目的とする生命保険で政令で定めるものは、生命保険のうち、当該生命保険に係る生命保険契約の保険期間が十年以下であり、かつ、当該生命保険契約に係る普通保険約款において、被保険者が保険期間満了の日に生存している場合又は被保険者が保険期間満了の日に生存しているか若しくは当該期間中に災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三項に規定する一類感染症若しくは二類感染症その他これらに類する特別の理由により死亡した場合に限り保険金を支払う定めのあるものその他これらに類するものとして自治省令で定める生命保険とする。

(法第七十二条の十四第四項の収入金額の範囲)

第二十二條 法第七十二条の十四第四項に規定する政令で定める収入金額は、左に掲げるものとする。

一〜九 (略)

(貯蓄保険の範囲)

第二十二條の二 法第七十二条の十四第五項第二号に規定する貯蓄を主目的とする生命保険で政令で定めるものは、生命保険のうち、当該生命保険に係る生命保険契約の保険期間が十年以下であり、かつ、当該生命保険契約に係る普通保険約款において、被保険者が保険期間満了の日に生存している場合又は被保険者が保険期間満了の日に生存しているか若しくは当該期間中に災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三項に規定する一類感染症若しくは二類感染症その他これらに類する特別の理由により死亡した場合に限り保険金を支払う定めのあるものその他これらに類するものとして自治省令で定める生命保険とする。

(内国法人又は個人の法の施行地外の事業に帰属する所得又は収入金額の算定の方法)

第二十三条の二 略

2 前項の法人又は個人が法人税法第六十九条若しくは第八十二条の七又は所得税法第九十五条の規定の適用を受けない場合における同項の所得の総額は、当該法人又は個人の法の施行地外の事業に帰属する所得に対して外国において課された法人税又は所得税に相当する税を損金の額又は必要な経費に算入しないものとして計算する。

3 第一項の場合において、事務所又は事業所の従業者の数は、当該法人又は個人の当該事業年度若しくは計算期間又は課税標準の算定期間の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数によるものとする。ただし、法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定による申告をする法人にあつては、当該法人の当該事業年度又は計算期間開始の日から六月を経過した日の前日現在における事務所又は事業所の従業者の数によるものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第二十四条の二の三 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)ま

(内国法人又は個人の法の施行地外の事業に帰属する所得又は収入金額の算定の方法)

第二十三条の二 略

2 前項の法人又は個人が法人税法第六十九条又は所得税法第九十五条の規定の適用を受けない場合における同項の所得の総額は、当該法人又は個人の法の施行地外の事業に帰属する所得に対して外国において課された法人税又は所得税に相当する税を損金の額又は必要な経費に算入しないものとして計算する。

3 第一項の場合において、事務所又は事業所の従業者の数は、当該法人又は個人の当該事業年度又は課税標準の算定期間の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数によるものとする。ただし、法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定による申告をする法人にあつては、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日現在における事務所又は事業所の従業者の数によるものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第二十四条の二の三 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)ま

での期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第七十二条の二十三の四第一項（同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度又は当該更正の日の属する計算期間開始の日から起算して一年を経過する日の属する計算期間の法第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書が提出された日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合にあつては当該申告書の提出期限、法第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 略

2 略

（法第七十二条の二十六第一項の政令で定める場合）

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第一項に規定する政令で定める場合は、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の各計算期間の末日につき当該末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日又は土曜日であるときは、その翌営業日を当該各計算期間の末日とする旨の定めがあるため、当該各計算期間が六月を超えることとなる場合とする。

での期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第七十二条の二十三の四第一項（同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度の法第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の申告書が提出された日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合にあつては当該申告書の提出期限、法第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 略

2 略

（新規）

(中間納付額の還付の手続)

第二十五条 法第七十二条の二十八第四項の規定によつて同項に規定する中間納付額(以下「中間納付額」という。)の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

- 一 請求をする法人の名称(各特定信託の各計算期間の所得を課税標準とする事業税に係る中間納付額の還付の請求にあつては、当該法人及び特定信託の名称)及び当該道府県内の主たる事務所又は事業所の所在地

二 四 (略)

2 (略)

(中間納付額に係る延滞金の還付)

第二十六条 道府県知事は、前条の規定によつて中間納付額を還付する場合において、当該中間納付額について納付された法第七十二条の四十四又は第七十二条の四十五の規定による延滞金があるときは、当該延滞金のうち還付すべき中間納付額に対応するものとして、当該中間納付額について納付された延滞金額に当該中間納付額のうち前条第一項の規定により還付すべき金額(次条第一号又は第二号の規定により充当される金額)があるときは、これを控除した金額)の占める割合を乗じて得た金額をあわせて還付する。ただし、中間納付額が分割して納付されている場

(中間納付額の還付の手続)

第二十五条 法第七十二条の二十八第四項の規定によつて同項に規定する中間納付額(以下「中間納付額」という。)の還付を受けようとする法人は、左に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

- 一 請求をする法人の名称及び当該道府県内の主たる事務所又は事業所の所在地

二 四 (略)

2 (略)

(中間納付額に係る延滞金の還付)

第二十六条 道府県知事は、前条の規定によつて中間納付額を還付する場合において、当該中間納付額について納付された法第七十二条の四十四又は第七十二条の四十五の規定による延滞金があるときは、当該延滞金のうち還付すべき中間納付額に対応するものとして、当該中間納付額について納付された延滞金額に当該中間納付額のうち前条第一項の規定により還付すべき金額(次条第一号又は第二号の規定により充当される金額)があるときは、これを控除した金額)の占める割合を乗じて得た金額をあわせて還付する。ただし、中間納付額が分割して納付されている場

合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 略

二 当該中間納付額のうち納付の順序に従い当該中間納付額に係る事業年度又は計算期間の法第七十二条の二十八第二項の申告書に記載された事業税額（次条第一項第一号の規定により充当される金額があるときは、これを加算した金額）に達するまで順次求めた各中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

（還付すべき中間納付額の充当）

第二十七条 前二条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額（次条の規定により加算すべき金額を含む。）をこれに充当するものとする。

一 還付すべき中間納付額に係る事業年度分又は計算期間分の事業税額で法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により納付すべきもの又は法第七十二条の四十四の規定により徴収すべきものがあるときは、当該事業税額に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、当該事業年度分又は計算期間分の中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の中間納付額に充当する。

三 略

2・3 略

合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 略

二 当該中間納付額のうち納付の順序に従い当該中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八第二項の申告書に記載された事業税額（次条第一項第一号の規定により充当される金額があるときは、これを加算した金額）に達するまで順次求めた各中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

（還付すべき中間納付額の充当）

第二十七条 前二条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額（次条の規定により加算すべき金額を含む。）をこれに充当するものとする。

一 還付すべき中間納付額に係る事業年度分の事業税額で法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により納付すべきもの又は法第七十二条の四十四の規定により徴収すべきものがあるときは、当該事業税額に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、当該事業年度分の中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の中間納付額に充当する。

三 略

2・3 略

(中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算)

第二十八条 道府県知事は、第二十五条の規定により中間納付額の還付をする場合においては、当該中間納付額(中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合においては、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る中間納付額から、当該還付すべき中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額控除した後の中間納付額の金額に達するまで順次さかのぼって求めた中間納付額の金額とする。)に、当該中間納付額の納付の日(当該中間納付額が法第七十二条の二十六第一項の規定による申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限)の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をす
る日までの期間(第二十五条第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分又は計算期間分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除く。)の日数に
応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。ただし、前条の規定により当該中間納付額に係る事業年度分又は計算期間分の事業税に充当する場合には、この限りでない。

2 (略)

(申告納付の場合の清算中の予納額の還付)

(中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算)

第二十八条 道府県知事は、第二十五条の規定により中間納付額の還付をする場合においては、当該中間納付額(中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合においては、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る中間納付額から、当該還付すべき中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額控除した後の中間納付額の金額に達するまで順次さかのぼって求めた中間納付額の金額とする。)に、当該中間納付額の納付の日(当該中間納付額が法第七十二条の二十六第一項の規定による申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限)の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をす
る日までの期間(第二十五条第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除く。)の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。但し、前条の規定により当該中間納付額に係る事業年度分の事業税に充当する場合には、この限りでない。

2 (略)

(申告納付の場合の清算中の予納額の還付)

第二十九条 第二十五条及び第二十六条の規定は、法第七十二条の三十一第四項の規定によつて道府県が法第七十二条の三十一第一項に規定する清算中の予納額（以下「清算中の予納額」という。）を還付する場合にはついで準用する。この場合において、第二十五条第一項第二号中「請求をする法人の代表者（法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者）」とあるのは、「請求をする法人の清算人」と、同条第二項中「法第七十二条の二十八第二項の規定による申告書」とあるのは、「法第七十二条の三十一第二項の規定による申告書」と、第二十六条第二号中「当該中間納付額に係る事業年度又は計算期間の法第七十二条の二十八第二項の申告書」とあるのは、「当該清算中の予納額に係る法第七十二条の三十一第二項の申告書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(更正又は決定の場合の中間納付額の還付)

第三十条 略

2・3 略

4 第二十六条から第二十八条までの規定は、第一項又は第二項の規定により中間納付額の還付をする場合について準用する。この場合において、第二十六条第二号中「当該中間納付額に係る事業年度又は計算期間の法第七十二条の二十八第二項の申告書」とあるのは、「当該還付の基因となつた更正又は決定に係る通知書」と、第二十八条中「（第二十五条第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分又は

第二十九条 第二十五条及び第二十六条の規定は、法第七十二条の三十一第四項の規定によつて道府県が法第七十二条の三十一第一項に規定する清算中の予納額（以下「清算中の予納額」という。）を還付する場合にはついで準用する。この場合において、第二十五条第一項第二号中「請求をする法人の代表者（法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者）」とあるのは、「請求をする法人の清算人」と、同条第二項中「法第七十二条の二十八第二項の規定による申告書」とあるのは、「法第七十二条の三十一第二項の規定による申告書」と、第二十六条第二号中「当該中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八第二項の申告書」とあるのは、「当該清算中の予納額に係る法第七十二条の三十一第二項の申告書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(更正又は決定の場合の中間納付額の還付)

第三十条 略

2・3 略

4 第二十六条から第二十八条までの規定は、第一項又は第二項の規定により中間納付額の還付をする場合について準用する。この場合において、第二十六条第二号中「当該中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八第二項の申告書」とあるのは、「当該還付の基因となつた更正又は決定に係る通知書」と、第二十八条中「（第二十五条第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の法第七

計算期間分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除く。）」とあるのは、「(法第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定による決定により還付する場合においては、当該中間納付額に係る事業年度分又は計算期間分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限の翌日から当該決定があつた日までの期間を除く。）」と読み替えるものとする。

(更正又は決定の場合の清算中の予納額の還付)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 第二十六条及び第二十九条第二項の規定は、前二項の規定により清算中の予納額の還付をする場合について、前条第三項の規定は前項の規定により清算中の予納額を還付する場合について準用する。この場合において、第二十六条第二号中「当該中間納付額に係る事業年度又は計算期間の法第七十二条の二十八第二項の申告書」とあるのは、「当該還付の基因となつた更正又は決定に係る通知書」と、前条第三項中「第二十五条から第二十八条まで又は前項」とあるのは、「第二十六条又は第三十一条第二項」と読み替えるものとする。

(中間納付額又は清算中の予納額に係る延滞金の免除)

第三十二条 第二十五条若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定に

第十二条の二十八の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除く。）」とあるのは、「(法第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定による決定により還付する場合においては、当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限の翌日から当該決定があつた日までの期間を除く。）」と読み替えるものとする。

(更正又は決定の場合の清算中の予納額の還付)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 第二十六条及び第二十九条第二項の規定は、前二項の規定により清算中の予納額の還付をする場合について、前条第三項の規定は前項の規定により清算中の予納額を還付する場合について準用する。この場合において、第二十六条第二号中「当該中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八第二項の申告書」とあるのは、「当該還付の基因となつた更正又は決定に係る通知書」と、前条第三項中「第二十五条から第二十八条まで又は前項」とあるのは、「第二十六条又は第三十一条第二項」と読み替えるものとする。

(中間納付額又は清算中の予納額に係る延滞金の免除)

第三十二条 第二十五条若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定に

より中間納付額の還付をする場合において、当該中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度分又は計算期間分の未納の事業税額に充当するとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により清算中の予納額の還付をする場合において、当該清算中の予納額を未納の清算中の予納額に充当するときは、道府県知事は、当該充分に係る未納の事業税額又は清算中の予納額についての延滞金を免除する。

(法第七十二条の四十八第五項第三号の事務所又は事業所)

第三十五条の二 法第七十二条の四十八第五項第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、法人の当該事業年度又は計算期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える事務所又は事業所とする。

(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

第四十八条の十二 略

2 市町村の廃置分合があつた場合において、法人の法人税法第七十四条第一項(同法第四百五条において準用する場合を含む。)、第八十二条の十又は第四百四条第一項の規定による申告書(以下本項中「市町村民税の確定申告書」という。)(に係る法人税額に基づいて算定した市町村民税額(以下本条中「市町村民税の確定額」という。))で承継市町村に納付すべきものの合算額が第一条の四の規定によつて当該承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民

より中間納付額の還付をする場合において、当該中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度分の未納の事業税額に充当するとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により清算中の予納額の還付をする場合において、当該清算中の予納額を未納の清算中の予納額に充当するときは、道府県知事は、当該充分に係る未納の事業税額又は清算中の予納額についての延滞金を免除する。

(法第七十二条の四十八第五項第三号の事務所又は事業所)

第三十五条の二 法第七十二条の四十八第五項第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、法人の当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値をこえる事務所又は事業所とする。

(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

第四十八条の十二 略

2 市町村の廃置分合があつた場合において、法人の法人税法第七十四条第一項(同法第四百五条において準用する場合を含む。))又は第四百四条第一項の規定による申告書(以下本項中「市町村民税の確定申告書」という。)(に係る法人税額に基づいて算定した市町村民税額(以下本条中「市町村民税の確定額」という。))で承継市町村に納付すべきものの合算額が第一条の四の規定によつて当該承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額の

税の中間納付額の合算額を超えることとなつても、当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町村民税の確定額が同条の規定によつて承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満たないこととなるもの（以下本項中「中間納付額超過市町村」という。）があるときは、当該中間納付額超過市町村は、その満たないこととなる額を還付する場合においても、前項において準用する第九条の三の規定にかかわらず、当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額の還付を要しないものとし、その満たないこととなる額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合においては、同項において準用する第九条の五の規定にかかわらず、当該市町村民税の確定申告書を提出した日の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又はその充当をする日までの期間に応じ、法第十七条の四第一項から第四項までの規定の例によつて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算するものとする。

3 略

（外国の法人税等の額の控除）

第四十八条の十三 法第三百二十一条の八第九項に規定する外国の法人税等（以下本条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第八十二条の七第一項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例による。

合算額をこえることとなつても、当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町村民税の確定額が同条の規定によつて承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満たないこととなるもの（以下本項中「中間納付額超過市町村」という。）があるときは、当該中間納付額超過市町村は、その満たないこととなる額を還付する場合においても、前項において準用する第九条の三の規定にかかわらず、当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額の還付を要しないものとし、その満たないこととなる額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合においては、同項において準用する第九条の五の規定にかかわらず、当該市町村民税の確定申告書を提出した日の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又はその充当をする日までの期間に応じ、法第十七条の四第一項から第四項までの規定の例によつて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算するものとする。

3 略

（外国の法人税等の額の控除）

第四十八条の十三 法第三百二十一条の八第九項に規定する外国の法人税等（以下本条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各計算期間において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は計算期間の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、前三年以内の各事業年度又は各計算期間において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度前の事業年度又は当該計算期間前の計算期間において法人税法第六十九条及び第八十二条の七の規定並びに法第五十三条第九項及び法第三百二十一条の八第九項の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い事業年度又は計算期間のものから順次当該事業年度又は計算期間に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は計算期間において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該超える部分の額は、法第三百二十一条の八第九項の規定の適用については、当該事業年度又は計算期間において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第三百二十一条の八第九項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 (略)

二 租税特別措置法第六十六条の六第一項又は第六十八条の三の七第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係るこれらの規定に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらの規定に規定する課税対象留保金額に対応するものとして同法第六

2 各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、前三年以内の各事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度前の事業年度において法人税法第六十九条、法第五十三条第九項及び法第三百二十一条の八第九項の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い事業年度のものから順次当該事業年度に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該超える部分の額は、法第三百二十一条の八第九項の規定の適用については、当該事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第三百二十一条の八第九項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 (略)

二 租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項に規定する課税対象留保金額に対応するものとして同法第六十六条の七第一項の規定の例により計算した金額

十六条の七第一項又は第六十八条の三の八第一項の規定の例により計算した金額

4・5 (略)

6 各事業年度又は各計算期間において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は計算期間の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各計算期間につき法第三百二十一条の八第九項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうち当該前三年以内の各事業年度又は各計算期間の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は計算期間に係る法第三百二十一条の八第九項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は計算期間の市町村民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各計算期間の国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額を前三年以内の各事業年度のうち最も古い事業年度又は前三年以内の各計算期間のうち最も古い計算期間のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は計算期間のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は計算期間において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は計算期間の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額を超える部分の額に充てられるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各計算期

4・5 (略)

6 各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度につき法第三百二十一条の八第九項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうち当該前三年以内の各事業年度の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度に係る法第三百二十一条の八第九項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度の市町村民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度の国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額を前三年以内の各事業年度のうち最も古い事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てられるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度において本項の規定により当該前三年以内の各事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、本項の規定の適用については

間において本項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各計算期間の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、本項の規定の適用については、ないものとみなす。

7 法第三百二十一条の八第九項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十二条の七の規定により同条の外国の法人税の額を控除する計算期間に係る法人税割額についてするものとする。

8 法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年以内の各事業年度又は各計算期間における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第九項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかった額で前事業年度以前の事業年度又は前計算期間以前の計算期間の法人税割額について控除されなかつた部分の額は、当該法人の当該事業年度又は計算期間の法人税割額から控除するものとする。

9 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第九項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は計算期間に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は計算期間の市町村民税

、ないものとみなす。

7 法第三百二十一条の八第九項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同法同条の外国の法人税の額を控除する事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

8 法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年以内の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第九項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかった額で前事業年度以前の事業年度の法人税割額について控除されなかつた部分の額は、当該法人の当該事業年度の法人税割額から控除するものとする。

9 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第九項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度の市町村民税の控除限度額の計算につい

の控除限度額の計算について第五項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は計算期間分の法人税割の税率に相当する割合として自治省令で定める割合を乗じて得た数を百分の十二・三で除して得た数）にあん分して計算した額とする。

10 法第三百二十一条の八第九項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項又は第二項に規定する申告書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書）で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載があるものを提出した場合（第二項、第六項又は第八項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度又は当該規定の適用を受けようとする金額の生じた計算期間以後の各計算期間について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該申告書を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算）
第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同

第五項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として自治省令で定める割合を乗じて得た数を百分の十二・三で除して得た数）にあん分して計算した額とする。

10 法第三百二十一条の八第九項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項又は第二項に規定する申告書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書）で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載があるものを提出した場合（第二項、第六項又は第八項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該申告書を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算）
第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同

日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日(までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。)

一 法第三百二十一条の八第十一項(同条第十二項(同条第十三項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第十三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する当該更正の日の属する事業年度又は計算期間開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度又は計算期間の同条第一項の申告書(法人税法第七十四条第一項又は第八十二条の十第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)が提出された日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合にあつては当該申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日

二 (略)

2 (略)

(法人等の市町村税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人等に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第九項を除く。)及び第二章第一節(第九条の九から第九条の九の七までの規定に限る。)の規定を準用する。この

日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日(までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。)

一 法第三百二十一条の八第十一項(同条第十二項(同条第十三項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第十三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度の同条第一項の申告書(法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)が提出された日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合にあつては当該申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日

二 (略)

2 (略)

(法人等の市町村税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人等に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第九項を除く。)及び第二章第一節(第九条の九から第九条の九の七までの規定に限る。)の規定を準用する。この

場合において、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」と、第四十八条の十中「市村民税」又は「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十二第一項中「市村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市村民税額」とあるのは、それぞれ「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「、法第五十三条第九項及び法第三百二十一条の八第九項」とあるのは「及び法第三百二十一条の八第九項」と、同条第五項中「百分の十二・三」とあるのは「百分の十七・三」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区に存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として自治省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる」とあるのは「とすることができるものとし、特別区に存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は計算期間の道府県民税の控除限度額又は市村民税の控除限度額の計算について第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は計算期間の道府県民税の控除限度額と市村民税の控除限度

場合において、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」と、第四十八条の十中「市村民税」又は「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十二第一項中「市村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市村民税額」とあるのは、それぞれ「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「、法第五十三条第九項及び法第三百二十一条の八第九項」とあるのは「及び法第三百二十一条の八第九項」と、同条第五項中「百分の十二・三」とあるのは「百分の十七・三」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区に存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として自治省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる」とあるのは「とすることができるものとし、特別区に存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度の道府県民税の控除限度額又は市村民税の控除限度額の計算について第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度の道府県民税の控除限度額と市村民税の控除限度額との合計額とする」と、

額との合計額とする」と、同条第六項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額（外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第九項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下本項において同じ。）」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

第五十七条の二の二 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第九項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等（同項に規定する外国の法人税等をいう。以下本条において同じ。）の額は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度又は計算期間において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度又は計算期間の道府県民税の控除限度額以下である場合 当該国税の控除限度額を超える部分の額から法第五十三条第九項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

同条第六項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額（外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第九項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下本項において同じ。）」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

第五十七条の二の二 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第九項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等（同項に規定する外国の法人税等をいう。以下本条において同じ。）の額は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度の道府県民税の控除限度額以下である場合 当該国税の控除限度額を超える部分の額から法第五十三条第九項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

二 当該事業年度又は計算期間において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度又は計算期間の道府県民税の控除限度額を超える場合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度又は計算期間の道府県民税の控除限度額に相当する外国の法人税等の額から法第五十三条第九項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

ロ 当該事業年度又は計算期間において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額を超える部分の額（市町村民税の控除限度額に相当する額を限度とする。）から法第三百二十一条の八第九項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

附則

（法人の事業税に係る特例）

第六条の二 第二十一条の規定は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第二十三条の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第二十一条中「開始した事業年度又は当該各計算期間開始の日前五年以内に開始した計算期間」とあるのは、「開始した事業年度（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項に規定する仮決算の中間申告書を提出した場合における同項に規定する中間期間を含む。）」と、「生じた欠損金額」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

二 当該事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度の道府県民税の控除限度額を超える場合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の道府県民税の控除限度額に相当する外国の法人税等の額から法第五十三条第九項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

ロ 当該事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額を超える部分の額（市町村民税の控除限度額に相当する額を限度とする。）から法第三百二十一条の八第九項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

附則

（法人の事業税に係る特例）

第六条の二 第二十一条の規定は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第二十三条の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第二十一条中「開始した事業年度」とあるのは、「開始した事業年度（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項に規定する仮決算の中間申告書を提出した場合における同項に規定する中間期間を含む。）」と、「生じた欠損金額」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項に規定する繰戻対象損失金額（

関する法律第二十二條第一項に規定する繰戻対象震災損失金額（以下本条において「繰戻対象震災損失金額」という。）と、「法人税法第八十一條（同法第四十五條において準用する場合を含む。）又は第八十二條の十五」とあるのは「同条」と、「同法第五十七條第一項本文（）」とあるのは「同法第五十七條第一項本文又は第五十八條第一項本文（）」と、「同法第五十七條第一項本文の規定」とあるのは「これらの規定」と、「その欠損金額」とあるのは「当該繰戻対象震災損失金額」と、「欠損金額に相当する金額」とあるのは「繰戻対象震災損失金額に相当する金額」と読み替えるものとする。

2（略）

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける施設等の範囲）

第七條（略）

2～11（略）

12 法附則第十一條第十九項に規定する政令で定める特定目的会社は、次に掲げる要件に該当する資産の流動化に関する法律第一條第三項に規定する特定目的会社（以下本項第一号及び次項において「特定目的会社」という。）とする。

一 資産の流動化に関する法律第二條第四項に規定する資産流動化計画（次号において「資産流動化計画」という。）に同法第十項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること。

二 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二條第十一項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、当該特定目的借入

以下本条において「繰戻対象震災損失金額」という。）と、「法人税法第八十一條（同法第四十五條において準用する場合を含む。）とあるのは「同条」と、「同法第五十七條第一項本文（）」とあるのは「同法第五十七條第一項本文又は第五十八條第一項本文（）」と、「同法第五十七條第一項本文の規定」とあるのは「これらの規定」と、「その欠損金額」とあるのは「当該繰戻対象震災損失金額」と、「欠損金額に相当する金額」とあるのは「繰戻対象震災損失金額に相当する金額」と読み替えるものとする。

2（略）

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける施設等の範囲）

第七條（略）

2～11（略）

れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものではないこと。

13| 法附則第十一条第十九項に規定する政令で定める不動産は、資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（以下本項において「特定資産」という。）である不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下本項において同じ。）及び指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。）の価額（資産の流動化に関する法律第三条第三項第三号に規定する契約書に記載されている価額をいう。以下本項において同じ。）の合計額の特定資産の価額の合計額に占める割合が百分の五十を超えている特定目的会社の取得する特定資産である不動産とする。

14|
27| （略）

12|
25| （略）

五 商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）

改正案	現行
<p>（充用有価証券）</p> <p>第四条 法第三十八條第三項（法第九十七條の二第九項において準用する場合を含む。）の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第七号までに掲げるものについては、商品取引所（以下「取引所」という。）が定款で定めるところにより指定するものに限る。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）<u>第十八号）</u>第二条第三項に規定する投資信託の同条第十二項に規定する受益証券及び貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）<u>第二条第二項に規定する受益証券</u></p>	<p>（充用有価証券）</p> <p>第四条 法第三十八條第三項（法第九十七條の二第九項において準用する場合を含む。）の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第七号までに掲げるものについては、商品取引所（以下「取引所」という。）が定款で定めるところにより指定するものに限る。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二条第一項に規定する証券投資信託の受益証券及び貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）</u>第二条第二項に規定する受益証券</p>

六 中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）

改正案	現行
<p>（金融機関の債権の譲渡の相手方）</p> <p>第一条の三 法第三条第五項の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号、次号において「資産流動化法」という。）<u>第二条第三項に規定する特定目的会社であつて、同条第一項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務を第一号から第八号まで及び前号に掲げる者に委託するもの</u></p> <p>十四 前号に掲げる者のほか、業として資産流動化法<u>第二条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして通商産業省令で定める法人であつて、指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。）の管理及び処分に係る業務を第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる者に委託するもの</u></p>	<p>（金融機関の債権の譲渡の相手方）</p> <p>第一条の三 法第三条第五項の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号、次号において「資産流動化法」という。）<u>第二条第二項に規定する特定目的会社であつて、同条第一項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務を第一号から第八号まで及び前号に掲げる者に委託するもの</u></p> <p>十四 前号に掲げる者のほか、業として資産流動化法<u>第二条第九項に規定する特定資産の流動化を行うものとして通商産業省令で定める法人であつて、同条第一項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務を第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる者に委託するもの</u></p>

七 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）

改正案	現行
<p>（支払金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十九条第一項、第八十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条第六項（同法第八十二条の十五第三項及び第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条の十三第一項、第八十二条の十四第一項若しくは第二項、第九十九条第一項、第一百十条第一項若しくは第二項、第二百十条第一項、第二百三十三条第一項（同法第三百四十七条において準用する場合を含む。）、第三百三十四条第一項から第三項まで（同法第四百四十七条において準用する場合を含む。）、第三百三十四条の三第一項、第三百三十四条の四第一項から第三項まで、第三百三十五条第一項、第三百三十六条第一項から第三項まで又は第三百三十七条第一項の規定による還付金</p> <p>三 十六 （略）</p>	<p>（支払金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十九条第一項、第八十条第一項若しくは第二項若しくは第八十一条第六項（これらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第九十九条第一項、第一百十条第一項若しくは第二項、第二百十条第一項、第二百三十三条第一項（同法第四百四十七条において準用する場合を含む。）、第三百三十四条第一項から第三項まで（同法第四百四十七条において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第一項の規定による還付金</p> <p>三 十六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（納税義務の成立時期の特例）</p> <p>第五条 法第十五条第二項（納税義務の成立時期）に規定する政令で定める国税は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十号までにおいて、附帯税を除く。）とし、同項に規定する政令で定める時は、それぞれ当該各号に定める時とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 次に掲げる申告書の提出又は当該申告書の提出がなかつたことによる法第二十五条（決定）の規定による決定（第九条第一号（繰上保全差押に係る通知）を除き、以下「決定」という。）により納付すべき法人税及び当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正により納付すべき法人税 それぞれ次に定める時</p> <p>イ 法人税法第二条第三十号又は第三十二号（定義）に規定する中間申告書又は退職年金等積立金中間申告書 事業年度の開始の日から六月を経過する時</p> <p>ロ 法人税法第二条第三十一号の二（定義）に規定する特定信託中間申告書 計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項まで）（特定信託の計算期間）に規定する計算期間をいう。第十三条第二項第二号及び第四十一条第一項第三号ロにおいて同じ。）の開始の日から六月を経過する時</p> <p>六十一（略）</p>	<p>（納税義務の成立時期の特例）</p> <p>第五条 法第十五条第二項（納税義務の成立時期）に規定する政令で定める国税は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十号までにおいて、附帯税を除く。）とし、同項に規定する政令で定める時は、それぞれ当該各号に定める時とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 法人税法第二条第三十号若しくは第三十二号（定義）に規定する中間申告書若しくは退職年金等積立金中間申告書の提出又は当該申告書の提出がなかつたことによる法第二十五条（決定）の規定による決定（第九条第一号（繰上保全差押に係る通知）を除き、以下「決定」という。）により納付すべき法人税及び当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正により納付すべき法人税 事業年度の開始の日から六月を経過する時</p> <p>六十一（略）</p>

(納税の猶予の期間)

第十三条 (略)

2 法第四十六条第一項に規定する政令で定める期間は、次に掲げる国税の区分に応じ当該各号に定める期間以内の期間とする。

一 (略)

二 次条第二項第一号に掲げる法人税 その事業年度の法人税法第七十四条第一項(確定申告)(同法第四百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)|若しくは第八十九条(退職年金等積立金に係る確定申告)(同法第四百四十五条の五(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書の提出期限又はその計算期間の同法第八十二条の十第一項(特定信託に係る確定申告)の規定による申告書の提出期限までの期間

三 (略)

(納税の猶予の特例となる国税)

第十四条 (略)

2 法第四十六条第一項第三号に規定する政令で定める国税は、次に掲げる国税とする。

一 法人税法第二条第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号(定義)に規定する中間申告書、特定信託中間申告書若しくは退職年金等積立金中間申告書の提出又は当該申告書の提出がなかつたことによる決定により納付すべき法人税及び当該法人税に

(納税の猶予の期間)

第十三条 (略)

2 法第四十六条第一項に規定する政令で定める期間は、次に掲げる国税の区分に応じ当該各号に定める期間以内の期間とする。

一 (略)

二 次条第二項第一号に掲げる法人税 その事業年度の法人税法第七十四条第一項(確定申告)(同法第四百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)|又は第八十九条(退職年金等積立金に係る確定申告)の規定による申告書の提出期限までの期間

三 (略)

(納税の猶予の特例となる国税)

第十四条 (略)

2 法第四十六条第一項第三号に規定する政令で定める国税は、次に掲げる国税とする。

一 法人税法第二条第三十号若しくは第三十二号(定義)に規定する中間申告書若しくは退職年金等積立金中間申告書の提出又は当該申告書の提出がなかつたことによる決定により納付すべき法人税及び当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正により

係る修正申告書の提出又は更正により納付すべき法人税

二 (略)

(納税証明書の交付の請求等)

第四十一条 法第二百二十三条第一項(納税証明書の交付)に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 所得税又は法人税に関する次に掲げる金額で申告又は更正若しくは決定に係るもの(これらの額がないことを含む。)

イ (略)

ロ 法人の各事業年度の所得の金額及び退職年金等積立金の額並びに清算所得の金額並びに法人税法第八十二条の二(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準)に規定する各特定信託の各計算期間の所得の金額

四・五 (略)

2) 5 (略)

納付すべき法人税

二 (略)

(納税証明書の交付の請求等)

第四十一条 法第二百二十三条第一項(納税証明書の交付)に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 所得税又は法人税に関する次に掲げる金額で申告又は更正若しくは決定に係るもの(これらの額がないことを含む。)

イ (略)

ロ 法人の各事業年度の所得の金額及び退職年金等積立金の額並びに清算所得の金額

四・五 (略)

2) 5 (略)

改正案	現行
<p>（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）</p> <p>第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、総理府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として総理府令で定める場合とする。</p> <p>一 株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）</p>	<p>（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）</p> <p>第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、総理府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として総理府令で定める場合とする。</p> <p>一 株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）、法第二条第一項第五号の三及び第七号の二に掲げる有価証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして総理府令で定める有価証券</p>

、新株引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券を含む。第一条の七において同じ。）、転換社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして総理府令で定める有価証券

二（略）

三 社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含み、転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四（略）

（少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の七 法第二十条第三項第二号口に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券若しくは新株引受権証書（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この条及び第三条の二において同じ。）又は同号に掲げる有価証券

二（略）

三 社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四（略）

（少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の七 法第二十条第三項第二号口に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券若しくは新株引受権証書（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この条及び第三条の二において同じ。）又は同号に掲げる有価証券

で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国出資証券」という。）（当該株券若しくは当該新株引受権証書に表示された権利の行使により引き受けられることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号において同じ。）若しくは出資に係る利益（剰余金を含む。以下この号において同じ。）若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でない場合

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二十一条第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。）又は株券に転換する権利（以下この号において「新株引受権等」という。）が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国出資証券」という。）（当該株券若しくは当該新株引受権証書に表示された権利の行使により引き受けられることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）（第二条第三項に規定する優先出資を含む。以下この号において同じ。）若しくは出資に係る利益（剰余金を含む。以下この号において同じ。）若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法第二条第五項に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でない場合

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二十一条第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株引受権又は株券に転換する権利（以下この号において「新株引受権等」という。）が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券(当該有価証券が新株引受権付社債券である場合であつて、社債券(資産流動化法に規定する特定社債券を含む。以下この号において同じ。))と分離して新株引受権のみを譲渡することができる場合には、当該社債券及びこれとともに発行される新株引受権証券(に、総理府令で定める方式に従い、これを取得し又は買付けした者が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして総理府令で定める要件に該当すること。)

三 (略)

(特定有価証券の範囲)

第三条の四 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する政令で定める有価証券(次条及び第四条において「特定有価証券」という。))は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券(同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。)

二 四 (略)

(法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券)

第十七条の二 (略)

イ (略)

ロ 当該有価証券(当該有価証券が新株引受権付社債券である場合であつて、社債券と分離して新株引受権のみを譲渡することができる場合には、当該社債券及びこれとともに発行される新株引受権証券(に、総理府令で定める方式に従い、これを取得し又は買付けした者が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして総理府令で定める要件に該当すること。)

三 (略)

(特定有価証券の範囲)

第三条の四 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する政令で定める有価証券(次条及び第四条において「特定有価証券」という。))は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第八号に掲げる有価証券(同号に掲げる有価証券については、資産流動化法第一条第七項に規定する特定約束手形に限る。)

二 四 (略)

(法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券)

第十七条の二 (略)

2 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、法第二十一条第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして総理府令で定める有価証券とする。

3 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二十一条第九号に掲げる有価証券であつて、同項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして総理府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第一号に掲げる権利とする。

2 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一 法第二十一条第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券のうち、その有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定目的会社（資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。）が取得する特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。第二十七条において同じ。）が次のいずれかに該当するもの
イ 指名金銭債権

ロ その有価証券について法第六十五条第二項第三号に定める行為を行う銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が保有する不動産（資産流動化法第二条第一項第一号に規定する不動産をいう。）

ハ イ又はロに掲げるものを信託する信託の受益権

二 法第二十一条第四号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券（同項第三号の二に掲げる有価証券に該当するものに限る。）に準ずるものとして総理府令で定めるもの

3 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二十一条第九号に掲げる有価証券であつて、前項第一号に掲げる有価証券に準ずるものとして総理府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第一号に掲げる権利とする。

十 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）

改正案	現行
<p>（法第百三十六条の三第一項第四号に掲げる契約を締結することができる金融機関等）</p> <p>第三十九条の五 法第百三十六条の三第一項第四号に規定する金融機関等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、証券会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に規定する者（以下「短資業者」という。）であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二（略）</p> <p>（投資証券等を発行する投資法人等）</p> <p>第三十九条の六 法第百三十六条の三第一項第四号イに規定する政令で定める投資法人又は外国投資法人は、その資産総額の二分の一を</p>	<p>（法第百三十六条の三第一項第四号に掲げる契約を締結する）とができる金融機関等）</p> <p>第三十九条の五 法第百三十六条の三第一項第四号に規定する金融機関等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、証券会社、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に規定する者（以下「短資業者」という。）であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p>

超える額を有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とするものであつて、投資信託及び投資法人に関する法律第六十七条第一項に規定する規約（外国投資法人にあつては、同法第二百二十条第一項の規定により届けられる事項（同条第二項の規定により添付される書類を含む。）でこれに相当するもの）にその旨の記載があるものとする。

（運用の対象となる有価証券）

第三十九条の七 法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する政令で定める有価証券は、証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで、第七号の四、第八号、第十号及び第十一号に掲げる有価証券、同項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券（法第百三十六条の三第一項第四号イに規定するものを除く。）、証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第五号から第六号までに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びに法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する標準物とする。

第三十九条の八、第三十九条の十五

（準用規定）

（運用の対象となる有価証券）

第三十九条の六 法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する政令で定める有価証券は、証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券（同項第五号から第六号までに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びに法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する標準物とする。

第三十九条の七、第三十九条の十四

（準用規定）

第五十四条(略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)
五 第三十九条の	(略)	(略)	(略)
六 第三十九条の	法第百三十六条の三 第一項第四号イ	法第百六十四条第三 項において準用する 法第百三十六条の三 第一項第四号イ	(略)
七 第三十九条の	(略)	(略)	(略)
八 第三十九条の	(略)	(略)	(略)
九 第三十九条の	(略)	(略)	(略)

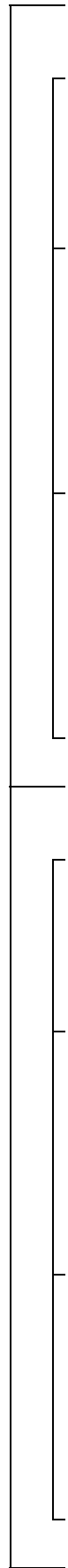
第五十四条(略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)
五 第三十九条の	(略)	(略)	(略)
六 第三十九条の	(略)	(略)	(略)
七 第三十九条の	(略)	(略)	(略)
八 第三十九条の	(略)	(略)	(略)

(略)	第三十九条の 十五	第三十九条の 十三				第三十九条の 十二	第三十九条の 十一	第三十九条の 十
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	第三十九条の 十四	第三十九条の 十二				第三十九条の 十一	第三十九条の 十	第三十九条の 九
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



改正案	現行
<p>（株券等に係る一株又は一口の金額）</p> <p>第二十四条 法別表第一第四号の課税標準及び税率の欄に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる証券の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 投資証券 当該投資証券に係る投資法人が発行する投資口の発行価額</p> <p>三 オープン型の委託者指図型投資信託の受益証券 当該受益証券に係る信託財産の信託契約締結当初の信託の元本の総額を当該元本に係る受益権の口数で除して得た額（法第十一条第一号第一の規定に該当する受益証券で同項の承認を受けたものにあつては、当該受益証券に係る信託財産につきその月中に信託された元本の総額を当該元本に係る受益権の口数で除して得た額）</p> <p>（非課税となる受益証券の範囲）</p> <p>第二十五条の二 法別表第一第四号の非課税物件の欄2に規定する政令で定める受益証券は、同欄2に規定する投資信託に係る信託契約により譲渡が禁止されている記名式の受益証券で、券面に譲渡を禁ずる旨の表示がされているものとする。</p>	<p>（株券等に係る一株又は一口の金額）</p> <p>第二十四条 法別表第一第四号の課税標準及び税率の欄に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる証券の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 投資証券 当該投資証券に係る証券投資法人が発行する投資口の発行価額</p> <p>三 オープン型の証券投資信託の受益証券 当該受益証券に係る信託財産の信託契約締結当初の信託の元本の総額を当該元本に係る受益権の口数で除して得た額（法第十一条第一号第一の規定に該当する受益証券で同項の承認を受けたものにあつては、当該受益証券に係る信託財産につきその月中に信託された元本の総額を当該元本に係る受益権の口数で除して得た額）</p> <p>（非課税となる受益証券の範囲）</p> <p>第二十五条の二 法別表第一第四号の非課税物件の欄2に規定する政令で定める受益証券は、同欄2に規定する証券投資信託に係る信託契約により譲渡が禁止されている記名式の受益証券で、券面に譲渡を禁ずる旨の表示がされているものとする。</p>

<p>(売上代金に該当しない対価の範囲等)</p> <p>第二十八条 法別表第一第十七号の定義の欄に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 株式の引受けによる権利及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)第一条(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(売上代金に該当しない対価の範囲等)</p> <p>第二十八条 法別表第一第十七号の定義の欄に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 株式の引受けによる権利並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の規定による優先出資の引受けによる権利</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>(特定社債)</p> <p>第十九条 郵便貯金法第六十八条の三第一項第十八号の政令で定める特定社債は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 取得する特定資産として<u>三百個以上の指名金銭債権のみを定める資産流動化計画に従い発行される特定社債</u></p> <p>二 取得する特定資産として<u>三百個以上の指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを定める資産流動化計画に従い発行される特定社債</u></p> <p>三 特定社債及び優先出資の発行についての定めのある資産流動化計画に従い発行される特定社債であつて、当該資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額（当該資産流動化計画に特定約束手形の発行又は特定目的借入れについての定めがあるときは、当該特定社債の発行総額と当該資産流動化計画に定められた特定約束手形の発行限度額及び特定目的借入れの借入限度額との合計額）が当該優先出資の額面金額に当該資産流動化計画に定められた優先出資の総口数の最高限度を乗じて得た額以下であるものう</p>	<p>(特定社債)</p> <p>第十九条 郵便貯金法第六十八条の三第一項第十八号の政令で定める特定社債は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 取得する特定資産として特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）<u>第二条第一項第一号に掲げる指名金銭債権（その個数が三百個以上であるものに限る。次号において単に「指名金銭債権」という。）のみを定める資産流動化計画に従い発行される特定社債</u></p> <p>二 取得する特定資産として指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを定める資産流動化計画に従い発行される特定社債</p> <p>三 特定社債及び優先出資の発行についての定めのある資産流動化計画に従い発行される特定社債であつて、当該資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額（当該資産流動化計画に特定約束手形の発行についての定めがあるときは、当該特定社債の発行総額と当該資産流動化計画に定められた特定約束手形の発行限度額との合計額）が当該資産流動化計画に定められた優先出資の発行総額以下であるものうち、第十四条第三号又は第十五条第三号に規定する法人が元本の償還及び利息の支払について保証してい</p>

ち、第十四条第三号又は第十五条第三号に規定する法人が元本の償還及び利息の支払について保証している特定社債（前二号に該当するものを除く。）

2 前項の「特定資産」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定約束手形」又は「特定目的借入れ」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第一項、第四項、第五項、第九項又は第十一項に規定する特定資産、資産流動化計画、優先出資、特定約束手形又は特定目的借入れをいう。

る特定社債（前二号に該当するものを除く。）

2 前項の「特定資産」、「優先出資」、「特定約束手形」又は「資産流動化計画」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一条第一項、第三項若しくは第七項又は第五条に規定する特定資産、優先出資、特定約束手形又は資産流動化計画をいう。

改正案	現行
<p>（国内にある者を相手方として証券取引行為を行うことができる場合）</p> <p>第二条 法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 金融機関（銀行、信託会社その他証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下この条、第五条及び第十六条第二項において同じ。）のうち総理府令で定めるもの又は投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。</u>以下この号において同じ。）を相手方とする証券取引行為で、これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引（証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。）に係るもの</p>	<p>（国内にある者を相手方として証券取引行為を行うことができる場合）</p> <p>第二条 法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 金融機関（銀行、信託会社その他証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下この条、第五条及び第十六条第二項において同じ。）のうち総理府令で定めるもの又は証券投資信託委託業者（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者をいう。</u>）を相手方とする証券取引行為で、これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引（証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。）に係るもの</p>

二 (略)

ホ 登録投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第二十項に規定する登録投資法人をいう。以下この号において同じ。)の資産の運用を行う投資信託委託業者を相手方とする証券取引行為で、当該投資信託委託業者が同法第九十八条第一項の規定に基づき当該登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の計算において行う同法第九十三条第一項に規定する取引に係るもの

へ ち (略)

二・三 (略)

二 (略)

ホ 登録証券投資法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十二条第十二項に規定する登録証券投資法人をいう。以下この号において同じ。)の運用会社(同条第十六項に規定する運用会社をいう。以下この号において同じ。)を相手方とする証券取引行為で、当該運用会社が同法第九十八条第一項の規定に基づき当該登録証券投資法人の委託を受けて当該登録証券投資法人の計算において行う同法第九十三条第一項に規定する取引に係るもの

へ ち (略)

二・三 (略)

十四 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）

改正案	現行
<p>（預貯金等の範囲） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六条第一項第一号の政令で定める有価証券は、次のとおりとする。ただし、第一号から第五号までに掲げるものにあつては、その発行の日後一年以内（労働省令で定めるものにあつては、五年を超えない範囲内において労働省令で定める期間内）に購入されるものに限り、かつ、割引の方法により発行されるものを除くものとし、第六号又は第七号に掲げるものにあつては、第六号又は第七号の信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されるものに限るものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託（以下「証券投資信託」という。）のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式会社又は出資に対する投資として運用しないものをいう。以下同じ。）の受益証券</p> <p>七（略）</p>	<p>（預貯金等の範囲） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六条第一項第一号の政令で定める有価証券は、次のとおりとする。ただし、第一号から第五号までに掲げるものにあつては、その発行の日後一年以内（労働省令で定めるものにあつては、五年を超えない範囲内において労働省令で定める期間内）に購入されるものに限り、かつ、割引の方法により発行されるものを除くものとし、第六号又は第七号に掲げるものにあつては、第六号又は第七号の信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されるものに限るものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 公社債投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第一条に規定する証券投資信託（以下「証券投資信託」という。）のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式会社又は出資に対する投資として運用しないものをいう。以下同じ。）の受益証券</p> <p>七（略）</p>

十五 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第二条 法第十四条の政令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 削除</p> <p>三 十六 （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第二条 法第十四条の政令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第一条第九項に規定する証券投資信託委託業</p> <p>三 十六 （略）</p>

改正案	現行
<p>(特定社債)</p> <p>第六条 法第三条第一項第二十四号の特定社債は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 取得する特定資産として三百個以上の指名金銭債権のみを定める資産流動化計画に従い発行される特定社債</p> <p>二 取得する特定資産として三百個以上の指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを定める資産流動化計画に従い発行される特定社債</p> <p>三 特定社債及び優先出資の発行についての定めのある資産流動化計画に従い発行される特定社債であつて、当該資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額（当該資産流動化計画に特定約束手形の発行又は特定目的借入れについての定めがあるときは、当該特定社債の発行総額と当該資産流動化計画に定められた特定約束手形の発行限度額及び特定目的借入れの借入限度額との合計額）が当該優先出資の額面金額に当該資産流動化計画に定められた優先出資の総口数の最高限度を乗じて得た額以下であるものう</p>	<p>(特定社債)</p> <p>第六条 法第三条第一項第二十四号の特定社債は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 取得する特定資産として特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第一項第一号に掲げる指名金銭債権（その個数が三百個以上であるものに限る。次号において単に「指名金銭債権」という。）のみを定める資産流動化計画に従い発行される特定社債</p> <p>二 取得する特定資産として指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを定める資産流動化計画に従い発行される特定社債</p> <p>三 特定社債及び優先出資の発行についての定めのある資産流動化計画に従い発行される特定社債であつて、当該資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額（当該資産流動化計画に特定約束手形の発行についての定めがあるときは、当該特定社債の発行総額と当該資産流動化計画に定められた特定約束手形の発行限度額との合計額）が当該資産流動化計画に定められた優先出資の発行総額以下であるものうち、第一条第三号又は第二条第三号に規定する法人が元本の償還及び利息の支払について保証している特</p>

ち、第一条第三号又は第二条第三号に規定する法人が元本の償還及び利息の支払について保証している特定社債（前二号に該当するものを除く。）

2 | 前項の「特定資産」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定約束手形」又は「特定目的借入れ」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第一項、第四項、第五項、第九項又は第十一項に規定する特定資産、資産流動化計画、優先出資、特定約束手形又は特定目的借入れをいう。

定社債（前一号に該当するものを除く。）

2 | 前項の「特定資産」、「優先出資」、「特定約束手形」又は「資産流動化計画」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一条第一項、第三項若しくは第七項又は第五条に規定する特定資産、優先出資、特定約束手形又は資産流動化計画をいう。

十七 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）

改正案	現行
<p>（貸金業の範囲からの除外）</p> <p>第一条 貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 コール資金の貸付けを行う投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十項に規定する登録投資法人</p>	<p>（貸金業の範囲からの除外）</p> <p>第一条 貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 コール資金の貸付けを行う証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する登録証券投資法人</p>

十八 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百二十三号）

改正案	現行
<p>（法第三条ただし書及び法第四条ただし書に規定する政令で定める者）</p> <p>第二条 法第三条ただし書及び法第四条ただし書に規定する政令で定める者は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一条第十八項に規定する投資信託委託業者とする。</p>	<p>（法第三条ただし書及び法第四条ただし書に規定する政令で定める者）</p> <p>第二条 法第三条ただし書及び法第四条ただし書に規定する政令で定める者は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一条第十項に規定する証券投資信託委託業者とする。</p>

改正案	現行
<p>（資産の譲渡等の範囲）</p> <p>第二条 法第二条第一項第八号に規定する対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）<u>第二条第十二項（定義）に規定する特定目的信託の信託契約に基づく資産の信託による当該資産の移転</u></p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（公共法人等の事業年度）</p> <p>第三条 法第二条第一項第十三号に規定する政令で定める一定の期間は、公共法人等（国、地方公共団体その他法人税法第十三条及び第十四条（事業年度）の規定の適用を受けない法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の会計年度その他これに準ずる期間（以下この条において「会計年度等」という。）で、法令で定めるもの又は公共法人等の定款、寄附行</p>	<p>（資産の譲渡等の範囲）</p> <p>第二条 法第二条第一項第八号に規定する対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（公共法人等の事業年度）</p> <p>第三条 法第二条第一項第十三号に規定する政令で定める一定の期間は、公共法人等（国、地方公共団体その他法人税法第一編第五章（事業年度）の規定の適用を受けない法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の会計年度その他これに準ずる期間（以下この条において「会計年度等」という。）で、法令で定めるもの又は公共法人等の定款、寄附行為、規則</p>

為、規則若しくは規約（以下この条において「定款等」という。）に定めるものとし、法令又は定款等に会計年度等の定めがない場合には、次項の規定により納税地を所轄する税務署長に届け出た会計年度等又は第三項の規定により納税地を所轄する税務署長が指定した会計年度等若しくは第四項に規定する期間とする。ただし、これらの期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）とする。

2～6（略）

（有価証券に類するものの範囲等）

第九条 法別表第一第二号に規定する有価証券に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 株式の引受けによる権利及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）、資産の流動化に関する法律又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（第一条）（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利

三～五（略）

2～4（略）

若しくは規約（以下この条において「定款等」という。）に定めるものとし、法令又は定款等に会計年度等の定めがない場合には、次項の規定により納税地を所轄する税務署長に届け出た会計年度等又は第三項の規定により納税地を所轄する税務署長が指定した会計年度等若しくは第四項に規定する期間とする。ただし、これらの期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）とする。

2～6（略）

（有価証券に類するものの範囲等）

第九条 法別表第一第二号に規定する有価証券に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 株式の引受けによる権利並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）の規定による優先出資の引受けによる権利

三～五（略）

2～4（略）

<p>(課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準の額) 第四十五条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる行為に該当するものの対価の額は、当該各号に定める金額とする。 一～四 (略)</p> <p>五 第二条第一項第四号に掲げる資産の移転 当該資産の移転の時に における当該資産の価額に相当する金額</p> <p>3 (略)</p> <p>(課税売上割合の計算方法) 第四十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定の適用については、<u>第二条第一項第五号</u>に掲げる行為が行われた場合における対価は、利子(償還差益、譲り受けた金銭債権の弁済を受けた金額とその取得価額との差額その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。)とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準の額) 第四十五条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる行為に該当するものの対価の額は、当該各号に定める金額とする。 一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>(課税売上割合の計算方法) 第四十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定の適用については、<u>第二条第一項第四号</u>に掲げる行為が行われた場合における対価は、利子(償還差益、譲り受けた金銭債権の弁済を受けた金額とその取得価額との差額その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。)とする。</p> <p>5・6 (略)</p>
--	--

改正案

<p>(積立金の運用) 第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。 一〜三 (略) 四 次に掲げる方法であつて金融機関、証券会社その他の厚生省令で定めるもの(以下「金融機関等」という。)を契約の相手方とするもの</p>	<p>(積立金の運用) 第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。 一〜三 (略) 四 次に掲げる方法であつて金融機関、証券会社その他の厚生省令で定めるもの(以下「金融機関等」という。)を契約の相手方とするもの</p>
<p>イ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する受益証券(証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。)(又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券(資産を主として有価証券に対する投資として運用すること)(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。)(を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて厚生省令で定めるものが発行するものに限る。)(の売買 四〜二 (略) 五 (略)</p>	<p>イ 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買 四〜二 (略) 五 (略)</p>

2
~
6
(略)

2
~
6
(略)

改正案	現行
<p>（特定債権等譲受業に係る契約）</p> <p>第一条の二 法第二条第四項第二号八の政令で定めるものは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第一条第一項第四号に掲げる有価証券若しくは同項第八号に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）<u>第二条第九項に規定する特定約束手形を除く。以下この条において同じ。</u>）又は証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するもの（同条第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる有価証券若しくは同項第八号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するものとみなされるものを含む。以下この条において「有価証券」という。）の発行により得られる金銭を特定債権等の取得及び行使（特定物品にあつては、その譲渡又は賃貸をいう。）により運用し、当該運用により得られる金銭をもつて当該有価証券（当該有価証券の借換えのために発行されるものを含む。）に係る債務の履行をすることを目的として特定債権等を譲り受ける契約とする。</u></p>	<p>（特定債権等譲受業に係る契約）</p> <p>第一条の二 法第二条第四項第二号八の政令で定めるものは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第一条第一項第四号に掲げる有価証券若しくは同項第八号に掲げる有価証券（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）<u>第二条第七項に規定する特定約束手形を除く。以下この条において同じ。</u>）又は証券取引法第二条第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するもの（同条第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる有価証券若しくは同項第八号に掲げる有価証券（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）<u>第二条第七項に規定する特定約束手形を除く。以下この条において同じ。</u>）又は証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するもの（同条第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる有価証券若しくは同項第八号に掲げる有価証券）</u></p>

ける契約とする。

(権限の委任)

第十五条 (略)

2 (略)

3 法第八条第二項(法第十一条第一項において準用する場合を含む

。)、法第三十七条(法第五十四条において準用する場合を含む)。

(並びに法第四十八条第一項及び第四十九条(法第六十五条において準用する場合を含む。))の規定による通商産業大臣の権限は、特定債権等譲受業者又は小口債権販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する通商産業局長に委任するものとする。ただし、通商産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(権限の委任)

第十五条 (略)

2 (略)

3 法第八条第二項(法第十一条において準用する場合を含む。)、

法第三十七条(法第五十四条において準用する場合を含む。)(並び

に法第四十八条第一項及び第四十九条(法第六十五条において準用する場合を含む。))の規定による通商産業大臣の権限は、特定債権等譲受業者又は小口債権販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する通商産業局長に委任するものとする。ただし、通商産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（余裕金の運用方法） 第三条 法第三条第一項第七号の政令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一～四（略） 五 投資信託又は貸付信託の受益証券の取得 六（略）</p>	<p>（余裕金の運用方法） 第三条 法第三条第一項第七号の政令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一～四（略） 五 証券投資信託又は貸付信託の受益証券の取得 六（略）</p>

改正案	現行
<p>(検査部の事務)</p> <p>第十二条 検査部においては、金融庁の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。ただし、第二号及び第三号(同号へに係る部分に限る。)(に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十九条第一項及び第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第一百五十四条並びに第一百五十六条の十三、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第三十一条、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三十九条第一項、第五十五条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第三十六条第一項及び第四十六条第一項の規定に基づく検査に関すること。</p> <p>三 次に掲げる検査に関すること。</p> <p>イ 子 (略)</p> <p>リ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者(それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定目</p>	<p>(検査部の事務)</p> <p>第十二条 検査部においては、金融庁の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。ただし、第二号及び第三号(同号へに係る部分に限る。)(に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十九条第一項及び第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第一百五十四条並びに第一百五十六条の十三、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第三十一条、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三十九条第一項、第五十五条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第三十六条第一項及び第四十六条第一項の規定に基づく検査に関すること。</p> <p>三 次に掲げる検査に関すること。</p> <p>イ 子 (略)</p> <p>リ 特定目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定目的会社をい</p>

的公司、特定譲渡人又は原委託者をいう。次条第一項第三十三号及び第二十八条第一項第十一号において同じ。）に対する立入検査

又～ソ (略)

(監督部の事務)

第十三条 監督部においては、金融庁の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。

一～十九 (略)

二十 投資信託委託業者の監督に関すること。

二十一 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人をいう。第十九条第一項第三号及び第三十条第一項第六号において同じ。)の登録及び監督に関すること。

二十二 (略)

二十三 投資信託協会の監督に関すること。

二十四～三十二 (略)

三十三 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者の届出及び監督に関すること。

三十四～三十六 (略)

2 (略)

(企画課)

う。次条第一項第三十三号、第十八条第九号及び第二十八条第一項第十一号において同じ。）に対する立入検査

又～ソ (略)

(監督部の事務)

第十三条 監督部においては、金融庁の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。

一～十九 (略)

二十 証券投資信託委託業者を営む者の監督に関すること。

二十一 証券投資法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資法人をいう。第十九条第一項第三号及び第三十条第一項第六号において同じ。)の登録及び監督に関すること。

二十二 (略)

二十三 証券投資信託協会の監督に関すること。

二十四～三十二 (略)

三十三 特定目的会社の登録及び監督に関すること。

三十四～三十六 (略)

2 (略)

(企画課)

第十八条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

一～八 (略)

九 資産の流動化(資産の流動化に関する法律に規定する資産の流動化をいう。)に関する制度の調査、企画及び立案に関すること。

十～十四 (略)

(市場課)

第十九条 市場課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 投資信託制度及び投資法人制度の調査、企画及び立案をすること。

四～二十四 (略)

2 (略)

(銀行第二課)

第二十八条 銀行第二課においては、次の事務をつかさどる。

一～十 (略)

十一 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者の届出及び監督に関すること。

十二～十五 (略)

2 (略)

第十八条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

一～八 (略)

九 特定目的会社による特定資産の流動化(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に規定する特定資産の流動化をいう。)に関する制度の調査、企画及び立案に関すること。

十～十四 (略)

(市場課)

第十九条 市場課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 証券投資信託制度及び証券投資法人制度の調査、企画及び立案をすること。

四～二十四 (略)

2 (略)

(銀行第二課)

第二十八条 銀行第二課においては、次の事務をつかさどる。

一～十 (略)

十一 特定目的会社の登録及び監督に関すること。

十二～十五 (略)

2 (略)

(証券課)

第三十条 証券課においては、次の事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 投資信託委託業者の監督に関する事

六 投資法人の登録及び監督に関する事

七・八 (略)

九 投資信託協会の監督に関する事

十～十三 (略)

2 (略)

(証券課)

第三十条 証券課においては、次の事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 証券投資信託委託業者を営む者の監督に関する事

六 証券投資法人の登録及び監督に関する事

七・八 (略)

九 証券投資信託協会の監督に関する事

十～十三 (略)

2 (略)

二十四 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）

改正案	現行
<p>（地方税法の規定の適用についての読替規定）</p> <p>第一条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法律」という。）（第二条第一項第三号の規定による地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号。以下「地方税法改正法」という。）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「平成十一年改正前の地方税法」という。）（附則第九条の二の規定の適用については、同条第二項中「第七十二条の二十二第一項第二号」とあるのは「第七十二条の二十二第一項第三号」と、所得のうち年十億円とあるのは「各事業年度の所得のうち年十億円」と、第一項第二号とあるのは「第一項第二号又は第三号」と、前二項とあるのは「第一項第二号若しくは第三号又は前項」と、同号とあるのは「同項第二号」と、「このらの規定」とあるのは「第一項第二号」と、年八百万円」とあるのは「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、年八百万円」と、百分の七・五」とあるのは「百分の七・五（所得のうち十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額を超える金額については、百分の九）」とする」とあるのは「前項中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする」と、</p>	<p>（新設）</p>

年八百万円（当該法人の事業年度」とあるのは「年八百万円（当該法人の当該事業年度又は計算期間」とする。

（交付金の総額に係る減収見込額等の見積り）

第一条の二 法

第四条第一項第一号イに掲げる道府県民税所得割減収見込額の総額は、次に掲げる額を合計することにより見積るものとする。

- 一 法第四条第二項の表第一号の下欄に掲げる数値を基礎として、前年度分から当該年度分までの個人の道府県民税（都民税を含む。以下この条において同じ。）の所得割の課税標準の伸び率の見込みその他の事項を参酌して当該年度分の個人の道府県民税の所得割の課税の基礎となる納税義務者等の数及び課税標準等の額（以下この項において「課税標準等の額等」という。）を推計し、当該推計した課税標準等の額等に基づき算定する地方税法改正法による改正後の地方税法（以下「平成十一年改正後の地方税法」という。）附則第四十条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定の適用がないものとした場合における当該年度分の個人の道府県民税の所得割の収入見込額（当該年度の収入となるものに限る。）から、当該推計した課税標準等の額等に基づき算定する平成十一年改正後の地方税法附則第四十条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定が適用される場合の当該年度分の個人の道府県民税の所得割の収入見込額（当該年度の収入となるものに限る。）を控除して得た額

（交付金の総額に係る減収見込額等の見積り）

第一条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項第一号イに掲げる道府県民税所得割減収見込額の総額は、次に掲げる額を合計することにより見積るものとする。

- 一 法第四条第二項の表第一号の下欄に掲げる数値を基礎として、前年度分から当該年度分までの個人の道府県民税（都民税を含む。以下この条において同じ。）の所得割の課税標準の伸び率の見込みその他の事項を参酌して当該年度分の個人の道府県民税の所得割の課税の基礎となる納税義務者等の数及び課税標準等の額（以下この項において「課税標準等の額等」という。）を推計し、当該推計した課税標準等の額等に基づき算定する地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号。以下「地方税法改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「平成十一年改正後の地方税法」という。）附則第四十条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定の適用がないものとした場合における当該年度分の個人の道府県民税の所得割の収入見込額（当該年度の収入となるものに限る。）から、当該推計した課税標準等の額等に基づき算定する平成十一年改正後の地方税法附則第四十条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定が適用される場合の当該年度分の個人の道府県民税の所得割の収入見込額（当該年度の収入となるものに限る。）を控除して得た額

<p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四条第一項第一号八に掲げる法人事業税減収見込額の総額は、同条第二項の表第三号の下欄に掲げる数値を基礎として、前々年度から当該年度までの法人の事業税の課税標準の伸び率の見込みその他の事項を参酌して当該年度の法人の事業税の課税標準の額を推計し、当該推計した課税標準の額に基づき算定する特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号。以下この項において「資産流動化法等改正法」という。)第七条の規定による改正後の地方税法附則第九条の二及び附則第四十条第十項の規定の適用がなく、かつ、前条の規定により読み替えられた平成十一年改正前の地方税法附則第九条の二の規定の適用があるものとした場合における当該年度の法人の事業税の収入見込額から、当該推計した課税標準の額に基づき算定する資産流動化法等改正法第七条の規定による改正後の地方税法附則第九条の二及び附則第四十条第十項の規定が適用される場合の当該年度の法人の事業税の収入見込額を控除することにより見積るものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四条第一項第一号八に掲げる法人事業税減収見込額の総額は、同条第二項の表第三号の下欄に掲げる数値を基礎として、前々年度から当該年度までの法人の事業税の課税標準の伸び率の見込みその他の事項を参酌して当該年度の法人の事業税の課税標準の額を推計し、当該推計した課税標準の額に基づき算定する平成十一年改正後の地方税法附則第九条の二及び附則第四十条第十項の規定の適用がなく、かつ、地方税法改正法による改正前の地方税法(以下「平成十一年改正前の地方税法」という。)附則第九条の二の規定の適用があるものとした場合における当該年度の法人の事業税の収入見込額から、当該推計した課税標準の額に基づき算定する平成十一年改正後の地方税法附則第九条の二及び附則第四十条第十項の規定が適用される場合の当該年度の法人の事業税の収入見込額を控除することにより見積るものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>附則 （上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）</p> <p>第九条 改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一の規定に基づく旧令第二十五条の九及び第二十五条の十の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第二十五条の九第一項中「法第三十七条の十一第一項」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号。以下「改正法」という。）附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三十七条の十一第一項」と、「証券投資信託及び証券投資法 人に関する法律第二条第十三項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項」と、「（転換社債」とあるのは「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）第六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成十二年新法」という。）第三十七 七条の十第三項第三号に規定する転換社債」と、「法第三十七条の</p>	<p>附則 （上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）</p> <p>第九条 改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一の規定に基づく旧令第二十五条の九及び第二十五条の十の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第二十五条の九第一項中「法第三十七条の十一第一項」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号。以下「改正法」という。）附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三十七条の十一第一項」と、同条第二項中「法第三十七条の十一第一項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第一項」と、「大蔵大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、同条第三項中「法第三十七条の十一第四項第一号」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法第三十七 七条の十一第四項第一号」と、同条第四項から第六項まで及び第八</p>

「十第三項」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十第三項」と、同条第二項中「法第三十七条の十一第一項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第一項」と、「大蔵大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、「法第三十七条の十第三項第五号」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十第三項第五号」と、同条第二項中「法第三十七条の十一第四項第一号」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第四項第一号」と、同条第四項中「法第三十七条の十一第一項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第一項」と、「法第三十七条の十第二項」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十第二項」と、同条第五項、第六項及び第八項中「法第三十七条の十一第一項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第一項」と、旧令第二十五条の十中「法第三十七条の十一第二項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第二項」とする。

項中「法第三十七条の十一第一項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第一項」と、旧令第二十五条の十中「法第三十七条の十一第二項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第二項」とする。

改正案	現行
<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項に規定する証券金融会社（次条において「証券金融会社」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、無尽会社、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）</u>第二条第二項に規定する<u>抵当証券業者</u>（次条において「<u>抵当証券業者</u>」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）<u>第二条第五項に規定する商品投資販売業者</u>（次条において「<u>商品投資販売業者</u>」という。）、<u>特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）</u>第二条第八項に規定する<u>小口債権販売業者</u>（同法第六十四条の規定により<u>小口債権販売業者</u>とみなされる<u>特定債権等譲受業者</u>を含む。次条において「<u>小口債権販売業者</u>」という。）、<u>不動産特</u></p>	<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項に規定する証券金融会社（次条において「証券金融会社」という。）、<u>証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）</u>第二条第十項に規定する<u>証券投資信託委託業者</u>、共済水産業協同組合連合会、信託会社、無尽会社、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）</u>第二条第二項に規定する<u>抵当証券業者</u>（次条において「<u>抵当証券業者</u>」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）<u>第二条第五項に規定する商品投資販売業者</u>（次条において「<u>商品投資販売業者</u>」という。）、<u>特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）</u>第二条第八項に規定する<u>小口債権販売業者</u>（同法第六十四条の規定により<u>小口債権販売業者</u>とみなされる<u>特定債権等譲受業者</u>を含む。次条において「<u>小口債権販売業者</u>」という。）、</p>

定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）
、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）
、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）
及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第十八条第三項に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）
、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）
、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）
及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第十八条第三項に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

改正案	現行
<p>（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第八十八条 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第五十六条を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に改める。</p> <p>第五十六条を次のように改める。</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第五十六条 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（法第五百五十三条及び第七十一条の規定による権限並びに法第六十四条第一項、第六十六条第一項及び第六百六十七条の規定による権限）（信託会社に係るものに限る。）を除く。</p> <p>第四項において「長官権限」という。は、特定目的会社、受託信託会社等（信託会社を除く。）、特定譲渡人（法第五百五十条の三第一項に規定する特定譲渡人をいう。次項及び第三項において同じ。）又は原委託者（法第六十三条第一項に規定する原委託者をいう。次項及び第三項において同じ。）の本店、主たる事務所又は住所（次項及び第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区</p>	<p>（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第八十八条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条及び第四条第五号中「総理府令」を「内閣府令」に改める。</p> <p>第十二条を次のように改める。</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第十二条 法第六十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（法第五百五十三条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。）は、特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第五百五十六条第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>2 法第五百五十六条第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で特定目的会社の主たる営業所以外の営業所又は事務所（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するもの</p>

域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第五十六條第一項（法第五十條の四）法第二百二十五條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 | 法第五十六條第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設（代理店を含む。以下この項及び次項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 | 前項の規定により、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 | 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 | 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

については、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 | 前項の規定により、特定目的会社の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社の主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 | 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 | 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

附則第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同令第二条及び第四条第五号中「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、同令第十二条第一項中「金融再生委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「総理府令」とあるのは「内閣府令」とする。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正)

第九十二条 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百二条」を「第百三条」に改める。

本則(第一百二条を除く。)中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「金融庁長官」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第一百一条第六項中「第三項各号」を「第三項第一号から第八号まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」の下に「(第一号、第七号(法第四十二条第一項第一号ホの規定による法第六条の認可の取消しに限る。))及び第八号(法第四十三条の規定による法第六条の認可の取消しに限る。))を除く。」を加え、「命令その他の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 内閣総理大臣は、不動産に関し、第二項第一号、第七号(法第四十二条第一項第一号ホの規定による法第六条の認可の取消しに

(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令の一部改正)

第九十二条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令(平成十年政令第三百七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条」を「第六十三条・第六十四条」に改める。

本則(第六十三条を除く。)中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「金融庁長官」に改める。

第六十三条を次のように改める。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)
第六十三条 法第二百二十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第六条の規定による認可
 - 二 法第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ及び第四十条の規定による法第六条の認可の取消し
- 本則に次の一条を加える。

(財務局長等への権限の委任)

第六十四条 法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委

限る。）、及び第八号（法第四十三条の規定による法第六条の認可の取消しに限る。）、に掲げる処分を行う場合には、国土交通大臣と協議するものとする。

第百二条を次のように改める。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第百二条 法第二十五号第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第六条の規定による認可

二 法第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ及び第四十

三条の規定による法第六条の認可の取消し

本則に次の一条を加える。

（財務局長等への権限の委任）

第百三条 法第二十五号第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三編第一章及び第二章の規定による権限（第百九十七条に規定する特定投資信託委託業者等に関するものを除く。）、第九十六号第九号に規定する承認の権限並びに第百一条第三項第九号から第十一号までの規定による届出及び法第八十七号に規定する登録に係る権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第百二十三号の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第百二十三号の規定による権限は、前項に規定する財務局長

任された権限のうち法第三編第一章及び第二章（第百九十七条を除く。）、の規定による権限及びこの政令による金融庁長官の権限は、証券投資法人の本店の所在地又は本店が置かれることとなる所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第百二十三号の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査及び質問の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第百二十三号の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査及び質問の権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券投資法人の資産の運用を行う運用会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

又は福岡財務支局長のほか、投資法人資産運用業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前二項の規定は、金融庁長官の指定する権限については、適用しない。

4 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（金融再生委員会組織令の一部改正）

第九十二条 金融再生委員会組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十二条の見出しを「（検査局の所掌事務）」に改め、同条中「検査部においては、金融庁の所掌事務に関し、次の」を「検査局は、次に掲げる」に改め、同条ただし書中「及び第三号（同号へに係る部分に限る。）」を削り、同条第一号中「第四条第三号、第五号及び第七号に規定する」を「第四条第三号イ及び八からホまでに掲げる」に改め、同条第二号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、「並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」を、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に改め、「第四十六条第一項」の下に「並びに金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）第五十二条第一項、第七十七条第一項及び第

（金融再生委員会組織令の一部改正）

第九十二条 金融再生委員会組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十二条の見出しを「（検査局の所掌事務）」に改め、同条中「検査部においては、金融庁の所掌事務に関し、次の」を「検査局は、次に掲げる」に改め、同条ただし書中「及び第三号（同号へに係る部分に限る。）」を削り、同条第一号中「第四条第三号、第五号及び第七号に規定する」を「第四条第三号イ及び八からホまでに掲げる」に改め、同条第二号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、「並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」を、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に改め、「第四十六条第一項」の下に「並びに金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）第五十二条第一項、第七十七条第一項及び第

九十条第一項」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 次に掲げる者の検査に関する事。

イ 次 (略)

リ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者(それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項、第百五十条の三及び第百六十三条第一項に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。次条第一項第一号ム及び第二十一条第一項第一号チにおいて同じ。)

又 ソ (略)

第十二条を第三条とし、同条の次に次の一条、一節、節名及び款名を加える。

(監督局の所掌事務)

第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関する事。

イ 次 (略)

カ 投資信託委託業者及び投資信託協会

キ 投資法人

ク 次 (略)

ク 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者

ウ 次 (略)

ニ 次 (略)

2 (略)

第二節 特別な職の設置等

九十条第一項」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 次に掲げる者の検査に関する事。

イ 次 (略)

リ 特定目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。次条第一項第一号ム及び第二十一条第一項第一号チにおいて同じ。)

又 ソ (略)

第十二条を第三条とし、同条の次に次の一条、一節、節名及び款名を加える。

(監督局の所掌事務)

第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関する事。

イ 次 (略)

カ 証券投資信託委託業者を営む者及び証券投資信託協会

キ 証券投資法人

ク 次 (略)

ク 特定目的会社

ウ 次 (略)

ニ 次 (略)

2 (略)

第二節 特別な職の設置等

(審議官及び金融先物取引所監理官)

第五条 (略)

2・3 (略)

(参事官及び特定金融情報管理官)

第六条 (略)

2・3 (略)

第三節 課の設置等

第一款 総務企画局

(略)

第二十八条の見出しを「(銀行第二課の所掌事務)」に改め、同条第一項中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者の監督に關すること。

イ ト (略)

チ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者

リ ッル (略)

第二十八条第一項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号から第十二号までを削り、第十三号を第三号とし、第十四号及び第十五号を削り、同条第二項中「同項第一号から第四号まで及び第八号から第十三号まで」を「同項第一号(同号亦に係る部分を除く。)及び第三号」に、「検査部」を「検査局」に改め、同条を第二十一条とする。

(略)

(審議官及び金融先物取引所監理官)

第五条 (略)

2・3 (略)

(参事官及び特定金融情報管理官)

第六条 (略)

2・3 (略)

第三節 課の設置等

第一款 総務企画局

(略)

第二十八条の見出しを「(銀行第二課の所掌事務)」に改め、同条第一項中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者の監督に關すること。

イ ト (略)

チ 特定目的会社

リ ッル (略)

第二十八条第一項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号から第十二号までを削り、第十三号を第三号とし、第十四号及び第十五号を削り、同条第二項中「同項第一号から第四号まで及び第八号から第十三号まで」を「同項第一号(同号亦に係る部分を除く。)及び第三号」に、「検査部」を「検査局」に改め、同条を第二十一条とする。

(略)

第三十条の見出しを「(証券課の所掌事務)」に改め、同条第一項中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ・ロ (略)

ハ 投資信託委託業者及び投資信託協会

ニ 投資法人

ホ・ヘ (略)

(略)

第三十条の見出しを「(証券課の所掌事務)」に改め、同条第一項中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ・ロ (略)

ハ 証券投資信託委託業者を営む者及び証券投資信託協会

ニ 証券投資法人

ホ・ヘ (略)

(略)

改正案	現行
<p>（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）</p> <p>第六十八条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第二百十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第五条第四項中「その同意に係る変更により当該追加される区域における同項に規定する大蔵省令」を「その同意に係る変更により当該追加される区域における同項に規定する財務省令」に改める。</p> <p>附則第九条中「法第三十七条の第三項」を「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、「法第三十七条の第三項」に、「大蔵大臣」とあるのは「金融再生委員会」を「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、「大蔵大臣」とあるのは「内閣総理大臣」に、「同条第五項、第六項及び第八項」を「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第五項に、「旧令第二十五条の十」を「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第六項中「法第三十七条の十一第一項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第一項」と、同条第八項中「法第三十七条の十一第一項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第一項」と、同条第八項中「法第三十七条の十一第一項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第一項」と、「大蔵省令」と</p>	<p>（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）</p> <p>第六十八条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第二百十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第五条第四項中「その同意に係る変更により当該追加される区域における同項に規定する大蔵省令」を「その同意に係る変更により当該追加される区域における同項に規定する財務省令」に改める。</p> <p>附則第九条中「同条第二項」を「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第二項に、「大蔵大臣」とあるのは「金融再生委員会」を「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、「金融再生委員会」とあるのは「内閣総理大臣」に、「から第六項まで及び第八項」を「及び第五項」に、「旧令第二十五条の十」を「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第六項中「法第三十七条の十一第一項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第一項」と、同条第八項中「法第三十七条の十一第一項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第一項」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、旧令第二十五条の十第一項に、「とする」を「</p>

あるのは「財務省令」と、旧令第二十五条の十第一項に、「とする」を」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第二項中「法第三十七条の十一第二項」とあるのは「改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第二項」とする」に改める。

附則第十条第三項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第十六条第五項中「その同意に係る変更により当該追加される区域における同項に規定する大蔵省令」を「その同意に係る変更により当該追加される区域における同項に規定する財務省令」に改める。

附則第十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十九項中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

附則第十七条第二項中「この場合において」の下に「、同条第二項及び第五項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とを加え、「とあるのは、」を」とあるのは」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第二項中「法第三十七条の十一第二項」とあるのは「改正法附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十一第二項」とする」に改める。

附則第十条第三項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第十六条第五項中「その同意に係る変更により当該追加される区域における同項に規定する大蔵省令」を「その同意に係る変更により当該追加される区域における同項に規定する財務省令」に改める。

附則第十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十九項中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

附則第十七条第二項中「この場合において」の下に「、同条第二項及び第五項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とを加え、「とあるのは、」を」とあるのは」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

改正案	現行
<p>（優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者）</p> <p>第四条 法第三十八条第二項第九号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 弁理士又は特許業務法人であつて、次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）、若しくは著作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>イ 弁理士にあつては、次に掲げる者</p> <p>（1） 当該特定目的会社の役員又は使用人</p> <p>（2） 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者</p> <p>（1） その社員のうちにイ（1）又は（2）に掲げる者があるもの</p> <p>（2） 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>四六（略）</p>	<p>（優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者）</p> <p>第四条 法第三十八条第二項第九号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 弁理士であつて、次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権（これらを利用する権利を含む。）、又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>イ 当該特定目的会社の役員又は使用人</p> <p>ロ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>四六（略）</p>

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）

改正案	現行
<p>（準用）</p> <p>第四十条 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第十九条から第二十四条まで、第二十八条、第三十条、第三十九条の二、第三十九条の三、第三十九条の十三、第三十九条の十四及び第四十五条の規定は障害等年金給付について、同令第三十二条、第三十三条、第三十四条の二及び第三十五条の規定は平成八年改正法附則第五十七条第一項に規定する徴収金について準用する。</p>	<p>（準用）</p> <p>第四十条 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第十九条から第二十四条まで、第二十八条、第三十条、第三十九条の二、第三十九条の三、第三十九条の十二、第三十九条の十三及び第四十五条の規定は障害等年金給付について、同令第三十二条、第三十三条、第三十四条の二及び第三十五条の規定は平成八年改正法附則第五十七条第一項に規定する徴収金について準用する。</p>